

令和七年九月定例会

令和 7 年 第 3 回

# 菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 7 年 9 月 3 日～9 月 18 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

### 令和7年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 3	水	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号）質疑・委員会付託
9 / 4	木	一般質問（4人）
9 / 5	金	一般質問（4人）
9 / 6	土	休会（議案等整理）
9 / 7	日	休会（議案等整理）
9 / 8	月	一般質問（4人）
9 / 9	火	休会（議案等整理）
9 / 10	水	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 11	木	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 12	金	休会（議案等整理）
9 / 13	土	休会（議案等整理）
9 / 14	日	休会（議案等整理）
9 / 15	月・祝	休会（議案等整理）
9 / 16	火	休会（議案等整理）
9 / 17	水	議案審議（議案第46号～議案第59号）質疑・討論・表決、（報告第11号～報告第12号）質疑、（同意第4号）質疑・討論・表決
9 / 18	木	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和7年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P46～)	1. 帯状疱疹ワクチンについて	(1) 帯状疱疹ワクチンの補助対象者と接種の状況はどのようになっているのか。 (2) 生ワクチンと組換えワクチンの接種比率はどのようになっているのか。 (3) 接種率を上げる対策をどのように考えているのか。 (4) 現在実施している補助を、50歳以上へ拡大することを提案するが、町はどのように考えているのか。
		2. 全大腸内視鏡検査への助成について	熊本市が10月から実施する無償の全大腸内視鏡検査を望む声があるが、町はどのように考えているのか。
		3. 小学校の校区編制について	(1) 菊陽北小学校・菊陽西小学校・武蔵ヶ丘小学校・武蔵ヶ丘北小学校の児童数の推移と今後の推移をどのように考えているのか。 (2) 児童数の推移に伴い校舎への影響はないのか。 (3) 菊陽北小学校と菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の校区編制を行う時期が来ていると提案するが、町はどのように考えているのか。
		4. 労働時間の適正な把握について	(1) 町職員の労働時間の把握をどのように行っているのか。 (2) 時間外労働はどのように把握しているのか。 (3) 時間外労働の推移はどのようになっているのか。 (4) 労働時間把握の手段として、PCのアクセスログによる管理を提案するが、町はどのように考えているのか。
		5. 病児、病後児保育について	(1) 病児、病後児保育の利用者の推移はどのようになっているのか。 (2) 菊陽町の病児保育はどのようになっているのか。 (3) 病後児保育専用の「こあら」を病児保育対応にすることを提案するが、町はどのように考えているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
2	矢野 厚子 (P60～)	第7期総合計画の基本構想の「やすらぎのまちづくり、つながりを育むまちづくり」について	<p>(1)お一人様世帯の数は把握できているか。できているなら、その中で65歳以上の世帯は何世帯か。またお一人様全体の何パーセントになるのか。できていないのなら、今後把握していくのか。</p> <p>(2)菊陽町の総合計画によると2050年では、65歳以上の人口を町人口の30%としているが、構想のやすらぎと安心の生活を維持するために、具体的にどのような支援施策をしていくのか。</p> <p>(3)「高齢者シェアハウス」について問う。</p> <p>①政府は2028年までに、全国に100カ所の設置を目指す方針を出しているが、町はそれに対応する考えはあるか。</p> <p>②町には改修が必要な町営住宅があるが、それを活用して、社会福祉法人やNPO法人と協力して、高齢者や障がい者などのシェアハウスに活用することを提案するが、町はどのように考えるか。</p> <p>(4)在宅高齢者等24時間緊急通報体制整備事業の現状について問う。</p> <p>①現在の利用者数は何人か。</p> <p>②通報件数はこの5年間で何件あり、どのような内容だったか。</p> <p>③この事業の周知方法はどのようにおこなっているのか。</p> <p>④利用条件の緩和は考えていないか。</p> <p>(5)独居の場合の孤独死と孤立死の実情について問う。</p> <p>①公衆衛生の視点から、孤独死と孤立死は明確に区別されているが、町はその数を把握しているのか。</p> <p>②孤独死は防ぐことは出来ないが、孤立死は減らすことが可能だと考えられる。町はその対応や手段を考えているか。</p> <p>③「孤独・孤立対策推進法」に対して、町はどのように対応しているのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	廣瀬 英二 (P74～)	1. 第7期総合計画について	<p>(1) 町への提案・質問として「投稿フォーム」、「町長へのご意見箱」の取り組みがあるが、その件数と町づくりに活かされているのか示せ。</p> <p>(2) 総合計画の中に「日本一のまちづくり」が明記されていない理由について町の考え方を示せ。</p> <p>(3) 5年後をめざす姿として現状値、目標値の指標を明記してあるが、どのように検証していくのか。町の考え方を示せ。</p> <p>(4) 第7期総合計画の資料配布先について町の考え方を示せ。</p>
		2. 菊陽町地域公共交通計画について	<p>(1) コミュニティ交通サービスの充実の中で、可能な限り迂回せず駅や主要施設にアクセスできるルートへの変更とあるが、具体的な内容について示せ。</p> <p>(2) シェアサイクルサービスが、昨年10月から実証実験が行われ、今年4月から本格的に開始されたが、実績と今後の展開を示せ。</p> <p>(3) JR新駅の設置、11年度完成に変更はないのか。</p>
		3. 役場職員の待遇改善について	<p>(1) 人事評価を給与などに反映させることについて、町の考え方を示せ。</p> <p>(2) 菊陽町では賃金や地価が高騰し、役場職員の人材不足も課題であり給与見直しや昇格の検討が必要である。町の考え方を示せ。</p>
		4. 菊陽町の不交付団体について	<p>(1) 令和7年度において不交付団体になることが発表され、県内では過去3例目となるが、現在、苓北町、大津町は交付団体となっている。菊陽町の今後の見通しを示せ。</p> <p>(2) 不交付団体になったことによるメリット、デメリットについて示せ。</p>
		5. 総合ターミナルさんふれあ「氷菓里」について	<p>(1) 営業体制と営業開始後の実績について示せ。</p> <p>(2) 冬バージョンメニューは考えているのか示せ。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	中岡 敏博 (P89～)	1. 登下校の安全対策について	<p>(1) 令和7年度菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路等合同点検についての対策は、どのように実施していくのか。</p> <p>(2) 点検箇所抽出や点検方法について、過去に9項目の課題を出しているが、どのようにとらえているのか。大きく3項目を改善した効果や新たな課題はないのか。</p> <p>(3) 過去の通学路等合同点検について、削除、上書きをしているが、PDCAのチェックや確認ができない。数年間は残すべきであり、以前の対策の変更は考えていないのか。</p> <p>(4) 他の自治体にあるが、本町にほとんどない法定外表示、物理的デバイスがあるが、菊陽町は、どのように考えて設置しているのか。</p> <p>(5) 菊陽町登下校防犯プランの策定はしているのか。これに基づく緊急合同点検をおこなったのか。地域の連携の場の構築をしたのか。また、対策等の情報の共有、公表についてどのように考えているのか。</p>
		2. 学校の安全管理について	<p>(1) 学校の門の管理、防犯対策（不審者侵入、窃盗）は、過去に質問してきたが、学校活動中および夜間管理は、万全であるのか。</p> <p>(2) 学校を囲っているフェンスに有刺鉄線を使用している所があるが、設置についてどのような考えを持っているのか。</p>
		3. 大規模災害時の対応について	<p>環境省、熊本県においてペットは家族同様であり、同行避難を推奨している。避難場所への同行避難、その後の避難所での同伴避難、生活について町はどのように考え、取り組んでいるのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	藤本 昭文 (P106～)	1. 自然災害対応について	<p>(1) 菊陽町内で、平成24年九州北部豪雨災害において内水氾濫による洪水被害を受けた地域を示せ。</p> <p>(2) 当該地域は、町のハザードマップに洪水危険地域として指定されているか。</p> <p>(3) 平成24年九州北部豪雨以降の住宅開発のうち、当該地域内で行われた開発はあるか。また、あるとするならば、開発を許可する際、洪水の危険について十分な検討がなされたか。</p> <p>(4) 本年8月の豪雨で、内水氾濫による洪水被害は発生していないか。</p> <p>(5) 洪水危険が高いにも関わらず、開発を許可したとするならば、その被害に対して町はそれ相当の責任を負うべきと考えるが、町の考えはどうか。</p>
		2. 地域活性化対策について	<p>(1) 各行政区においては、区・自治会の運営に必要な費用を区費・自治会費として徴収し、その運営が行われているが、この制度について町は、どう考えているか。</p> <p>(2) 行政区単位の、コミュニティの重要性については言うまでもなく、その存続及び安定的・機能的な運営に対して、町の果たす役割は非常に大きいと考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(3) 今後、菊陽町への転入者（外国人も含む）及び交流人口の増加が予想されるが、その最前線に対応を求められる行政区に対して、区費の代理徴収や継続的な補助金の支給などの支援が不可欠と考えるが、町の考えはどうか。</p>
6	馬場 功世 (P116～)	1. 県営野球場の誘致について	町の均衡ある発展の推進において、県総合運動公園周辺に県営野球場を新設することが最適と思うが町の考えを示せ。
		2. ゴミ置き場の設置について	<p>(1) 現在は、各自治会の意向に沿った場所を行政が追認していると思われるが、いかがか。</p> <p>(2) 収集車が来るまでに黄色の網をかけているが、猫、カラス等つついて散乱している。ケージ式にしてはどうか。</p> <p>(3) 今後、住宅地を開発する際は業者にゴミ置き場の設置を促してはどうか。</p>
		3. 防犯灯の管理について	自治体が設置した防犯灯の管理は、自治会が管理し、電気料金を払っている。維持の面から一部町が補助してはどうか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 有償ボランティアについて	<p>(1) キャロットサービスでは、依頼会員から1時間800円頂いているが、ファミリーサポートのように交通費や町から補助金の助成はできないか。</p> <p>(2) これから益々高齢化社会になり需要が増えるのに最低賃金にも満たないなかで、町としてはどう考えているのか。</p>
		5. 免許証返納者への支援について	免許証返納者へタクシー券が支給されている。これを単年度ではなく、複数年の支援はできないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
7	甲斐 榮治 (P127～)	環境保全をめぐる問題について	<p>(1) 地下水涵養について</p> <p>① 水稲作付推進協議会への企業と農家の参入状況はどうなっているか。また国の農業政策の転換にも照らして事業の将来の見込みはどうか。</p> <p>② 乾田直播栽培の普及状況はどうか。将来的に水稲栽培を維持できるか。</p> <p>③ 地下水財団等との協調は順調か。</p> <p>④ 熊本県下の地下水涵養計画及び事業の全体的状況を把握しているか。</p> <p>(2) 地下水の汚染防止及び水量管理をめぐる状況について</p> <p>① 環境省は、「京都・岡山・熊本で、最終処分場の産業廃棄物に含まれるPFOSとPFOAの除去を対象とする濃度低減の技術実証及び技術について、事業者を公募・選定する」とのことであったが、その後の進捗を把握しているか。</p> <p>② 坪井川でPFAS2種類の濃度が上昇したことの因果関係は明確になったか。</p> <p>③ 熊本県は地下水量の観測井戸を令和7年度に4箇所追加し、計7箇所とする方針を発表したが、それらの設置場所はどこか、設置は完了したか、また地下水量の状況はどうか。</p> <p>④ 竜門ダムからの取水計画の進捗状況はどうか。</p> <p>(3) 特定公共下水道設置計画及びその排水の白川放流等について</p> <p>① 排水口を吉原橋付近に選定した理由は何か。</p> <p>② 白川への排水計画は住民の理解を得られたか。</p> <p>③ 白川河川改修促進期成会とはどのような組織であり、どのような活動を行なうのか。</p> <p>④ 白川の河川改修の現状及び計画はどうなっているか。特に通称「キエモン」付近・未来大橋下流・弓削橋から吉原橋に至る界限の状況について町の認識を述べよ。</p> <p>(4) 企業誘致に関わる環境保全について、住民・行政・企業の信頼と協調は順調であるか。そのためのシステムは具体的にどのように組み立てられ、どのように活動しているか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	小林久美子 (P141～)	地下水保全対策について	<p>(1) 地下水涵養を目的とした「雨庭」が、役場前に完成し熊日で報道された。とてもいいとりくみだと思うが、この間の検討された経緯はどうだったのか。</p> <p>(2) 今後、町有施設を設ける際も、雨庭の整備を検討するとあるが、どのようなイメージで考えているのか。</p> <p>(3) 既存の公共施設への整備は検討できないか。</p> <p>(4) 地下水保全のために、あらたな道路建設の場合浸透性の高い道路の材料を検討してほしいがどうか。</p> <p>(5) 雨水浸透ますの設置状況と、今後普及のために現在どのように取り組んでいるのか。設置補助金の拡大など必要ではないか。</p> <p>(6) 地下水涵養のために、町内企業にたいしてどのように働きかけていくのか。</p>
9	鬼塚 洋 (P156～)	1. ゴミ収集について	<p>(1) リチウムイオン電池を内蔵する製品（以下、「本製品」という。）について、本年度より「特定品目（電池類）」に追加し、月1回収集しているが、分別は十分になされているか。また、町民からどのような声が上がっているか。</p> <p>(2) 本製品がゴミ収集、焼却等の過程で発火する事故が全国的に相次いでいるが、何か広報以外に対策等を行っているか。</p> <p>(3) 国も法改正を行い、翌年度より事業者の本製品の回収を義務づけるが、本町としても、回収頻度や回収先を増やすなど回収を強化すべきではないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 職員の就労環境について	<p>(1)フレックスタイム制の導入について、令和6年9月定例会でのその必要性を認めつつ、県外自治体の事例について情報収集に努めるとのことであったが、これまでの調査、検討状況はどうなっているか。</p> <p>(2)職員（管理職とそれ以外の職員）の残業について、直近3か年における月平均の残業時間はどの程度か。</p> <p>(3)(2)の残業時間について、各所属（部や課）によって格差はあるのか。あるとして、格差を是正する対策は行っているか。</p> <p>(4)職員が公務として参加する懇親会について、飲食等の費用が発生する場合に、本町は費用負担をしているか。負担している場合、その基準はどうなっているか。</p>
10	岩下 和高 (P173～)	1. 野球場誘致について	<p>(1)県が設置した「公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議」等に対して、これまでどのような誘致活動を行ったのか。</p> <p>(2)それを受けて県や検討会議の反応はどうか。</p> <p>(3)菊陽町の強みである新駅を中心とした区画整理事業周辺または、県民総合運動公園周辺の2か所のうちどちらかを優先して誘致活動を行うのか。</p> <p>(4)改めて野球場誘致に向けた町の考えを示せ。</p>
		2. J A S M進出効果の町民への施策反映について	<p>(1)給食費の無償化や小中学校体育館への空調設備整備計画など子どもたちへの施策の充実は図られているが、高齢者に対する支援をどのように考えているのか。</p> <p>(2)働き盛り世代に対する支援として検診の助成を提案するが、町はどのように考えるか。</p>
		3. 町内の県道、国道について	<p>(1)県道の管理者は都道府県であり、道路の維持、修繕を行うが、町の役割はなにか。</p> <p>(2)緊急を要する場合修繕等、町民の安全を考え町が先行して工事ができないか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
11	布田 悟 (P182～)	1. 小学生の通学の安全と、体力保持について	<p>菊陽北小学校と菊陽南小学校における児童の通学距離は長く、交通安全の問題と、授業に臨む児童の心身の疲れが懸念されている。そこで以下の点について質問する。</p> <p>(1) この問題に対処するためにどのように対応しているか。</p> <p>(2) 両校区の保護者からの対応策の要望は出されているか。</p> <p>(3) スクールバス等での通学は実施されているか。</p> <p>(4) 菊陽北小学校においてはスクールバス等の配備はされていないようであるが、その点どう考えているか。</p> <p>(5) 少なくとも夏場7月～9月の期間のスクールバス等の配備を考えてもらいたい、如何か。</p>
		2. コンビニエンスストア開設状況について	<p>菊陽北小学校区の市街化調整区域内及び菊陽南小学校区内におけるコンビニエンスストアの開設状況を把握しているか。その状況をどう思うか。</p>
12	上田 茂政 (P189～)	1. 財政について	<p>(1) 財源超過分の使途についてどのように考えているか。</p> <p>(2) 不透明な国際的課題もあり、今後も安定した各種税収が見込まれると考えているか。</p> <p>(3) 不交付団体の課題、デメリットをどう考えているか。</p>
		2. 国道443号整備について	<p>(1) 事業の進捗状況及び今後のスケジュールを把握しているか。</p> <p>(2) 国道443号が整備されることにより、優良農地である白水台地と集落が分断される。農耕車両の通行を町はどのように考えているか。</p>
		3. 都市計画マスタープランに位置付けられた構想の進捗について	<p>(1) 久保田台地の開発と南方大人足線延伸道路の整備について、現在の進捗状況を問う。</p> <p>(2) 南部地区道路の整備について、現在の進捗状況を問う。</p>

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月3日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月3日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出認定第1号から同意第4号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和6年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について

委員会付託(別紙 委員会付託予定表)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鬼塚 洋 議員

2番 吉村 恭輔 議員

3番 藤本 昭文 議員

4番 馬場 功世 議員

5番 廣瀬 英二 議員

6番 矢野 厚子 議員

7番 大久保 輝 議員

8番 西本 友春 議員

9番 佐々木 理美子 議員

10番 中岡 敏博 議員

11番 布田 悟 議員

12番 佐藤 竜巳 議員

13番 甲斐 榮治 議員

14番 岩下 和高 議員

15番 上田 茂政 議員

16番 小林 久美子 議員

17番 坂本 秀則 議員

18番 福島 知雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 牟田 修人 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 さん  
教 育 長 二 殿 一 身 さん  
住 民 生 活 部 長 吉 本 雅 和 さん  
産 業 振 興 部 長 山 川 和 徳 さん  
総 務 課 長 平 征 一 郎 さん  
健 康 ・ 保 険 課 長 岩 下 美 穂 さん  
下 水 道 課 長 坂 田 悟 さん  
総 務 課 総 務 法 制 係 長 高 山 智 裕 さん  
菊 陽 町 代 表 監 査 委 員 牧 野 俊 彦 さん

副 町 長 小 牧 裕 明 さん  
総 務 部 長 村 上 健 司 さん  
健 康 福 祉 部 長 梅 原 浩 司 さん  
都 市 整 備 部 長 荒 牧 栄 治 さん  
財 政 課 長 今 村 太 郎 さん  
介 護 保 険 課 長 和 田 征 さん  
会 計 管 理 者 兼 鍋 島 二 郎 さん  
会 計 課 長  
教 育 部 長 矢 野 博 則 さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄議員） ただいまから令和7年第3回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番藤本昭文議員、4番馬場功世議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月18日までの16日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
先般、議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおり報告します。  
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。  
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、配付のとおりです。  
次に、今回受理した請願は、配付しました請願文書表のとおり、総務住民生活常任委員会に付託しましたので、報告します。  
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（福島知雄議員） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出があります。これを許します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。  
議員各位におかれましては、令和7年第3回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まず、8月10日深夜から11日朝にかけて降った記録的大雨は、県内に甚大な被害をもたらしました。この災害でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この記録的大雨により、本町におきましても、土砂災害警戒情報の発令や線状降水帯発生予測情報が発表されたことから避難所を6か所開設をし、町内全域に避難指示を発令いたしました。町内の住宅被害につきましては、9月1日現在、一部破損2件、床上浸水4件、床下浸水14件の被害が確認されております。

今後、台風をはじめ、あらゆる災害に対し万全の準備をしております。

また、御存じのとおり、県南の市町村では甚大な被害が発生しており、被災地支援として、8月16日からほぼ毎日、1名から2名の職員を災害支援として被災市町村へ派遣をしております。改めまして、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りをいたします。

次に、スポーツ施設整備に係る新たな菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場、新たな観光、にぎわいの拠点となる西日本最大規模のアーバンスポーツ施設や町民グラウンドの整備につきましては、6月30日にくまモンアーバンスポーツパーク常設スケートボードコースの完成イメージを発表いたしました。当日は、設計、監修をしていますアメリカのカリフォルニアスケートパークス社より、コースは熊本城やくまモンをイメージしており、初心者からオリンピックレベルの選手まで楽しめる施設になると説明がありました。また、工事についても、計画どおり順調に進んでおり、令和8年3月の事業完了に向けて進めてまいります。

次に、プロスポーツに触れる機会についてであります。

6月28日に、熊本ヴォルターズによる「ヴォルKIKUYO。祭」が菊陽町総合体育館で開催され、小・中学生を対象としたバスケットボール教室やeスポーツ等の体験会など、多くの方に来場いただきました。また、合併70周年事業といたしまして、7月6日に開催したロアッソ熊本町民招待デーには1,000名の町民をスタジアムへ無料招待し、多くの町民の方が応援に駆けつけました。8月16日には、元サッカー日本代表の小野伸二氏を招き、サッカー教室を開催しました。サッカー教室に参加した小・中学生は、本物のプレーに目を輝かせていました。

プロスポーツの選手に出会うことにより、子どもたちが将来に向かって夢を育めるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、台湾宝山郷とのバスケットボール交流事業についてであります。

去る7月31日から8月4日にかけて、友好交流協定を締結をしている台湾宝山郷から中学生9人を含めた総勢26人が来庁をし、菊陽町総合体育館で町内の中学生と社会人によるバスケットボールの交流試合を行いました。また、菊陽町の夏祭りにも参加し、日本の夏の文化を体験してもらい、台湾宝山郷の子どもたちとの絆を深めるいい機会となりました。

次に、防災関係の取組についてであります。

菊陽町総合体育館において、7月26日、27日の2日間、内閣府主催、県と町の共催で避難生活支援リーダー／サポーター研修を開催いたしました。この研修には、町内外から防災士、福祉関係者、医療従事者、自主防災組織関係者、地域住民など、幅広い年代の55名の方が参加をされ、実際の避難所事例を基に課題の抽出、改善策の検討、ロールプレー演習などを通じて、実践的な支援技術やコミュニケーション方法を学びました。

今後、研修や訓練を通じて避難生活環境の向上に貢献できる地域人材の育成に取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、新たな地下水涵養、雨庭の取組についてであります。

この取組は、菊池地域の土地開発に伴う地下水涵養域の機能低下に対応するため、地下水涵養の効果を発揮する雨庭を8月8日に菊陽町造園協会の協力の下、役場正面玄関の東側に整備をいたしました。雨庭の面積は約50平方メートルで、役場本館の屋根に降った雨水が雨庭に流れ込む構造となっており、年間約204トンの雨水の浸透を見込んでおります。なお、地下水涵養を目的とした雨庭としては、県内自治体では初めての取組になります。

最後は、菊陽町子ども議会についてであります。

昨年度に引き続き、子どもたちが行政や議会を身近に感じ、自分の住んでいる町に関心を持っていただくことを目的に、8月6日に子ども議会を開催いたしました。当日は、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒12名が参加をし、そのうち8名から、日頃の生活における疑問や町の将来のことなどについて様々な質問や提案をしていただきました。

将来の菊陽を支えていく人材の育成と住みよいまちづくりを実現していくために、今後も開催を継続してまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町のスローガンでもございます「成長しつづけるまち」として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出認定第1号から同意第4号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第5、町長提出認定第1号から同意第4号までの23件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和7年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理

由を申し上げます。

提案いたします付議事件は23件でございます。内訳は、決算の認定が6件、議案が14件、報告が2件、同意が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

認定第1号から認定第5号までは、令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算4件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

認定第6号は、令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

議案第46号は、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第47号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第48号は、菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町特別職報酬等審議会の答申を受け、町長等の給料の額及び期末手当を改定したく、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号は、菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町特別職報酬等審議会の答申を受け、議会議員の報酬の額及び期末手当を改定したく、条例を改正するものであります。

議案第50号は、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に12億8,220万4,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を222億6,970万5,000円と定めるものであります。

議案第51号は、令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を40万9,000円と定めるものであります。

議案第52号は、令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に7,390万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億

2,101万6,000円と定めるものであります。

議案第53号は、令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に812万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を6億3,826万円と定めるものであります。

議案第54号は、令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,343万7,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を30億7,451万4,000円と定めるものであります。

議案第55号は、令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、収入を396万3,000円増額し、18億3,641万6,000円と定め、支出を356万3,000円増額し、16億4,294万1,000円と定めるものであります。また、資本的収入及び支出の予定額において、支出を253万6,000円増額し、9億3,625万7,000円と定めるものであります。

議案第56号は、菊陽町営中代団地改修工事（2工区）の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、菊陽町町営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した町営中代団地の改修工事を行うものであります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号は、財産の取得についてであります。

内容は、菊陽町防災行政無線戸別受信機を購入するものです。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽杉並木公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第59号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が帰属を受けました開発道路2路線を新たに町道として認定するもので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

報告第11号は、令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定した令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第12号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

町が出資している法人であります有限会社さんふれあの令和6年度決算の内容を地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

同意第4号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員の市原久美子様任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに奥村健博様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 決算審査報告

○議長（福島知雄議員） 日程第7、認定第1号から認定第6号の6件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員牧野俊彦さん。

○菊陽町代表監査委員（牧野俊彦さん） 代表監査委員の牧野でございます。

町長から審査に付されました令和6年度一般会計決算等につきまして、佐々木監査委員と私とで審査を行いましたので、その結果について御報告いたします。

なお、報告第11号の健全化判断比率等の審査結果につきましても、関連しますので、引き続き御報告したいと思います。

早速、文書番号33号、資料番号1の資料を御覧ください。

1ページをお開きください。

第1の審査の対象は、(1)に記載いたしました各会計に関する決算状況、それから(2)のところにありますのが土地開発基金の運用状況であります。これが審査の対象でございます。

審査の期日、それから審査の方法につきましては、第2、第3に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

第4の審査の結果ですけれども、審査に付されました決算関係書類につきましては、第3に記載しました方法により審査した限りにおきまして、証拠書類等と符合しており、適正に作成されていると認められます。なお、ということで基金の運用状況についてコメントしておりますが、これは後ほど意見のところでお説明いたします。

次に、第5以下の決算の概要ですけれども、決算の詳細な内容につきましては別途担当部署から御説明があると思いますので、ここでは監査の観点から着目した事項について、かいつまんで御報告いたします。

資料はよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

同じく、その2ページの表の1をまず御覧ください。

一般会計、年度ごとの決算の推移を示しております。

表を見ていただきますと、歳入歳出とも、次第に伸びてるといふことが分かります。

一番下の実質収支額ですけれども、令和5年度と令和6年度を比較していただきますと、令和5年度が3億円ちょっと、令和6年度が9億円ちょっとということで、3倍ぐらい増えておりますが、この実質収支額は財源としては余裕財源というふうな成果がありますので、財政調整基金と併せて考えることが適当というふうに思っております。後で基金のところ出てまいりますけれども、これらを合計いたしますと、令和5年度も令和6年度も約30億円弱ということで、ほとんど変わりはないということになっております。

次に、3ページを御覧ください。

3ページの表2は、一般会計歳入の状況でございます。

一番右側に構成比が出ておりますが、一番上の町税、それから中ほどの17番の国庫支出金、それから最下段の町債、地方債、この辺がウエート大きくなってございますが、これは昨年度とこの辺の形は同じになっております。ただ、この3つの中の比較で、国庫支出金と町債のウエートが少し高くなってございます。これは、後で出てまいります。

ちょっと飛びますが、5ページを御覧ください。

表の5が町税の状況でございます。令和2年度からの推移を掲げております。

注目されるのは固定資産税でございますが、表の真ん中辺なんですけど、固定資産税の令和6年度、それから令和5年度収入済額というところを御覧いただきますと、令和5年度が39億円、令和6年度が45億円ということで、約15%の増となっております。これは、土地、家屋、償却資産の区分がございますが、今回主に伸びておりますのが家屋分というふうなところでございます。

なお、一番右側、徴収率がございまして、町税の徴収率につきましては所管部署におきましても様々な工夫をされておまして、いずれも好転しているというところでございます。

ちょっと飛びまして、また8ページを御覧ください。

8ページの表の8ですけれども、歳出の状況を上げております。

同じく、一番右側の構成比を見ていただきますと、3番の民生費、それから真ん中付近8番の土木費、それから12番の公債費、これが大体大きなところになってございます。民生費が37%、土木費が20%近くというふうなところでございます。なお、土木費のところを見ていただきますと、執行率が51%、約半分の執行率でこの20%近いウエートになってるといふところが注目されるところでございます。

土木費につきましては、執行額とほぼ同額が翌年度へ繰越しということになりますので、この辺は国庫補助の都合とか、いろんな外的要因がありますから一概には言えないんですが、執行体制に支障が生じることのないようにということで御配慮をお願いしたいというふうに考えております。

9 ページを御覧ください。

ここから特別会計ですけれども、まず9 ページ上から、国民健康保険特別会計。

表の9を見ていただきますと、各年度ごとの推移でございまして、国保につきましては大きな変動はございません。

下のほうの表10に、国保税の収納状況を示しております。

一番下の収入率ですけれども、大体75%ということで、これは現年分と繰越分の合計ですので、現年分だけ見ますと、95%というふうになっております。

飛びまして、11ページをお願いします。

ここから後期高齢者医療特別会計でございまして。

上のほう、表14が後期高齢者医療特別会計の年度推移ですけれども、後期高齢者医療に関しましては、歳入歳出とも、御覧のように令和2年度から一貫して増加傾向にございます。

下のほう、表15が後期高齢者医療保険料の収納状況でございまして、100%近い実績となっております。

次に、13ページを御覧ください。

介護保険特別会計でございまして。

表19が介護保険特別会計の年度ごとの決算の状況でございまして。

これにつきましては、御覧のように、歳入歳出とも通増傾向にあるということが言えると思います。

下のほうの表20は、同じく介護保険料の収納状況ですけれども、引き続き100%近い収入率で推移しております。

15ページを御覧ください。

土地取得特別会計ですけれども、この会計につきましては、令和6年度、大きな動きはあっておりません。

次の16ページを御覧ください。

これは、財産に関する調書ですけれども、表24と表25で令和6年度中の土地、建物、それ以外の各財産の増減等の状況を掲げております。

大きなところはございませんが、6年度におきましては、新規分だけではなくて、過去に遡って既存の財産の状況につきましても台帳整理に取り組まれておりまして、その成果が含まれております。

17ページを御覧ください。

ここからは基金の状況でございまして。

一覧表、次の18ページにございますので、18ページを御覧ください。

最上段の財政調整基金、令和6年度末決算で19億7,000万円ということでございまして。それから、次の段の減債基金、これが決算額で3億8,000万円ちょっととなっております。これは、合計で23億6,000万円ということで、標準財政規模で割りますと23%ちょっとということ

になります。この2つの基金が一般に財政調整機能を有するというふうにされておりますが、ほかの基金は目的基金ということで、大体この財調基金と減債基金が財政調整機能を有するとされておりますが、本町の中期財政計画では、計画期間内にこれを30%以上確保するということが目標として掲げられております。30%の目標値の適否というのは判断が難しいところでございますが、標準財政規模が今後逡増するということも考えられますので、その場、そのときそのときで適切に、どの程度この財政調整機能の基金を確保するかということを判断していくということが必要かと思えます。

下から3つ目に土地開発基金というのがございます。土地開発基金、決算額が1億1,600万円です。基金としては1億1,600万円ですが、実は現金以外に土地のままで基金に属しているというのが約5億円ございます。これは、土地開発基金で購入した土地を一応そのまま学校グラウンドあるいは多目的広場等に供用しているというものでございまして、本来、土地開発基金で購入した場合は、それぞれの施設の会計、一般会計が主になりますが、一般会計で買い戻すというふうなことで、この土地開発基金としては現金をまた元に戻すというのが通常でございます。この辺は、一応最後の意見でも付しておりますが、ただ所管部局におきましてはこの基金の全体の再検討をするというふうなことも聞いておりますので、その辺はまた今後検討されるものというふうに思っております。

19ページを御覧ください。

第8で財政構造、財政指標と、そういったところを上げております。

真ん中付近の表27ですけれども、自主財源と依存財源がございまして、令和6年度の自主財源と依存財源の構成比を見ていただきますと、自主財源のほうは46で依存財源が54ということで、令和5年度からこの比率が逆転をしております。これは、先ほど歳入の構成比のところでも触れましたが、国庫補助金とか地方債が増加したことによりまして、比率として、自主財源の構成比が少なくなったというところでございます。

なお、今後、地方交付税の不交付団体ということになりましても、制度上用意されている国県支出金等の補助財源につきましては適切に確保しながら財政運営を図ることが肝要かと考えられます。

飛んで、22ページを御覧ください。

表の30ですけれども、主要な財政指標。

ここの右側の一番下に、標準財政規模102億1,766万円、これがあちこちで出てまいりますけれども、令和6年度はこの数字が標準財政規模ということでございます。

ここで、左から2つ目、経常収支比率のところを御覧ください。

経常収支比率が94.5%となっております。経年を見ていただきますと、大体90%前後で推移してはいたしましたが、令和6年度は95%近くになっているということでございます。一般論でいいますと、財政の硬直化が進んでいるというふうなところでございます。

この経常収支比率に関しましては、御案内のように、これまでの町村の場合は70%とか80%

ぐらいが適当と言われておりましたが、近年は、他団体におきましても90%超のところも珍しくなくなってきております。社会情勢の変化とか、団体の財政規模の増大等に伴いまして、行政ニーズの拡大、そういったことでこの比率の分子となります経常経費が次第に大きくなるということは理解できるところかと思いますが、これが一応今95%ぐらいですけれども、これが100%近くになりますと、財政的に窮屈になるのは明らかであります。これについて、次の審査の意見のところでも若干意見を述べております。

24ページを御覧ください。

第9で審査の意見ということで3点挙げております。

まず、意見の1番ですけれども、財政状況に関する課題ということで、経常収支比率について意見を述べております。

内容は、非常に原則的な意見ではございますが、黒ポツの2つ目、令和7年6月に云々かんぬんからですが、経常収支比率の上昇については対応を考えておられまして、中期財政計画では税収の伸びを想定すると、それから併せて公債費を抑制すると、それから併せて財政調整基金、先ほど言いましたように財政規模の30%、こういうようなことを確保することにより、町の財政の弾力性を確保していくというふうに考えておられるところでございます。

その下ですけれども、そうはいつでもということ、人件費等の経常経費の抑制には努めていく必要があるでしょうといった原則的な意見を述べております。

それから2番目、基金の運用状況ですけれども、これは先ほど御説明しました、土地開発基金が一応今土地のままがありますので、これについては早急に整理をしていただきたいということで意見を述べております。

それから、3番目の財務会計上の課題ですけれども、これは少し細かな話なんです、歳入歳出外現金の取扱いということで挙げております。

町が取り扱う現金預金というのは、基本的には全て歳入歳出予算に計上して議会の判断を仰ぐというふうな仕組みになってございますが、これ以外に、法令の規定に基づきまして町が一旦預かる仕組みとなっております現金預金については歳入歳出外現金ということで取り扱うことになっております。

直近の例月出納検査によれば、町が通常取り扱っている普通預金、約38億円の中で動いているんですけれども、この中の約2億円が歳計外現金として同じ口座で管理されております。加えまして、この歳計外現金の中にその法令上の根拠について疑義のあるものが一部見られるということで、そのような場合、他団体の全国の事例等を鑑みますと、財務会計上の不都合が生じたりする可能性もあるというふうなところでございます。それにつきまして、全町的に改善を求めるというふうな旨の意見を付しております。

以上が一般会計等でございます。

続きまして、下水道会計。

文書番号34、資料の2を御覧ください。

資料の2の審査意見書1ページですけれども、第1の審査の対象、それから第2の審査の期日、それから第3の審査の方法、これは御覧のとおりでございます。

第4の審査の結果ですけれども、審査に付されました財務諸表、その他の決算関係書類は、第3の審査の方法により審査した限りにおきまして、いずれも法令等に準拠し、適正に作成されていると認められます。

以上が審査結果ですけれども、次に下水道事業の概要及び決算状況につきまして、同様に監査の観点から、かいつまんで御報告いたします。

2ページを御覧ください。

第5の事業及び決算の概要ですけれども、下のほう、表の1それから表の2、この辺を御覧いただきますと、表の1が公共下水道、それから表の2が農業集落排水事業ですけれども、排水処理人口の普及率は、5年度、6年度、表のような動きになってございます。

今後の課題といたしましては、文書には書いておりますが、公共下水道におきましては、既存施設のメンテナンス、それから新たな企業進出への対応、こういったことが課題になるかと思えます。それから、農業集落排水におきましては、集落内開発制度の運用で新規事業への対応と、こういったことが課題になるというふうに考えております。

3ページを御覧ください。

一番上の建設改良工事のところですが、ここは事業量の5年度、6年度の推移を、表3が公共下水、表4が農業集落排水ですが、示しております。

上のほうの表3の公共下水道で、真ん中付近に増減、これは工事費の増減ですが、8,300万円△となっております。この理由としましては、令和5年度にJAS M関連の事業を実施されておりますが、これが完了したということで、令和6年度はその分が減っているというのが要因ということになっております。

それから、そのページの大きな2番の予算の執行状況でございますが、ここからページ4にかけて、予算の執行状況、いろいろ表を上げておりますが、一言で申し上げますと、公共下水道事業につきましては一般会計からの繰入れも基準内だけで、現時点で大きな課題は見当たらないというふうに考えております。

また、同じく農業集落排水事業におきまして、一部は赤字補填の基準外繰入れというのはあるんですけれども、予算決算等につきましては公共分、農集分併せて考えるということをされておりますので、全体としては大きな課題は見当たらないというふうに考えております。

次に、5ページを御覧ください。

資料の見方で、5ページの真ん中、大きな3番で決算の概要となっておりますが、これ以降決算の概要、税抜きで示されておりますが、直接表を見ていただきまして、6ページの表11に損益計算書を上げております。これは、公共分と農集分を合算した、連結したと表現されてますが、損益計算書でございます。

上から、営業収益、営業費用とありまして、真ん中付近に営業利益がマイナスの2億128万

9,000円となっております。これは、営業利益がマイナスということなんですけども、地方公営企業の経理の仕方がございまして、営業費用には減価償却費を計上するんですが、それに見合う国庫補助の見合いを営業外収益に上げるというふうになっておりますので、その関係でここでマイナスが出るというふうになっております。

この表の下から2段目、当期純利益、これは合わせた数字ですけれども、当期純利益はプラスの1億6,800万円というふうになってございます。

次に、7ページ以下の資産ですが、直接8ページ、9ページを御覧ください。

貸借対照表でございまして、資産の部、負債の部は、それぞれ工事の進捗等減価償却によりまして増減しております。

あと、9ページの下の方の資本の部ですけれども、ここでは一般会計からの出資金、それから剰余金処分による積立て、こういったところで資本の部が増えております。

貸借対照表としては、そんなに大きな課題はないかなというふうに思っているところでございます。

次に、10ページと11ページ、特に11ページのほうを見ていただきますと、11ページの下の方、表15に剰余金処分計算書がございまして。

これは、一番右側の未処分利益剰余金1億6,800万円が令和6年度の未処分利益剰余金ということになるんですけども、これは公共分と農集分を合わせた数字でございまして、その下の△1億6,796万9,000円、これは公共分の利益を全額減債積立て、それ以外の農集分の利益は一番下の25万4,000円、これはそのまま利益剰余金で残すというふうな処分になっております。

飛んで、最後の審査意見ですけれども、13ページ、先ほどから申しておりますように、公共下水道、農業集落排水、細かな点はいろいろございまして、大枠でおおむね適正な運営がなされていると思っておりますので、今後もより健全な経営を目指していただきたいというふうな意見にしております。

以上、下水道特別会計です。

最後に、健全化比率につきましても、ここで併せて審査結果を御説明いたします。

文書番号35の資料3を御覧ください。

その資料の同じく1ページ、審査結果、これは健全化比率の審査ですけれども、同じく第1の審査の対象、第2の審査期日、第3の審査方法につきましては、御覧のとおりでございます。

第4の審査結果及び意見ですけれども、審査に付されました健全化判断比率及び下水道事業会計の資金不足比率ともに、第3の審査の方法により審査した限りにおきまして、いずれも正確に算定されているというふうに認められます。

その下になお書きを書いておりますが、これは意見ですが、まず次の2ページの数値の概要を御覧いただきたいと思っております。

計算した結果の数値ですけれども、上のほう、表1が健全化判断比率、2が下水道会計の資

金不足比率でございます。

上のほうの①の実質赤字、②の連結実質赤字、それから表の2の資金不足比率、これはいずれも資金不足はありませんので、該当なしのバーとなっております。

それから上のほう、③の実質公債費比率、それから④の将来負担比率、この辺は町だけではなくて、例えば一部事務組合とか、そういったものをいろいろ連結をした形で出す数値になってございます。

御覧のように、③の実質公債費比率は、3年度から少しずつ上がっておりますというのと、将来負担比率につきましては、5年度から6年度にかけて大きく伸びてるところでございます。この辺は、事業増に伴います地方債の増とか、それと連結ですので、一部事務組合関連施設の負担金、こういったものが影響しております。これにつきましては、一応、健全化基準にはまだ至らない状況でございますけれども、数値が急に上がってるみたいなところがございまして、この辺の動向には引き続き注視していただきまして財政運営をお願いいたしますと、そういったことを意見として書いております。

以上で3点の審査結果の御報告を終わります。

○議長（福島知雄議員） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員におかれましては、決算審査の結果説明、お疲れさまでございました。しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和6年度決算認定の件について、各部課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 認定第1号 令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

本件につきましては、先ほど代表監査委員から決算審査報告がなされ、さらに各委員会に付託される予定とお聞きしておりますので、詳細につきましては各委員会において各担当部署から説明させていただきます。

また、本議案における関係書類は、データでは認定第1号の1から5となる歳入歳出決算書、主要な施策の成果ほか、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。なお、決算関係の書類はA4縦となっているものが多くございますので、データで御覧になれる場合は並べて御覧いただければと思います。

財政課からは、まずデータで認定第1号の5となる歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項で収入済額または支出済額を前年度と比較して決算額の変化が大きいものを中心に御説明申し上げ、その後で歳入歳出決算書により要点となる項目を御説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和6年度の収入済額について、前年度との比較と併せて御説明をさせていただきます。

款の1町税は、収入済額が83億3,992万9,943円で、前年度と比較して5億4,099万8,679円、6.9%の増となりました。これは、項の2固定資産税の土地、家屋における税収が増加したことが主な要因となります。なお、町税は、歳入合計に占める構成比が一番高い比率となり、34.3%となります。

続く、款の2地方譲与税から款の14交通安全対策特別交付金までは、国及び県から、それぞれ定められた制度に基づき交付されるものとなっております。

ページの中段あたりの款の7地方消費税交付金は12億1,416万1,000円で、前年度と比較して1億471万4,000円、9.4%の増となりました。これは、消費税10%のうち、2.2%分は地方消費税として都道府県に配分された上で、原則、人口を基準として、その半分の1.1%が市町村に交付されるものです。景気の上昇などにより、消費活動が活性化したことで消費税全体が増えたことが要因と考えています。

款の12地方特例交付金は2億8,115万4,000円で、前年度と比較して2億552万8,000円、271.8%の増となっております。これは、昨年度、国による定額減税の実施により本町の個人住民税の歳入が減少することとなり、その財源不足を補うため国が地方特例交付金を増額したことが主な要因で、この対応によって町の必要な財源を確保することができました。なお、本年度以降は、国において定額減税などの施策が行われない限り、交付金額はこれまでどおりの水準に戻る見込みです。

款の15分担金及び負担金は1億6,678万9,229円で、前年度と比較して9,478万5,025円、36.2%の減となりました。これは、令和5年度の大津町との行政界における道路橋梁整備において、下戸橋補修に対する工事負担金が令和6年度は不要となり、その分減額となったことが主な要因となっております。

款の17国庫支出金は56億6,274万8,043円で、前年度と比較して10億7,184万6,622円、23.3%の増となっております。これは、項の1国庫負担金が令和6年10月からの児童手当の制度改正により国負担分が増加したこと、項の2国庫補助金がアーバンスポーツ施設などの杉並公園拡張

整備事業に対する国交付金の増加が主な要因となります。なお、町としましては、引き続き国の交付金、補助金を最大限活用することを前提として、まちづくりなどの各種整備事業を進めていく予定です。

款の19財産収入は4,167万8,592円で、前年度と比較して4億2,466万8,624円、91.1%の減となりました。これは、項の2財産売払収入において、一昨年度の令和5年度には一時的な歳入として第二土地区画整理事業地内の土地売払収入が2か所あったため、令和6年度と比較すると大きな減少額となっています。

それでは、次の3、4ページです。

款の20寄附金は4億3,925万4,600円で、前年度と比較して1億1,793万7,800円、36.7%の増となりました。これは、企業版ふるさと納税として、アーバンスポーツ施設に対して御協力いただける企業からの寄附金が増えたことが主な要因となります。

款の21繰入金は11億8,381万3,057円で、前年度と比較して7億5,703万8,477円、177.4%の増となりました。これは、財源の調整を行うため、項の2基金繰入金において財政調整基金からの繰入金が増加したことが主な要因となります。

款の24町債は30億6,950万円で、前年度と比較して11億2,350万円、57.7%の増となりました。これは、項の1の総務債、項の2民生債、項の7土木債、項の8消防債、項の9教育債が、それぞれ必要な事業における財源確保のため増額となっています。なお、地方債に関しては、国県補助金と併せて財政的に最も効果的な起債を選択した上で、後年度における財政負担の平準化を図っています。

以上、歳入合計は、令和5年度からの繰越分を含めて243億3,257万1,333円となり、前年度から32億4,870万8,669円、15.4%の増となりました。

続いて、5、6ページをお開きください。

歳出となります。

まず、款の2総務費は24億7,603万6,525円で、前年度と比較して1億6,581万1,363円、7.2%の増となりました。これは、項の1総務管理費が三里木町民センター大規模改修工事により増加になったことが主な要因となります。

款の3民生費は85億7,556万5,303円で、前年度と比較して11億4,850万8,378円、15.5%の増となりました。これは、項の1社会福祉費が国の定額減税調整給付金事業や福祉センターの改修工事、項の2の児童福祉費が新たな民間保育施設に対する施設整備の補助金や、昨年10月から児童手当制度が高校生年代まで拡大したことなどにより、増額になったことが主な要因となります。

款の7商工費は5億253万9,624円で、前年度と比較して2億4,803万6,860円、97.5%の増となりました。これは、これまで積極的に進めてきた企業誘致に関する優遇策による補助金の支出が増加したことが主な要因となります。

款の8土木費は45億7,615万1,288円で、前年度と比較して7億1,671万9,056円、18.6%の増

となりました。これは、項の2道路橋梁費は各種道路工事の進捗状況により減額となりましたが、項の3都市計画費は菊陽杉並木公園拡張整備事業が増額になったことにより、土木費全体としては増額となっています。

款の9消防費は7億817万8,674円で、前年度と比較して1億8,848万9,557円、36.3%の増となりました。これは、防災行政無線デジタル化更新整備工事の実施により増加になったことが主な要因となります。

款の10教育費は27億2,528万2,113円で、前年度と比較して2億8,678万2,550円、11.8%の増となりました。これは、項の2の小学校費、項の3中学校費は武蔵ヶ丘北小学校、武蔵ヶ丘小学校の給食室等の工事や各種小・中学校における給食費無償化事業での増加、項の5社会教育費は図書館の音響設備更新工事での増加、項の6保健体育費は総合体育館の新設に伴う備品購入がなくなったことにより減少がありましたが、教育費全体としては増額となっています。

款の12公債費は14億6,060万8,584円で、前年度と比較して2,166万4,086円、1.5%の減となりました。公債費の内訳は、元金が13億4,917万6,232円、利子が1億1,143万2,352円になります。

なお、令和6年度末の地方債現在高は、一般会計で196億9,875万4,882円となり、前年度末から17億2,032万3,768円増加しています。地方債に関しましては、将来の償還見通しについて中期財政計画などに基づき適切に管理を行うことで、健全な財政運営に努めてまいります。

以上、歳出合計は、令和5年度からの繰越分を含め230億8,181万7,135円で、前年度から27億2,195万5,582円、13.4%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わります。次にデータでは認定第1号の1議案書における歳入歳出決算書の中で要点となる項目を少し御説明をさせていただきます。

それでは、歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙の次のページが目次となり、以降、ページ番号を付与しております。

それでは、1、2ページを御覧ください。

まず、歳入歳出決算書の歳入となりますが、収入済額などの概要は、先ほど参考資料で説明しましたとおりです。

次に、不納欠損額と収入未済額ですが、それぞれ、4ページまでの項目に該当する金額が記載してあります。一番右端の項目となる予算現額と収入済額との比較では、数値がマイナス、△の表示になっているものについては、主に令和7年度への繰越明許費に係る財源の未収入額などになります。

7、8ページを御覧ください。

次は、歳出となります。

支出済額などの概要は、先ほど御説明したとおりですが、支出済額の横の欄の翌年度繰越額は、本年6月議会において繰越明許費繰越計算書及び事故繰越繰越計算書で御報告させていただいた内容となります。

12ページを御覧ください。

ここからは、歳入歳出決算事項別明細書になります。

こちらでの決算の概要は、先ほど御説明させていただいたとおりですので、各委員会において各担当部署から内容については御説明をさせていただきます。

それでは、冊子の最後の291ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

上から、1の歳入総額が243億3,257万1,000円に対し2の歳出総額が230億8,181万7,000円です。3の歳入歳出差引き額は12億5,075万4,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、計で3億4,580万5,000円が必要ですので、5の実質収支額は9億494万9,000円となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 認定第2号 令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第9、認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは続いて、認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

本会計は、町の事業を円滑に進めるため、主として土地の先行取得を主な目的とした特別会計となります。

なお、昨年度は本特別会計において土地の先行取得を実施しておりませんので、具体的には利子や繰越金による歳入と本会計で管理しております用地に関する費用の歳出など、少額な内容となります。

それでは、データでは認定第2号の1となる議案書で内容を御説明いたします。

議案書のほかに、認定第2号の2で資料として主要な施策の成果をつけております。

議案書の中に令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書があり、目次以降にページを割り振っています。

本特別会計の決算につきましては、一般会計同様、総務常任委員会に付託される予定とお聞きしておりますので、本議場では1の歳入歳出決算書の款と項について御説明させていただきます。

ます。

それでは、1、2ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の3繰越金、項の1繰越金は、収入済額が35万1,430円で、こちらは前年度からの繰越金となります。

歳入合計は、収入済額が36万2,152円となります。

次の3、4ページが歳出になります。

款の2諸支出金、項の1財産取得費は、土地・建物管理費として、菊陽町防災広場東側の土地の管理に必要となる光熱水費で3万8,349円支出いたしました。

歳出合計は、支出済額が4万9,071円となります。

最後に、11ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額が36万2,000円に対し2の歳出総額が4万9,000円ですので、3の歳入歳出差引金額は31万3,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額は同額の31万3,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 認定第3号 令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第10、認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として、主要な施策の成果をつけています。また、2枚めくっていただきますと、令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから26ページ、3の実質収支に関する調書を27ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は6億9,457万5,227円で、前年度より2,041万5,000円の増となりました。不納欠損額は4,752万9,496円、収入未済額は1億7,552万2,867円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は94.5%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は23億7,320万2,246円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金、項の1他会計繰入金は、一般会計からの法定内の繰入金として2億4,404万6,277円を繰り入れました。

なお、令和6年度は法定外の国保財政調整基金繰入金はございません。

款の11繰越金は9,297万5,189円で、令和5年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が34億2,235万7,366円となり、不納欠損額4,755万305円、収入未済額1億7,699万7,182円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、歳出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は20億1,356万2,100円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は3億5万4,996円で、1か月の医療費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付したものであります。

項の4出産育児諸費は1,002万7,070円で、国保の被保険者が出産したときに給付する出産育児一時金になります。

款の3国民健康保険事業費納付金は9億1,399万1,313円で、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費は2,343万1,026円で、人間ドックの補助金など被保険者の健康保持増進のための費用であります。

項の2特定健康診査等事業費は2,049万9,719円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用であります。

以上、歳出合計は、支出済額が33億1,162万3,169円となりました。

最後に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が34億2,235万7,000円に対し2の歳出総額が33億1,162万3,000円ですので、3

の歳入歳出差引き額は1億1,073万4,000円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1億1,073万4,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 認定第4号 令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第11、認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、1枚めくっていただきますと、令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから14ページ、3の実質収支に関する調書を15ページに掲載しています。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明をさせていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は4億5,135万5,920円で、前年度より4,571万9,000円の増となりました。不納欠損額は3,100円、収入未済額は132万2,700円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.8%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金1億2,832万4,094円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は1,736万6,060円で、令和5年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は1,112万1,671円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健

診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額 6 億819万2,145円となり、不納欠損額3,100円、収入未済額 132万2,700円となりました。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の 2 後期高齢者医療広域連合納付金は 5 億6,731万7,859円で、前年度より5,219万2,000円 の増となりました。

款の 3 保健事業費は1,375万5,889円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が 5 億8,759万1,785円となりました。

最後に、15ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1 の歳入総額が 6 億819万2,000円に対し 2 の歳出総額が 5 億8,759万2,000円ですので、3 の歳入歳出差引額は2,060万円となります。また、4 の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5 の実質収支額も2,060万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第 4 号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 認定第 5 号 令和 6 年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第12、認定第 5 号令和 6 年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算 の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 認定第 5 号令和 6 年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の 認定について御説明いたします。

1 枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をおつけしております。さらに 3 枚めくっていただきますと、令和 6 年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書がございます。

歳入歳出決算書の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。1 の歳入歳出決算書は 1 ページから 4 ページ、2 の歳入歳出決算事項別明細書は 7 ページから 32 ページ、3 の実質収支

に関する調書は33ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料6億9,170万1,388円は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入で、不納欠損額は131万7,950円、収入未済額は844万8,403円、収入済額の前年度との比較では5,979万2,498円の増、収納率は98.6%となっています。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金5億3,780万6,509円は、保険給付に対する負担金になります。

また、項の2国庫補助金9,486万560円は、主に保険給付に対する国の調整交付金と地域支援事業に対する補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金7億7,418万7,169円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料収入で、医療保険料に上乗せで徴収し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金3億8,131万1,266円は、保険給付に対する負担金になります。

また、項の2県補助金1,243万5円は、地域支援事業に対する補助金になります。

款の9繰入金、項の1の一般会計繰入金4億2,863万78円は、主に総務費と保険給付に対する一般会計からの繰入金になります。

また、項の2基金繰入金2,000万円は、保険給付に対する基金からの繰入金になります。

款の10繰越金7,906万9,232円は、令和5年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が30億2,955万7,805円となります。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費26億7,838万2,396円は、介護サービスに係る費用になります。

また、項の3高額介護サービス等費7,060万3,603円は、要介護者などが1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、超過分を払い戻す高額介護サービス費などの費用です。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費6,531万3,188円は、主に要支援者などを対象に通所介護事業所が機能訓練などを行う通所サービスの費用になります。

また、項の3包括的支援事業・任意事業費2,280万8,740円は、主に調理が困難な高齢者を対

象に委託事業者がお弁当の提供や安否確認を行う配食見守りネットワーク事業の費用です。

以上、歳出合計は29億7,201万8,439円になります。

最後に、33ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額30億2,955万7,000円に対し2の歳出総額が29億7,201万8,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は5,753万9,000円となります。また、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も同額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 認定第6号 令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） それでは、認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の5ページ、下水道事業決算報告書の連結を御覧ください。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして、下水道事業収益の決算額は16億9,517万5,445円で、内訳は以下のとおりでございます。

支出につきまして、下水道事業費用の決算額は15億229万7,092円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして、6ページの資本的収入及び支出を御覧ください。

収入につきまして、資本的収入の決算額は7億1,070万8,068円で、内訳は以下のとおりでございます。

支出につきまして、資本的支出の決算額は8億6,564万7,913円で、内訳は以下のとおりでございます。

また、翌年度への繰越額は2億8,874万9,019円でございます。

なお、この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億

5,493万9,845円につきましては、損益勘定留保資金などにより補填しております。

続きまして、7ページの損益計算書を御覧ください。

1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金などで11億1,939万1,593円です。

2の営業費用は、管渠やポンプ場などの維持管理費や減価償却費などで13億2,068万1,463円です。

3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして4億6,961万384円です。

4の営業外費用は、企業債の支払い利息などで1億673万3,375円となり、経常利益は1億6,158万7,139円となりました。

この経常利益に5の特別利益を合わせて、当年度純利益は1億6,866万1,223円となりました。

また、これに前年度繰越欠損金を合わせまして、1億6,822万3,831円が当年度未処分利益剰余金となっております。

続きまして、8ページの剰余金計算書を御覧ください。

この計算書は、資本金と剰余金の令和5年度末から令和6年度末までの増減について記載しております。

令和6年度末の資本合計額は、この計算書の一番右下に記載のとおり、51億907万3,963円となっております。

続きまして、9ページの下水道事業剰余金処分計算書を御覧ください。

この計算書では、菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条の規定により、未処分利益剰余金の当年末残高のうち、1億6,796万9,023円を減債積立金とするものです。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表を御覧ください。

11ページの資産の部につきましては、1の固定資産は下水道の管渠やポンプ場などの設備投資に関するもので、合計の245億1,382万8,146円です。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計10億3,135万3,209円となっており、資産の合計は225億4,518万1,355円となっております。

続いて、11ページの負債の部につきましては、3の固定負債は次年度以降に償還予定の企業債で、74億1,507万6,685円です。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や年度末時点での未払金などで、合計は6億3,584万1,424円となっております。

5の繰延収益につきましては、国庫補助金などの取得資産の財源として整理された長期前受金から収益化した累計額を差し引いたものでございまして、123億8,518万9,283円となっております。

以上で負債合計は204億3,610万7,392円となっております。

次に、資本の部につきましては、6の資本金の自己資本金は36億2,652万4,452円となってお

ります。

7の剰余金は、国庫補助金などの資本剰余金と、その下の減債積立金などの利益剰余金を合わせ14億8,254万9,511円となり、資本金と合わせた資本の部の合計は51億907万3,963円となっております。

15ページから、公共下水道事業と農業集落排水事業の事業別の決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

本日は以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号は、配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時45分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月4日（木）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月4日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 鬼塚 洋 議員    | 2番  | 吉村 恭輔 議員  |
| 3番  | 藤本 昭文 議員   | 4番  | 馬場 功世 議員  |
| 5番  | 廣瀬 英二 議員   | 6番  | 矢野 厚子 議員  |
| 7番  | 大久保 輝 議員   | 8番  | 西本 友春 議員  |
| 9番  | 佐々木 理美子 議員 | 10番 | 中岡 敏博 議員  |
| 11番 | 布田 悟 議員    | 12番 | 佐藤 竜巳 議員  |
| 13番 | 甲斐 榮治 議員   | 14番 | 岩下 和高 議員  |
| 15番 | 上田 茂政 議員   | 16番 | 小林 久美子 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則 議員   | 18番 | 福島 知雄 議員  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書 記 牟田 修人 さん  
書 記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |           |          |          |
|--------------------|-----------|----------|----------|
| 町 長                | 吉本 孝寿 さん  | 副 町 長    | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長              | 二殿 一身 さん  | 総 務 部 長  | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長             | 吉本 雅和 さん  | 健康福祉部長   | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長             | 山川 和徳 さん  | 都市整備部長   | 荒牧 栄治 さん |
| 総 務 課 長            | 平 征一郎 さん  | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長             | 阿久津 友宏 さん | 財 政 課 長  | 今村 太郎 さん |
| 健康・保険課長            | 岩下 美穂 さん  | 介護保険課長   | 和田 征 さん  |
| 福 祉 課 長            | 齊藤 大典 さん  | 子育て支援課長  | 石原 俊明 さん |
| 農政課長兼<br>農業委員会事務局長 | 澤田 一臣 さん  | 建 設 課 長  | 出田 稔 さん  |
| 都市計画課長             | 山本 省吾 さん  | 教 育 部 長  | 矢野 博則 さん |
| 教育審議員              | 根本 まり子 さん | 学 務 課 長  | 氏家 良子 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

議員の皆さん方をお願いします。特に、質問される方ですが、質問の際は、通告外質問、関連質問されないよう遵守をしてください。また、執行部に関しましては、通告外質問、関連質問に関しましては答弁しないよう通告します。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春議員。

○8番（西本友春議員） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。

本日は、お忙しい中、傍聴に来ていただいている方、本当にありがとうございます。

今回の一般質問は、町民の皆様からいただいた声や相談事を、現場を確認させていただきながら、少しでも問題が解決できればとの思いで行わせていただきますので、執行部からは問題解決に向けた前向きな答弁を期待しております。

それでは、質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 带状疱疹ワクチンの助成については、令和4年6月、令和5年9月、令和6年6月の3回、質問させていただきました。そのときの回答は、国の検討状況や他自治体の助成動向等の新たな情報を基に協議を進めていくとの回答でした。その後、国のほうで、2025年度から65歳の方などへの带状疱疹ワクチンの予防接種が予防接種法に基づく定期接種の対象になりました。

带状疱疹の発症原因は、主に以下のとおりです。水痘・带状疱疹ウイルスが原因で幼少期に水ぼうそうにかかった後、ウイルスが神経に潜伏し、免疫力が低下した際に再活性化します。高齢者やストレス、過労、睡眠不足、免疫力の低下が発症リスクを高めます。

带状疱疹は多くの日本人が悩んでいる病気です。特効薬が存在しない非常に厄介なものとなっています。そして、たとえ治ったとしても、後遺症が残り、神経痛や麻痺、しびれやかゆみといった症状が出てくることのあるのです。

そのためにも、ワクチンによる予防が大事となります。

带状疱疹についての(1)带状疱疹ワクチンの補助対象と接種の状況はどのようになっているのか、(2)生ワクチンと組換えワクチンの接種比率はどのようになっているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） それではまず、(1)の带状疱疹ワクチンの補助対象者と接種の

状況はどのようになっているかについてお答えします。

带状疱疹ワクチンは、令和7年度から予防接種法に基づく定期予防接種に位置づけられたことにより、本町でも、4月から予防接種を開始しました。

定期予防接種の対象者は、基本的には65歳を迎える方などで、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる方なども対象となります。

接種の状況は、今年度の対象者2,147人に対し、4月から7月までの接種者数は360人で、接種率は16.8%となっております。年代別で見ますと、80歳が25.8%と高い状況となっております。

続けて、(2)の生ワクチンと組換えワクチンの接種比率はどのようになっているかについてお答えします。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があり、皮下注射または筋肉注射といった接種方法やワクチンの効果や持続時間、副反応などにそれぞれ特徴が異なりますが、どちらか1種類を接種します。

なお、接種回数は、生ワクチンは1回接種、組換えワクチンは2か月以上の間隔を空けて2回接種となります。

ワクチンの接種比率は、4月から7月までに接種された方360人のうち、生ワクチンが68人で18.9%、組換えワクチンが290人で81.1%となっております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今回、私は、年代別にデータをいただいて、一応今のようにグラフ化、見える化をしてみました。確かに部長がおっしゃるように、80代が一番多くなっていますが、50代もかなりの接種率となっております。また、グラフを見ていただくと分かるように、やはりだんだん年齢が上がるごとに女性の人の数、対象者が増えていっているというような状況でございます。

そういう状況から、私自身、数字を少し分析をさせていただきました。自分で分析して何をどう予測したかといいますと、今後の1年間で、どれぐらいの人が接種するのかなということで、接種を今まで4か月分のデータでいきますと、それを単純に残り12か月を掛けたとして、50%が接種するんじゃないかな。ただし、現実的には、後で示しますけれども、これが月別の推移ということで、やはり6月が一番、政府がキャッチアップキャンペーンでいろいろテレビコマーシャルとかもやっておりましたので、5月、6月、7月からは少し下降ぎみになってきております。

そういう部分でいきますと、50%と推測はしておりますが、ここまではいかないというふうに思っておりますが、もう一つは、带状疱疹にかかる方が、7月から9月に、通年の中で7月から9月が、带状疱疹にかかる人が非常に増えてきているということで、その時期は、風邪、

コロナもそうですけども、夏と冬が増えるということで、若干接種率も増える可能性はあるかというふうに思っております。

ある企業から聞きましたところ、既存の今まで带状疱疹を自治体のほうで補助していたところの実例の年間でいきますと、多いところで約7%ほどという状況でございます。

ですから、それに比べると、今のところ、非常にいい数字が出ているということで、3番目に、いわゆる今後、また打っていない方、今、数字ではいい数字、予測はしていますが、接種を打っていない方に対して、接種率を上げる対策が非常に大事になってくるかと思いますが、その対策についてどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 带状疱疹ワクチンが、今年度から定期予防接種の対象となったことを受け、町では速やかな周知を心がけてまいりました。

具体的には、3月に町ホームページに掲載し、事業の開始について事前の周知を行いました。また、4月には広報きくように掲載するとともに、4月下旬には、今年度の全対象者に対し、個別通知を行いました。

対象者が定期接種を受けられるのは該当年度の1年間のみとなるため、今年度対象の未接種者に対し、8月末に再度、予防接種の御案内を通知いたしました。

さらには、改めて広報きくように掲載するなど、接種を希望される方が年度末までに接種を完了できるよう周知を図ってまいります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 未接種の方に、今年度限りという、ただ意外と皆さん、要は対象年齢が65、70、75とかというふうに区切ってある対象となっているために、逆に言うと、国は5年間の措置という、そこは一般の方は意外とまだ全然そのことは理解していない。だから、今おっしゃったように、接種していない方に、もう8月に送ったということではございますが、やはり一般の方はどうしても、要は5年間で、次はもうないですよ、何か伝え方がちょっと必要なかもしれませんけれども、この5年間にその対象にならなければ、もう次は打てないということが、やはりまだ浸透していないような気がしますんで、年度末までに、まだ時間等もございまして、また接種率向上対策に対してはしっかり取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えております。

では続きまして、ワクチンの接種の効果として、アメリカでは、1994年から2023年に出生した子どもの定期予防接種によって、一生涯で約5億件の疾病と112.9万件の死亡が予防されました。その結果、直接、医療費で5,400億ドル、社会的費用まで含めると2.7兆ドルもの正味のコスト削減が達成されています。

これは、ワクチンに1ドル投資するごとに社会全体で約11ドルの医療費等が節約されたことを意味しております。さらに、世界的にも、天然痘の根絶によって、毎年、20億ドル以上の支出を恒常的に節約できるとの推計があります。ワクチンは、予防医療の中でも突出した費用対

効果を示す事例だと言えます。

带状疱疹の兵庫県内における30年間の動向把握から、ここにありますが、分かるように、50歳代からの患者数が増えております。60歳代に並ぶような数字となっております。この傾向は全国のデータでも示されております。

全国保険医団体連合会では、本年4月25日に、1つ、带状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢を50歳以上の全年齢とすること、2つ目、予防接種法に基づく定期予防接種に関する経費はB類定期接種を含めて自治体や被接種者負担にせず、全額を国庫負担とすることを带状疱疹ワクチン定期接種に関する要望書として提出いたしました。

熊本県では、13市町村で50歳から64歳までの人の予防接種に公費助成を行っています。私の知人も、今年、带状疱疹にかかったと聞きました。いずれも50歳です。現在、実施している補助を50歳以上へ拡大することを提案するが、町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 带状疱疹ワクチンが定期予防接種に位置づけられるまでに、国において、ワクチンの安全性、有効性、費用対効果などについて議論されてきました。

その中で、対象年齢については、带状疱疹への罹患や合併症の一つである带状疱疹後神経痛の発症等が70歳頃に増加することやワクチンの予防効果が生ワクチンで5年程度、組換えワクチンで10年程度であり、70歳頃に十分なワクチンの効果が発揮できるよう対象年齢が定められていることから、定期予防接種に基づき実施することとし、50歳以上への拡大については考えておりません。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 国が定めているということで、考えていないということなんですけども、ここにも示しますように、70をピークに国が定めているかと言いますが、50歳、先ほど見ました予防の効果というのは、医療費削減という部分でいくと絶大、大きいものでございます。そうしますと、やはり50歳から打つことによって医療費抑制にもつながりますんで、そこは再度、また検討をしていただきたいというふうに思っております。

それから、少しだけ、自分自身で、50歳からというものを提案しておりますんで、どれぐらいの費用がかかるかというのを少し示しております。これは、先ほど言いましたように、年間50%はあったという数字でございますんで、町負担としては1,200万円ぐらい、これが50%が10%とかになれば、もっと下がってくると思います。

ですんで、こういう形で、やはり全体的に、今後、町としても、少しシニア向けの政策の一つとして、また今後しっかり検討していただきたい。これは、そのための一応数字がこれぐらいですよということを示したものでございます。

それでは、次の質問に移ります。

大腸内視鏡検査への助成についてお伺いします。

熊本市は、10月から、全大腸内視鏡検査の無償実施を始めます。7月31日、市長と市医師会が共同発表を行い、9月24日から申込みの受付を始めると発表いたしました。大西市長は、熊本市では、全国で初めて無償の全大腸内視鏡検査をします。目的は、大腸がんによる死亡者を一人でも多く減らし、市民の命を守ること、大腸がんは国内のがんの中で死亡数が肺がんに次ぐ2位、60代で急増しているということです。また、熊本医師会の園田会長は、50代で全大腸内視鏡検査を一度受け、大腸ポリープを切除することで、その後、10年間の大腸がん発生が半減すると述べられております。

熊本市が受付を始める全大腸内視鏡検査、全額自己負担なら通常2万8,000円程度かかりますが、これを無償で行うもので、大西市長は、かかってひどくなってからいろいろな治療をするのは、医療費もかかるし人生も厳しいものになる。50代で1回受けてもらうことで相当効果が出ると判断した。対象は、今年度中に59歳を迎える市民のうち、50歳以降に全大腸内視鏡検査を受けていない人で、先着1,000名とのことです。

熊本市が、10月から実施する無償の大腸内視鏡検査を望む声があるが、町はどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 熊本市において、大腸がん患者の減少やがん患者の受診率向上を目指し実施される全大腸内視鏡検査の無償化の取組につきましては、令和7年第1回議会定例会における馬場議員からの一般質問への答弁の内容と重なりますが、熊本市の取組は全国初の取組とのことです。町としましては、その実施状況や効果などを引き続き注視してまいります。

一方で、本町では、大腸がん検診に限らず、胃がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんなどの各種がん検診の受診率を向上させることは町民の健康を守るための重要な課題と捉えています。

このため、今回策定しました第7期菊陽町総合計画の前期基本計画において、がん患者の受診率向上を指標として掲げ、現在、政策調整会議の場において町独自の新たながん対策事業の検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ここに示すように、先ほど言いましたように、男性は死亡率が2位、女性は大腸がんが1位となっております。また、年齢的にいきますと、やはり50代からが増えてきている状況でございます。

大腸がんの罹患率も、高齢になればなるほど高くなっています。また、先ほど熊本医師会園田会長のコメントにもありましたが、50代で全大腸内視鏡検査を1度受け、大腸ポリープを切除することで、その後10年間の大腸がんの発生が半減するとのことで、考え方として、少し私自身で、この50、55、60歳を対象として50%補助をした場合の費用と、これは全額、ごめんなさい、半額をその対象の人数1,560人が全部補助をしたとしてこの2,100万円という金が出てい

ます。

ただ、全員が打つわけでもないし、逆に言うと10%ぐらいの受診率となれば、接種率となれば、これの10分の1の町の負担というふうになります。

今回、带状疱疹ワクチンと大腸内視鏡検査で50歳からを対象としてシミュレーションいたしましたが、それは補助は提案したいと思いますが、この世代が最も働いており、いろんな面で町に対して納税等でも貢献度が高い、その世代に対する恩恵の政策が必要と強く思うのと、その世代を病から予防する予防医療に取り組む菊陽町として、さすがは菊陽町だと、ほかの行政に対してもアピールできる政策だと強く考えたので提案をして、次の質問に移ります。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） すいません、先ほどの答弁の中でちょっと誤りがありまして、がん患者の受診率向上を目標として掲げということで答弁いたしました。がん検診の受診率向上を目標として掲げ、現在、政策調整会議の場において町独自の新たながん対策事業の検討を行っておるところですというふうに訂正をいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 町独自の、しっかり検討していただければというふうに思って、先ほども、ただシミュレーションで、やはりどうしても数値が必要だろうと思って、今回は新たな試みとして、提案する側からも、やはり財政に対してどれぐらい必要かというのが必要だと思って、私は今回、ちょっと初めての試みではございましたが、そういう数値を見せて提案をさせていただいたところです。

それでは、次の質問です。

3番目に、続きまして小学校校区の編成についてでございます。

編成、武蔵ヶ丘、武蔵ヶ丘北は、以前も質問させていただいておりましたが、菊陽北小学校校区は新たな都市拠点としての開発が予測されます。また、町の地区別構想では、それぞれの校区で土地利用が検討をされています。

菊陽北小学校、菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校、武蔵ヶ丘北小学校の児童数の推移と今後の推移をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、各学校の、今年度5月1日現在の児童数は、菊陽北小学校は598人、菊陽西小学校は796人、武蔵ヶ丘小学校は225人、武蔵ヶ丘北小学校は448人でございます。

御質問の各学校の児童数の推移及び今後の推移については、まず菊陽北小学校は宅地開発が進んだことにより増加が続いておりますが、住民基本台帳による児童数の推移予測では、令和9年度の645人をピークに緩やかな減少に転じ、令和13年度には582人となることが見込まれています。

菊陽西小学校は、光の森をはじめとした宅地開発が進んだことにより増加が続いております。

たが、平成30年度の958人をピークに緩やかな減少に転じ、令和13年度には582人となることが見込まれています。

武蔵ヶ丘小学校は、近年では平成22年度の707人をピークに減少に転じており、令和13年度には165人となることが見込まれています。

最後に、武蔵ヶ丘北小学校は、宅地化が進んだことにより増加が続いておりましたが、令和4年度の471人をピークに緩やかに減少に転じており、令和13年度には378人となることが見込まれています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今の回答で、いわゆる令和9年度をピークに差が減少傾向になるという統計の予測ではございますが、申し訳ございませんが、原水駅前周辺の開発は何年度ですかね。それによる人口推移はどのように考えているのかを、これはこれに関する問題でございますので、もし分かれば、あれば結構ですが。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 現在、計画しております（仮称）原水駅周辺の土地区画整理事業でございますが、現在の計画では、本年度中に市街化区域の編入と、来年度に事業認可という形になりますので、それ以降、区画整理の事業として必要な手続を踏まえまして、地権者と協議でありますとか仮換地指定が行われますので、早くても10年度以降に工事が、目標に現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ごめんなさい、その10年度というのは分かっているんです。要は、この予測が令和9年度で下がるという予測なもんだから、私は少しその予測も変わってくるんじゃないかな、そういうのが、そういう思いがあってこの質問はさせていただいているところです。

2番目に行きます。

児童数の推移に伴い、校舎への影響はないかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） ただいまお答えしました菊陽北小学校を除く3小学校につきましては、今後、児童数は減少することを見込んでおり、教室の不足は生じませんので、影響はないものと考えております。

菊陽北小学校につきましても、現段階では教室の不足は想定していませんが、現在、宅地分譲が進められている向原地区の転入者の状況や、一方でこの校区では近年、転出者が増えている傾向もあることなどを注視し、今年度末をめどに児童数の推移を見極め、最終的な判断を行いたいと思います。

そのほか、菊陽中部小学校、菊陽南小学校につきましては、菊陽中部小学校は、今後、緩やかに減少、菊陽南小学校は緩やかに増加を見込んでおりますが、教室数の不足は生じないと見込んでおります。

現時点では校舎への影響はないものと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 教育長が私のほうをずっと見ていらっしゃるんで、何かあるのかなと思った。この1番、2番の質問は、基本的にこの3番にかかってくるということで質問をさせていただいたところではございます。

令和9年度以降のところは少し見えていないということと、やはり町としてはいろんな取組をして、開発も含めて町の発展を目指しているんで、その面から(3)の部分でいきますと、鉄砲小路の西部地区に居住する児童については、令和3年度に、区域外就学基準の一つである小学校からの通学距離を4キロから3キロに見直したことにより、菊陽西小学校に通学することができるようになりました。令和5年では、6名の児童が菊陽西小学校に通っているとのことでした。

子どもの歩行を調査した結果によると、子どもの歩行距離は、5歳半の子どもで1分間66メートルから69メートルだとされているので、1キロメートルの距離であれば15分前後で通えます。国の規定である4キロを歩くとすると、徒歩で1時間もかかってしまいます。半分の2キロメートルで30分の通学時間であれば、危険も少なく、子どものストレスになることもないと思います。

3番、菊陽北小学校と菊陽西小学校、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校の校区編成を行う時期が来ていると提案するが、町はどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） まず、菊陽北小学校と菊陽西小学校につきましては、令和3年12月定例会一般質問におきまして、校区については見直しではなく、菊陽町立小、中学校就学に関する規則に定めてある区域外就学を見直し、通学距離が、小学校においては4キロメートルを3キロメートルと改正したと答弁しております。

現在、この基準で運用を行っており、基準を満たした菊陽北小学校区の児童は菊陽西小学校へ区域外就学という形で就学が可能となっております。

運用を開始し、現在、14名の児童が菊陽西小学校へ就学しており、地域からはおおむね御理解をいただいているものと考えております。

これらのことから、校区再編については考えておりません。

次に、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘北小学校については、令和6年3月定例会西本議員の一般質問におきまして、近年、宅地開発や車両の通行量の増加などにより生活環境が変化していく中で、両校における通学の状況や児童数の変化などを考慮し、全体的に校区の再編について検

討する必要がある。そして、校区の編成に当たっては、自治会や地域などの過去の経緯や校区のコミュニティ、将来の対応など、考慮しなければならない様々な要素があり、地域住民や関係者の意向などの調整が必須となるため、実現までには時間を要する。まずは、校区の関係区長、自治会長へ、校区再編について意見を聴取するなど、慎重に進めてまいりたいと考える

と答弁しております。

教育委員会では、これまで、令和6年2月に、校区の関係区長、自治会長へ、校区再編について御意見をいただいたところであり、さらに、令和7年7月に、教育委員と校区再編について協議を行ったところです。

教育委員会としましては、両校ともに児童数は今後減少を見込んでおり、児童数を見た場合、再編の必要性はないと判断しますが、近年における車両通行量の増加により生活環境が変化していく中で、両校の通学路の安全確保が大きな課題となっております。

いずれにしましても、校区の関係者等から意見を聴取するなど、慎重に進めてまいりたいと考えております。

今後、町部局とも情報を共有し、再編について検討を進めるとともに、他自治体の事例なども研究しながら、町としても最適な校区再編となるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今回、校区再編ということで提案をさせていただき、菊陽町はいろんな部分で環境変化が来ております。ですから、今の予測ではつかないものが、また発生するかと考え、校区編成には、満6年間という小学校は非常に長い期間となり、変更となると非常に課題が大きいというのも私も存じておりますので、そこは慎重に、また進めていただきたいというふうに考え、提案して次に移らせていただきます。

次に、労働時間の適正な把握についてでございます。

厚生労働省では、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置として、原則的な方法として、①使用者が自ら現認することにより確認する。2番目に、タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することと指示されております。

労働時間の把握をどのように行っているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員の労働時間の把握につきましては、令和4年6月から、勤怠管理システムを導入しており、職員は出退勤時にICカードなどをカードリーダー端末にタッチし、勤務時間の打刻を行うこととしています。各所属長は、毎日、勤怠管理システムに接続、アクセスすることにより、所属職員の出退勤時間の把握を行っております。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） (2)の時間外労働はどのように把握しているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員が時間外勤務を行う場合は、システムにより、あらかじめ時間外勤務を行う予定の時間を申請することとなっており、各所属長はそれに基づいて所属職員の時間外勤務の状況を把握することになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 労働時間と時間外労働の把握の状況は分かりました。

自己申告により把握した労働時間と入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすることと、厚生労働省から指示されております。

時間外労働の把握に対し、労働時間の乖離について、実態調査をどのように行っているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員が事前に申請した時間外勤務の予定時間と実際の勤務した時間との間に差異が生じた場合には、実労働時間に合わせた勤務時間を再申請していただいております。また、申請した時間の勤怠管理システムと在庁時間、パソコンのログによる在庁時間の差異が見られる方については、また本人の、本人と所属長にその旨どういう理由かということと通知をして把握をしておるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 乖離があったやつは把握をして、そこで修正を行っていることということとよろしいんですかね。はい。

なぜこのような質問をしているかということ、最終的には、すいません、(4)のところに行きますが、その手前として労働時間の推移はどのようになっているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員全体の時間外勤務の年間労働時間につきましては、令和3年度が4万116時間、令和4年度が3万7,130時間、令和5年度が3万5,869時間、令和6年度が4万787時間となっており、各年度によってばらつきが見られますが、年度末の3月から年度初めの4月にかけて、時間外勤務が多い傾向が見られます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） あまり年度で、若干ばらつきはあるということなんですけど、この時間のところで言いますと、私の肌感覚で感じるのですが、TSMC進出決定、総合体育館建設、くまモンアーバンスポーツパーク建設、原水駅周辺の土地区画整理事業等にプラスして、第7期菊陽町総合計画の実現に向けた業務もあり、今後、時間外が増えると考えますが、町

は、今後の時間外労働の推移についてどのように考えているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） ただいま議員がおっしゃられたように、様々な業務がこれから町のほうには、することになっていきますけども、できる限り、勤務時間については定時での退庁も促しておりますし、業務が適切に進むようなDXの推進のほうも進めております。

また、外部委託等も検討しながら、職員への過度の負担がないよう取組を進めているところでございますし、それでも人手が足りないというところであれば、今は職員のほうも、毎年増加をさせていただいておりますし、今回も9月に途中で採用のほうもさせていただきましたので、そういったところで職員への負担がならないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 職員定数は少しずつ増やして、今後、DXも進む中で、逆に言うと減ってくる可能性はないとは言えませんが、その場合、菊陽町はいろんな事業が今後進んでいく中で、やはり肌感覚では職員数が必要になってくるのかなというふうには感じております。

そういう面で、(4)労働時間の把握手段としてパソコンのアクセスログによる管理を提案するが、町はどのように考えているのかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員が利用しているパソコンにつきましては、常時、アクセスログを記録しており、パソコンの稼働時間をデータとして抽出し、労働時間の参考にすることは可能ですが、現在使用している勤怠管理システムのように、出勤簿としての機能を備えていないため、現行のままでは町の勤怠管理として活用することは難しいと考えております。

今後、町が導入している総合行政システムの更新時期に合わせ、パソコンのアクセスログによる管理が可能な勤怠管理システムの導入についても検討をしていくところになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） この質問をしたのは、できるだけ稼働時間なく、そういうのが把握できるようにということで提案をさせていただきましたけど、この前、NTTとちょっと私が打合せしたとき、職員さん、これを持ってきていたんですね。それは、勤務管理はどがんかととやと、これはSIMカードがついていて、しっかり勤務管理、その管理をされているということで、それはNTT独自のソフトで、全部そこでアクセスログから、だから無駄な、時間外になったらアラームが出るらしいんです。それをまた申告しなくちゃいけない。そういうのも、今市販ではあると聞いておりますんで、またそういうのもしっかり確認していただきながら、システム導入に向けて、やはり検討して進めていただきたいというふうに思い、次の質問に移らせていただきます。

5番、次、病児、病後児保育についてでございます。

この問題は、既に子育ては済んだが、同じ職場の子育て世代の方々数名から言われたと、話を伺いました。それは、最近、病後児保育の受入れが厳しくなり、預けられないことが増えてきたとのことでした。

そこで町内の病後児保育、こあら、ゆーかりさん及び病後児保育の受入れ態勢のある企業主導型保育・さんさん保育園や病児保育施設のあるあおぞら保育園さんを訪問し、現状把握をさせていただきました。

病児、病後児保育の利用者の推移はどのようになっているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 本町における病児、病後児保育については、保護者の就労などの理由で保育所や家庭における安静な療養が困難な病気回復期にある子どもの看護や保育を行う病後児保育事業として、町から町社会福祉協議会へ委託を行っています。

実施場所は、町の西部地区に位置するふれあい交流・福祉支援センター内に病後児保育室こあら及び町の東部地区に位置する菊陽中部クリニック内に病後児保育室ゆーかりの2か所で開設しております。

御質問の利用者の推移については、これらの2か所における直近5年間の延べ利用者数は、令和2年度が192人、令和3年度が320人、令和4年度が262人、令和5年度が365人、令和6年度が354人となっております。

これに加え、熊本市との連携協定に基づき、本町の児童が熊本市の病児、病後児保育施設を利用された直近5年間の延べ利用者数は、令和2年度が27人、令和3年度が67人、令和4年度が31人、令和5年度が47人、令和6年度が63人となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、(2)の菊陽町の病児保育はどのようになっているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 病児保育は、児童が病気の回復期に至らないいわゆる急性期で、かつ当面の症状の急変が認められない場合に、当該児童を一時的に保育する事業となりますが、現在のところ、本町が実施主体での病児保育は行っておりません。

ただし、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約に基づき、本町の児童が熊本市の病児保育施設の8か所を利用できる体制を構築しており、特に本町の西部地区の近接地である熊本市北区楠にありますえがみ小児科内に開設されている病児保育エミーは、一番利用者が多い施設となっております。

さらに、本町の東部地区に位置する企業主導型保育施設であるあおぞら保育園に併設されております病児保育室あいあいも利用できますので、パンフレットによる利用案内や町ホームページなどによる周知を行っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） パンフレットやホームページでということだったんですが、菊陽町のホームページで病児保育で検索した場合、あおぞら保育園の病児保育あいあいを見つけることはできませんでした。直接、病児保育室あいあい検索すると、令和4年6月の菊陽広報紙の記事を見るだけで、それには連絡先等は書いてはございませんでした。

病児保育で検索すると、確かに熊本市のところは出てきますが、このいわゆるあいあいさんも、そういう面で行くとかなり必要などころでございますので、同等レベルで紹介することについてはどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） お答えします。

今のあおぞら保育園のホームページのほうの周知のほうは、実は、今、掲載はしているんですけども、なかなか見づらい状況になっておりますので、先ほど言われたような熊本市との連携中枢都市の8か所の施設も利用できますので、そこと横並びで住民の方が見やすいような工夫をしたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） よろしく申し上げます。

本年4月1日から、さんさん保育園さんでは、病後児保育から病児保育へ変更したとのことです。また、あおぞら保育園さんでは、病児保育の部屋を増築しており、現在の病児5名から10名、新たに病後児5名を受け入れる施設に、10月以降完成予定で、現場も見せていただきました。

なぜ、このように病児保育施設に変更したり増設しているかの理由が、病気になった子どもさんを預けるときには連絡票が必要となり、連絡票の主治医記入の病状では、9割近く、これが連絡票ですが、9割近くが急性期とされており、それに対応するためだと伺いました。

菊陽町では、町と対応している病児保育はえがみ小児科さんだけと確認しています。

病後児保育専用のこあらを病児保育対応にすることを提案するが、町はどのように考えているのか、伺います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 病児保育については、本町の児童が熊本市の病児保育施設を利用する人数が年々増加していることなど、利用者のニーズが高まっており、町としても病児保育に対応することについて必要性を感じているところです。

このような中、まずは現在実施しています2つの施設での病後児保育の利用実態を把握し、主治医が記入した連絡票に急性期とされている場合でも、チェックリストなどを用いて、保護者から児童の現在の病状などについて丁寧に聞き取りを行った上で、病気回復傾向であると判

断できる場合は利用可能とするなど、運用の見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、病児保育の実施に当たっては、隔離室などの保育環境の整備や指導医の選定などを行う必要があるため、今後、事業の委託先である町社会福祉協議会としっかりと連携協議を重ね、病児保育に対応できるよう体制の強化を図りながら、実施に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 基本的には、病後児保育のところは、こういう、今、システム的にメールでもらって、聞きましたらメールで、先ほど言いました急性期であればその時点でお断りをして、病児保育のところを御案内しているとのことでした。

今、再度、急性期となっても、回復期が見込まれるかどうかとかということ再度ヒアリングしながらというふうに言われましたけども、その点、現場にはどのようにしっかりとヒアリングできる体制でするのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） お答えします。

ただいまの体制の運用の見直しということで、実は社会福祉協議会の事務局と今協議をずっと重ねております。我々も現場に行って、直接、担当の職員の方と話をしながら、チェックリストというような形で何かしらの指標をつくりまして、できるだけ現場の職員さんも受入れをしていきたいという考えでございますので、そういう形で今進めておりますので、少し時間はかかるかもしれませんが、見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 町としても、しっかり必要性があるということで、体制強化を図ってやはり取り組むということでございました。

光の森にも、新しい小児科さんができておりますので、こういうところの先生にしっかりお願いをしていただき、やはりかなり病児さんが増えているということで、申し訳ないんですけど、検討していくのはいいんですけど、やはりこれは早急に対応していただきたいという思いで、現場確認した上での提案でございますので、できるだけ早い体制、病児施設ができることを提案して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○6番（矢野厚子議員） 皆様、おはようございます。議席番号6番、一陽会、矢野厚子です。本日はお忙しい中、またお足元の悪い中、傍聴においでの皆様、ありがとうございます。

今月は、敬老の日があり、高齢者にスポットが当たる月でもあります。今回、第7期総合計画の基本構想が作成され、その構想に沿った事業が開始される中で、菊陽町の現状と課題を照らし合わせて考えていきたいと思いました。

そして、自分にとって身近で関心の高い社会問題を取り上げたいと思い、今回はお一人様と孤独死と孤立死を質問します。

質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 第7期総合計画の基本構想の「やすらぎのまちづくり、つながりを育むまちづくり」についての1番として、お一人様世帯の数は把握できているか。できているなら、その中で65歳以上の世帯は何世帯か。また、お一人様全体の何%になるのか。できていないのなら、今後は把握していくのかを質問したいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 65歳以上の単独世帯の数で把握できているのは、最新のもので令和2年国勢調査による1,318世帯です。この数値は、単独世帯、いわゆるお一人様世帯数6,157世帯の21.4%に当たります。

単独世帯数は、住民基本台帳では正確な数の把握ができないことから、今後も戸別訪問による国勢調査を活用し、実態の把握を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 5年前で、5世帯のうち1世帯は65歳以上の単身世帯で、恐らく今はさらに増えている、増加していると予想されます。

では、次の2の質問に移ります。

2050年には、全国では独り暮らしのシニアは1,000万世帯とされています。菊陽町の総合計画では、65歳以上の人口を町の人口の30%としていますが、構想の「やすらぎのまちづくり」と安心の生活を維持するために、具体的にどのような支援施策をしていくのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 第7期総合計画の基本構想「やすらぎのまちづくり」は、生活などの8つの政策分野にまたがるまちづくりの基本方針を示したものです。

よって、議員御質問のお一人様世帯を含む65歳以上の高齢者が安らぎを感じ、安心の生活を維持するための施策は、8つの政策分野での具体的な取組を推進することで実現を目指します

が、今回は基本施策の高齢者福祉に焦点を絞り、答弁をいたします。

高齢者の割合が30%程度となることを見込む2050年を見据え、今後5年間では、高齢者の健康、安心を目標に、高齢者福祉に掲げる次の4つの主な事業に取り組むこととしています。

まずは、高齢者の健康を目標にした事業です。

1つ目は、高齢者入浴券事業です。本事業は、70歳以上の高齢者を対象に、町内の公衆浴場を無償開放する事業です。本事業は、70歳以上の高齢者の外出機会を増やすことによる健康増進と利用者相互の交流による孤立感の解消を目的にしています。

令和7年度は、試行イベントとして、「さんふれあ」入浴施設の無償開放を9月2日と9日に、2日間行います。令和8年度以降は、「さんふれあ」入浴施設の無償開放日を増やすなど、本事業の拡大を順次進めていく予定です。

2つ目は、熊本ーT SMC健康長寿プロジェクトです。

本事業は、65歳以上の健康な高齢者を対象に、運動、認知トレーニング、栄養指導を6か月間行う事業です。本事業は、65歳以上の高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸を目的にしています。

令和7年度においては、7月28日から本事業を開始しており、50人の高齢者の方に御参加いただきました。本事業は、令和8年度以降も継続して実施する予定です。

次に、高齢者の安心を目標にした事業です。

3つ目は、町独自の介護人材の確保策の実施です。

本事業は、現在検討中の事業となります。高齢者が介護が必要になったときに、介護サービスの環境が整い、必要な介護サービスを受けられることは、生活の安心につながります。一方で、本町の介護現場では介護人材の不足が問題となっており、本町としても介護現場に対する何らかの支援が必要と考えておりました。

町内の介護サービス事業所では、現在、介護人材の確保などを目的にした団体の立ち上げ準備が自主的に進められております。町独自の介護人材の確保策については、今後、この団体との意見交換を行い、介護人材の確保に最も有効な施策の立案に努めてまいります。

4つ目は、他の自治体よりも手厚い家族介護用品購入費助成事業の拡大を例とする要介護認定者などの経済負担を軽減する新たな事業です。

介護が必要になった高齢者が、経済的な事情が要因で必要な介護サービスの利用をためらうことがあります。本町において介護に必要な費用の一部を助成することは、要介護認定者などの経済負担を減らし、生活の安心につながります。

まずは、経済負担軽減策の第1弾として、令和7年度から、家族介護用品購入費助成事業の拡大を行いました。今後は、さらなる経済負担の軽減のため、新たな事業の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 高齢者のプロジェクトの一つである入浴事業ですかね、第1回目が先日開催されて、町長のフェイスブックにも上がっていましたが、テレビのニュースでも流れたようです。利用できる人には喜ばれているので、決して否定するものではありません。

ただ、その事業の恩恵が受けられない人々にとっては、寂しい思いをしたり、不満が詰まっている声が聞こえてきます。日頃は、キャロッピー号に乗ってお金を払って入浴を楽しみに通っている人は、運休日なので通えないとか、火曜日というのはもともと「さんふれあ」の定休日なのでお店が開いていないとか、本人だけの入浴なので家族と一緒にないと滑りそうで不安とか、いろんな声が聞こえてきました。

もしこれが9月中有効な入浴券の配付なら、都合のつくときに家族と一緒にいけるのという声もありました。

この事業は、いい事業なんですけれども、入浴のお金も節約して暮らしている人の声もしっかりと拾っていただきたいと思います。

今後もこの事業を継続されるのであれば、改善する点、また本当にみんなに平等にできる事業であることを展開されていることを願いたいと思います。

また、健康プロジェクトというのを対象者を絞ってされているということですけども、まだ7月に始まったばかりということで、途中でいろいろ経過報告とかはされていくのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） それは、議会の皆さんにということの意味でいいでしょうか。それとも、一般の町民の方に。

（6番矢野厚子議員「一般の方に、はい」の声あり）

町民の方でということでしょうか。はい。

まだ、検討中ではありますが、いずれかの時期に、本プロジェクトの成果なり、今後の方向性というところで、住民向けのシンポジウムとか講演会なりを今後計画したいというところがございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 介護についても、団体を立ち上げているところを支援していくというところなんですけれども、ちょっとあれなんですけど、今……すいません、画面が、違う、すいません。

（「サポートしていいですか」の声あり）

○議長（福島知雄議員） はい、どうぞ。

○6番（矢野厚子議員） 画面が飛んだ。いきなり3番に行っちゃったんだけど、何で。

はい、すいません。

高齢者の安心につながる熊本県の地域縁がわ事業が始まって、かなりの年数が過ぎ。

○議長（福島知雄議員） 静かにお願いします。

○6番（矢野厚子議員） 介護事業ではありませんが、菊陽町でも、9つの団体が地域の縁がわ事業取組団体として県から認定されています。

そして、その内容の認知度も様々です。

町はその全部の活動内容を御存じかどうか、お伺いしたいと思いますが。

○議長（福島知雄議員） ただいまの質問は関連質問になりますので、次に移ってください。

西本議員、サポートするんであれば、矢野議員、申告してください。サポートをお願いするんであれば。

○6番（矢野厚子議員） いや、画面が小さくて見えないんですよ。ちょっと読み上げます。

○議長（福島知雄議員） サポートのお願いして、してください。西本議員にサポートをお願いするんであれば許可を取ってください。

○6番（矢野厚子議員） 画面のサポートをお願いするのではないんで。

○議長（福島知雄議員） 必要ないですね。

○6番（矢野厚子議員） はい。すいません。菊陽町に今、9つの県から認可された縁がわ事業があります。1つが、ほっとステーション武蔵ヶ丘、地域の縁がわコミュニティーキッズサークルあゆむ保育園、小規模多目的ホーム「わがまま」、きくよう地域生活支援センター「憩」、ぎやらり一憩い、みちくさカフェ、ゆずの木、木香～m o c c a～、クロストーク5の日のティータイム&あさひタイムという、この9か所があって、地域の縁がわ事業として活動しているんですけれども、町のほうではこの事業を御存じかどうかということで、はい、お尋ねです。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん） 今、議員御質問の地域の縁がわ事業の事業者なんですけども、地域の縁がわ事業は熊本県が実施をしている事業だというふうに認識をしております。県内では、約600か所ぐらいあったかと思えます。おっしゃるように、町内では9か所の事業所があるというふうに福祉課のほうでも認識をしております。

内容としましては、地域の誰もが気軽に集えて、地域福祉の拠点である地域の縁がわの普及を行っているというふうなことでございまして、場所としましては、地区公民館ですとか高齢者施設、空き店舗などで実施をしているということかと思えます。

また、実施主体につきましては、住民有志の方、NPO法人、それから社会福祉法人など、様々な多様な主体が運営しているというふうに認識をしております。

また、その対象者も、子ども、高齢者、認知症の方、障害者の方など、様々というふうに認識をしております。

活動内容につきましては、たしか熊本県のホームページに掲載がされておまして、私の知る限りでは、見守り活動ですとか配食、会食サービス、買物支援、それから健康づくりなどを行っているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 高齢者の安心の中で、介護ということの団体はつくられますけど、このような介護まで必要のない人たちのための事業所というか、このような団体についても、この団体は私も時々参加させていただく団体もあり、町長も何度か顔を出されて交流をされている団体も幾つかあると思います。

今は、元気に参加されている方たちですが、数年先の自分の生活に不安を感じています。そのために、つながりを確保する手段として、そのような場所に参加をして情報を交換、共有し、何かためになる情報を得ようとしています。つながりを求める人にとって、県の事業である地域の縁がわ事業は大事な場所です。

町も、そのような場所を増やして活動していく考えはありますか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員に注意します。

(2)番の質問に対しまして、質問要旨に対しまして、質問がそれておりますので、修正をお願いします。

矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今、高齢者の環境の現状を考えると、先ほどもあったように、介護施設の職員の不足、自宅での老老介護の増加と課題は増える一方で、収入は低下していきます。物価は高騰し、食事の質や回数も減らすこともあります。また、交際費を抑えるために冠婚葬祭のお付き合いも減り、交通手段や免許証返納により外出も減り、ひきこもりになり、鬱や認知症の予備群になっていきます。私たち高齢者にとって、目の前に迫る現実です。

また、お一人様のまま、親の介護をすることになりそうな働き盛りの人たちの未来のために、町は介護の団体は考えていらっしゃるけれども、介護まで必要のない人たちのためのプロジェクトチームを立ち上げていただきたいと提案しますが、どのように思われますか。

○議長（福島知雄議員） これも通告外になります。

次に、進んでください。

○6番（矢野厚子議員） はい。日本一のまちをつくるには、心が日本一温かいまちから始めなければならないと思います。見かけ倒しの町にならないように、町民の心に幸福度が高い町になるように、町長には旗振りをお願いいたします。

では次に、(1)の高齢者ハウスについて質問します。

○議長（福島知雄議員） (3)です。

○6番（矢野厚子議員） すいません、3は、高齢者のシェアハウスについて質問します。

①政府は、2028年までに全国に100か所の設置を目指す方針としています。内閣府の推計では、2040年には、高齢者の4人に1人が独居となる見込みであり、住まいの確保と人のつながりを確保する手段としてシェアハウスが想定されています。

町のつながりを育むまちづくりの考えにマッチングしていると考えますが、町はこのシェア

ハウスについてどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 議員御質問のいわゆる高齢者シェアハウスは、政府が地方創生2.0基本構想の中で整備方針を打ち出したものです。

基本構想では、このシェアハウスを高齢者のみに対象を限定せず、年齢や障害の有無を問わず、様々な人々が集い、生きがいを持って暮らすことができる施設と定義しています。

新聞報道では、本事業の詳細設計は、政府において今年度中に行うとのことであり、現時点ではその詳細は分かりません。

ただ、基本構想では、整備の具体的な方法が示されており、老朽化した特別養護老人ホーム、老健施設等や病床削減に伴う医療機関の一部などを転換、活用し、シェアハウス等の施設整備を支援するとしています。

このことに加え、人口減少に対応する地方創生の趣旨からしますと、本事業の対象となる主な地域は、人口減少で介護需要が減り、既存の介護施設の存続が困難になった地域を想定したものではないかと推察します。

一方で、本町は、現状において特別養護老人ホーム等の介護施設はほぼ満床の状態にあります。また、将来においても、高齢化率の上昇で介護需要が増えることが見込まれることから、介護施設等の居室は転換ではなく、むしろ上昇が必要であると予測しております。

このように、議員御質問の高齢者シェアハウスについては、本町の現状や将来予測に合わないことから、現時点では対応する考えはありません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 回答をお聞きしていると、介護の人が増えると、施設がいっぱいになるとかということで、介護施設に入所することを前提に考えているとしか聞こえません。高齢者の健康増進と、プロジェクトも立ち上げてやると言いながら、施設での生活を推進するようにちょっと聞こえるところもあります。

健康な高齢者の安全・安心な生活の場を考えていただきたい。介護人材の確保と言われますが、確保が困難だからこそ、高齢者同士が支え合う暮らしを提案しているシェアハウスですが、どう思われますか。

○議長（福島知雄議員） 質問ですか。

○6番（矢野厚子議員） はい、質問です。その回答に対する。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） すいません、今回の御質問は、政府が言いますところの高齢者シェアハウスに関わっての御質問でありましたので、政府が考えている事業スキームの中で町として対応できるかということでお答えさせていただいております。なので、それ以外の比較的健康な高齢者の方の住まいについてどうするかということについては、今回の答弁としては

御用意しておりませんので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ちょっと質問の仕方がよくなかったかもしれませんが、おおむね、高齢者にとっては住まいを確保するとか維持するとかというのは大変厳しいことです。持家の場合は固定資産税の支払い、維持管理の修理代、持家でない場合は入居拒否される場合があります。孤独死で大家さんに迷惑をかけないように、孤独死保険というのも最近はあるようです。

また、私たち高齢者の独り暮らしは、とても不安だらけの日々です。家族がいれば、ちょっとお願いと頼めるささいなことを自分でしなければなりません。例えば蛍光灯の球切れ、ブレーカーが落ちたとき、棚の上のものが欲しいときなど、自分で椅子の上に上り、作業しなければなりません。

そのために、椅子から落下して骨折したりした人が何人か、身近にいます。スマホのところまで必死に行き、連絡のつく知人に電話をかけて、来てもらったそうですが、これが、何度も言いますが、シェアハウスに住んでいるのであれば、たとえ高齢者同士でも、椅子を支えたり協力して作業をします。少し大きな作業であれば商工会のおまかせ隊と業者に依頼もできますが、ほんの少しのことは親しい誰かが来たときに手伝ってもらいます。

でも、あまり人の来ない家であれば、ずっとそのままの状態になり、またそこから孤立が進んでいくのだと思います。

それでは、次の質問に移ります。

2の町に改修が必要な町営住宅が幾つかありますが、それを活用して社会福祉法人やNPO法人と協力して、高齢者や障害者などシェアハウスに活用することを提案するが、町はどのように考えるか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 公営住宅の目的は、公営住宅法により、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために整備され、用途もこの目的に沿ったものに限定されます。

議員御提案の高齢者や障害者などのシェアハウスの活用については、公営住宅法に定められている社会福祉法人などによる公営住宅の使用などに該当するものですが、これは公営住宅の目的外使用となり、本来の入居対象者の入居を阻害しない範囲で認められるものです。

令和7年9月現在、町が管理する町営住宅の入居可能戸数202戸のうち、197戸が入居済みであります。また、町営住宅の入居申込みに当たっては、毎回、申込みが多く、抽せんとなっているところであり、高齢者や障害者などのシェアハウスの活用については、現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に何度も繰り返しますけれども、現在、全国的に介護士の不足が問題になっています。一方、2050年問題として、単身の高齢者増加に対して介護施設に入所できる認定の割合が高くなっています。

老老介護に疲れて配偶者を殺害したり、シングルのまま親を介護し続けることができずに、会社を辞めたり、生活ができなくなり、放置や殺害が新聞に報道されています。

一昔前は、大家族、3世代家族から核家族という言葉が注目され、今は核家族は当たり前になり、単身世帯、お一人様という言葉が普通になってきました。結婚して家庭を持つ人たちが減少傾向にあります。その理由は人それぞれですが、実際に社会問題として一人一人が自分のこととして真剣に考える必要があります。

そのためには、新しいつながりが必要です。

シェアハウスは、介護施設や障害者施設ではなく、時々サポートは必要ですが、自立した生活を望む人たちの共有の生活のスペースです。

一人では不安だけど、たくさんのつながりがあれば安心しての生活が送れる。そのつながりのきっかけをつくる手段として、先ほど2のところでも地域の縁がわのお話もしましたが、たとえば県の事業として行われるとしても、せつかくの事業です。町としてしっかり関わり、その場を利用して町民のためになる町の広報活動したり、必要な人たちにそのような場所があることを紹介していくべきだと思います。

中代団地の土地、今改修が行われていますけど、たしか西本議員も前、そこを新しい住宅としてどうかというお話をされたと思います。そういうところを本当にお互いに支え合いのできるようなシェアハウスの場所として、本当にほかではやっていないことであっても、それこそ生涯住み続けたい町であるためには考えていただきたいと思います。

では次、4番の在宅高齢者と24時間緊急通報体制整備事業の現状をお尋ねします。

平成4年に事業が開始され、平成20年に要綱の改訂が行われていて、どこがどのように変わったか分かりませんが、そこからさらに丸16年が経過しており、現状をお尋ねします。

最初に、現在の利用者数をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 令和7年7月末現在での利用者数は48人となります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、②の通報件数がこの5年間で何件あり、どのような内容でしたか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 本事業は民間の警備会社に委託し、実施しているものです。当該警備会社の緊急通報センターに入った緊急通報件数は、令和2年度から令和6年度までの5年間で48件です。

内容は、転倒や体調不良による健康相談が主なもので、48件のうち31件で救急車の出動要請を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） この周知方法、この事業の周知方法はどのような形で行っているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 本事業の利用条件は、高齢者であれば誰でも利用できるものではなく、おおむね65歳以上の独り暮らしの高齢者で、発作などで突発的に生命の危険な症状が発生する疾患がある方や下肢筋力の低下等により転倒のおそれがあり、立ち上がり等に介助が必要な方などに限定しております。

また、この利用条件に合えば、書類審査で自動的に利用対象者になるのではなく、訪問調査によるアセスメントを実施し、本事業の利用が適当かの審査を会議で行い、利用の可否を決定するなど、多くの手間をかけています。

このことから、本事業の申請に一定の歯止めをかけつつ、本事業の利用が真に必要と思われる方の申請を促すため、広報等での周知は行わず、ケアマネジャーなどを通じて周知を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 私自身も、このような制度があることは知っていましたが、必要に迫られることがなかったために詳しく調べることはありませんでした。ところが、年齢を重ねていくうちに自分のこととして考えるようになりました。そして、調べていくと、その条件がなかなか厳しいことを知りました。

私自身、年齢と独り暮らしについては十分に対象者ですが、その申請条件に、生命の危険な症状が発生する疾患があることとか下肢筋力の低下により転倒のおそれがあるとか、立ち上がりの介助が必要な者とあります。

3番で、その他、町長が必要と認める者というのもありますけれども、1、2の項目は、介護なしで生活できている人間には敷居の高い条件です。

3の町長が必要と認める者の要件の前に、75歳以上で、本人が希望する場合という項目をつくって、防災無線の受信機の貸与申請対象者と同様に扱い、要件の緩和を提案するが、町はどう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 本事業は、本事業を受託する民間の警備会社が一般の高齢者向けに実施する見守りサービスを活用し、実施しているものです。当該警備会社が提供する一般の高齢者向け見守りサービスは、誰でも有償で利用できます。

一方で、本町が実施する本事業は、現在の利用料は無償となっています。このため、一般の高齢者向け見守りサービスの利用者と本事業の利用者のすみ分けを行う観点から、本事業の利用条件に制限を設け、運用を行っているところです。

議員御質問の件については、利用条件を緩和するにしても、独り暮らし高齢者の全てを対象にするのは現実的ではないことから、どのような条件を追加し、緩和するかが研究課題となります。

また、本事業の利用条件には、先ほど答弁しました条件に加え、議員からもありましたように、その他、町長が必要と認める者の項目があり、柔軟な対応を行う仕組みを既に設けております。

このことから、当面、利用条件の緩和を行う考えはありませんが、利用条件のその他町長が必要と認める者を柔軟に適用し、独り暮らしの高齢者のうち、本事業の必要性が高いと思われる方の利用を促す考えであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） この事業の利用申請書を見たんですけども、2名の協力員の承諾の欄がありますけど、協力員を自分で探すのでしょうか。探すことができないなら申請はできないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 協力員のことにつきましては、基本、御自身で探していただくというのが原則になります。ただ、今の現状で言いますと、自分で見つけられなかったという方については、現在のところ、いないので、どうにかなっているのかなというふうに思っているところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今のところはどうにかなっているのかもしれませんが、人とのつながりがなかなか難しくなっている中で、協力員を自分で探すというのかなり厳しいのではないかと私は思っております。

本当に、何度も繰り返しますが、これがシェアハウスでの生活であれば、お互いに支え合っているいろんなことをカバーできるのではないかと思います。

では、次の孤立死と孤独死の質問に移ります。

孤独死は一人暮らしでなくても発生します。家族がいても、たまたま周りにみとる人がいない場合は孤独死と言われ、逆に独り暮らしでも病院で亡くなれば孤独死ではありません。孤立死は、亡くなってからおおむね1週間程度以上発見できない場合は孤立死と言われ、区別されています。

そこでお尋ねします。

町はその数を把握しているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 町は、孤独死や孤立死の数を把握しているかという御質問ですが、現状としましては、町に対し、警察や民生委員などから身寄りのない方が亡くなったとの情報があった場合に限られ、情報提供があったもの以外については町は把握しておりません。

なお、町へ情報提供があった数は、令和4年4月から今年8月末までで4件となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 親族の意向もあり、把握することは難しいと思います。ただ、先日、葬儀社の方と話す機会がありましたが、孤立死が増えているという現状があるというのをお聞きしました。

では、2の質問に移ります。

孤独死は防ぐことはできないと思いますが、孤立死は減らすことが可能だと思います。町はその対応や手段を何か考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 孤立死を減らすための取組は、主に人とのつながりを維持することと異常の早期発見という2つの側面から進めることができると考えます。

町としては、ひきこもり相談窓口の設置や社会的つながりを維持するための各種福祉サービスの案内や地域サロンなどによる交流機会の創出といった取組を行っています。

また、孤立を防ぐための取組は、町だけでは限界があることから、地域での見守り、声かけなどが重要となります。例えば民生委員や区、自治会などが主体となって定期的に高齢者宅を訪問したり、日常的な見守りや声かけを行ったりすることで、安否確認や異変の早期発見につなげることができます。

さらに、個人ができることとして、ふだんから近所の人と挨拶を交わしたり、離れて暮らす家族や友人と定期的な連絡を取り合ったりといった習慣も必要です。

孤立死をなくすためには、これらの取組を町、地域がそれぞれの役割を認識し、また個人一人一人が意識を高め、お互いが支え合うことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 孤立死は生前のライフスタイルに左右されます。若くても隣近所との関わりを好まない人は、何があっても近所の人に気がついてもらえません。LINEでつながっているからと、会ったこともない人を友達と呼ぶ人はいます。それが信頼できる人かどうかということも分からないのに、安易に信用してしまい、犯罪につながる可能性もあります。

今回は、孤立死の話なので社会からの孤立が問題になります。

2025年4月に、国が初めて公表した推計では、年間2万人以上になるとされています。これは高齢者だけでなく、20代、30代の若者も含まれています。

孤立死の増加の背景にある高齢化と独り暮らしは、行政の力だけでは変えられません。しかし、地域と関わることの手助けはできると思います。先ほども民生委員さんのお話とかをされましたけど、以前提案しました子どもや高齢者の居場所づくりのために、夏休み、冬休みに地域の公民館の開放をする地区には電気代の補助やおやつ代または昼食代の補助を考えていただくように、再度提案して、次に行きます。

③2024年に施行された孤独・孤立対策推進法に対して、町はどのように対応しているか、お尋ねします。

今回質問している高齢者だけを対象にしたものでなく、子どもや若者も対象にした全世代を対象としたものです。そのために、担当課も幾つにもまたがると思いますが、現在、町はどのように受け止め、対応しているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 令和5年に孤独・孤立対策推進法が制定され、地方公共団体は、孤独、孤立に関する積極的な啓発活動の実施、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと、関係者相互間の連携と協働の促進に努めることなどが定められました。

現在、町では、孤独、孤立のみを対象とした取組としてではなく、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、民生委員による訪問活動やひきこもり相談室の相談窓口の設置、また社会福祉協議会に委託して行っておりますごきげんコールやふれあいサロンなど、結果的に孤独・孤立対策につながる取組を行っているところです。

孤独・孤立対策推進法に基づく取組につきましては、今後、国や県からのガイドラインや支援制度等を精査し、実施の必要性について検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今回質問するに当たって、政府の孤独・孤立対策推進本部が作成した孤独・孤立対策推進を図るための重点計画をプリントアウトして読んでみました。210ページにも及ぶもので、本当にプリントしながら、紙切れ、インク切れしながら行いました。

それだけ大事な推進法だと思います。

目的は、孤独、孤立に悩む人を誰一人残さない社会、相互に支え合い、人と人のつながりが生まれる社会を目指し、重点計画に定める孤独・孤立対策を着実に推進していくのが目的です。

この重点計画の中に、声を上げやすい、声をかけやすい環境整備とあります。他人や制度に頼りたくない、迷惑をかけたくない、他人に知られたくないなどのためらいや恥じらいの感情で支援を受けない人がいます。

また、申請主義のため、支援制度を知らない、自分が支援対象に該当すると思わなかったなどの理由で支援を受けていない方もいるとあります。

町はこのようなケースをどのように考えられますか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 答えられませんか。

○議長（福島知雄議員） 通告外になります。

○6番（矢野厚子議員） 思いはあると思うんですけど。繰り返しますが、重点計画には支援を必要とする人が声を上げやすい環境をつくと書いてあります。多分、これは、先ほども回答にありましたように、町としては区長さんや民生委員さんの方たちに頼っていると思います。

最近は、個人情報関係から、住民台帳もなかったり、活動しにくい、どういう人が来たかも分からないので活動しにくいという声がありますけども、町にはそのような声は届いていないでしょうか。

これも答えられませんか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員、この③とは関係ない質問になりますので、次に移ってください。

○6番（矢野厚子議員） じゃ、声も届いていないというふうに一方向的に理解いたします。

国は、毎年5月の孤独・孤立支援強化月間における集中的な広報及び国民の意識向上のための啓発活動、制度の検証、幼少期からの共に生きる力を育む教育、孤独・孤立は身近な問題であることや問題が生じたときは相談すればよいことを幼少期に、あるいは若い世代から発達段階に応じて、学校、地域、職場において、教育、啓発することを通じた相談しやすい文化の醸成、豊かな人間づくり、周りの方が当事者への気づきや対処できるようにするための環境を整備すると書かれています。

教育に、共に生きる力を育むことを求められていますが、教育長はどのように受け止められますか。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員、再度、注意しますが、③の孤独・孤立対策推進法についての質問をしていらっしゃるようですので、これに沿った質問をお願いします。

○6番（矢野厚子議員） その中の文章でお尋ねをしているんですが。

○議長（福島知雄議員） 通告外になります。

○6番（矢野厚子議員） 文章に書かれていることも通告外ですか。

○議長（福島知雄議員） 次に移ってください。

○6番（矢野厚子議員） ということですが、教育長はお答えはないですね。

どう考えられるかをお聞きしたかったんですが。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員、次に移ってください。

○6番（矢野厚子議員） 本当に、何かを考えられるか、感じられるかをお聞きしたかったんですけども、それも許されないのであれば、はい。

どこまで細かく書くかというのもありますので、はい。

じゃ、はい、もう本当にこのまま一方的にしゃべります。

P T Aがなくなり、子ども会がなくなり、下校時の見守りもいつの間にか、声かけの部分が消えました。見守りだけで、前は声かけ、お願いしますというのがあったんですけど、それもなくなりました。

自治会の加入者も減り、祭りや敬老会など地域の行事を運営する人たちが高齢化とともに減り、継続が厳しくなっています。

孤独・孤立対策推進法の中で、当事者の周りにいる一般市民を担い手とするつながりサポーターの地方公共団体での養成を促進し、普及すると書かれています。それと同時に、つながりの場となる居場所の確保が重要と書かれています。

子どもには、学校でも家庭でもない第3の居場所が必要ですが、大人にも、職場でも家庭でもない第3の居場所が必要だと思います。何度も繰り返しますが、その一つが、地域の縁がわ事業として既に取組をしている地域の団体です。

その団体の活動を地域住民に積極的に紹介したり支援したりする考えはありませんかという問いも、お答えはないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 推進法に基づいた質問をしてください。

○6番（矢野厚子議員） だから、推進法に書かれている文章の感想をお聞きしたんですが、それもなかったし、はい。

じゃ、議長、もう最後の御挨拶をさせていただきます。

今回は、高齢者の立場から入って、孤独、孤立と居場所やつながりについて質問をしました。

本当に私の質問の仕方が悪いので回答もあまりいただけませんでした。生きているから、皆誰でも日々、年を取り、あるピークを過ぎると体が衰え始め、去年できていたことができなくなったことに気づき、ショックを受けます。

ずっと先だと思い込んでいたことが、気がつくと目の前のことになっています。

今、菊陽町は、「成長しつづけるまち」として光を浴びています。でも、町の施策も、希望あふれる若い人向けのものが多い気もします。若い人を育てることはとても大事です。人口の流出に悩む地域が多い中で、少しでも人口が増える自治体であることはすばらしいことです。大事なことです。

でも、高齢になっても元気に住み続けられる町であることも、とても大事なことです。若年層の労働力の不足や高齢者の医療費の増加によって、影の部分がいつの間にか町を飲み込んでしまうこともあります。

いつまでも高齢者が元気に地域の人材として活動できるように、高齢者同士が支え合い、そして地域や経験で若い人たちを見守り、支える活動ができるように、町長や町執行部には心を砕いていただきたい。誰もがこれから必ず向き合う課題なので、決して人ごとではありませ

ん。

この言葉で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 矢野厚子議員の一般質問を終わります。

昼食休憩いたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時1分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、一陽会の廣瀬英二でございます。

まず、先月の大雨で被災された方々に、心より謹んでお見舞いを申し上げます。近年の気候変動により、カーボンニュートラルの必要性を改めて痛感しておるところでもございます。

さて、日本の半導体産業の活性化と経済安全保障の面から進められてきた政府支援によるTSMCの進出で、菊陽町をはじめ熊本県及び周辺の自治体は活況を呈しており、2031年までの10年間の経済効果は約11兆2,000億円と推計されています。

世界の中の日本、日本の中の熊本、そして熊本の中の菊陽町には、世界から、全国から、熱い視線と羨望のまなざしが向けられています。どのような発展のまちづくりをしていくのか、菊陽町には、失敗の許されない重い責任と挑戦できる可能性を秘めた両面があると思っております。

今日の私の質問は、主にこれからのまちづくりの基本となる第7期総合計画についての内容となります。質問は質問席から行います。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、第7期総合計画について質問をいたします。

TSMC進出により、町を取り巻く環境は大きく変化していることから、今回、新たに2025年から2034年までの第7期総合計画が策定をされました。

基本的なことについて、4点ほど質問をいたします。

それでは、町への提案、それから質問として、投稿フォーム、それから町長への御意見箱等の取組があります。その件数と、まちづくりに活かされているのかをお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 御質問の投稿フォームについては総合政策課、町長への御意見箱については総務課で担当しております。

件数を申し上げますと、令和6年度の実績で投稿フォームが245件、町長への御意見箱が7件となっています。

投稿フォームの件数が多くなっていますが、内容としましては、行政サービスや手続に関するお問合せ、雑草の繁茂に関するもの、公園遊具の修理依頼など、生活に身近なものが中心となっています。

このような投稿または御意見があった際には、各担当課に連絡し、対応可能なものから速やかに取り組むこととしています。

また、まちづくりに関する御意見をいただくこともあり、各課において施策を進める際の参考にさせていただいています。

投稿フォーム、町長への御意見箱は、直接町民の御意見をいただく貴重な機会となっており、まちづくりに生かされるものと認識しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、件数をお伺いいたしました。

じゃ、まちづくりにどのように生かされたのか、分かる範囲で教えてください。また、記名の場合、提案、質問された方々へのフィードバックとして、それをされているのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） まず、1点目の反映されているかというところですが、各、例えば総合計画の策定手続に直接ということではありませんが、お受けしている総合政策課において共有をさせていただいておりますし、各計画の担当課のほうにも必ず転送されるようになっております。

ですので、間接的にはなりますが、計画に反映されている部分もあるというふうに認識しております。

それから、2点目のフィードバックについてですが、主に対応の御依頼をいただくものと、あと、この中では申し上げておりませんが、手続が分からないというようなお問合せもありますので、そこは可能な限りフィードバック、御本人、御連絡をいただいた方へのお返事ということをするようにしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今答弁いただきましたけど、やはりこの投稿フォーム、町民の方々の御意見を承る、それと御意見箱でも承ると、これは私はまちづくりの一番基本になるものかなと思っております。

そういう姿勢で町長も今まで取り組まれてきました。町民の意見も聞くんだということですね。はい。

それでは、次に(2)番の質問です。

今、モニターに映しております。

総合計画の中に、日本一のまちづくりが明記されていないと。その理由について、町の考えをお尋ねをします。

これまで成長し続ける菊陽町をスローガンに、日本一のまちづくりを目指していくと町長は言われてきました。議会会派の一陽会としても、次の内容の取組を踏まえて志を同じくしてきました。

主なものを4点ほど紹介しますが、まず1番目に安全・安心のまちづくりとして、熊本地震から復興を目指し、防災拠点の形成、それから地域防災力の向上などに取り組み、防災拠点として光の森防災備蓄棟、それから町最大の避難所、総合体育館、それと災害時に司令塔となる防災センターが設置をされました。

また、地域防災力の向上として、防災フェスタの開催、これにおきましては心肺蘇生の訓練が行われております。それと、これは内閣府主導による避難生活支援研修が行われております。また、これは老人連合クラブ、それから社会福祉協議会、日本赤十字連携による災害時高齢者生活支援講習会が行われております。この講習会には、周辺の高校4校も出席をして、21名の参加があり、計45名の参加があり、高齢者への支援、ボランティアに触れるよい機会になったのかなと思っております。

私は、いずれも参加し、体験をしましたが、防災に対して安全・安心のまちづくりへの取組を学ぶいい機会でした。

また、9月27日には、福祉防災フォーラムが福祉センターにおいて開催される予定になっております。

2番目に、経済発展のまちづくり。

経済発展のまちづくりとして、TSMC等の企業誘致、それから新たな工業団地の整備、それから大津植木線の多車線化などの交通インフラ整備、そして地域経済の活性化、農業振興、観光資源の活用、対応、定住促進などの取組が進められています。

3番目に、子育て支援のまちづくり。

これは、いただきますという絵がありますけども、非常に楽しそうにしております。この中に保護者の笑顔も入れたかったんですけど、そこまで間に合いませんでした。

そのほかにも、これは小・中学校8校において、給食の無償化が今年4月から実施をされております。

そのほかにも、児童手当や出産祝い金などの経済的サポート、それから保育所や認定こども園の整備などの保育サービスの充実が進められています。

それと4番目に、高齢者福祉のまちづくりとして、今年4月から、おむつなどの介護、購入の助成、それからスポーツクラブルネサンスとの包括連携協定による認知症予防プログラム、それから矢野議員からも紹介ありましたけども、9月2日、昨日、70歳以上の高齢者の「さんふれあ」の無料入浴がございました。

この対応については。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員に伝えます。

時間も限られておりますので、質問に移ってください。

○5番（廣瀬英二議員） 分かりました。はい。これは最後になりました。はい。

それで、昨日ありました、その中で社長ですね、これも玄関の正面に立って高齢者を迎えられておりました。

それから、フレイル予防で若返りというのが、今、話題になっておりまして、社会福祉協議会で積極的にその活動をされております。

以上4つの主なまちづくりの取組を紹介しましたが、背景には先人たちが築いてこられたまちづくりの土台があります。それに町長の新たな発想、施策を加え、日本一のまちづくりを目指す土壌は確実にあると思います。

そういう中で、第7期総合計画に明記することに無理があったのでしょうか。それとも、もう日本一になったので目指す必要はないとの御認識でしょうか。私は、言葉遊びで質問をしているではありません。活字として自信を持って日本一のまちづくりを目指すべきです。町長のお考えをお聞きます。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 第7期総合計画の中に、御質問の日本一のまちづくりという直接的な表現はありませんが、日本一のまちづくりを目指すという姿勢に変わりはありません。

第7期総合計画では、目指す町の姿を「ともに輝き成長しつづけるまち菊陽」としており、その先に日本一のまちづくりがあるものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 第7期総合計画は10年間の計画であります。先ほど4つの主な取組を紹介しましたが、10年の間、道路インフラ整備は整備され、JASMの第2工場も稼働していると思います。工業団地も、2031年の分譲開始を目指して整備も進められていきます。それから、菊陽町のサイエンスパーク構想も、2030年までに、めどに進められています。

いろんなこういう条件を考えた中で、むしろ今からが日本一を目指す、まさにその時期ではないかというふうに思っております。

先ほど総務部長から話がありましたけども、日本一を目指すということには変わりはないということでしたよね。そうしますと、今後も、菊陽町は日本一を目指していくという、その言葉は町長からも出てくるんですよね。そういうことですか。はい、分かりました。

それでは、次の質問です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、次の(3)の質問です。

5年後を目指す姿として、それぞれに現状値、目標値を示してあるが、どのような検証を行っていくのか、町の考え方を示してください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 令和6年度に策定した第7期総合計画は、令和7年度が計画初年度となっており、来年度以降、成果指標に基づき、毎年、検証を行っていくこととしています。あわせて、評価を行うためのアンケートを実施する予定です。以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、モニターに映しておりますけど、これは一つの例ですけど、これは健康づくり、5年後を目指す姿ということで、指標として、特定健診受診率、大腸がんの検診受診率、乳がん検診の受診率、これはもうデータとして出ますんで、これはあまり手は要らないと思いますけれども、これ以外にアンケート調査をしないとその数値が出せないという部分があります。

その辺についてどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 総務部長の答弁にもありましたとおり、評価のためのアンケートを実施する予定としております。詳細はこれからになりますが、今、御質問いただいた数値がそろって初めて評価できるという部分について、アンケートで補っていくということを予定しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 私たち広報委員は、先般、東京のほうに研修に行っていました。その帰り際、渋谷の駅に寄ってまいりましたが、そこのトイレの出口にタッチパネルで、そのトイレはきれいでしたかという質問がありました。それに4つの項目でその該当するところをタッチすれば、それが自動的に集計されていくと。これは、やっぱりなかなか私もいいなと。

そういうことも、アンケート調査を含めた中で、主要箇所、役場とか中央公民館とか町民センターあたりに設置されたらいかがでしょうか。

これは、一応、6人行って来ましたんで、そのお土産じゃありませんけども、これを一つの提案としてお聞きいただければというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員に伝えます。

ただいまの質問は通告外になりますんで、次に進んでください。

○5番（廣瀬英二議員） 通告外ですか。はい、分かりました。

(4)番の質問でございます。

第7期総合計画の資料配付について、町の考え方をお示してください。

第7期総合計画策定に当たっての冒頭挨拶の中で、町長は、将来のまちづくりである総合計

画を計画で終わらせず、確実に進めていくためには、行政だけではなく、地域や関係団体、企業、それから町民の皆様の力が必要不可欠であると、このように挨拶をされています。そして、結びとして、この総合計画には目を通していただいて、まちづくりの一員として、10年後の菊陽町を、そして「ともに輝き成長しつづけるまち」をこれから一緒につくっていきましょうという挨拶をされています。

それでは、配付先についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 第7期総合計画の主な配付先は、策定審議会委員、区、自治会、大学、関係団体などです。

また、どなたでも閲覧していただけるよう、各センターなどにも配置することとしています。

なお、配付に関する方針として、製本したものも配付しますが、ウェブ上での閲覧が普及してきていることから、今回の総合計画ではウェブ上で見ていただくことを意識したレイアウトで作成しています。ウェブ上で閲覧しやすくすることで、より多くの方に見ていただきたいと考えています。

今後、町の総合計画、町の取組を知っていただけるよう周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、今まで町民が一番基本ですよと言われてきた中で、町民に、先ほど答弁ございましたけど、町民が入っていないけども、これはどういう理由があって配付しないのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） お答えします。

冊子での配付も行うということですが、広報でお知らせをしたりとか、冊子そのものをホームページで見ただけのようになるところで、全ての世帯に配布等はしてありませんが、そういうところで見ただけということを考えております。

あとは、ケースによっては紙のものを見ていただくという機会も確保していければと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） ウェブサイトで見るといっても言われました。そうしましたら、ほかの関係団体とか、それも同じだと思うんですよ。それは見れば分かるわけだから。それで、一番基本である町民の方に何で配らないのかと。そこは私は疑問を持っております。はい。

それは確かに、今、インターネットが発達しております、それはウェブサイトを見れば、ホームページで見れば分かるということかもしれませんが、やはり菊陽町には高齢者が、

65歳以上の方が結構いらっしゃいます。1万人以上いらっしゃいますけど、じゃあその方たちにもやはり寄り添った取組をしていていただきたいというふうに思います。はい。その辺はどうなんでしょうか。

今後、そういう町民にそれを配布するということは考えられないのか。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） お答えします。

冊子が数百部程度というのが、ちょっと実際物理的にはなかなかそれ以上、何万部というところはなかなか難しいところもあります。ですが、議員の御質問の趣旨も踏まえて、可能な対応を、なかなかそういう環境がない方とか、そういう方にも読んでいただける環境というのはしっかり考えていきたいとします。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） そこは、私はちょっと違います、どう考えても、だからそこをどういうふうに考えていくかということは今後の課題ではあるかと思します。

ただ、今まで、確かに町民への配布はございませんでした。しかし、町長がこれだけ総合計画の中で、町民が一番基本ですよということで、目を通していただきたいという部分が挨拶として残っておるから、この質問をいたしました。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、大きい2番の菊陽町地域公共交通計画の策定について質問をいたします。

大規模な企業の進出、TSMCの進出もあり、菊陽町では約4万5,000人の人口となっています。その一方で、交通渋滞が最重要課題となり、道路整備は急ピッチで進んでいます、地域公共交通の充実及び拡充が急務であることから、菊陽町地域公共交通計画が令和7年3月に作成され、期間は5年、11年までの5年間の計画となっています。

公共交通の具体的な取組について質問いたします。

まず、(1)番のコミュニティー交通サービスの充実の中で、可能な限り迂回せず、駅や主要施設にアクセスできるルートへの変更とあるが、具体的な内容について示してください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町のコミュニティー交通には、巡回バスと乗合タクシーがございます。このうち巡回バスは、南部線、西部線、中央循環線の3路線がありますが、特に中央循環線については運行範囲が役場からキャロピアまでと東西に広く、目的地に着くまでに時間を要するところがあることから、利用しづらいとの意見もあっています。

また、町では、JR駅と沿線を生かしたまちづくりを進めており、交通の結節点となる駅や主要施設へのアクセスが課題となっています。

このことから、町では、令和6年度に策定した町地域公共交通計画を受け、今年度からコミュニティ交通の見直しに向けた具体的な検討を進めています。

今後、公共交通計画策定時のアンケートでの御意見やパーソントリップ調査のデータ、携帯電話の位置情報を利用した人流データなどを活用し、コミュニティ交通のルートを検討してまいります。

さらには、これまでの手法だけでなく、例えばA I オンデマンドバス、タクシーの導入など、新しい手法も含めて幅広く検討することで、多くの方にとって利用しやすいコミュニティ交通を目指してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、JR3駅ございますけども、ここを二次交通として、この3駅を拠点とした計画にしていくということも入るわけですね、当然。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） お答えします。

3駅に加えて、今後整備する新駅も含めてと考えておりますが、駅及び沿線を活用したまちづくりというところは考えております。具体的な計画、検討は今行っているところですが、そういう趣旨で捉えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、(2)番の質問に参ります。

シェアサイクルサービスが、昨年10月から実証実験が行われ、今年4月から本格的に開始されましたが、実績と今後の展開を示してください。

鉄道軸周辺の二次交通として始まったシェアサイクルサービスは、交通渋滞緩和策、それから環境負荷の軽減、健康増進、地域全体の活性化に貢献するものとして期待されております。

今年4月から本格運用となっており、役場、JR3駅及び体育館、図書館、それから商業施設など、22施設に駐輪ポートが設置され、電動アシスト自転車50台が事業展開されています。

これまでの実績と展開についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） チャリチャリ株式会社と町が連携して取り組むシェアサイクルサービスは、二次交通の活性化などを目的に、令和6年10月1日から半年間の実証実験を実施しました。

開始当初の駐輪ポート数は、菊陽町役場やJR光の森駅前など13か所、自転車数は電動アシスト自転車50台でしたが、県や民間企業の協力が得られたこともあり、駐輪ポート数は令和7年3月末時点で22か所まで増加しました。

実証実験期間中の延べ利用者数は、令和6年10月から令和7年3月までの6か月間の平均

で、月当たり約731人でした。期間中利用が最も多かったのは、JR原水駅北口からセミコンテクノパーク中央公園間で、セミコンテクノパークへの通勤需要などによるものと考えられます。

その他利用の多い区間として、JR光の森駅からパークドーム間、JR光の森駅から光の森防災広場間と続いており、交通結節点から二次交通として利用されていることがうかがわれます。

次に、令和7年4月に本格運用開始してからの実績につきましては、本格運用後も、駐輪ポート数は2か所増加し、現在24か所となっています。

令和7年4月から7月までの4か月間の延べ利用者数の平均は、月当たり1,104人となっており、これは実証実験期間中と比較すると約1.5倍の増加となっています。

御質問の今後の展開についてですが、令和7年9月16日からは、菊陽町エリアと熊本市エリアが接続されることから、これまではJR光の森駅から県民総合運動公園周辺など、一部の例外を除き、エリアをまたぐことができなかったものが、エリアをまたいで利用できるようになります。これにより、利用者の利便性はさらに増すこととなります。

加えて、エリア接続に合わせ、菊陽町エリアの一部拡大を予定しており、今後、駐輪ポート数を増設することも検討されています。

このようなことから、利用者は今後も増加すると見込んでいます。

本町で実施されているシェアサイクルサービスは、民間事業者主体の取組ではありますが、便利なツールとして都市圏での認知度も高まっており、また二次交通が充実することは、結果として自動車利用を減らし、公共交通利用を増加させることにもつながります。

町としましては、公共交通を補完する一つの選択肢として、今後も活用を図っていきたいと考えています。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今、総務部長から話がございましたけど、私も、このチャリチャリ、これは非常に今から大切な取組になってくるというふうに思っております。実績を見た中でも、1.5倍と、試行期間から比べると1.5倍と、特に今年の夏は猛暑で、暑い中でも自転車を利用しているお客様が増えているということは特筆すべきかなというふうには思っております。

そこでこれはちょっと質問外になりますかね、問題点はありませんでしょうか。今までの取組の中で。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（阿久津友宏さん） 今答弁させていただいたとおり、利用は順調に伸びているという認識ですが、まだ期間も短く、1年間本格運用が終わっていない状況ですので、課題等は出てくると考えております。

ですが、二次交通ということで、公共交通を補完するものということですので、その課題を

解決していくという方向で前向きに検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 熊本市と、それから菊陽町が接続をして運用されるということですね。合わせると2,050台ですか、その電動自転車が配置をされると。確かに、そういう大規模な事業展開になりますと、そんな取扱とか、そのまま乗りっ放しということも出てくるでしょうから、その辺は十分検証していただきたいというふうに思います。

それから次、(3)番の質問です。

新駅の設置、11年度完成に変更はないのか。

新駅の設置は、今後のまちづくりや地域公共交通の拠点として、地域住民の利便性や観光振興などに大きく貢献する施設として重要な施設でございます。1年遅ければそれだけ町の発展が遅れることにもなります。

来年4月には、西日本最大級のくまモンアーバンスポーツパークが開業の予定であり、新駅設置の早期完成が待たれるところです。

11年度完成に変更はないのか、前倒しで設置することはないのか、お尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） JR新駅の完成時期については、令和11年春以降で、（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業の進捗と合わせて整備する計画から変更はありません。

具体的な開業時期は、これまでも答弁してきたとおり、土地区画整理事業の進捗を見ながら、JR九州とも調整をし、できるだけ早期に開業できるよう、引き続き準備を進めてまいります。

なお、今年度は、駅舎の基本設計を行っているほか、JR九州において、駅、ホーム、線路などの具体的な設計を行っており、順調に進捗している状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 土地区画整理事業と合わせて、早期完成を要望して、一応この質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、大きい3番の役場職員の待遇改善についてお尋ねをします。

(1)番で、役場職員の人事評価の現状と人事評価を給与などに反映させることについて、町の考え方を示せ。

この質問については、昨年12月の定例会で一般質問をしました。回答として、今、県内において、人事評価を給与に反映させている市町村は多数あると。本町においても、人事評価を昇給、勤勉手当等に反映させていくような準備を今後進めていくところで考えているとのことでした。

菊陽町は、TSMCの進出によって、今年4月から、県内随一の不交付団体となり、菊陽町は熊本県のリーダーとしての責任がある立場です。

マンパワー不足の中で、日頃の役場職員の御苦労は大変なものであるというふうに感じております。職場活性化、公務能率向上を図るため、今こそ頑張っている職員に人事評価で報いる時期だと考えます。

やがて、ボーナス時期、年が明ければ昇給の時期になります。町の前向きな答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 廣瀬議員の前の一般質問でもありましたので、前段の部分はもう省略しまして、現在、町のほうでは、前回答弁と変わらず、現時点においてはまだ給与のところへの反映はしておりません。しかしながら、本町としましても、これまでのような勤務年数などを重視した登用や給与の処遇など、画一的な人事管理ではなく、職員個々の能力や実績を把握して適材適所の人事配置やめり張りのある給与、処遇を実現していくためにも、評価結果を給料などに反映することが必要であると考えていますので、現在、令和8年度からの実施に向けて準備を進めているところです。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これは令和5年12月に、総務省から、地方公共団体における人事評価の活用についてという通達が出ておりますね。それは十分御存じだと思います。はい。それを踏まえれば、やっぱり早急にこの人事評価を給与に反映していくというのは大切なことであろうかと思えます。

ただ、8年度、8年度ということは来年3月までですから、あと一年何がしかあるわけですね。それでは私は遅いと思うんですね。だから、今年のせめて3月に間に合うようお願いを、お願いというよりも取組を進めていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 今答弁したのは、できれば来年度のその給与と勤勉手当等に人事評価の部分が反映できればということで、今現在、その準備を進めているというところで、年度を、ちょうど8年度からそれをスタートさせたいというふうなところで準備をさせていただいておりますので、御理解のほうよろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 分かりました。それで、やっぱり頑張っている職員に報いるというのは、これは大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いしておきます。

それと、次の(2)番の質問です。

菊陽町では、賃金や地価が高騰し、役場職員の人材不足も課題であり、給与見直し、昇格の検討などの待遇改善が必要であると。町の考え方をお聞かせください。

年休消化とか、これにつきましては、今まで一般質問の中でもしてまいりましたが、改

善されております。これは本当に大幅に改善されていると思います。

ただ、やっぱり年休を取る人、取れない人、いろんな差はあると思いますけど。

[発言取消申出部分]

それでは、4番の菊陽町の不交付団体についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 3です。

○5番（廣瀬英二議員） すいません、失礼しました。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） じゃ、御質問の3の2のことについて答弁いたします。

現在、本町の職員の給与や昇格については、地方公務員法により、町の条例を定めておりまして、その基準で運用をしているところです。

また、職員の給与におきましては、地方公務員法で、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されており、人事委員会の設置がない本町においては、国や県の人事院勧告に準じて、毎年改定を行っているところです。

近年、民間企業の賃金の上昇により、人事院勧告は4年連続の引上げで、本年度の勧告は全体で3.62%、特に若年層は大幅な引上げとなっています。

また、期末勤勉手当も0.05月分の引上げとなっており、本年度の職員の給与についてはこの人事院勧告に準じて改定を行う予定としております。

議員御質問の職員の人材確保につきましては、本町においても課題があることを認識しております。

給与については、先ほど申しました地方公務員法の趣旨に基づいて、国や他の地方公共団体との均衡を保つ必要がありますが、労働環境の改善に努め、働きやすい魅力ある職場づくりを行うことで、菊陽町で働いてみたいという希望者を増やすことは重要であると考えております。

ので、先ほどの御質問でお答えしましたように、人事評価の結果や、給与や昇格に反映するなど、職員の士気高揚や働きがいのある職場づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） じゃあ、時間の関係もありますんで、次の4番の菊陽町の不交付団体についてお尋ねをします。

まず、(1)番の質問です。

令和7年度においては、菊陽町が不交付団体になることが発表され、県内では過去3例目となっている。菊陽町の今後の見通しをお示してください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本年3月議会において、令和7年度の当初予算の歳入で、地方交付税の計上は行わず、その際議員の皆様にも、本町が不交付団体となる見込みであることを御説明させていただいたところです。

また、議員の皆様とも共有させていただきましたが、7月28日には、総務省、熊本県のホームページ上において、普通交付税の決定額が公表され、本町が普通交付税の当初算定において不交付団体となる旨が公開されたこととなりました。

議員御説明のとおり、県内の地方交付税の不交付団体は本町が3団体目となり、過去には、平成8年度、そして平成16年度からの2年間の苓北町、平成17年度からの4年間の大津町の2団体でした。本町においては、平成19年度以降、財政力指数もほぼ0.9以上の数字と高い水準を維持しており、財政面の数字としては非常にいい状況が続いておりました。

今回の要因としましては、経済環境の好転や賃金上昇に伴う町民税の増加に加え、これまで継続してきたまちづくりの取組やT S M Cをはじめとする積極的な企業誘致活動の成果により、固定資産税が増加したことが大きなものと考えております。

御質問の今後の見通しですが、世界経済の状況や景気の急激な変化など、不特定要因も多いことから、具体的な期間を明言することはできませんが、当面は一定の税収を維持するものと想定していることから、不交付団体の状況がしばらく継続するものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 説明は了解をいたしました。

ただ、やっぱり今後において、将来の課題として人口減少や高齢化社会を迎えていく中で、社会保障負担の増加を見据えた中・長期的な財政戦略のシミュレーションは必要であると思っております。

それでは、次の質問です。

(2)の質問で、不交付団体になったことによるメリット、デメリットについてお示しをいただきたいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） まず、メリットについてですが、結論を申し上げますと、不交付団体になったことによる直接的なメリットはありません。しかしながら、不交付団体になることは、自主財源である各種税収が安定して見込まれることの表れであり、財政力の強い自治体であるという評価につながるものとなります。

あわせて、一定の自主財源の確保により、財政運営に弾力性を持たせた事業展開が可能となる点は意義があるものと考えております。

一方で、デメリットといたしましては、地方交付税である普通交付税、そして国の定めによりまして各種特殊事情で交付される特別交付税も交付されない見込みで、一定の財源を失うことが挙げられます。

しかしながら、これはあくまで税収をはじめとする自主財源の増加によるものであり、大きな歳入不足を招くような状況ではなく、不交付団体となったことによって町の財政運営に直ちに大きな変化が生じるものではございません。

私のほうからは以上です。

○議長（福島知雄議員） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） ここからは、不交付団体になることを踏まえた上で、今後の財政運営とまちづくりについて、私の思いを答弁をさせていただきます。

不交付団体になるということは、自立した自治体として責任ある財政運営を前提に、様々な事業に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。また、税収の増加に関しましては、町民の皆様はその効果を実感していただける施策に取り組まなければなりません。これまでも答弁などで申し上げておりましたが、町の財政状況の分析と並行して将来に必要な事業について、事業の大小は関係なく、その内容などを庁内でしっかりと議論をするよう、私から副町長に指示しまして、町の幹部職員で構成をいたします政策調整会議の場で、安定した行政財政運営を意識した上でしっかりと町民の皆様に戻元できる施策についても議論を進めており、その成果を令和8年度当初予算に反映させる予定でございます。

あわせて、健全な財政運営を前提といたしまして、これまでのまちづくりを継続するだけでなく、「成長しつづけるまち」として、くまモンアーバンスポーツ施設の整備、新駅周辺の区画整理事業、南部地区のまちづくりなど、新たな事業についても積極的に進めることを考えております。

今後は、不交付団体となったことを契機として、より一層、自立した自治体としての責任と自覚を持ち、健全かつ持続可能な行政運営に努めることで、この状況を継続し、町民の皆様は菊陽町に住んでよかったと思っていただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 時間も少なくなりましたが、まだ聞きたいことはありましたけども、

この辺でこの不交付団体についての質問を終わります。

最後になりますが、総合ターミナル「さんふれあ」氷菓里についてお尋ねします。

「さんふれあ」氷菓里は、営業再開については、これまで幾度となく質問をしてまいりました。閉店期間は、新型コロナウイルスの感染症が猛威を振るった3年間とその後の2年間であったと記憶しています。

今年5月から、土日、祝日に営業が再開されております。その実績と、その営業体制と実績をお尋ねをしたいというふうに思います。

すいません、それから1と2は併せて質問しますんで、よろしく御回答のほうをお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 時間がございませんので簡潔にちょっと回答させていただきたいと存じます。申されましたように、1と2は関連がございますので一括して答えさせていただきます。

農産物加工処理施設氷菓里につきましては、牛乳を主原料にニンジンジェラートアイスなどの製造販売を中心に運営しておりましたが、コロナ禍もあって運用を停止、その後、本年5月から、土日祝日及び総合体育館などでイベントが開催される際に、かき氷やソフトクリーム、ジュースなどの販売を再開しております。

まず、営業体制についてですが、氷菓里につきましては、農産物直売所「さん彩」の所管として、営業日には2名体制で運営しているということでございます。

次に、営業実績についてですが、7月末時点では、最も多い日の売上額は7万円を超え、利用数は、224件、平均では約2万4,000円の売上げで、利用数は37件となっております。

次に、冬季の営業についてですが、地域農産物を活用した芋の天ぷらやにんじんだご汁といった温かいメニューの提供を予定しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 非常に、氷菓里のほうは営業も順調にいつておるようでございます。

これは、山川部長はいろんな業務知識の豊かな人で、いろんな経験豊かだと思いますけれども、釈迦に説法と思いますけれども、人、物、金の経営資源を有効に活用していくことが、総合ターミナルの「さんふれあ」の生き残るすべであるということを申し上げて、今回の質問となりました。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬英二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

静かにお願いします。

中岡敏博議員。

○10番（中岡敏博議員） 皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。一陽会の中岡です、中岡敏博です。

まず、8月10日深夜から11日朝にかけて降った記録的大雨で、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました皆様に心からお見舞い申し上げます。また、発生しました台風15号も心配しております。

今回も、過去に質問、提言してきた内容や同僚議員が行ってきたものと同じものになりますが、菊陽町は急激に成長し続ける、し続けている現状に合わせて、以前よりもさらに調査研究を行いました。できるだけ、執行部のよい取組は認め、考え方を理解しながら、確認、指摘や提言をしたいと思えます。

この後は、通告に従いまして質問者席で行います。

それでは、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 議長、スライド、スクリーンの使用を御許可いただけますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○10番（中岡敏博議員） ありがとうございます。

それでは、まず初めの質問になりますが、あえて、過去に質問し、令和6年から改善されたという内容であり、町政報告や同僚議員、さらに子ども議会において説明や質問があっている項目です。

また、毎年、吉本町長、二殿教育長も点検に参加し、現場を見て、現場の声を聞いていることは皆さんも御存じだと思います。

それでは、(1)番になります。

令和7年度菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についての対策はどのように実施していくのか。

これですが、未来を担う子どもたちの命を守るために重要なところでは。

平成24年の事故、その後の緊急点検、概要、プログラム策定の経緯、その内容については完全に頭の中に入っていますので、その上でお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 通学路等合同点検につきましては、5月1日から5月20日の期間にかけて、県北広域本部、大津警察署、交通指導員、青少年健全育成町民会議、区、自治会、P

TA、各学校の教職員、危機管理防災課、建設課、教育委員会で、町内全小・中学校の危険箇所を点検し、6月27日には、第1回菊陽町通学路安全対策会議を開催し、対策を協議いたしました。

さらに、来年2月には、2回目の会議を予定しており、1回目の会議で協議した課題箇所の対策は、実施状況等について情報共有し、安全・安心な通学路の実現に向け、関係機関が一丸となってスピード感を持って取り組んでいくこととしています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） (1)の質問におきましては、同僚議員の質問、また子ども議会の議員への答弁で、私も何回も質問している中で、存じ上げているところでございますが、1回目、6月末に対策会議を行い、その間、その次の進捗状況だったり進め方を確認する、情報を共有するために、来年2月に開催するというところでございました。

それと、スピード感を持ってという内容でございましたが、その会議と会議の間は、どのような取組とどのような対策を講じていくのか、順次、対策を講じていくのか、そういうところをちょっと確認したいので、もう一度お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

お答えいたしましたとおり、6月に第1回目の安全対策会議のほうを行ってございまして、こちらで対策内容については協議をいたします。ただし、対策予定であったりとか、対策のほうの方針がまだ定まらない場合もございます。

そういう中でも、対策が決まった場合であっても、裏づけとなる予算が必要であったりとか、そういったところもございますので、2回目の会議までには、そういった進捗状況、対応のほう、第1回目で対応を、方針を決めた場合であっても、方針を変えたりとか、そういう場合もございますので、そういう情報について確認をしながら、第2回目の会議に向けて対応を進めているというふうな状況となります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 対策を講じるために、予算だったり協議が必要な場合以外で、迅速に対応できる箇所もあるかと思いましたので、その間で、順次対策を講じていくのかなと思ったので、確認のためにお尋ねいたしました。

(2)番に行きます。

危険箇所の抽出や点検方法について、過去に9項目の課題を出しています。これをどのように捉えているのかと、大きく3項目を改善したと過去の一般質問で答弁をいただいております。ここの部分では、効果や新たな課題はなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○**教育部長（矢野博則さん）** 令和6年6月定例会の一般質問で、中岡議員の質問にお答えしましたとおり、提案いただきました9項目の課題に関しましては、大きく3項目を改善いたしました。

改善した結果、点検の効率が向上し、関係機関、学校等との連携協議がスムーズに実施することができるようになりました。

新たな課題としましては、点検時の移動方法、関係者の配車、車の配車となります、駐車場の確保がありますが、今後は、関係者や地域の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○**議長（福島知雄議員）** 中岡議員。

○**10番（中岡敏博議員）** 3項目、課題は、新たな課題として答弁いただきましたが、私の気づきといたしましては、場所によっては町の取組で行っております道路異常通報システムや道路パトロール員、直接、建設課に連絡して対応ができるもの、小さい陥没や段差、既存の白線の引き直し、落ち葉の清掃や雑草が茂っているなど、これを年に1回、20人で参加者が目視するまでもなく、内容によっては応急的な処置ができるところもあります。これで、71か所の点検箇所が減少すると考えます。

また、管理者、所有者が町でない場合、町や自治会でない場合、私有地や民間企業の敷地についての内容も見受けられます。

そのほか、前もって現地を確認すれば、関連する法律、設置条件、これは信号、横断歩道等ですが、指針、ガイドラインに基づくと要望に応えられない内容もあると気づきました。

新規で設置すべき施設、予算が伴うもの、規制をかける必要がある部分も含めて、点検前に既に答えが出せるものが71か所の中に混在すると考えております。

学校、保護者、地域の皆さんの関心が高くなっているゆえに、危険点検箇所が増加することは認めますが、効率的に今後、改善の余地があると考えております。

それに対して答弁がありましたらお願いします。

○**議長（福島知雄議員）** 教育部長。

○**教育部長（矢野博則さん）** お答えいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、現地を見るまでもなく、対応する必要がある場所であったりとか、そういったところは確かにあろうかと思っておりますので、今後については、やはり点検の在り方についても、しっかり考えていきたいというふうに思います。

○**議長（福島知雄議員）** 中岡議員。

○**10番（中岡敏博議員）** 次に参ります。

(3)過去の通学路合同点検について、その結果等々をホームページにアップされていましたが、削除、上書きをしているようであります。

これで、PDCAサイクルのチェックの部分、また確認することができないと、私としては

数年間は過去の対策、以前の対策の変更も含め、残すべきだと考えております。

対策後の未整備、整備箇所の確認もできません。効果測定もできません。また、分かりやすく言ったら、歩行者横断指導線であったものが法的根拠がある横断歩道に昇格したケース、横断歩道の滞留場所が狭い箇所を民間会社の協力により、敷地の一部で児童が待つことが可能になったところもあります。

これに対して御答弁願います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 通学路等合同点検の実施状況につきましては、ホームページ上では最新の情報を掲載しております。

御指摘のホームページでの通学路等合同点検の過去の実績状況の掲載につきましては、現在、掲載しておりませんので、今後、最新の情報だけではなく、以前の情報が掲載できるよう対応してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 菊陽町通学路交通安全プログラム、子どもたちの命を守るために一生懸命されているのは評価しております。その部分では、平成24年の悲しい事故から、緊急合同点検が実施され、18か所の危険箇所の対策が講じられておりますが、その部分も、どのように今、改善されているのか、変更しているのか。そこも含めて、知りたい部分もございましたので、平成24年からではなく、過去数年の対策だったり効果、危険箇所のホームページへの掲載を希望するものでございます。

それでは、次に参らせていただきます。

(4)のほかの自治体にはあるが菊陽町にほとんどない法定外表示、物理的デバイスがあるが、菊陽町はどのように考えて設置しているのかというものでございますが、これは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、警察庁が出した法定外表示等の設置指針、さらに令和2年熊本県カラー舗装等の整備ガイドラインに基づいて御質問いたします。

例を出してスライドに映しておりますが、1から4までの菊陽町の町道を映しております。これがどこなのかという細かいところは言いません。全体的に菊陽町にある町道で考えていただければと思います。

(1)なのですが、真ん中のほうに交差点のマークがあります。これはT字路を表す。近くに白線の実線、点線じゃなくて実線があります。この場合は、優先道路として白線を引くとしても破線、点線ではないのか。また、滞留場所とって、横断歩道で子どもたちが待つ場所が狭いです。歩行者の安全が確保できないのではないのか。あとは、同僚議員の質問にお答えされたと記憶していますが、カラー舗装の色は黄色とありますが、緑色にすると、今後、という理解でいいのか。

続けます。②です。

これは、路側帯が黄色、れんが色、ベンガラ色、縁石の上なので、これはコンクリートの灰色の3色で塗ってありますが、そして歩道を黄色に塗装してあります。これは滞留場所ですね。そこと交差点と横断歩道は同一の水色でカラー舗装しています。指針、ガイドラインと違うので、今後、変更する。早急とは言いませんが、考えはあるのか。

③になります。歩道のカラー舗装をベンガラで塗ることは、熊本県のガイドラインは注意喚起を表すベンガラ色ですね、赤褐色、意味ですが、出入口の青色は誘導を意味します。ここも、熊本県のガイドラインに合っていないのではないのかというのと、ボラードというのがあります。ボラードとラバーボールの連立は、歩行者及び自転車、シニアカーの走行の妨げにならないのか。数が多く間隔が狭いのではないのか。

④に行きます。最後です。

路側帯のカラー舗装の基本は、白線の横に目立つように、あくまでも補強的、視覚的工夫であり、緑色系とするが、路側帯の境界線の白線の設置がなく、緑色の舗装だけというものは、命令指針及びガイドライン等に基づくのではないのか。これに関してどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 質問の要旨の中では、町のこういった法定外表示、また物理的デバイスについて町がどのような考えで設置しているのかという御質問でしたので、その質問について答弁させていただきます。

ただ、この挙げられた4点についてどうなのかというところについては、質問要旨にございませんでしたので、そこの答弁は省略させていただきます。

今、中岡議員のほうからありましたように、法定外表示、また物理的デバイスにつきましては、主に生活道路や通学路を中心に設置されています。

本町におきましては、これらの設置に当たり、通学路交通安全プログラムの点検結果や区、自治会からの要望、交通事故の発生状況等を踏まえ、法定の道路標識などの整備効果を低下させないよう、警察との協議を十分に行い、現場の状況に応じ、効果の高い法定外表示や物理的デバイスの設置に取り組んでいるところです。

なお、全国的には、先進的な取組を行っている自治体もありますが、県内の他の自治体においても、ほぼ同様の状況であるんじゃないかと認識しているところです。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 質問要旨の書き方が悪かったのか、菊陽町はどのように考えて設置しているのか、法定外表示、物理的デバイス、部分で、ほかの自治体と比較しというところを抜いて、ちょっと分かりやすくすればよかったかなというふうに反省しております。

続きまして、質問していきませんが、次は本町にはあまり見られない表示についてですが、これは質問要旨に見られない表示があるがというふうに入れておりますので、答弁願えればと思

います。

子ども議会におきまして、議員が自動車専用レーンの提案をされました。その部分では、矢羽根型路面標示というものがあります。これは、車道外側線に重ねることもできます。車道外側線、白線ですね、ということで狭いところでも設置が可能ではないかという部分と、ほかの自治体でも入れているところ、設置しているところもあるということと、次になりますが、看板表示になります。菊陽町で少ない、あまり見ないのは、電柱への巻き看板、巻き、巻いて、電柱に、右上にあります文、カラーは緑と、その次、飛び出し注意の電柱に巻き付ける看板という法定外表示はあまり、ほとんどないと思います。ほかの自治体にはあります。

その部分と、最後ですが、飛び出し坊やという部分で、町長も御存じかもしれませんが、滋賀県は県を挙げて設置しております。また、菊陽西小学校前の横断歩道の滞留場所にリアルな人形があります。これも町長御存じだと思いますが、その部分で、飛び出し坊やが増えていく。菊陽北小学校校区にはよくあるんですが、この部分で、飛び出し坊やがほぼなくなってきました。

そこでお尋ねいたしますが、これを設置しない、これらを設置しない理由と、ほかにいいツール、飛び出し注意ののぼり旗を寄附していただいたというふうな記憶がありますので、その部分で代わりになる有効なツールがあればお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問の矢羽根の部分に関しては、私のほうから答弁させていただきます。

矢羽根につきましては、車道の左側に自転車の正しい通行位置と方向を明示するために設置するものでございますけども、一方で、自動車の停車や自転車の走行空間の不足などによって通行の妨げが起きるということも考えられます。

それによって、自転車と自動車双方の通行に危険が生じるということも、1つ、デメリットとしてあるかなというふうに考えております。

設置につきましては、道路の幅員、道路の交通量、その道路の状況を総合的に判断した上で、設置について検討していく必要があると考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 電柱の巻き看板についてお答えさせていただきます。

電柱への看板の設置につきましては、電柱の管理者の許可、また管理者に対する年間の広告料等のほうが発生いたしますので、町としては設置のほうは考えておりません。

また、飛び出し坊やの設置につきましては、飛び出し坊やは土台が安定しない、また土台部分でつまづくなど、通行の障害となることもあるため、設置のほうを控えておるような状況でございます。また、現在、区、自治会からの要望につきましてもあまりない状態、状況となっております。

代わりに、のぼり旗や注意喚起用の看板の要望が多いため、町ではこれらを購入し、区、自治会のほうへ配付のほうを行っているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 区、自治会から要望がないという部分で理解するのと、巻き看板のデメリット部分がありました。飛び出し坊やにおいては、下がブロックだったり安定させるために接触事故、自転車等の接触事故等々、トラブルがあっている自治体もあると聞きますので、その部分では、のぼり旗と看板表示、スピード落とせとか飛び出し注意というのを表示するという理解をいたします。

次に行きます。この質問が最後になります。

令和3年6月、千葉県八街市の悲しい事故の後に、ゾーン30が以前からあり、その後にゾーン30プラスというものが住宅内の交通安全施設であり、何回も提言してきました。

近隣自治体は設置をしております。

今後、これは住宅内の30キロ規制が令和8年9月から実施されるということで、本町としては、これをゾーニングせず、法定外表示と物理的デバイスの設置で様々な生活道路の安全を確保するという考えでいるのか、警察との協議もあると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） ゾーン30プラスによる物理的デバイスの設置ということでお答えいたします。

ゾーン30プラスは、ゾーン30の地域の中に物理的デバイスを設置して交通安全の向上を図るものでございまして、そのデバイスの設置については、区からの要望があれば、警察と町とで検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） これは、各いろんなところから、ゾーン30及びプラスの要望が上がっているというふうな認識をしております、熊本県で初めてにじの森にゾーン30を設置したという経緯がございます。その部分では、様々、関東もそうなんですけど、いろんな住宅街を見て回った中で、これは必要なのかなというふうに考えていた中、警察庁が、住宅内全部、条件はありますが、30キロの規制にするという部分で、公表があっただけだったので、その部分で確認をさせていただきました。

これも物理的デバイス、4番の質問になりました。どのように考えていくかというのを聞き取ったので、あえて御質問をさせていただきました。

(5)の質問をさせていただきます。

(4)は終わりました。(5)の菊陽町登下校防犯プランの策定はしているのか。これに基づく緊急合同点検を行ったのか、地域連携の場を提案、構築したのか、また対策等の情報の共有、公表についてお尋ねいたしますが、これも菊陽町登下校防犯プランという部分ではなかなか難し

かったのかな、過去の経緯をちょっとお話しさせてもらいますが、これは平成30年5月に、新潟県において、下校途中の7歳女兒が連れ去られ、殺害される、未来ある貴い命が奪われるという痛ましく許し難い事件が発生したことにより、平成30年5月18日、政府は登下校の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議を開催し、取りまとめました。その後、関係団体に通達されております。

ここの部分では、基本的に、その前の時期に策定されています通学路交通安全プログラムについて、これは交通という部分では教育委員をはじめ皆さん、一生懸命されている部分があるというのは存じ上げていますが、ここの部分で、緊急合同点検を平成30年部分でされたのか、その後どのように対策を講じ、その結果を公表されたのか、確認のためお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 登下校防犯プランにつきましては、平成30年に発生した事件を受けて、国が策定した総合的な防犯対策の指針となります。

この防犯プランは、1つ目が、地域における連携の強化、2つ目が、通学路の合同点検の徹底、3つ目が、不審者情報等の共有と迅速な対応、4つ目が、多様な担い手による見守りの活性化、5つ目が、子どもの危機回避に関する対策の促進となっており、これら5つの柱で構成されたものでございます。

本町も、この防犯プランを基に取り組んでいるため、町独自で防犯プランの策定は行っておりません。

緊急合同点検につきましては、登下校防犯プラン公表時の平成30年9月までに、全国一斉に実施しております。

本町では、その後も、通学路等合同点検に登下校防犯プランの取組も取り入れ、実施をしているところでございます。

また、地域連携の場の構築、対策等の情報の共有、公表につきましては、通学路等合同点検時において、協議の場を設け、情報共有を行い、その後、通学路安全対策会議を経てホームページ上で公表を行っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 説明いただきました通学路、登下校防犯プランの概要というものをモニターに出しておりますが、5つの柱という部分と、私が心配しているのは、通学路交通安全プログラム、またその対策会議等々は、警察職員は交通課の職員が入っており、ここの部分では領域とし、生活安全警察、防犯のスペシャリストが入っていく、また防犯協会連合会の職員等が入り、また自主防犯組織のリーダー等が入り、また、せっかく事業として取り組んでいるスクールパトロール隊のリーダー、職員、コーディネーターが入る会議等をしているのかなというふう感じたのと、ここで合同で一斉にした、その後、どのようになっているのかなという部分で確認したい部分があったのですが、お話の中では、通学路交通安全プログラムの中に

防犯の部分も取り入れて、さらに防犯に関する取組を実施しているというふうに理解してよろしいでしょうか。もう一度聞きます。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 議員のおっしゃるとおりです。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 私が心配している部分では、朝の見守り挨拶運動のボランティアの方は多く見られます。菊陽町は多いと思っております。その後の下校時間の見守り活動について、学校によっては個別の下校が実施されているということで、1人区間の部分と見回り隊がない空白地帯、その部分で、さらに強化したいなという部分と、私も朝、声かけパトロールをするんですが、これは下校時間、また夜間にシフトしていくべきなのかなというふうな思いもあったので、確認をする上で質問しましたが、これは以前、30年にやった緊急合同点検等の危険箇所とか声かけ事案でパトロール強化をした箇所とか、そういうのをピックアップして図に表しているとか、公表できるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたしますけれども、平成30年の取組ということでございまして、我々もちょっと調べはしておりましたけれども、なかなか点検をしたというような記録しか、今、出ていないような状況でございまして、過去、ここ5年間の取組等についても、通学路の合同点検の際、どのようにその防犯の面で点検しているのかというところでも調査をしておりますけれども、まず30年からの取組についてというのは、ちょっとなかなか把握ができていないような状況です。

ただし、今年度、点検を行いました中で、防犯の面で見た点検箇所といいますのは、71か所中4か所、昨年度は、6年度になりますけれども73か所中5か所の点検のほうを行ってございまして、その際関係の方々とも情報を共有して、ホームページ上でも最終的に載せているような状況でございまして。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 交通安全と生活安全の部分では、どちらを優先するということはありません。どちらも子どもたちに関わるものでございましたので、そのところは、交通安全の取組、いろんな理由もありまして、そのところは目立っておりますので、防犯プラン、登下校防犯プランの事業について確認をちょっとさせていただきました。

平成30年といえば、警察署再編計画が実施され、光の森交番ができたのと、皆さん、同僚議員も質問される防犯協会連合会との提携、協力、ほかの自治体との協力で防犯カメラの設置がなされた頃だったのかなというふうに記憶しておりますので、そこで点検をしっかりとしたのかなという確認のためにお尋ねいたしました。

次の大きな質問に、続けて参らせていただきます。

学校の安全管理についてでございますが、近年、全国各地で、学校への不審者侵入事案が相次いでおります。2001年に、大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童殺傷事件では、門から不審者が侵入し、児童8名の貴い命が奪われました。あまりにも痛ましい事件であり、二度と繰り返してはなりません。

この後に、学校の危機管理について議論があり、私の一般質問でも、門の施錠をしっかりと徹底する、インターホンの設置まではいかないが閉めることを徹底するという部分で答弁がございましたが、しかしながら本町の小・中学校では登下校時間以外に門が開放されている学校が見受けられます。これでは、不審者にとって入りやすい学校となってしまいます。

学校は、子どもたちを守る、正門は最後のとりでであるにもかかわらず、門の管理が徹底されていない状況、現状は看過できません。本町における門の管理の体制はどうなっているのか、教育委員会の見解をお伺いいたします。

(1) 番の質問になりますが、過去の事件で、熊本市、小学校2校から上靴が大量に盗まれた、東京都の立川市の事件のことを忘れるべきではないと考えておりますが、御答弁願います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 学校活動中における防犯対策につきましては、不審者等を校内に侵入させないための対策を行っており、各学校は不要な校内への立入禁止を示す看板の設置及び防犯カメラによる監視、教職員による部外者への声かけ、それから校門の閉鎖等を各学校において行っています。

夜間につきましては、民間の警備会社へ警備の委託を行っています。

教育委員会では、児童・生徒、教職員、学校関係者が安全・安心に学校生活を送れるように、引き続き学校へ指導してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 池田小学校事件の元死刑囚は、自動車専用門、また日野、宇治小学校侵入事件も工事中の業者の専用門からの侵入でございました。また、公判では、乗り越えてまでは入らなかったという発言をしていると記憶しております。

そこでは、開放、開けっ放しである、無防備である学校ではなく、開かれた学校を目指すのは理解できますが、そのところは子どもたちの生命、身体、財産を守るために徹底していただくのと、せっかく最近スクールパトロール隊の青色パトロールカーが正門の前に駐留といたします、駐留警戒で止まっている様子もありますので、その部分では、門が開いている場合は、スクールパトロール隊の皆さんが一言声をかけて閉めるというのを徹底していただければと感じております。

そのところは、入らないようにというのと、受付、校長の許可を得るようにという看板も古くなって薄くなっているところもあるようでございますので、そのところの更新も含め

て、しっかりしていただくように思っております。

続きまして、(2)番の質問をさせていただきますが、学校を囲っているフェンスに有刺鉄線を使用しているところがあるが、どこどこことということは言いませんが、設置について教育委員会はどのように考えているのか、考えを持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 有刺鉄線につきましては、児童・生徒が誤って接触し、けがをするリスクが非常に高いため、現在は学校を整備する際には新たに設置は行っておりません。

ただし、過去に設置した有刺鉄線が、一部の学校の敷地内に残っているところもございます。

有刺鉄線による事故は、民法にもあるとおり、占有者や所有者が責任を負うものと規定されておりますので、危険であることを明確に表示するなど、適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 北は岩手県から、沖縄、屋久島町、また台湾の子どもたちと、研修とか、東京、横浜が中心なんですけど、様々な学校を見せてもらって、校長先生に必ず許可を得て、登校の付添い、見守りをさせていただきました。

全国的に見ている中で、有刺鉄線が設置されている過去の施設、過去、有刺鉄線を設置しているところがありますが、菊陽町の小学校において、かなりさびているな、古くなったな、新しくはしていないんだらうなというふうな感じもあったのと、不審者を侵入させないがために、ちょっと危険な部分、乱暴な部分もあるかなという思いがあったので、お尋ねいたしました。

ここの部分では、有刺鉄線で子どもが絶対守られるという保証もないし、今、部長の説明があったとおり、逆に子どもたちがけがをしたり、マイナスのような部分もあるので、ほかに考えている対策と、過去に同僚議員が質問しました保育所の門、保育所のフェンスが低いというところで、また高くするべきじゃないのかというのもありましたので、その部分では、フェンスを乗り越えて入らないような考え方について、何か思い、方法、代替案があればお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） まず、既設の施設につきましては、しっかりやはり危険を周知して管理してまいりたいというふうに思っておりますけれども、議員が申されたとおり、ちょっと老朽してさびが来ているようなものとか、そのあたりは再度確認をいたしまして、適正に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 学校によって、自治体によっては、足がかけられないような縦のライ

ンのフェンスだったり、小学校のプールの周辺のフェンス、目隠しも含めたフェンスだったり、その部分では侵入しづらい、招かざる客が入る、盗撮も含めて、しにくい部分で考えがあるのかという部分と、今のところで門をしっかり閉鎖することで子どもたちの命は守る部分で、フェンスの安全、フェンスの部分では理解、有刺鉄線について理解しました。そのところで確認をしたかったのでお聞きしました。

今日は、前回、どうしても時間がなかったので、答弁いただけなかったのが、ちょっと早口になったかなというのと、町長の思いもしっかり聞きたかったので、進めさせていただきました。

最後の質問になります。

これは、大規模災害時の対応について、対策の部分ですが、東日本大震災、平成28年熊本地震を経験しました。台風、豪雨、大雨、大規模火災、災害はいつ起きるか分かりません。いきなり台風が、また線状降水帯が発生するという事案も多く見られています。

そこで重要な課題の一つである項目でございますが、自分自身はもちろん、ペットの命を守るため、避難をしない、ためらう、逃げ遅れることがないように、ペットと共に避難できる環境を整えることは、菊陽町民の命を守る上でも重要な意味を持っていると考えております。

それでは、環境省、熊本県において、ペットは家族同様であり、同行避難を推奨している、避難場所への同行避難、その場所へまずは避難しようじゃないかと。その後の生活をする場所、避難所で一緒に生活する、これは同行避難と言います。その後の生活を一緒にする。

ここで難しい課題というのが多々、多くあると思いますが、避難所で同じスペースで横に動物と一緒にというのはなかなか難しい部分があると思うので、これは同伴避難の範囲だと考えていますが、これについて菊陽町はどのように考えて取り組んでいるのか、明確な方針があればお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本町におきましても、ペットは飼い主にとって大切な家族であり、災害時における同行避難の必要性について十分認識しているところです。

一方で、動物アレルギーへの対応やペットを飼育していない避難者への配慮も必要であることから、一定のルールづくりと環境整備が不可欠であると考えております。

このようなことから、本町では、大規模災害時に菊陽杉並木公園管理センターをペット同伴避難所として開設できるよう準備を進めているところです。

今後は、同伴避難の際に必要な携帯品やペットの受入れ方法、飼い主による避難所での管理方法などについてのルールを作成し、開設準備が整い次第、広報きくようや町ホームページを通じて事前に周知啓発を行うことで、実際の避難時にも安全かつ円滑に同行、同伴避難ができるよう、体制の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） モニターにも出させていただいたように、無料のいらすとやのイラストでも避難の様子イラストを検索すると、動物と一緒に避難をしているイラストが出ております。

その部分では、各自治体が様々な訓練を、ペット同行避難訓練をされているところもあると認識しております。また、写真においては、同行避難訓練とありますが、これはケージに入れているので、部屋の中に入れない、この部分では同行避難なのか同伴避難なのか、部分も含めて曖昧なところもあると思います。

熊本地震でも、車中泊と一緒に避難するという流れもできつつありますが、免許返納高齢者による避難においては、なかなか車も持たない部分では車中泊避難というのも難しいかなというふうに考えております。

昨日、70周年記念の講演会があったと聞いております。その部分では、動物に対する愛情が深い方の講演があったということで、町長、ペット同行避難についてどのような考え、思いがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） ペット同行避難ということでございますが、菊陽町に限らず、多くの方々がペットを家族として、いろんなところでお住まいになられるというふうに思っております。菊陽町も、そういった部分に関しましては、やはりこのペット同行の避難所も含めまして、そういった方々の思いをしっかりと、まずは受け止めるということが必要なのかなというふうには思っております。

全国的にも、そういったところで、先進地のあるところをしっかりと、町としましても勉強もしながら、南海トラフというのも非常に近い間隔でひょっとしたらあるかもしれないということもございますので、そういったことを考えると、ペット同行避難に限らず、町全体としてのこの避難の訓練の中でも、一つのペット避難というところに関しましては取り入れていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） いろんな思い、ペットをどのようにというのは、皆さん共通だと思います。もしかしたら、町長もペットを飼われているかと思いますが、そのときどうするのかというふうに、町民の、また皆さんの考え、思いに沿えていただければと思っております。

最後になりますが、町長には、これはお知らせですが、新潟県中越地震「山古志村のマリと三匹の子犬」という絵本があります。これは映画化されております。その部分では、動物を残し、避難せざるを得なかった過去と、姉妹都市であります屋久島町の口永良部島噴火のところでペットを残しては避難しないという方がいらっしゃった中で、ペット同行避難で、町長の判断もございますが、海上保安庁のペット同行避難、また船に乗せる、ヘリコプターに乗せるというケースも、取組もぜひ参考にいただければと思います。

一般質問においては、質問の内容と執行部の答弁も想定しながら、考えながら文章を作成し、やってきて、長い経験ではございますが、なかなか難しい。一方的な要望でもいけないという部分で、今回は挑ませていただきました。

これは全て町民の生命、身体及び財産を守る大事な部分で、私が議員になったきっかけと、大事なところでもございますので、ここの部分、今回は質問要旨がちょっと分かりづらかった部分では反省しております。そのところは、また今後につなげていければと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 中岡敏博議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時0分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月5日（金）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 鬼塚 洋 議員    | 2番  | 吉村 恭輔 議員  |
| 3番  | 藤本 昭文 議員   | 4番  | 馬場 功世 議員  |
| 5番  | 廣瀬 英二 議員   | 6番  | 矢野 厚子 議員  |
| 7番  | 大久保 輝 議員   | 8番  | 西本 友春 議員  |
| 9番  | 佐々木 理美子 議員 | 10番 | 中岡 敏博 議員  |
| 11番 | 布田 悟 議員    | 12番 | 佐藤 竜巳 議員  |
| 13番 | 甲斐 榮治 議員   | 14番 | 岩下 和高 議員  |
| 15番 | 上田 茂政 議員   | 16番 | 小林 久美子 議員 |
| 17番 | 坂本 秀則 議員   | 18番 | 福島 知雄 議員  |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書記 牟田 修人 さん  
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|          |          |         |          |
|----------|----------|---------|----------|
| 町 長      | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長   | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長    | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長   | 吉本 雅和 さん | 健康福祉部長  | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長   | 山川 和徳 さん | 都市整備部長  | 荒牧 栄治 さん |
| 総務課政策監   | 井田 章博 さん | 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん |
| 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん | 環境生活課長  | 阪本 和彦 さん |
| 福 祉 課 長  | 齊藤 大典 さん | 農 政 課 長 | 澤田 一臣 さん |
| 商工振興課長   | 塚脇 康晴 さん | 建 設 課 長 | 出田 稔 さん  |
| 都市計画課長   | 山本省 吾 さん | 下水道課長   | 坂田 悟 さん  |
| 教 育 部 長  | 矢野 博則 さん |         |          |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

藤本昭文議員。

○3番（藤本昭文議員） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、藤本昭文です。

まず最初に、先月の大雨により被災された町民の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。私も菊陽町下津久礼に生まれ育ち、白川のほとりに住んでいたこともありまして、昭和55年、57年、平成2年と、3回床上浸水の洪水被害に遭いました。やはり、自然災害というものの脅威、恐怖、これは実際被災した者にしか分からないものです。

今日は、大枠1番、自然災害対応について、2番、地域活性化対策についてを質問します。

質問は質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） それでは、質問の1番、自然災害対応についてお伺いします。

(1)番、菊陽町内で平成24年九州北部豪雨災害において内水氾濫による洪水被害を受けた地域を示せということですが、今回この内水氾濫について特に限定したのは、以前は白川の氾濫、これ非常に東は戸次地区、馬場楠、あと井口の一部であったり、当然下津久礼はその最たるものであるんですが、災害が多発生しているんですが、立野ダムが完成したこともあって、先月の大雨でも白川においてはそういった被害の報告はなかったと認識しています。ただ、都市化が進む菊陽町においては、この内水氾濫は非常に大きな問題ではなかろうかと思い、内水氾濫に限定したところで質問にすることにしました。

では、答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 平成24年7月に発生した九州北部豪雨では、記録的な降雨により、町内各地で浸水被害が発生し、住家被害として床上浸水が29件、床下浸水52件が確認されております。こうした被害の大半は白川や用水路の氾濫によるもので、内水氾濫による被害につきましては、沖野地区の調整池の溢水による床下浸水1件が確認されております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 沖野地区の調整池溢水による床下浸水1件ということですが、24年当時、私、菊池広域連合消防本部に一応在籍しておりまして、菊陽町の災害発生地域に当然救助活動等を行ったわけですが、このとき新町地区でも床上及び床下浸水の被害が出てたはずなん

ですけど、それは町のほうでは把握させないということですかね。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 新町地区のほうの被害につきましては、床上浸水1件、床下浸水3件のほうを把握しております。新町地区につきましては用水路等の氾濫等の状況のほうも報告されておりますので、一概に内水氾濫が原因だったということで判断が難しい状況ですので、用水路からの氾濫のほうも一部原因があるかと思っておりますので、内水氾濫とはしておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 度々手前みそになるんですが、私、31年間消防本部に勤務しております、内水氾濫、あと外水氾濫、この浸水被害でも2つあるんですけど、用水路とかいわゆる井手、そういった部分というのは内水に該当します。あくまで外水というのは河川です。菊陽町でいうなら白川、外から流れ込む河川の水が氾濫することによって起きる災害が外水氾濫であって、田んぼの用水路とかそういったこれは内水に該当するんですけど、そういった内水と外水の分けというの、町ではしっかりとされてないということですかね。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 今、議員のほうからも説明がありましたように、一応今回外水氾濫につきましては洪水の氾濫ということで、河川や用水路の増水ということで取り扱わせていただいたところでありまして、内水氾濫につきましては、主に市街化区域が中心となるかとは思いますが、雨水排水の施設の排水能力を超えるような大雨が降った場合や、排水先となる河川の水位が高くなることで雨水が排水し切れず、水路等からあふれ出る浸水被害のことかと思ひまして、そちらのほうで取りまとめのほうを今回行ったところでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） これ内水なのか外水なのかというのは、行政が認識する上でなぜ重要になるか。内水氾濫にも2つあるんですよ。氾濫型の内水氾濫と湛水型の内水氾濫。いずれにしても、内水氾濫に対する対策というのは排水機能の強化、これがもう大原則です。あと、都市計画の見直し等も必要あれば行政がその責任において行わなければならないというふうには私は理解しています。内水なのか外水なのかというところを明確に区別ができてないというところが対策にも影響しているんじゃないかなという気がします。

それで、次の質問なんですが、(2)番、町の言う内水氾濫で被害があった当該地域は、菊陽町のハザードマップ上において洪水危険地域として指定されているのかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 先ほど答弁させていただいた沖野地区につきましては、町が公表しているハザードマップにおいて、洪水浸水想定区域として指定されております。想定される浸

水の深さは、1メートル以上、3メートル未満の区域に該当しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 答弁された沖野地区については、ハザードマップに想定区域として指定されているということなのですが、私の意見、見解としましては、そのほかの菊陽町内においても、ハザードマップ上、洪水浸水想定区域となっている場所で平成24年の豪雨による被害が発生しているんですが、じゃあ次の3番の質問に移ります。

平成24年九州北部豪雨以降の住宅開発のうち、実際に被害を受けた、かつ洪水浸水危険地域に指定されている場所において開発が行われているのか、また行われているとするならば、開発を許可する際、洪水浸水の危険について十分な検討がなされたかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 平成24年九州北部豪雨にて被害があった区域及びその隣接地などで、平成24年以降に住宅開発が行われた箇所は7か所ございます。浸水が想定される区域における開発行為について、平成24年以降も法的に対策を講じるよう定めた基準はなく、許可の条件とすることはできないことから、申請者に対して対策を講じることは要請できても、それを強制することはできませんでした。

しかし、令和4年に都市計画法が改正され、熊本県では令和5年4月から運用基準が変更となり、市街化調整区域の集落内開発区域指定区域においては、想定される浸水深が3メートル以上となる区域の場合、想定水位以上となるよう敷地の地盤面をかさ上げする、または2階建てなど居室の床面の高さを想定水位より上げる、もしくは平家など想定水位より高い位置に居室がない場合はロフトなどを造り、かつ屋根などへ避難可能な開口部を設けるなどのいずれかの対策を講じるよう安全上及び避難上の対策が義務づけられ、開発許可の条件となったことから、開発許可権者である熊本県と共に指導を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） この7か所というのは、洪水浸水危険地域に指定されている場所での開発が7か所という理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） はい。先ほど申しました7か所につきましては、平成24年の豪雨におきまして浸水があった場所及びその隣接地になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 実際に24年の豪雨災害で被災した場所もしくは隣接する箇所で7か所開発が認められたということなのですが、法的には確かに問題ない、それは分かります。ただ、これが内水氾濫、外水氾濫問わず非常にリスクの高い場所ということは、そこに住まわれる方

にとっては一定以上の不安、危険を伴うわけですので、当然町としては24年の被害の状況、また発生したメカニズム等も十分検討された上で、その後の対策というのが取られていると思うんですが、答弁の中で、許可の条件にはできない、対策を講じるよう定めた基準はなく、許可の条件とすることはできない。対策を講じることを要請はできても強制することはできないという答弁があるんですけど、これは実際にこの許可の審査段階であったり、申請段階において何らかの対策を要請したということですか。それとも、要請しても強制できないから何もしなかったということなんですかね。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 7件につきましては、すいません、個別具体的にそれぞれの指導というのは分かりませんが、浸水想定区域に入っているとか、そのために今地盤高の話であったりとか、その対策であったりとか、そういう部分についての周知、お願い等は行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 何らかの要請は行っているというふうに理解しました。

それでは、次の(4)番、本年8月の豪雨で内水氾濫による洪水被害は発生していないかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 8月10日から11日にかけての記録的な豪雨による内水氾濫被害につきまして、9月1日現在で罹災証明による申請などにより把握している被害状況を御説明します。

市街化区域内の下水道事業による雨水排水区域内におきましては、東ヶ丘地区で7件、八久保地区で2件、三里木地区で2件、花立地区で1件、下津久礼地区で1件、全体で13件でございます。被害内容としましては、床上浸水が3件、床下浸水が10件となっております。

そのほか市街化調整区域内におきましては、新町地区4件、新町西地区1件、全体で5件となっております。被害内容としましては、床上浸水が1件、床下浸水が4件となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） やはり24年の九州北部災害において被害が発生し、洪水浸水危険地域にハザードマップ上で指定されている場所において被害が発生しているということは、これは事実、現実です。住まわれてる方というのは、じゃあ洪水浸水の危険があるから引っ越すとか家を建て直すとか、そういう選択肢はないと思うんですよ。一旦数千万円の資金を投じて住宅を購入され、長い年月をかけ、何十年もかけてローンを返済し、住み続けられるという状況を鑑みますと、行政として放置とまでは言いませんが、何の対策も講じることなく、大雨が降った

らそこはそもそも危険な場所だから諦めてくださいということなのかと非常に危惧しています。

次の5番、洪水危険が高いにもかかわらず、実質的に開発を許可されているわけですが、そこで当然危険な場所ですので、大雨が降れば被害が発生する。この被害に対して町はそれなりに責任を負うべきではないかと考えるんですが、町の考えはどうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 開発行為につきましては、都市計画法の規定により都道府県が許可権者となっており、熊本県が法令に基づく技術基準への適合など内容を審査し、法令に定める基準に適合する場合は許可をしなければならないと規定されています。行政の責務は、法制度に基づいて定められた業務を執行することであり、法令に基づき、許可権者の県が法令で定められている基準に適合することを確認して許可を行ったことに対し、行政が責任を負う必要があるとは考えておりません。

しかし、当然のことながら、開発行為申請が行われた際に災害の危険がある区域である場合は、町においても申請者に対してできる限りの指導や情報提供などを行うべきであると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 法令に基づき、許可権者の県が法令で定めている基準に適合することを確認して許可を行うことに対し、行政は責任を負う必要があるとは考えていないという答弁だったんですが、24年の豪雨災害時、立田白川沿いの立田地区だったですかね、非常に大きな被害が出ています。このときはたしか県が賠償したんじゃないかと思うんですが、今の町の答弁からすると、行政が責任を負う必要があるとは考えていないということなんですが、そういった事例を踏まえれば、あながちそう言い切れるものなんですかね。その点については検討されているんですか。

○議長（福島知雄議員） 都市計画課長。

○都市計画課長（山本省吾さん） 法令で定められている基準以上のことを強制させることにつきましては、私権の制限などにもつながる可能性もございますので、開発許可の許可権も有していない町がそこまで強制するということは非常に難しいというふうに考えております。ただし、権利の行使等を無制限に行ってよいわけではございませんので、町としてできる必要な指導は行っていくべきであるとは考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 何か今の答弁ですと、開発行為を行う者に対してどうこうという、あくまで開発者は開発者という内容なんですが、そうではなくて、行政として負うべき責任の話です。内水氾濫で言えば、結局排水機能が不全を起こすことによって被害が発生するわけですか

ら、この排水機能の強化、これは開発者の責任ですか。私は行政の責任と思うんですが。

法令に基づき云々というのがあるんですけど、これ法令は都度変わりますよ。この許可当時はその法令で適合してました、だから適法ですと言われても、じゃあその後さらに厳しい法整備が行われた場合、それまでの法整備では不備があったということですよ。建築基準法であったり、最低限の安全を担保するような法律はいろいろあるんですけど、これは何か法律の世界では遡及するとかしないとかということがあります。私が勤めていた消防で言わせていただくと、消防法というのは、これ遡及する法律です。遡及するということは、当時適法であったとしても、法改正が行われた場合、現行法令に即した改善をなさいというような性質を持った法なんですけど、仮に遡及しないとしても、明らかに今までの法令では不十分だということで法は改正されていくわけですよ。だったら、改正された法に適した安全を町民に提供しようというのが、行政としては正しい姿ではないかと思うんですが。

この責任を負うという責任なんですけど、単に被害に対する補償とかじゃなくて、被害者の気持ちですよ。また被害に遭うんじゃないか、町は何か対策してくれないんだろうか、そういう思いに対して何か対応するという考えもないわけですかね。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 議員がおっしゃるとおり、やっぱり安全を一番先に考えないかんというところもありますので、今後はその辺法律家の意見も聞きながら、どういうことができるのかというのを検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） しっかり罹災された被害の状況であったり、その原因、改善できる分はないか、そういった検証と検討をしっかりと行って、できる対策は行っていただきたいと思いません。

これは当然ハード面、これは菊陽の第7期総合計画なんですけど、この39ページに防災について書いてあるんですけど、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興を図る減災を目的として、ハード対策に加え、災害発生時の適切な行動の実現を目指すソフト対策の両面から、国や県、関連機関と連携し、公助の基盤を整備しますと書いてあります。例えば、今回自動車の浸水被害がかなり出てます。これは、車は水がないときにはどんどん動かせるんですよ。危険があると分かっている地域に駐車してやる、というても十数件ですよ。町のほうで注意喚起を行い、避難できる場所を提供するとか、そういったソフト面の対応もやろうと思えば簡単にできる対応だと私は思いますので、しっかり今回の被害の中身を検証されて、少しでも今後の減災につながる、また被災された方の気持ちに寄り添う調整を行っていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

2番、地域活性化対策についてお伺いします。

(1)番、各行政区においては、区、自治会の運営に必要な費用を区費、自治会費として徴収

し、その運営が行われているが、この制度について町はどう考えているかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 区、自治会は、地域住民が協力し、地域の課題解決や親睦を深めるために自主的に組織する任意団体であり、地域社会の維持発展に重要な役割を担っています。その役割は多岐にわたりますが、大きく分けて次の3つの役割があると考えています。

1つ目は、ごみ集積所の清掃、管理や道路の清掃、防災訓練など地域住民の生活向上に資する活動を行う役割、2つ目は、地域資源の活用や交流人口の拡大など地域社会の維持発展に資する活動を行う役割、3つ目は、住民と行政の橋渡し役として住民の声を伝え、行政サービスの向上につなげるために、行政との連携により地域の課題を解決する役割があるのじゃないかと考えています。

また、区、自治会の運営方法には、会員の組織化、規約の制定、役員の選出、会議の開催、会計処理、広報活動などがあり、活動を行うためには財源も必要となります。区、自治会は、加入者である住民の総意に基づき、納得のいく合理的なルールに基づいて運営されていますので、会費の金額や集金の時期など会費に関するルールは世帯数や地域性により、区、自治会ごとで様々でございます。町としましては、区、自治会の総意によって定めたルールを尊重したいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今答弁いただきましたが、いずれにしても、この区、自治会というコミュニティ、これは行政と一体となり、町の発展に必要不可欠な組織だという認識だと理解したんですが、よろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） そのような認識でよろしいかと思えます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 先日の一般質問の中で、高齢者のシェアハウスといった問題提起があったんですが、町の答弁の中で、区、自治体が主体となり、老人宅を訪問というような答弁があったんですよ。そういうことも対策としてできるんじゃないかみたいな。これはもう、明らかに町としては、行政としては、区、自治体、これが町政運営において重要な役割を果たしているということの表れなんですよ。ただ、今、現実問題、菊陽町は都市化していますので、アパートとか賃貸に住まれてる方は行政区に加入されてない方がほとんどです。地域によっては、区民の数と自治会に加入されている人の数が全然合わない、そういう現象も起きてきています。実際もう役員の成り手もない、区費も集まらない、活動ができない。もうほぼほぼコミュニティを維持するための組織としていをなしていない、そういう話もお聞きします。

次の質問、(2)行政区単位のコミュニティの重要性については言うまでもないんですが、

その存続及び安定的、機能的な運営に対して町の果たす役割は非常に大きいと考えています。危機的状況も迎えているような行政区や自治会がある中で、町はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 市町村は、区、自治会の活動に必要な助成金の交付や行政施策の情報提供、地域イベントとの連携、協働など様々な形で区、自治会の活動を支援する役割を担っていますが、過度な関与は区、自治会の自立性を阻害する可能性があり、区、自治会の自立性と市町村の関与のバランスが重要であると考えています。

行政からの一方的な指示や命令ではなく、相互の理解を深めるために、定期的な会議や連絡会などを開催し、情報交換を行うなど、相互の尊重と理解に基づいた対等な立場で協力し合うパートナーシップを構築することが一番大切ではないかと感じております。

区、自治会の自立性を阻害することなく、住民のニーズを的確に捉え、地域の実情に合った自立的な区、自治会の運営をしっかりと支援することが行政の役割であると考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今、答弁の中で自治会と行政のバランスという答弁があったんですけど、私も全くそのとおりだと思います。実際、区や自治会が行われている事業の中で、非常に公共性の高い、本来であれば町が行うべきサービス、これも相当含まれていると思います。その補助金というのは分かるんですが、実際機能的な運営、継続的な運営を考えたときに、それで十分なのか、それで果たして継続的、機能的に存続できるのかというのが今非常に問題だと思っています。

それは、バランスだ、パートナーシップだ、要は金は出さない、仕事はたくさんやってもらいたいというような何か思いが見え隠れするような答弁の内容なんですが、行政区とか自治会がなくなったら考えたら町の負担を物すごく大きくなると思います。そこも含めて、町は今後どのような役割を果たしていく、もしくはそれを検討するつもりがあるのか、そこだけお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 今、藤本議員のほうからありました、各区、自治会が抱える不安に対しましては、町のほうにも区長会役員などを通して同じような相談がっております。そこに対しましては、一つ一つ区長会のほうから、こういうことに関して課題があるということを出していただいておりますので、その一つ一つに対して誠実に話を聞きながら対応していております。

また、今申されました区の自治会の運営費あたりについてもどうにかならないかという相談が今年の8月の上旬に会を催しましたので、そのときにも伺っておりますので、様々な問題に対して区長会のほうともしっかり情報を共有しながら、一緒にその課題解決に向けて取り組ん

でいくという姿勢で今町のほうは考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） パートナーシップという答弁もあったんですが、どちらか一方の負担が大きくてはパートナーシップは成り立たないと思います。共存共栄、お互いにとってメリットのあるパートナーシップを築かれていただきたいと願い、次の質問に移ります。

(3)番、今後菊陽町への転入者及び交流人口の増加が想定、予想されるが、その最前線で対応を求められる行政区に対して、区費の代理徴収や継続的な補助金の支給などの支援が不可欠と考えるが、町の考えはどうかについてお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員御質問の区費の代理徴収については、次の理由により、対応は難しいと考えております。

まず1つ目に、法的根拠が整備されてないこと。

町が徴収できる税金や使用料などは、地方自治法や条例などで規定されていますが、現在区費を徴収するための法的根拠が存在しないため、徴収を行うことはできないというふうに考えております。

2つ目は、公平性の確保の問題です。

区費の徴収は、特定の区、自治会の活動に直接関わるものであり、町がその業務を担うことは他の自治体等の活動と公平性を損なう可能性があります。これは、町に徴収をお願いするところとしないところとかがある場合等、そういうようなところもちょっと心配してるところでございます。

全ての区、自治会に均等にサービスを提供することは、現実には不可能ではないかと考えており、特定の区、自治会に有利な取扱いをすることはできないと考えております。しかしながら、町が区費の徴収を直接代行することはできませんが、区費の徴収方法の改善など、徴収に関する相談や効率的な徴収の方法に関する情報提供など、支援は可能であると考えています。

また、継続的な補助金の支給につきましては、現在菊陽町行政区運営補助金交付要綱に基づき、行政区に対し補助を行っておりますので、今後も継続して補助してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 法的根拠がなく、できない。できないは分かるんですが、現に区会や自治会において、非常に困っておられるという現状を踏まえたと、どうにかしよう、どうにかしなければならぬという思いが今の答弁からはちょっと伝わってこないわけですし。例えば、さっきもバランスの話がありましたが、明らかに公共サービスとして町が提供すべき部分については、補助金ではなく委託という形で委託料を支払うとか、今区のほう、自治会の方の

意見は、もうほぼほぼボランティア的に町の仕事を何でもかんでも押しつけられている、そういう思いを持たれているところが非常に多いです。

これは、行政区という非常に大切なコミュニティの存続のためにも、町の真剣さというか、これは必ず解決しなければいけない問題というその意識があるのかないのかだけお答えいただけませんか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 今の御質問ですけれども、まず行政区に関しましては行政区の区長に対する業務委託というのを行っております。その分については、ある程度このような業務を行ってくださいという項目を並べて、この業務が行政区の区長さんのお仕事として委託ということでやらせていただいております。

運営補助金のほうは、今言われてましてた加入者の問題とか高齢化とか様々な問題があり、また物価の上昇等もあって、なかなか区費だけで運営するのは厳しいという話もいただいておりますので、そこもどの程度が町として一緒に携わって協力していけるのか、そここのところは今後、区長会とも協議をしていきたいと思いますということに今なっていますので、町が全く携わっていないというわけではなく、そこにはしっかり寄り添いさせていただいておりますので、今後区長会を通していろんなところは協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 分かりました。区長会と誠実に意見交換等を行い、検討し、対応していくという答弁だったと認識、理解しましたが、それではよろしかったですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 重ねてになりますけれども、今後様々な課題については区長会のほうから出されていますので、一つ一つ協議を進めながら解決できていければと思っておりますので、そのようなところで取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 行政区単位のコミュニティというのは、行政区の中に限らず、交流人口であったり、外国からの転入、あと災害が起きれば、主要幹線道路に該当する行政区であれば、その通勤者も含めた上で、一つのコミュニティとして災害に対応していかなければならないその役割は多岐にわたるわけでして、やはりこれも必要不可欠な組織であると思っております。この組織が継続的に、機能的に運用され、存続していくことが最も重要なことと思っておりますので、しっかり町のほうでの対応、検討をお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 藤本昭文議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時45分

再開 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

馬場功世議員。

○4番（馬場功世議員） 皆さん、おはようございます。議席番号4番、菊陽町の軽井沢に住んでいます馬場功世です。

先般、8月10日から11日の早朝の大雨で亡くなられました方に御冥福をお祈りする次第であります。また、被災されました方にはお見舞いを申し上げます。また、早い復旧・復興がなされることを願うところであります。私の友達のところも、美里町ですが、牛が4頭生き埋めになるというふうなことが新聞に載っておりましたが、私はあそこにはいつも仕事で通っていたところですので、大変だなと。私は、熊本全体の被害状況というのも電話で聞いたところですが、こんなにひどくなるとは想像もつかないというか、菊陽町からすると大変な思いをされているというふうに思っているところです。

また、今日は、傍聴に皆さんおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

また、もう一つあるんですが、ある会合でせっかく私が菊陽の軽井沢という言葉を出しているのに、菊陽町の日陰の森に住んでいますとか、光の森にかけて日陰の森という発言をする人もあるわけですが、同僚議員からは、十分西日が当たるところでいいじゃないですかというようなこともありました。ただ、私の南小学校区の南小は、今年、創立150周年を迎えます。非常に伝統ある地域ということで、私としてはもう今後決して日陰の森にはさせんぞということで、町長にも気合を入れて頑張ってもらっているところであります。

それで、今日は5つの質問を用意しました。

まず1番目に、県営野球場の誘致について、2番がごみ置場の設置について、3番、防犯灯の管理について、そして4番に有償ボランティアについてで、5番に免許証の返納者への支援についてということで、5つの質問を用意しています。

今から質問席で質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今日は、まず最初に県営野球場の誘致についてということで質問をしたいと思います。少し質問の趣旨を述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。少し長くなりますが、よろしくお願いいたします。

まず、町長の政策提言の中で、町の均衡ある発展の推進ということで、県の総合運動公園の周辺に新設することが望ましいというふうな形で私は思っているわけでありまして。商業棟の複合施設ということで、あの地域は小山戸島に隣接し、そして近くには免許センターもあるというふうなところで、その割には商業施設はほとんどないというふうなところでありますけれども、やはりスタジアムとまちづくりというふうな形からすると、長期視点に立てば非常に地域

としては発展性が見込まれるというふうに思っております。

また、商業施設の新聞のスタジアムプラスまちづくりの事例ということで出そうと思いましたが、いろいろ著作権もありまして、事例だけ申し上げますが、福岡のPay Payドーム、あそこの地域を想像していただきたいと思います。それから、北海道のエスコンフィールド、こういうところを想像していただければというふうに思っております。

二通り町からは出されておりますけれども、駅周辺であれば、公共交通関係を考えて、列車だけでは輸送力に限界があるというふうに思っております。また、公式戦の開催ということであれば、交通渋滞にこれ以上拍車がかかるということが予想されますし、地下水保全や水質汚染の問題も危惧されるというふうに思っております。

また、県の運動公園周辺であれば、今非常に渋滞もあつてますけれども、ロアッソの試合で交通渋滞の対策ということで改善がなされてます。そういうノウハウを生かされるというふうに思っております。それから、運動公園一体化ということで、運動公園と一体化することによって、いつも言われる県営球場もまた菊陽やと言われるようなことを打ち消せるというふうに思っておりますし、運動公園の近くであれば、県民全体の理解も得られるのではないかとこのように思います。

熊本県では、硬式野球の公式戦、これが硬式野球ができる球場というのがリブワーク藤崎台球場、それから県営の八代球場、それから山鹿市の市民球場の3つであります。九州各県を一例に出しますと、宮崎県が15、福岡が14、沖縄が10、大分が9、鹿児島が8、佐賀が7、長崎が6というような状況であります。熊本県は3つしかない。ほかのところからするとかなり差があるなというふうに思っています。

また、熊本県では、7月18日に公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議というのが出されました。それで、その有識者会議の中で藤崎台球場は老朽化している、プロ野球の試合のニーズに対応するためには、野球場は別の場所に申請することが適当というようなことの提言書がなされたわけでありまして。菊陽町においても、この菊陽町の誘致の構想ということで、新設誘致の構想というようなことが出されています。そういう中で11月に誘致構想を公表しているわけでありまして。

自治体の独自の負担の提案、それから非常に金がかかる問題であります。熊本県は非常に財政的に厳しい状況であるということでもあります。私どもが現役のときには2%カットと3%カットを余儀なくされて、執行部からは、第2の夕張になりますばいと言われるような厳しい状況をくぐり抜けてきたわけですが、まだまだ財政的には厳しいものがあるというふうに思っております。

それで、やはり県の負担を最小化して、経済界を巻き込んでやっていくべきだということでもありますし、公共機関等そういういろんなものを会議の中で提言がなされています。公共交通機関、そういうものの意見を踏まえての提案だったというふうに思います。

また、最終的には、誰もが菊陽町に野球場を持っていきたいと思われるような提案をしたい

というふうになっております。私は、この点を県の運動公園の東側周辺に県の施設と、それからそういう野球場を一体化させるという、そういうことで県民の理解は得られるというふうに思っております。

公共交通等の関係も、列車の輸送と……。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員に伝えます。

6分経過しましたので、要約して質問へ移ってください。

○4番（馬場功世議員） はい、分かりました。

それで、質問に入りますが、まず町の均衡ある発展の推進において、総合運動公園周辺に県営野球場を新設することが最適というふうに考えていますが、町の考えを示してほしいと思います。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 野球場の誘致に関しましては、これまでも議会答弁などで本町の地域振興に寄与する取組であることから、熊本県との連携の可能性も含め、積極的に進める旨をお答えしてきたところでございます。

そのような中、先ほど馬場議員からも御説明ありましたように、熊本県において公民連携によるスポーツ施設の整備に関する検討会議が設置され、昨年11月に開催された当会議へ私が出席し、野球場の誘致を目指す自治体としては唯一プレゼンテーションを行ってまいりました。

検討会議は、これまで計5回開催され、9月1日には御承知のとおり提言書が取りまとめられたところでございます。この提言書を受けて、野球場を含むスポーツ施設について県としての整備の方向性が今後示されるものと考えています。この提言書においては、野球場は移転再整備が最も適当と示されており、本町などの県営野球場誘致を検討している意欲ある市町村と共同で整備する可能性もあると言及されています。

町としては、引き続き県の負担の軽減を踏まえた球場誘致に対して、これまでの議会で答弁してきたとおり、強い意志と覚悟を持って、より具体化していく必要があります。

議員からの御質問がありましたその建設候補地につきましては、さきに述べた県の検討会議の場において、県総合運動公園周辺での整備や駅を中心とした市街地整備に合わせた整備の2つの案を提案し、誰もが菊陽町に野球場を持っていきたいと思えるような、菊陽町だからこそできる魅力ある提案を行ってきたところでございます。しかし、県営野球場の最終的な候補地の選定は県の判断によるものであるため、まずはこれらの2つの候補地、言い換えれば町の強みを前面に押し出すことにより、県営野球場を他の自治体ではなく菊陽町を選んでもらえるよう、しっかり取り組んでまいります。

その一方で、町の均衡ある発展は重要な課題と認識しています。6月議会馬場議員や上田議員の質問においても答弁しておりますが、南部地域の発展に向けては、今年3月に改定しました都市計画マスタープランにも南部地区における市街地ゾーンの整備や新設道路の整備を明確に位置づけたところです。さらには、国道443号のきくちのまんまから白川に架かる橋梁まで

の区間では、いよいよ来年度から県において白川に架かる新橋梁の工事が進められるとともに、4車線による道路工事にも着手される予定です。

町としましては、こうした南部地区で計画している事業を着実に進め、町の均衡ある発展に向けてしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それで、その件につきまして質問を付け加えたいと思います。

まず、三菱UFJ銀行と包括連携協定が締結されたというのが報道されています。これには、包括的な中には半導体もありますけれども、県営野球場の誘致についても相談されるというふうに思っていますが、このUFJ銀行リサーチのほうからアドバイスが受けられるのかということが1つです。

それから、有識者会議の提言では、駅の近くとか町なかというふうのありました。その中で、熊本駅の近くの花岡山の県有地に火の国のサラマンダーズの丸本社長が自費を1,000万円投じて野球場の採算が合うかという検討をしているという話もありました。そういうところで、この藤崎台球場関係には、各県議の皆さんも引っ張り合いをしているというふうなことも聞いています。そういう中で、ほかの地区というか、団体の誘致の動きはあるかということで、町としては把握されているのかを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 三菱UFJ銀行との包括連携協定を先般結びまして、新聞報道でもなされたところでございますが、これについては今具体的に野球場に対して連携をするということではなくて、もう少し広い意味での包括連携ということでございます。中にはスポーツの振興に関することということもございますので、今後いろんな計画を検討していく中でアドバイスを受けていくことはあるかと思いますが、今そこを前提とした協定ではないということを申し上げておきます。

それから、他の自治体の動きでございますが、それはやはり野球場を誘致したいという自治体は多くあるということでございます。ただ、県の負担の最小化をしてまでどうしても誘致したいという市町村は、そう多くはないんじゃないかなというふうに思っております。ただ一方で、馬場議員がおっしゃられましたように、町なか、駅近という中で、やはり熊本市の駅周辺とかが有力じゃないかという話も、これ今御紹介されたのは今年の頃の民間のほうでの動きだろうと思っておりますけれども、そういったいろんな可能性があらうかと思っております。

だからこそ、菊陽町としては2つの強みがあるということを県に積極的に打ち出すことが、今町として最良だということでございます。ですから、菊陽町に決まっているわけではなく、いろんな選択肢を、いろんな自治体が、またいろんな民間が考える中において、菊陽町はこれだけ2つの強い強みがあるんだと、だから菊陽町にぜひ来てほしいんだという強い思いを今言うべきだと思っておりますので、そういう働きかけをしっかりとやっていきたいということでご

ございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 包括的などということで全体的な部分もあって、スポーツ面についてもあったというふうに承知しております。

また、次の質問ですが、駅周辺に誘致するというのであれば、やはり交通渋滞の対策、それから水資源の問題、そしてもう一つは原水地区に整備する70ヘクタールの企業や教育研究機関ということで、副町長は知の集積ということで説明を行われているのを見まして、計画を紹介されております。その中で、立命館大学の三宅副学長が、半導体の集積で、交通渋滞や工場の労働環境、そして半導体以外でも問題があるのではないかとというようなことを指摘をされておるわけでありまして。そこで、この駅周辺ということであり、また第2工場、これが来ればますます交通渋滞を招くのではないかとということですし、またアーバンスポーツも施設ができるということであれば、この渋滞対策というのは非常に問題化されるというふうに思いますので、その辺の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、どちらかをですね優位だとか、どちらに課題が多いという発言は、私のほうは申し上げたくないと思っております。ただ一方で、原水の70ヘクタール区画の周辺というのは、これまでも私のほうが何度も申し上げてきておりますが、国策において異次元のスピードで道路整備が行われていくと。菊陽空港線については令和8年と。目の前の大津植木線の2車線化はいよいよ着工が始まりまして、令和10年開通と。あと、中九州横断道路、そしてそこから下りてくる合志インターチェンジアクセス道路もかなり、令和10年をめどに進んでいくと。そういうような異次元のスピードで道路対策が進んでいると、こういう状況が1つあるというところは、まず私どもとして頭に入れておく必要があると思います。

そういうことで、いろんな発展の中においては、課題を最小化していく取組というのは出てこようかと思っております。それは、運動公園周辺だろうが、駅周辺とした市街地整備だろうが、どちらもやはり課題というものは出てこようかと思っております。それを最小化して、効果をいかに最大化してPRしていくのか、また説明していくのか、要望していくのか、そういったところをしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

今、どちらを優先して取り組むということではなくて、しっかりと私どもは菊陽町の強みをこれからも県にしっかりと働きかけていくと、これにしっかりと取り組んでいきたいということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） ここでは駅周辺か運動公園の東側かというのは立場上言えないというふうに思っておりますが、私としては、運動公園の東側であれば、県の有志会よりも健康スタジ

アムについて交通アクセスの改善ということが指摘を受けてます。その中で、県営野球場ということであれば、交通アクセスについても今、駐車場も整備するというようなことも聞いておりますし、県が対策を講じているわけであります。そういう中で、公園の東側ということであれば、南校区の発展ということからしても優良だろうというふうに思っております。

同じような質問になりますが、三菱のUFJ銀行リサーチ、これからこの南校区についての、また運動公園の東側ということでアドバイスが受けられないかということをお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 繰り返しになりますが、包括連携協定という中においては、違う視点でも南部地区の発展というものをしっかり考えていく必要があるかと思えます。そういった形で均衡ある発展をどう今後菊陽町が進めていくのか、そういうまちづくりの視点においては、今回の包括連携協定の三菱UFJの皆さんの意見等もしっかりいただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 非常に熱意のある答弁をいただきました。ぜひ、菊陽町に野球場ができると、来てほしいと、相手もあそこがええばいと言われるような取組も今後お願いをしたいというふうに思っております。

それでは、質問の2のほうに移っていきたいというふうに思います。

ごみ置場の設置についてですが、これにつきましては、自治会長さんあるいは区長さんあたりの意見というか要望みたいなものもありまして、そういうことで質問をするわけですが、私も先輩から環境美化委員にならんかというて、何もせんでええけんと言われましたが、いざなってみると、それは大変、ごみの分別の前に人間の分別が要るばいって、分別のある人間がおらんとかいというて言うぐらい大変な思いをしたわけですが。その中で誰かが対応をしなきゃならんというふうに思っておりますが、このごみ置場というのについては非常にデリケートな部分もありますが。

まず、(1)の現在は各自治会の意向に沿った場所を行政が追認しているというふうに思われますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） ごみ一時保管所の設置につきましては、菊陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則に基づき、承認を行っております。

なお、設置条件と手続の流れにつきましては、ごみを持ち出す占有者は原則として10戸以上で班を結成の上、2トン以上のごみ収集車の通過、方向転換が可能な場所を選定し、区または自治会の長に申出を行い、区または自治会長が必要と認めるときはごみ一時保管所設置申込みを町に提出し、承認を受けることとなっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それで、続いて2番の項に行きたいと思います。

収集車が来るまでに、場所によってはケージ式じゃなくて黄色い網をかけているということなんです、猫とかカラスがつついて散乱するというようなことがあります。そういうことで、ケージ式にしてはどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） ごみ一時保管所の設置場所やごみを一時的に保管するボックスの形状については、各申請者の判断及び費用負担によって設置されているところです。

なお、限度額はございますが、ごみ一時保管所などの整備を行う際は、1か所当たりのごみ一時保管箱、ごみ一時保管ネットの整備に要する費用の2分の1の額の助成を町のほうから行っているところでございます。

以上になります。

（4番馬場功世議員「非常にこの」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 失礼しました。入れ込んでおりますので、すいません。

3番に移りたいと思います。

今後、住宅地を開発する際は、業者にごみの置場の設置を促してはどうかということをお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 義務ではございませんが、現在、住宅地の開発の届出の際は、開発業者によってごみ一時保管所の場所、規模について、区または自治会と協議して設置していただくようお願いしております。

なお、これまでに開発業者から拒否された事例はございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） ごみの分は、非常に新興住宅もできてますし、いろいろ要望があつてるといふふうに思いますので、区長さんとか自治会長さんあたりとも十分連携を図られているとは思いますが、今後ともよろしく願いをしていきたいと思つています。

それでは、3番の防犯灯の管理についてということで質問したいと思つています。

これは、自治会において非常に今未加入者が多くなつていふようなことで、区で電気代を払っているわけですね。恩恵をただ乗りしてつような感じがするわけでありつます。その中で、要望としては、こついうところについては町が肩代わりして徴収はできないかといふような要望もありました。しかし、こついう中身は町としても無理があるといふふうにして感じておつますので、それを補助といふ形はできないかといふことで、ここに質問を出しました。

自治体が設置した防犯灯の管理は自治体が管理し、電気料金を払っているが、維持の面から一部町が補助してはどうかと。いろんなところ防犯灯を地区で設置しているわけですが、数を多くすればそれだけ電気代もかかるというふうなことだし、区費を払わない人も増えている、そして便宜だけをただ乗りするというような非常に不公平感もあるわけですが、そういう中で維持管理ということで町が補助してはどうかということを伺いたと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 防犯灯の設置につきましては、菊陽町防犯灯設置規程において、設置用件や設置及び維持管理に関わる費用負担、補助などについて定めております。

区、自治会が防犯灯を設置される場合、町では設置に関わる費用の2分の1を補助しておりますが、電気料金や維持管理に係る費用については、現在補助は行っておりません。

議員御質問の電気料金の一部補助につきましては、先日開催しました町と区長会役員との意見交換会の中でも要望が出されており、町としましては、まず区、自治会が毎月どれだけの電気料を支払っているのか現状を把握するための調査を実施したいということで考えておりました、区長会とも情報の協議を行ったところでもありますので、まず調査のほうから始めさせていただければと考えておるところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今、自治会あたりでも大変苦慮をされているということでございますので、その辺よろしく考えていただきたいというふうに思っております。

それで、質問の4番に移っていききたいというふうに思います。

この有償ボランティアについては、昨年、私が質問をしました。そのときに答弁は、傍聴の方も非常に怒られておったわけですが、ボランティア精神をととうと述べられて、対応というものについては、中身についてはほとんど答えがなかったというふうに解釈をしたので、今回同様な質問をさせていただきたいと思います。

まず、キャロットサービスです。依頼会員から1時間当たり800円というようなことで頂いているわけですが、ファミリー・サポートの関係は、交通費あるいは保険の加入、そういうものがなされているわけでありまして。そういう中で、キャロットサービスも同じような感じで保険料とか交通費、または補助金、そういうものが出せないかということを伺いたと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） キャロットサービスにつきましては、菊陽町社会福祉協議会が住民参加型在宅福祉サービスとして行っている住民相互の助け合い活動となっております。

馬場議員からもありましたように、キャロットサービスでは、室内の掃除や食事の支度、ごみ出しなどのサービスに対しまして、依頼会員の方から協力会員の方に1時間当たり800円の

利用料金をお支払いしていただいております。

町としましては、このキャロットサービスがあくまでも社会福祉協議会の自主事業であることに鑑みまして、現在のところ町が交通費を負担したり、補助金などを交付する予定はありません。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 全く同じような回答でありますけれども、ただ1年たっているわけですが、これのことについて社協がすることというふうに言われていますけれども、この中身について検討するとか、これについて論議をするということが1年間何もなかったと解釈していいのでしょうか。それとも、何かこれについて検討されたか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤大典さん） ただいまの議員の御質問の件なんですけども、この1年間で検討がなされたかどうかということですけども、こちらに関しては、今の部長答弁にもありましたとおり、キャロットサービスが菊陽町社会福祉協議会の自主事業であるということに鑑みまして、検討のほうは行っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それでは、そういう形で行われてないというようなことであります。2番に移りたいと思います。

今からますます高齢化社会になる、需要が増えるというふう考えられるわけでありまして。最低賃金も、今新聞に出ましたが、熊本はえらい上げがあつて1,034円ですか、そういう最低賃金の上げがなされているわけでありまして。これによって、協力者の方はボランティア精神で利用者の方に寄り添うというふうな形で本当に頑張っていらっしゃるわけでありまして。

そして、買物のお手伝いとかいろんなお手伝いをされるんですが、買物を依頼される方もやっぱり自分で品物を選びたいという気持ちがあります。これはちょっとずれますけれども、買物ツアーというのを南校区でやりましたが、やはり実際自分で見て買いたいというのがニーズとしてあるというふうに思うわけでありまして。そういうことで、買物とかいろんなことについて依頼者の気持ちを酌み取って頑張っていらっしゃるわけでありまして。そういう中で、保険がないということであれば、車に乗せていかれない。そういうことであるわけですので、同乗者保険とかボランティア保険、そういうことの加入助成、最低賃金が1,000円から超える中で、800円という据置きというのはいかなるものかというふうに思いますので、これについての最低賃金に満たないという状況の中で町はどう考えているのかを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） キャロットサービスは、営利を目的とした労働提供の場ではなく、住民相互の助け合い活動として位置づけられております。そのため、協力会員の皆様にお

支払いされている1時間800円の利用料金は、労働の対価というよりも、あくまで活動に要した時間や労力に対する実費的な謝礼としての性格を有するものと認識しております。

また、キャロットサービスは、社会福祉協議会の自主事業であることから、その利用料金につきましては他の社会福祉協議会の動向や依頼会員、協力会員の意見などを基に、実施主体である社会福祉協議会で検討されるべきものと考えます。

町としましては、キャロットサービスのような住民相互の助け合い活動は高齢社会においてますます重要になると認識しており、よりよいサービスとなるよう引き続き社会福祉協議会と連携してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 趣旨は分かるわけですがけれども、奉仕の精神とかボランティアというのを労働の対価とは考えてないというふうなことで引き離して言われるんですけど、実際活動している方については、ガソリンは使うし、まさしくボランティアという状況であります。その実態を改善していくというか、協力者の皆さんのニーズというか、そういうものも十分を考えていただきたいというふうに付け加えておきたいというふうに思います。

それでは、質問の5のほうに移ってまいります。

これも同じような質問を1回私はしております。免許証返納ということは、この菊陽町では大変な思いだろうというふうに思います。私の近くの人も、子どもから必死に言われて、やっと免許証を返納されたわけですがけれども、今さら子どもに頭下げて運転してくれって、連れていってくれって言いよごんなかって、何か妙なプライドもあるんでしょうけれども、それくらい免許に対する執着というか、家族からすれば事故を心配すりゃ早く返納してほしいというふうな気持ちがあるというふうに思うわけであります。

その中で、同じような質問をしているわけですがけれども、免許証の返納者にタクシー券が3万円支給されているわけですから、これを単年度ではなくて複数年の支援という、1回こっきりというんじゃなくて、何年か継続できないかということ伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 本町では、運転免許証を自主返納された方に対し、移動手段の確保と返納の促進を目的として、タクシー利用券3万円を交付しております。県内の他自治体の状況を見ますと、タクシー利用券の使用形態には、一度限り支給する場合と複数年にわたって支給する場合の二通りがあり、支援額や内容についても自治体ごとに多様な取組がなされております。その中でも、運転免許証返納の促進を目的としたタクシー券の支給は、多くの自治体が1回限りの交付を行っているのが現状であり、本町の支援額はそうした自治体と比較しても手厚い内容となっております。

この件につきましては、令和7年6月議会の吉村議員の一般質問においても答弁しておりますが、現時点ではタクシー券の増額や複数年にわたる支給については考えておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） タクシー券ということで免許を持つてる人だけの支援になるというふう  
に思いますが、全体的にお年寄りが、前回は免許証を返納した場合にバスの乗り方とか、ある  
いはシニアカー、そういうとの補助もないかというふうなことも質問をしましたが、まだほ  
かに事例がないというようなことでありましたので、こういう面も、まずいつも自動車に乗っ  
てる人はバスの乗り方というとも分からないというふうに思います。それで、キャロットバス  
あたりの乗り方あたりも周知徹底してほしいと思いますし、またシニアカーについても今後補  
助なりを考えてほしいということを訴えておきたいというふうに思います。

今日質問したのが、最後に登壇して少し述べさせていただきたいというふうに思います  
ので、壇上に今から上がりますのでよろしくをお願いします。

私の質問は、傍聴の皆さんからすると南校区のことばかりいつもしゃべつとるという批判  
も受けるわけですが、今日はまた同じようなことも言いましたが、ぜひ運動公園の近く  
に誘致をしていきたいと、副町長も熱弁を振るっていただきました。

そういう中で、私としては運動公園の東側、これに熊本県は金を持たないわけですが、  
せっかく造るならドーム型、エスコンフィールドとかP a y P a yドームはなっています。  
5月になると藤崎台球場でプロ野球の公式戦があるわけですが、何年に1回じゃなく  
て毎年じゃないかな、野球が雨で中止になるのは、せっかく楽しみにしてるのに、そういう  
中止になることが多々あるわけでありまして。そして、もう一つは、この暑さの中で高校野球も  
朝と夕方に分けるとか、高温対策が行われているわけでありまして。同じ造っていただけ  
ならドーム型、そして野球だけじゃなくいろいろなことができるような施設になってほしい  
というふうに思っております。

そして、交通機関についても、今の半導体の周辺について道路の整備が急ピッチでされて  
いるわけですが、どうも運動公園から空港に行くほうの構想については熊本市とも連携しな  
きゃならんというふうに思いますが、10分、20分の構想というのに組み込んでいただいて、  
いろいろなことが課題としてあるけれども、ぜひ運動公園の近くに野球場を誘致してもら  
いたいということを強く訴えまして、今日の質問を終わらせていただきます。どうもありが  
とうございました。

○議長（福島知雄議員） 馬場功世議員の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時39分

再開 午後0時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治議員。

○13番（甲斐榮治議員） 皆さん、こんにちは。本日は多用な中で傍聴においでいただき、大変ありがとうございます。

議席番号13番、一陽会の甲斐榮治、一般質問を行います。

皆さんの御承知のように、企業誘致は私たちの繁栄に様々なプラス要因をもたらします。しかし一方で、この克服すべき課題を解決し損なうと、地域住民に深刻な苦しみを与えることとなります。その諸課題の中で、特に水の質量管理は、熊本地域100万人の命に直結する課題であります。私は既に何度も水管理の問題を取り上げましたけれども、この種の課題は何度やってもやり過ぎることはないと考えております。むしろ何度も定期的に質問し、確認する必要があると考えております。

私たちは、一部にあるような風評に惑わされることなく、しかし細心の注意を払ってこの課題に取り組まねばならない、そう思います。キーワードは、科学に基づく水の処理、定期的情報公開と共有、そして今日の質問のテーマでもあります住民と行政と企業との信頼関係の構築であると考えます。この考えの基本に立って、今日は主に水問題のみに絞って一般質問を行います。

質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 1番目にすぐ入ります。

地下水涵養についてお尋ねをいたします。

水稻栽培によって主食の確保と、それから水の涵養を目指す試みとして水稻作付推進協議会を町は設立されましたが、これに対する企業と農家の参入状況はどうなっているか、また国の農業政策が減反から変わっております。さらに米価も変動しております。この農業政策の転換にも照らして事業の将来の見込みをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、企業と農家の参入状況についてですが、白川中流域等水稻作付推進協議会が実施します事業において、現時点では、JASMと東京エレクトロン九州の2社が賛同されておられます。賛同農家数は155というふうになっております。

次に、国の政策転換についてですが、政府は、米の増産にかじを切るとされており、長年続けてこられました生産調整の見直しや、水を張らないで作る栽培方法などへの新たな支援制度の創設、農家が意欲的に米の増産に取り組めるよう、国内消費だけではなく、海外市場へ積極的に輸出できる環境づくりに全力を傾けるとの方針を示されました。農林水産省は、令和8年度の概算要求において、米の需要に応じた増産実現予算と位置づけ、これらの施策を示しておられます。

米政策は、需要と供給のバランスが価格に直結するなど、大変難しいと考えますが、当協議

会が実施します主食用米作付拡大事業につきましては、1,000平米当たり、1反当たり3万6,400円、主食用米換算では通常の流通価格に1俵60キロ当たりですが、5,200円程度を上乗せ支援するものであります。米の価格が大幅に下落しない限り、作付への影響はないものというふうに考えております。しかしながら、国の政策によりまして増産が進み、価格がこれまで以上に下落することがあれば、事業の制度設計を見直すなど必要に応じた措置を講じる必要があるというふうに考えております。

米の価格につきましては、将来の見通しが非常に難しい状況でございますので、国の施策や水稻栽培の動向などを注視しながら適切に対応できるよう、しっかりと情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） まだ情勢が動いておりますので答えられない部分もあるかもしれませんが、もう少し質問を続けます。

この水稻作付推進協議会の仕事は2つありまして、1つは主食用米の作付拡大事業、もう一つがウオーターオフセット事業の2つありますが、まずその主食用米作付拡大事業では、この今の答弁によりますと、この前の答弁からすると東京エレクトロン九州が1つ増えたということですね、参入企業として。ところが、片っ方、農家の新規参入予定者は、この前の答弁では208人中の159人というふうに承りましたが、何か4名減っております、その辺を説明をしていただきたいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、私の答弁が悪うございまして、今現在は農家数が155でございます。前回よりも多くなっております。大変申し訳ございません。昨年の作付がたしか208名だったというふうに記憶しておりますけども、その中で155名が参画されてらっしゃるということでございます。

企業につきましては、東京エレクトロンさんが今年、令和6年産米からかですか、参入されていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 1社増えたことによって、この協力金は幾らになりますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ウオーターオフセットの協力金が、すいません、ちょっとメモがありません。たしか2社合わせて81トンということで聞いております。俵数にしまして1,350俵というふうにしておりまして、これに5,200円を掛けますと、ウオーターオフセットだけで702万円というふうになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ウォーターオフセット事業を後で聞こうと思うておりましたが、もう今お答えがありましたので、予定どおりということですね。この前の説明が、2社参入して81トンで、702万円という答弁でしたので、そのとおりに進んでいるというふうに理解していますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） はい、今のところ計画どおりでございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それから、ちょっと気がかりなことがもう一点ありますけれども、乾田直播栽培です。水を張らずに、代かきもせずに、田植作業も要らない、そういう農法というのがテレビでも取り上げられておりますけれども、この乾田直播栽培の普及状況、それはどういふふうになっているのか。将来的に今菊陽町が進めている水稲栽培と矛盾しはしないか、その辺のことについて説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 乾田直播栽培は、育苗や代かき、田植作業が不要で、特に作業の省力化に優れております。作付の規模拡大が期待できますが、代かき作業を行わないために肥料が流出して、収穫量が少なくなる傾向にあるということが報告されております。また、水を張らない期間、雑草管理が非常に難しいことなど、この栽培方法の普及には多くの課題があるというふうに報告されております。県の技術指導では栽培における適用条件が示されていますが、その中で、排水が良好で、減水深が小さく、漏水が少ない圃場とされております。減水深20ミリメートル以下の地区、地域を中心に振興しているとのことですが、栽培技術の難易度が高く、限定された地域でしか栽培されていないのが実情というふうに伺っております。

本町の白川中流域の水田は、いわゆるざる田と言われるほど減水深が110ミリメートルと高いことから、乾田直播栽培には不向きではないかというふうに認識をしているところでございます。農林水産省では、令和8年度概算予算におきまして、乾田直播の検証に対する支援に関わる予算を要求しているとのことですが、この乾田直播は、新たな栽培方法で課題も多く、普及に至るかは不透明であるとの認識でございます。当協議会が実施しますこの事業におきましては、地下水涵養を目的とするものでございまして、将来的にもこれまでの慣行栽培が維持できますよう推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 乾田直播は出てきておりますが、すぐさま影響するというものではないというふうに理解をいたしました。

それで、もう一つ問題がありますけれども、WCS、飼料用米、それからの転換をこの水稲作

付推進協議会のほうで狙ったわけですが、この転換は起きているのかどうか。そして、飼料用米ですから、これは畜産農家に関係をしますが、その辺の関係はどうなっているのかお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 実質的には、ここにまだお持ちはしてませんが、確実にWCSから水稲作への転換は進んでございます。実際的に言えば、畜産農家に対しましては、わら、これはWCSと全く同じなんですけども、収穫した後の稲わらは畜産農家に供給するという体制がありますので、そこは畜産農家とも話しまして、問題はないというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 次に移ります。

地下水財団との協調、先回も聞きましたけども、順調にいつているかどうか、もう一度お聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） くまもと地下水財団が実施されていましてウォーターオフセット事業に関し、企業が取り組む大口案件に対しては白川中流域等水稲作付推進協議会の事業に移行し、本町を含めた個人向けの小口案件に対しては従来どおりくまもと地下水財団が対応していくことで、各団体の役割に関し協議が進んでいるところでございます。

しかしながら、これまで地下水財団の事業において購入された米を配達されていた事業者が撤退され、昨年は事業が実施できなかつたことから、現在、宅配業者で対応できないか、財団が検討されているところであります。町としましても、くまもと地下水財団と連携して、地下水涵養に取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 前回の答弁と大体同じですが、大口については水稲作付推進協議会のほうに移行すると、小口は従来どおりということでしたが、小口のほうで若干変化があつたけれども、それは対応されてるといふふうに理解をしたいと思つます。

次に移ります。

熊本県下の地下水涵養計画及び事業の全体的状況を把握しているか。非常にこれは大事な問題だと思つます。とかく地方行政、国の行政もそうですけども、縦割りという形が多いですけども、横に横断的に全体を統括するといふふうな視点が欠けがちになります。そういった意味で、この全体的状況まずは把握しているかどうか、その辺をお聞きしたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 現在の熊本県下の地下水涵養に関する取組としまして、まずくまもと地下水財団が、冬期湛水事業、水田オーナー制度、ウォーターオフセットの普及促進、

雨水浸透ます、貯留タンク支援事業に取り組み、全体での涵養量は約630万トン以上となっております。

次に、水循環型営農推進協議会が、夏期及び冬期湛水事業の涵養量は2,526万トンでございます。

次に、白川中流域等水稲作付推進協議会が、ウォーターオフセット事業で約84万トンの涵養がなされています。

また、主食用米の作付面積の維持拡大事業においては、令和7年度からの事業となり、涵養量約330万トンが見込まれております。

そのほか県では、地下水涵養指針の改正による運用の強化、ほかの水源利用の推進、各市町村では、雨水浸透施設などの設置、節水啓発活動に取り組まれています。

また、阿蘇地域の草原等が水源涵養に果たす役割に着目し、阿蘇の草原などを維持する活動を支援するため、公益財団法人阿蘇グリーンストックと県が連携し、新たに基金を設置し、令和7年8月1日から寄附の受入れを開始されています。

このように、熊本地域の生活と産業を支える地下水の持続的な利用が図られるよう、様々な地下水保全の取組が行われているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 大体断片的に聞いてきたことを今全て網羅されました。特に少し注意しておきたいのは、我々の地下水位の一番涵養の大きな部分は阿蘇の草原ですね。これを維持するということが非常に大事なことで、それもやっぱりきちんと取り組まれているということが分かったかと思えます。

それで、先ほどから申し上げましたように、地下水全体あるいは水の管理全体を統括する部署があればという私の希望を持ってるんですが、持つとすればこれは県ですけれども、その辺の統括する部署は存在するでしょうか。全体を統括する部署。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 昨年ちょっと携わっておりまして、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

今、実際的には単体で動いているような状況でございます。これは、熊本県に対しても今組織がございまして、地下水や水路の水質環境をつかさどる部会、幹事会で意見を言わせていただいたところでございます。

まず、我々の水稲協議会、それと水循環協議会、これは土地改良区の協議会なんですけども、それと財団、この3つが大体地下水涵養に今事業に携わっているんですけど、この事業の内容をある程度調整したりだとか俯瞰して見るような組織が必要なんですということで、県のほうに申入れをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 大変大切なことだというふうに私も思います。

役所の中のいろんな組織の、その辺の小さなことは私には分かりませんが、何か調整取って、副町長あたりも県にいらっしゃった方ですから、その辺の統括して水を管理する、そういうシステムができればそういう助言もしていただければと思いますが、副町長いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 御承知のとおり、今回のTSMCの進出によって、地下水問題と渋滞問題というのが2つの大きな課題ということで、県におかれても、この課題の解決ということで部局横断的に対応するというので、御承知のとおり渋滞問題の本部、そしてこの水の問題についても本部が出来上がってきているところでございます。これは、県庁におかれては環境部、そして農政、土木、いろんな部局が横断となって組織をつくっております。そして、その本部の会議に対しては、先ほど山川部長からありましたように、町は幹事会に参加するような形になってます。ですので、県庁の横断的な組織と合わせまして関連する市町村が一堂に会する、そういう組織ができつつありますけれども、今議員がおっしゃられたような課題をより私たちからもしっかりこの協議会のほうに申して、より町民また県民の皆さんが分かりやすいような、不安解消につながるような取組にしていきたいと、私からもしっかり申し上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） TSMCの地元になりました菊陽町として、そういった主張等も県のほうにどうぞ伝えていただきたいと思います。

次に移ります。

地下水の汚染防止及び水量管理をめぐる状況について質問いたします。

先回の質問で、環境省は京都、岡山、熊本で最終処分場の産業廃棄物に含まれるPFOSとPFOAの状況を対象とする濃度低減の技術実証及び技術について、それをする事業者を公募、選定するということが答弁としてありました。このことに関するその後の進捗状況を町は把握しているでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 環境省は、基準値を超えたPFOSとPFOAが土壌や河川の一部から検出された京都、岡山、熊本の3府県で効果的に低減させる技術を一般公募され、令和7年7月24日に業者が決定されております。

なお、熊本では、9月以降に現地に設備を設置して実験、10月に中間評価、来年2月に有効性が評価されると伺っております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この有機フッ素化合物の毒性を低減、低くするために選定された事業者名がわかりますでしょうか。それが1点。

それから、熊本で現地に設備を設置するとありましたが、その現地とはどこで、どのような設備をするのか、分かっておればお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 私どもも新聞の情報でしか分かりませんが、そちらの7月25日の熊日新聞のほうに載っておりまして、熊本市の処分場でもゼネコンの奥村組がイオン交換樹脂を使って自ら除去に取り組むということを書いてあります。すいません、これは今、環境省の件ではございませんでした。私が新聞の勘違いで、これは多分熊本市が独自で処分場でされるということでした。すいません。

今の環境省の件については、まだこちらのほうでは把握しておりません。失礼しました。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） あくまでも、これは県の事業ということは承知の上で質問申し上げております。分からないところはもう仕方ありませんので、それはいずれまたはっきりされるだろうと思います。

それから、2番目に行きますが、坪井川でPFAS2種類の濃度が上昇したことの因果関係、まだ分からないというこの前の答弁でしたが、その因果関係は明確になったのかどうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 令和7年4月16日に開催されました令和7年度第1回熊本県地下水保全推進本部会議において、これまでに分かっている情報のみでは因果関係は断定できないことから、県においてモニタリング調査を継続するとともに、排水量の多い事業者に対して聞き取り調査が行われているところです。

本町としましては、県において第3回モニタリング委員会を本年9月から10月頃に開催し、結果を公表する予定であると伺っておりますので、その結果を引き続き注視してまいります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） これも県の事業でありますので、私たちとしては、注目していく以外には今のところないと、こういうことだと思います。しっかり注目をしていきたいと思えます。

それから、3番目に移ります。

熊本県は地下水量の観測井戸を令和7年度に4か所追加し、計7か所とする方針を発表しましたが、それらの設置場所はどこか、設置は完了したのか、また地下水量の状況はどうか、この点についてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） さきに設置されております3か所の設置場所については、熊本

市水前寺で地下水位7.2メートル、対前年比プラス0.1メートルとなっております。菊陽町原水で地下水位35.1メートル、対前年比マイナス0.7メートル、合志市竹迫で地下水位36.3メートル、前年観測なしとなっております。

なお、令和7年度に追加設置が予定されている4か所の観測井戸につきましては、まだ設置されておらず、2か所が熊本地域、1か所が玉名有明地域、1か所が八代地域と公表されておりますが、詳細な場所に関しては検討中であると伺っております。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この場合のこの地下水位というのは、こういうふうに理解していいですかね。地下水の層の厚さを言っているのか。水の深さ、地下水位という、これがよく分からないんです。もう素直に水の層の厚さというふうにとっているのかどうかです。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 明確に、すいません、思い入れかもしれませんが、水位ということで、水面の深さだというふうに考えております。

（13番甲斐榮治議員「深さですね」の声あり）

はい。すいません、これ正確なやつはまた御報告させていただきます。こちらとしては、水位だというふうに認識をしているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 原水で若干減ってるという今の話でしたが、ここの周辺については、この前の答弁でも年間でかなり格差があると、多いときと少ないときと。その一環だろうというふうに思います。

それから、あと3か所については、これからまだ設置されるということですね。

次に行きます。

④です。地下水位だけではなくて、足りない部分あたりを、あるいは地下水の取水量を減らすために竜門ダムからの取水計画がありましたけれども、この進捗状況はどうなっているかお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 竜門ダムの未利用水の活用につきましては、令和6年12月定例会における一般質問においてお答えしたとおり、セミコンテクノパーク周辺の半導体関連企業を対象に、地下水以外の給水手段として熊本県が計画を進めておられます。その後の進捗状況としましては、本年3月までに浄水場の用地取得契約を完了し、現在は浄水場及び管路の詳細設計を行っており、令和9年度の給水開始を目標に事業を推進しているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） それでは、この竜門ダムからの未利用水の活用というのは、J A S M

の第1工場、第2工場ではなくて、その周辺の企業、第1工場、第2工場に付随するいろんな企業に対して給水されるというふうを考えていいですか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） お答えします。

この未利用水の活用事業に関しましては、J A S M第1工場、第2工場を含め、ソニーの新工場、セミコン周辺の半導体関連企業向けというふうにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ダムの水ですから、地下水みたいに純水ではないですね。これは浄化する必要があると思います。

それで、浄水場というのはそういう意味だろうと思いますが、この浄水場の用地取得契約を完了しという答弁でしたが、浄水場はどこに設置されるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 浄水場の場所につきましては、菊池市の旭志とお聞きしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 菊池市の旭志ですね。

じゃあ、次に行きます。

次は、J A S Mの第2工場、ソニーの第2工場の排水に関して、特定公共下水道が設置されますけれども、その設置計画及び排水の白川放流についてお聞きをいたします。

まず、①この排水の排水口が吉原橋付近に選定をされておりますが、これも県の事業なんです。町としても当然把握していらっしゃるということを前提にお聞きをします。

排水口を吉原橋付近に選定した理由は何かお答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 熊本セミコン特定公共下水道事業につきましては、吐き口が熊本市の吉原橋付近に選定される理由につきまして、モニターを使って御説明します。

まず1つ目に、都市計画素案の説明会資料のとおり、県が策定した白川河川整備計画において、みらい大橋より下流側の流下能力が毎秒当たり2,000立方メートルに上がっていることから、治水上の影響が小さくなると見込まれるため、みらい大橋から下流側が選定されております。

次に、みらい大橋より下流の白川沿いを走る県道瀬田竜田線では、オレンジ色の道路幅員が狭い区間と緑色の既設埋設物が支障になる区間がございますので、放流管のルートとして、そのような支障がある区間は避けられております。

その上で、経済的に有利と判断されるルートを考慮して、最終的に吐き口が吉原橋付近に選

定されております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） これも県の事業でありますので、町がどうのこうのということとはできないと思いますが、私も人に誘われて、この吉原橋近くの住民の方々に対する説明会には1度出席をいたしました。いろんな方がそこにいらっしゃったとは思いますが、全体として非常に不満が多かったなという印象を持っています。菊陽町の職員の方も2人参加して、傍聴していらっしゃいましたので、その状況はつかんでいらっしゃると思います。

これも、だから町の事業ではありませんのでどうするかということは聞きませんが、吉原橋付近の左岸、左のほうの土手、左岸は土地が一段と低くなっています。これは行けばすぐ分かりますけれども、少なくとも住民としてその対策が講じられる、そういうことの期待もあったかと思います。そういう感想を持ちました。だから、どうせよということではありません。町はどうにもできませんので。

それから、もう一つの質問としては、町がこれを把握していらっしゃるかどうか。白川への排水計画は、住民への理解は得られたのかどうか、答えられれば答えていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 熊本セミコン特定公共下水道事業につきましては、本年1月に都市計画素案について、5月には事業認可後の説明会が菊陽町、合志市、熊本市において行われております。また、吐き口対岸の吉原地区につきましては、6月下旬に説明会が開催されております。この説明会におきまして、吉原地区の方が環境と治水の影響などについて不安を感じられてることは確認しております。そのようなことから、熊本県としましては、事業をスムーズに進めていくに当たり、住民の皆様には十分な理解をいただくため、今後も丁寧な説明を行っていく意向であります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 説明会は、私の記録してる限りでは、菊陽町、合志市、熊本市、それから鉄砲小路区もありました。それから、吉原の公民館、それは記憶しておりますが、排水について、私たちは水俣病の経験がありますので特に敏感でありますけれども、住民の理解を得られるように県としても努力されるように町から御忠告をお願いしたいというふうに思います。

次に行きます。

先日、熊日で見かけましたが、白川河川改修促進期成会というのができておるようで、これはどのような組織で、どのような活動を行っているのか、特にこの吐き口になりましたので、白川の状態というのはちゃんとつかんでおく必要があると思って質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 白川改修促進期成会は、熊本市、菊陽町、大津町、南阿蘇村の4つの市町村で構成されており、会長を熊本市長が務め、副会長に吉本町長、理事に小牧副町長、監事を福島議長が務めております。

本期成会の目的は、白川河川改修事業の促進を図ることを目的としており、目的を達成するため、国への要望活動を行っております。今年度は、白川改修事業の促進について、8月1日に熊本河川国道事務所、4日に九州地方整備局、19日に国土交通省及び財務省、20日に県選出国會議員へ要望活動を行っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐栄治議員） 組織がどうなっているかは後で聞こうと思っておりましたが、今回答がありましたので、了解いたしました。

4番目に移りますが、白川の河川改修の現状及び計画はどうなっているか、特に通称キエモン付近、それからみらい大橋下流、弓削橋から吉原橋に至るかいはいの状況について、町がそれをどう認識しているかについて述べていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 白川河川改修の現状及び計画について、モニターを御覧ください。

白川河川改修事業については、津白橋の上流からみらい大橋付近までの津久礼工区、延長2,500メートルにおいて整備を進められる計画です。

平成24年7月の九州北部豪雨災害で被害があった地域の皆様が一日でも早く目に見える形で安心できるよう、河川改修工事の早期着手に向けて、吉本町長自ら県に対しての働きかけや白河改修促進期成会を通して要望活動を行ってきた結果、今年度より白川右岸900メートル区間の工事に着手されることになりました。

モニターを御覧ください。

今年度の工事内容は、川幅を拡幅する工区において、堤防を含む管理道路の工事及び農道の付け替え工事が実施されます。

また、この工事着手に先立ち、7月29日から31日の3日間で上津久礼区、下津久礼区、井口区において説明会が開催されております。

なお、令和8年度以降の計画につきましては、新しい護岸の築造工事を実施するとともに、用地買収が完了した区間を順次工事に着手すると伺っております。

次に、通称キエモン付近については、川幅の拡幅及び護岸のかさ上げが実施され、今年度は先ほど答弁しましたとおり、堤防を含む管理道路の工事及び農道の付け替え工事が実施されません。

みらい大橋下流から弓削橋、弓削橋から吉原橋に至る熊本市の区間については、河床に土砂が堆積している区間の土砂掘削を実施すると伺っています。

さらに、弓削橋の架け替えについては、橋脚2基のうち、令和7年7月に1基の整備が完了しており、現在2基目の橋脚の整備を施工中であり、今後においては工事の進捗に合わせて引き続き橋台や橋梁上部工の工事を施工すると伺っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） この河川改修というのは、河口部分、海に接する部分から遡ってずっと上のほうに上がってきますので、一つの河川の改修が終わるのは30年ぐらいかかるという非常に長期的なものだということは一応理解した上でお尋ねをしたいと思います。

先ほどの白川右岸の900メートル、それから新しい護岸の築造工事、用地買収が完了した区間については図で説明がありましたので、質問を省略します。

私が一番疑問に思うのは、御覧になったら分かりますが、白川のみらい大橋の下のほう、下流を見てもらうと、川の真ん中ほどに構造物があります。堤防用の構造物です。その構造物は、先回の質問では要するに本物の護岸を守るために一応その真ん中に造るというふうな説明でしたけれども、その真ん中の構造物から護岸のところまで石を入れたり、あるいは土を入れたりして補強するという、それはちょっと分からんじゃないんですが、たんび水で流されて、また埋めなくちゃいけないというふうな予算の無駄遣いじゃないかというふうに思うんですが、町はこの辺は考えてらっしゃいますか、県の事業ですけど。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 今、御質問の区間につきましては、熊本市の整備区間になってございますので、菊陽町のほうで詳細な整備内容については把握してございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 県の事業ですから、町が直接どうこうというのはできないとは思いますが、この前の先回の質問では、いずれ撤去するという話は伺いましたが、いまだにまだ存在しますので、今日改めて聞いてみた次第です。

それから、もう一点、弓削橋がありますが、弓削橋を見ますと、川幅は全然改良されるようなふうには見えないです。あの部分で川幅がとっくりの首みたいに小さくなって、流下が悪くなって上のほうに遡ってくるみたいなどころがあるんじゃないかと思うんですけども、この弓削橋は川幅を拡幅されないのかどうか、分かっていたら教えていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 弓削橋付近につきましては、架け替えの改修を行うというふうなところで聞いておまして、川幅の拡幅の有無については詳細を把握してございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ぜひこれはお聞きいただきたいというふうに思います。私みたいな一

議員が聞いても効果はありませんので、町から聞いていただきたい。地元の方からも、何であそこはあんなに狭いままなのかという声が上がっておりますので、よろしく願いしときます。

それから、最後に行きます。

4 番目です。企業誘致に関わる環境保全について、住民、行政、企業の信頼と協調は順調であるか、そのためのシステムは具体的にどのように組み立てられ、どのように活動しているか。先ほど若干お答えはありましたが、改めてもう一回、独立した項目としてお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 議員御指摘のとおり、企業誘致を進めるに当たっては、環境保全や交通渋滞など町民生活への影響を十分に考慮し、住民の皆様へ正確で分かりやすい情報を提供することが重要であると認識しております。

モニターを御覧ください。

これは、昨年6月号の広報きくように「加速化する交通渋滞対策」と題しまして、セミコンテクノパーク周辺の各種道路整備計画を紹介したものでございます。このうち4の国道57号線と町道南方大人足線の交差点改良工事は既に完了してまして、供用を開始しております。その効果が確認できております。

次に、モニターを御覧ください。

昨年9月号の紙面でございます。「豊かな地下水を未来へ」と題しまして、地下水保全に関する取組をお知らせしたものでございます。今後も町の取組につきまして、随時広報きくようなどによりまして、住民の皆さんにお知らせをまいります。

また、本町では、J A S Mの進出を契機としまして、町内における情報共有や課題対応を強化するため、令和3年11月に町長を本部長とします半導体産業企業誘致推進本部を設置し、これまでに7回の会議を開催して、庁内横断的な協議を行ってまいりました。

一方、熊本県におきましては、知事を本部長とする半導体関連産業集積強化推進本部をはじめ、先ほどの地下水保全と交通渋滞解消など各課題に対応するため、6つの部局横断的な組織が設置されております。そのうち、地下水保全推進本部では、幹事会にも本町が参画し、先ほど申しました意見を申し上げたところでございます。意見を申し上げるなど県と連携して取り組んでいるところでございます。

また、地下水の水量、水質の保全や環境モニタリングに取り組んでおり、熊本県のホームページ上では、これらの取組状況が公開されており、地下水の水位につきましてはリアルタイムで確認できる仕組みとなっております。

交通渋滞対策につきましては、セミコンテクノパーク内の J A S M、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング、東京エレクトロン九州の3社と熊本県、合志市と共にセミコン交通対策協議会を設置し、通勤時の渋滞緩和策としてセミコン通勤バスを運行しております。

さらに、昨年8月からは、この枠組みに熊本県警、大津町、本田技研工業、工事業者なども加えた拡大会議を毎月開催をし、工事に伴う交通への影響や渋滞対策につきまして協議を重ねております。

町としましては、今後も引き続き県や近隣自治体、企業と緊密に連携し、環境保全や交通渋滞対策にしっかりと取り組むとともに、町民の皆様へ正確かつ分かりやすい情報をお届けし、不安の軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 今、取組について種々山川部長から挙げていただきましたけれども、こういった形で、単なる言葉だけじゃなくて組織的に信頼が裏づけられていくということが一番大事じゃないかというふうに思います。

今日の冒頭で申し上げましたが、今日の私の一般質問の目的もまさにそこにあります。ちょっと私ごとになりますが、フェイスブックで台湾のある企業の社員と友達になって、実際に行き来もあります、實際上。その人がTSMCの地元にいる人としていろいろ話をしてくれましたので、それを紹介して、私の一般質問の結びにしたいと思います。要点だけ申し上げますので。

この半導体産業における排水管理ということで話をしてくれましたが、排水中の重金属や化学物質、pH値、温度などをリアルタイムで監視できる水質モニタリング体制を整えること、第三者の専門機関と連携し、データの客観性と信頼性を確保すること。今申されたことがもう少し先に進んでいけばこういう形が出来上がるかと思えます。

それから、高性能な排水処理設備への投資によって、再利用率を高め、天然の水源への依存を軽減すること。これはもうTSMCが取り組んでいらっしゃることです。

それから、TSMCの努力目標みたいなものを言ってもらいましたが、特徴的なことを一つだけ申し上げます。ESGを大事にするという話をされました。Eというのはエンバイロメント、環境です。それから、Sはソーシャル、社会、それからGはガバナンスです。どういうことかといいますと、Eは環境への対応をちゃんとする、それからSは人権や働きがいのある社会実現をその企業が目指すこと、3番目にGというのは透明性の高い健全な企業統治、企業が長期的に持続可能な成長を遂げるために不可欠な要素、これを大事にすると、TSMCはそうやってますよという話でした。

その後、水資源保護区の設定や湿地再生、地下水涵養事業など、生態保障策を進めること。それから、環境モニタリング報告を定期的に発表し、地域に環境情報掲示板やオンラインでの公開システムを設けるなど、情報を透明化すること。あと少しです。住民説明会や公聴会を開催し、地域の懸念や声を直接受け止めること。専用窓口やホットラインを設置し、疑問や不安に迅速に対応すること。住民代表、環境団体、学識経験者などによる水資源監督委員会を設置し、共同で監視に当たること。工場の開放日や現地見学を通じ、住民に排水処理の実態を知っ

てもらうこと。学校や地域と連携した環境活動を行い、相互理解を深めること。

まとめとして、半導体産業の発展と環境保全を両立させるためには、科学的な水資源管理に加え、住民との間に情報の透明性、双方向の対話、共同参画という循環を築くことが不可欠である。そのことによって初めて信頼を得ることができ、産業と地域社会の真の共生共栄が実現すると考えますと、こういったことを話していただきました。

そういう方向を目指して我々も努力をしなくてはいけないということを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐榮治議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 52 分

再開 午後 2 時 4 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、議長、体調の関係で座ったままさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

日本共産党の小林久美子です。

町民の皆さんを代表して一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

第7期総合計画も発表され、TSMC進出を受け町が大きく変容する中で、行政の仕事量も増え、煩雑になっているのではないかと心配をします。町の成長、変化とともに交通渋滞の問題や地下水の問題など、毎日の暮らしに大きく関わる問題も山積み、山積しています。その中でも私たちの命の水、熊本の地下水を今後とも守れるかどうかがとても大事だと思い、この間も取り上げてきました。

今日の議会では、9月の広報にもありまして、また熊日でも報道されています地下水涵養を目的とした雨庭が役場前に完成し、ネーミングもとてもいいと思います。この間、検討された経緯と実現に至ったその経過について、まず最初にお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 近年の大規模開発や工場進出に伴う土地開発により涵養機能が低下する中、水稲作付の維持拡大事業や水田湛水事業を進めてまいりました。そのような中、熊本県立大学など6団体が主体となって、地下水涵養とともに内水、外水氾濫の軽減などにも効果を発揮するグリーンインフラ雨庭の普及を通じて地域の自然を守り生かしながら、健全な水循環が豊かな生活と地域経済を支える水の国熊本のさらなる発展を目指すために取り組まれ

ております熊本ウォーターポジティブ・アクションが本年3月20日に始動しております。本町もこの取組にいち早く賛同し、普及啓発の取組の一つとして、県内の自治体では初となる地下水涵養を目的とした雨庭を整備したところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、雨庭の取組につきましては、9月の広報でも紹介されてて、先ほどネーミングはとってもいいんじゃないかということで質問をしましたがけれども、実際の年間浸透させる量、この9月議会の広報では年間約204トンの雨水を地下に浸透させる構造というふうに言われています。それで、ただJASMは、1日当たり8,500トン使用するんですよ、地下水を。それで、1日204トンではなくて、これ年間204トンなので、やっぱりどれだけ税金を使い、どういう効果を得るか。基本、今回の場合は、その量よりもこういうふうに地下水涵養に町としてもしっかりと取り組むんだという啓発の部分がかなり大きいのかなと思います。この点について町としてはどういうふうに考えておられるのかを1つお尋ねしたいと思います。

それから、白川中流域の湛水事業で、2024年の湛水量は増加はしています。ただ、やはり農家の米を作る人が減少している中で、今後も湛水量が増えていくのかどうか注視しなければならないというふうに思っています。

また、この間、私は多分3年ぐらい前からずっと水の問題は取り上げてますけれども、JASMの年間の地下水揚水量、くみ上げ量、これは先ほど1日当たり8,500トン、年間で言えば310万トンにも上ります。今まで畑地から浸透してた、工場ができる前に浸透していた地下水の損失も含めると、合計33万とも言われていまして、合わせますと340万トンぐらいになるわけですね。

それからまた、このJASMの工場の問題だけではなくて、周辺の道路も拡張されるため、降雨量が出水すると言われてますし、原水駅周辺は菊陽ですけど、今後熊本のサイエンスパークで2市2町で340ヘクタールを開発する計画が県の計画で上がっています。一応、今1ヘクタール開発すると1トンの涵養量が減るというふうに大枠で言われていますので、この340ヘクタールを計画すると、この計画だけで340トンの涵養量が減るということも懸念していますし、また原水駅周辺の開発もこれから実際計画し、また実施されるということなんですけれども、ここでも涵養域がかなり減るのではないかとこのように思います。

それで、先ほどお尋ねしたJASMの1日当たりの揚水量と、それからこの雨庭をしていく町の取組、経済的な問題、啓発の問題、どういうところを今考えているか、この点についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 雨庭は雨庭としてまたあれなんですけど、JASMの300トンにつきましては、御案内のとおり水稻栽培あるいは地下水涵養に対する農地の涵養ということ

でやっております。今、实际的に言えば、甲斐議員のときにお答えすればよかったんでしょうけども、大体今、令和4年の米の生産者が208名でございました。これに対して賛同者がそのときに142名でございまして、この間報告したのが、今現在は155名でございます。確実に上がってきております。涵養量につきましても、大体、今合計で、維持分が13ヘクタール、それと26ヘクタールが拡大をしております。合わせまして、維持分等含めまして49.4ヘクタール分、これ涵養面積にしますれば333万トンが米だけで涵養ができているというような状況でございます。今は計画でございますけど、そういった実績でございます。確実に水循環、併せて水稲作付拡大で涵養は伸びているということを御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 先ほどの雨庭の件につきましては、本町としましては、雨庭については先ほど小林議員がおっしゃいましたように、普及啓発の一環として活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 地下水を涵養する雨庭、普及啓発ということで、菊陽町は非常にいろんな財産があると思うんですね。下津久礼あたりのざる田、一番涵養量が多いところとか、そういうのをこの雨庭をきっかけにでもいいんですけれども、やはり町の鼻ぐりでもそうですけれども、そういう地下水に対して非常にいい地域であるということを、これからの子どもさんたちにもしっかり啓発と同時にそういう地域のよさを伝えてもらいたいというふうに私は思います。質問の中には入れてませんが、これからの教育とかそういう中でもこのことを触れてもらいたいなというふうに思います。

ただ、私は今日、町有施設を設ける際も雨庭の整備を検討するとあるが、どのようなイメージを考えているのかを2番目に入れてますが、今言いましたように、一方でそういう努力を私たちは重ねるとしても、片方ではJASMのいろんな経済効果もあるでしょうけれども、1日に一番大事な水を8,500トンも使っている、そして年間310万トンも使う、くみ上げる。このことと、こういう取組を啓発だからそんなに税金を使ってやってもいいというふうに捉えていくのか、なかなかこの辺は微妙なところじゃないかなと私は改めて思っているんですが、この辺は町長、どんなでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 財政面をしっかりと捉えながら町がどうやっていくのかというのは考えていかなければいけないというふうに思いますが、小林議員もおっしゃったように、この雨庭というのは、まずはその啓発という部分もありますけども、熊本ウォーターポジティブ・アクションの賛意表明書の中にも、賛同する趣旨、目的達成のための取組ということで町有施設におけるグリーンインフラの設置、町民、企業等へのグリーンインフラのPR及び設置の推進、グリーンインフラの機能を備えた調整池の整備を検討という部分がございますので、町の

この取組というのは今後しっかりとその財政状況も踏まえながら考えていく必要があるというふうに思いますし、一つの菊陽町のシンボルとして、雨庭が企業そしてまた住民の方々に広がっていければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 財政的には百数十万円の今回の場合はそういうことだったんですけども、片方ではかなりの量で、だからどこまで雨庭を啓発の一環として考えながら、どこまで税金を使っていくのか。一方で、企業は1日8,500トンもくみ上げているわけで、年間200トンというのはもうほぼほぼ少量なわけですよ。だから、啓発はもちろん啓発の効果はあると思いますし、私もこの雨庭を聞いたときに、地下水涵養にしっかり取り組んでいただくんだなというのは思ったんですけども、これをどこまで普及して税金を使っていくのか、これはもうほぼほぼ啓発のお金というふうに私は何か今の時点では捉えざるを得ないんですけど、その点はどういうふうに考えておられるのかというのをお聞きしたんですけど、もう一度お願いします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 雨庭について御質問があったところでございます。

まず、1つ考え方でございますけれども、企業の責任において使っている地下水については、まさに地下水の涵養ということで、今日の甲斐議員のほうの質問にお答えしたと。そしてまた、先ほど山川部長からもありましたように、JAS Mにおいては、水田の涵養でほぼ100%と、そして冬期湛水も行われておりますので、たしか冬期湛水も言われると、足すと大体使っている部分の倍ぐらいを今涵養をやっているという状況でございます。

一方で、雨庭が普及啓発ということで、これが何で税金を使ってやるのかというところでございます。これは、ウォーターポジティブ・アクションという今回新たな組織ができて、それでみんなで頑張っていきたいと思いますというものの大きな考え方の中の一つにおいては、大体生活用水、地下水の多くの6割から7割ぐらいが生活用水を使っているという現状があるということでございます。みんなで地下水を守りましょうという機運醸成がやっぱり一番大事だと。確かに、企業の進出については、企業が努力をしながら涵養対策をやっていますと。ただ一方で、その6割から7割は、熊本県民であったり、また町民であったり、使われておりますので、その方々に少しでも節水をするという努力、そういったところも含めた普及啓発の一環としてこういう取組もさせていただいているということも今回のウォーターポジティブ・アクションの中の一つの考え方の中にはございますので、そこだけ御紹介させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、副町長のほうから、企業はいろんな涵養事業で倍ほどをちゃん

と涵養してるんだということですけど、もうちょっとそこをもう一回確認したいので、お願いします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） まず、使われている水というのが先ほど言いましたように約304万トンかな。

（「約300です」の声あり）

約300万トンと考えていただければと思います。そして、水田の湛水事業において約300万トンを涵養事業で行っていると。ここは要するに使った水と涵養した水、要するに収支100%という形になるかと思えます。さらに、冬期湛水、これにもJ A S Mさんは協力しております。そこで約300万トン近くの涵養というものが積算されておりますので、使った量の約倍を涵養しているというような状況であるということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 理解しました。結局300万トン使っているけれども、水田涵養に300、冬期湛水に300万トンぐらい涵養してるんだということですけども、実際その涵養するためにJ A S Mはどの程度の経済的な投資をしているのか分かったらお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 現在、我々が管理しているのは水稲作でございますので、これでいけば拡大面積だけで大体1,800万円でございます。

以上でございます。

あと、湛水事業では、すいません、手持ちがございませんので、お答えすることはできません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、今日は1項目だけなので確認が多いかもしれないんですけど、それでは水田涵養と冬期湛水で冬期湛水の費用は分からないけれども、水田涵養に1,800万円J A S Mは投資をしてるという理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ざっくりなところでございます。これは、今2名が、これはJ A S Mさんが今の計画の中では49.9ヘクタールが計画されてございます。最終的にこの数字になる、おおむねこの数字だろうと思えますけど、この数字で計算した場合、約1,800万円ということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） それでは、農家数とか今のまま維持されればいいんですけども、

これから減っていくという懸念もあるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 回答します。

平成4年、基準になる年でございます。これが208名の契約農家でございます。出荷農家です。米の作付農家でございます。208名でございます。

（「令和じゃない」の声あり）

失礼しました。「令和」4年度です。すいません、4年産米。本年度、一応このうちの74.5%に当たる155名の方が賛同されてらっしゃいます。内訳としまして、菊陽町が131名、大津町が24名というふうになってございます。そのうち82名の方が作付面積を拡大されてございます。

以上でございます。

すいません、もう一つ。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 先ほど、甲斐議員さんのところにも回答させていただいた米作付の部分では、非常に不透明なところがございます。今の米価、生産者米価、こういった部分でいけば、十分生産者数は伸びるというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 生産者がぜひ伸びてほしいと思うんですけれども、この間の議会でも取り上げたときは、農地がどんどん減って、菊陽町の場合かなり減っているというのがありますので、その辺はまた具体的にお聞きしていきたいと思えます。

2番目なんですけれども、今後町有施設を設ける際も雨庭の整備を検討するというふうにありますけれども、どのようなイメージで考えているのか質問をします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） まず、本町における地下水涵養の主な取組としましては、営農による湛水事業と道路整備における透水性アスファルトによる歩道舗装や土地区画整理事業における全浸透型の調整池の整備などで対応していきたいと考えているところです。

一方、雨庭につきましては、屋根やアスファルトなどに降った雨水を直接排水させず、一時的に貯留し、地下に浸透させるため、地下水涵養効果や、雨水が一気に河川に流れ込んで発生する洪水の抑制などが期待されているところです。

しかし、本町だけで設置を行いましても調整池や湛水事業ほどの効果は発揮できないと考えておりますので、本町としましては、他の自治体に先駆けて整備しました雨庭を地下水保全への取組を伝える普及啓発の一環に生かしていきたいと考えているところでございます。そのため、新たな町有施設を設ける際も、普及啓発の一環として捉え、可能な限り雨庭の整備を行ってまいります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、答弁いただきましたけれども、ということは今後新たにする場合も、どの程度の規模とかそういうのはまだ具体的にはないということでもよろしいのでしょうか。

そしたら、3番目ですが、既存の公共施設への整備は検討できないかとしています。

答弁では、どちらかというところと啓発の一つということなんですけれども、既存のところでもぜひ検討したらどうかと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） これまで答弁しましたとおり、雨庭の取組につきましては、普及啓発の一環と考えております。そのため、既存の全ての施設について整備をするのではなく、技術及び費用的に普及啓発に生かすことができると判断した場合は整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 技術と費用的にとありますが、大体費用はどのくらいまでだったら効果があるというふうに今のところ考えておられるのかお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 整備をする場所と敷地とか、あとどのぐらいの規模で整備するのかで大分条件が変わってまいりますので、そういうところを考えながら、実際にはそこにしてまで効果があるのかということも考えながら検討していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 実際今の既存の公共施設で、ここだったらできるなというイメージはありますか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 既存の今の施設での雨庭の整備につきましては、雨庭ですのでコンクリート舗装がされていればそれを外さなければならないという余分な費用がかさまされてきますので、できれば舗装されていない土の部分が理想的ではないかと考えております。そうならば、各施設におきましても現状、花壇に花を植えていらっしゃるりとか、樹木、緑化推進をされたりとか、あとはゴーヤカーテン、地球温暖化防止の環境対策を取られたりとか、様々な施設ごとにおいて環境への配慮をされておりますので、例えば地球温暖化の対策を雨庭、地下水保全に変えるのかとか、こういったものもいろんな施設のほうと話をして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今後検討されるときに、私は、今回は熊日と広報で初めて知ったんですけれども、議会等にもこういうふうになら検討してるとか、ぜひ報告していただくととても

いいなというふうに思います。

ネーミングは先ほどからとても気に入ってはいるんですけども、実際効果や、それによる浸透する量とか、どの程度費用が要するのかとか、また検討させて報告していただくととてもありがたいなと思います。

それでは、4番目の地下水保全のために、新たな道路建設の場合、浸透性の高い道路の材料を検討してほしいが、どうかとしています。これについて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 現在、町では菊陽空港線延伸道路を整備中であり、この道路の雨水排水計画について御紹介します。

菊陽空港線延伸道路では、歩行者通行の安全性向上や地下水涵養を目的として、歩道舗装を透水性アスファルト舗装で計画しています。さらに、浸透井戸を設置して、道路の雨水を地下浸透させる計画としています。これらの雨水排水計画は、町だけではなく、国、県においても実施されており、今後の新設道路についても歩行者通行の安全性向上や地下水涵養に寄与するような計画を行ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は調べてはいないんですけども、この透水性のアスファルト舗装をすると、そうじゃない場合と費用はどの程度、大きく違うのか、もし何か例で分かれば教えていただきたいです。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） すいません、正確にはあれですけども、まずもって一番上のアスファルトの舗装の部分、ここについては透水性舗装のほうが通常の密粒度粗粒度の舗装よりも若干高くなってきます。あと、その下の路盤の部分が、逆にアスファルト舗装は碎石の下に保湿層といいますか、砂の層を作りますんで、路盤の部分については透水性の舗装のほうが安くなってくるのかなと。対比しますと、さほど大きなお値段の差はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

かなりTSMC、JASMだけではなくて、あの周辺はまだどんどん開発されていくし、これから大津植木線もまた多車線化とかなるし、かなり涵養域がアスファルトで覆われるのが予想されます。それで、そういう浸透性のある材料とかをぜひ検討していただいて、なるべく多く使って行って、菊陽、大津の中流域の涵養、とても大事なところをそういう浸透性のあるものを利用して、なるべく地下水の保全に取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

また、具体的に道路計画とかが出てくると思いますので、またそこでもお聞きしたいと思います。

それから、5番目に入ります。

雨水浸透ますの設置状況と今後普及のために現在どのように取り組んでいるのか、設置補助金の拡大など必要ではないかとしています。

以前もたしか質問をしたことがあると思いますが、かなり数は少なかったのではないかと思います、今の状況をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 本町の直近3か年における雨水浸透ますの設置状況は、令和4年度に申請件数1件で3基、令和5年度に申請件数1件で4基、令和6年度は申請ゼロ件となっております。

設置に対する補助金は、これまでくまもと地下水財団から1万円、町が6,000円の合計1万6,000円の補助となっております。そのような中、令和7年度におきましては、くまもと地下水財団からの補助金額が1万5,000円に増額され、町と合わせて2万1,000円へと補助金が拡大しております。そのことを踏まえ、8月末現在において申請件数1件で2基、相談件数が2件で6基と、前年度と比較して設置基数は増加傾向にあります。

今後は、制度のさらなる周知を行い、雨水浸透ますの設置促進に努めてまいります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） ありがとうございます。

なかなか、補助を出されていますけれども件数がすごく少ないので、どんなふうに普及をしていくかがとても大事だと思います。

それから、新しい新設の新規の住宅などは、それもこの雨水浸透ますは実際つけなければいけないのかどうか、その点は町はどうなってますか。すいません、事前に聞いておけばよかったんですけど。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 住宅を新しく建てられる際の雨水浸透ますの設置に関しましては、本町においては今は義務化していないところであります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 合志などは、もう新設のときに2基ですか、つけるように義務化しているというふうに聞いてますけども、菊陽はそういう検討は今後どう考えていますか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 合志において新しく家を建てる際に、雨水浸透ますの設置、こちらのほうをお願いベースでされているというふうに伺っております。図面関係を見て、確かに雨水浸透ますをここに設置されますねという確認はされていますけども、実際に設置をされ

た、完成した状況の確認はされていないという状況でしたので、果たしてどういった方向性がいいのかは、合志市の事例だったりとか実際熊本市のほうの事例だったりとかを確認して検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 雨水浸透ます、この1件とかぐらいでは本当なかなか効果が出ないかなと思いますけれども、とても大事だと思うので、合志とかそういうのも参考にしながら、ぜひもう少し利用が増えるように。また、町の補助は、合志は市の補助はなさそうでしたので、その辺は菊陽町のほうが6,000円補助があるということなので、今後ぜひもう少し広がるように努力をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 今、小林議員がおっしゃいましたように、菊陽町のほうでは、ほかの自治体とは別に町独自で上乗せをしております、6,000円。これは、県内では町独自で上乗せしている分として珍しいところでは、特徴的なところだと考えております。失礼しました。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町独自として上乗せもして努力をしてるというのはあるんですけども、やっぱり実際件数が増えないとあまり効果がないので、ぜひその辺は引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それで、先ほど地下水の涵養と同時に、熊本でこれだけ豊かな地下水がある中で節水というのはあまりなじみがないんですけども、福岡なんかは節水してる期間が多かったりするので、地下水の涵養と同時に、町民がいろいろ生活用水を使うときにもっと節水も一緒に考えていける、そういうPRなども必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 節水に関しましては、以前節水こまというのを配布しておりましたけれども、それは昔のひねる蛇口にしか合わないというところもありましたので、なかなか普及しておりませんが、そのほか節水の意識の醸成につきましては、年に1回ではありますけれども、現在はすぎなみフェスタ、こちらのときに環境部門としまして節水の呼びかけ、シャワーを何分間止めたら年間でこのくらいの節水になりますよということでPRのほうをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 地下水の涵養と同時に、私たち自身ももっと節水の意識を持って熊本の大事な地下水を守っていきたいというふうに思いますので、その点もなかなか難しいかもしれないんですが、ぜひ頭に入れていただいて、そういう場面場面で取り組んでいただきたい

ということを希望して、6番の地下水涵養のために町内企業に対してどのように働きかけていくのかを質問します。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 先ほど答弁しました熊本ウォーターポジティブ・アクションでは、県内事業者に対し、戸別訪問などによる雨庭の普及拡大に取り組まれています。そのため、町としましても、町内事業者に対し、ホームページや会議の場を通じて説明を行うなど普及が広がるよう、できる限りの支援を行ってまいります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 各企業については、基本、熊本ウォーターポジティブ・アクションで訪問などをさせていただいて雨庭の普及拡大に取り組んでいただきたいということと、町ではホームページなどを通じて普及できるように協力を行っていくということでしたけれども、菊陽町、国策でJASM、TSMCも進出して、もっと企業が社会的な貢献をしていただくような働きかけがやはり必要ではないかと私は思っています。社会的貢献では、この間いろんな交通渋滞の問題や地下水の問題を取り上げてきまして、実際企業でも努力していただいて、フレックスタイムの導入や時差出勤とか交通渋滞ではそういう取組をされたり、先ほど地下水涵養については湛水事業とかも行われていますが、甲斐議員さんの質問でもありましたように、町民や行政と、それから企業ともっと一緒に地下水保全についてもしっかりと交流して、現状も踏まえて取り組んでいくというのがとても大事だと思います。

今回その地下水涵養の雨庭の取組を啓発の一つとして、先ほど言いました節水の問題とか、そういう地下水を守っていくのを町民も一緒に取り組んでいくというか、そういう機運を今後つくる必要があるんじゃないかということで、この問題を取り上げました。

今日は1項目だけでしたのでちょっと早めに終わりましたが、今後ともとても大事な問題だと思いますので、引き続き取り組んでいきたいということを述べて、質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 小林久美子議員の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時44分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月8日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | 議員 | 2番  | 吉村 | 恭輔  | 議員 |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | 議員 | 4番  | 馬場 | 功世  | 議員 |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | 議員 | 6番  | 矢野 | 厚子  | 議員 |
| 7番  | 大久保 | 輝   | 議員 | 8番  | 西本 | 友春  | 議員 |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | 議員 | 10番 | 中岡 | 敏博  | 議員 |
| 11番 | 布田  | 悟   | 議員 | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | 議員 |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | 議員 | 14番 | 岩下 | 和高  | 議員 |
| 15番 | 上田  | 茂政  | 議員 | 16番 | 小林 | 久美子 | 議員 |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | 議員 | 18番 | 福島 | 知雄  | 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん  
書記 牟田 修人 さん  
書記 豊住 祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |           |         |          |
|--------------------|-----------|---------|----------|
| 町 長                | 吉本 孝寿 さん  | 副 町 長   | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長              | 二殿 一身 さん  | 総 務 部 長 | 村上 健司 さん |
| 住民生活部長             | 吉本 雅和 さん  | 健康福祉部長  | 梅原 浩司 さん |
| 産業振興部長             | 山川 和徳 さん  | 都市整備部長  | 荒牧 栄治 さん |
| 総務課政策監             | 井田 章博 さん  | 総 務 課 長 | 平 征一郎 さん |
| 財 政 課 長            | 今村 太郎 さん  | 環境生活課長  | 阪本 和彦 さん |
| 健康・保険課長            | 岩下 美穂 さん  | 介護保険課長  | 和田 征 さん  |
| 農政課長兼<br>農業委員会事務局長 | 澤田 一臣 さん  | 建設課長    | 出田 稔 さん  |
| 都市計画課長             | 山本省 吾 さん  | 下水道課長   | 坂田 悟 さん  |
| 総合政策課課長補佐          | 村上 陽介 さん  | 教育部長    | 矢野 博則 さん |
| 教育審議員              | 根本 まり子 さん | 学務課長    | 氏家 良子 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

鬼塚洋議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さんおはようございます。朝から傍聴にお越しいただきました皆様もありがとうございます。議席番号1番、一陽会の鬼塚洋と申します。このたびは、先日の8月豪雨災害により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

気象庁の報告によれば、1時間の降水量で80ミリ以上の豪雨が起きた頻度は1980年頃と比較するとおおむね2倍程度に増加しており、もはや豪雨災害も珍しくない時代に突入しております。そのような時代においては、早期の情報収集と避難の準備が不可欠です。皆様におかれましては、日頃より自宅周辺のハザードマップを確認し、避難場所や経路を家族で共有するとともに、水や食料などの避難用具を用意し、また豪雨時は、大丈夫ですと過信せず、避難指示や警報に従って早めの安全確認を行い、さらに児童や高齢者など支援が必要な人への配慮も忘れず、事前の訓練や防災計画を整え、被害を最小限度に抑さえいただきますよう心よりお願い申し上げます。

さて、本日は一般質問の最終日です。3日間で終わりとなりますので、前回4日間でしたので、執行部の皆様は若干安堵されてるのではないかと思います。

ところで、一般に人間が高い集中力を保てるのは90分が限界とされていますが、これが殊、人の話を一方的に聞くという場合には、話の内容を聞き続けるという能動的な認知作業を伴いますので、15分から20分程度が限界になるようです。そのため、話し手としては、一定の時間で話題を切り替えたり、質問を挟んだり、言葉に抑揚を持たせたり、話の内容に工夫を凝らすとともに、またスクリーンにイラストや図などを示すなどして聴覚の情報のみならず視覚の情報も併用することで、聞き手側の集中力を引き伸ばす努力が必要となります。その意味でも、今回、前方のモニターを利用した議員が多くいらっしゃったのは非常に有意義なことだと思います。どれだけよい話をしても、聞き手に理解していただければ意味がありません。さらに、一般質問においては、聞き手である執行部に対し、話し手である議員の質問や提言が響かなければ、お互いの時間がただ無駄になるだけです。

以上を踏まえまして、以降は質問席にて質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まず1つ目は、ごみ収集についてです。

質問の趣旨ですが、最近ニュースや新聞でもよく報道されておりますが、スマートフォンや

ワイヤレスイヤホン、加熱式たばこなどに内蔵されたリチウムイオン電池が原因で、ごみ収集車やごみ処理施設で火災が起きるといった事故が多発しております。電池がそんな簡単に燃えるわけがと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、正直申し上げて、リチウムイオン電池に限っては、一定の条件の下では非常に発火しやすい性質を持っております。理科の授業じゃありませんので、詳細は割愛しますが、この電池は他の種類の電池よりも多くの電力がためられる一方で、熱が暴走したときのエネルギーも大きく、電池が振動などの圧力を受けた場合に一旦発火してしまえば、とても激しく燃焼してしまいます。さらに、一度発火すると、水では消火できないこともあり、粉末消火剤などを用いるなど、消火に時間を要することもあります。

この点について、環境省のホームページにアップされておりますが、今年の3月ですね、リチウムイオン電池の処理に関する対策集によれば、令和5年度にごみ収集車やごみ処理施設においてリチウムイオン電池に起因する火災事故は全国で、何件ぐらいあると思われませんか、実は8,543件あります。非常に驚くべき数字です。そして、そのほとんどは、こうしたリチウムイオン電池の内蔵製品を他のごみと分別せずに捨てること、分別時のミスが原因で起きております。

そして、ここで公表するのはためらわれるんですけども、本町を管轄するごみ処理施設、大津町にございます環境美化センターにおいても、今年の5月半ばに火災事故が発生しております。施設の担当者に確認しましたが、ごみ収集車から施設に荷下ろしする時点で既に発火していた可能性があるものの、それに気づかないまま施設内の一時保管所であるごみピットにごみを滞積、置いたところ、白い煙が生じたために、すぐに消火活動に当たったということでした。写真も示します。幸い、大きな事故には至っておりませんが、この施設ではその後も、不燃物の収集時には毎回と言っていいほど、リチウムイオン電池を内蔵する製品が他の不燃物と混じって捨てられてるのを発見しており、担当者としても非常に頭を悩ませているということでした。

以上を踏まえて(1)の質問ですが、リチウムイオン電池を内蔵する製品、以下、本製品といいますが、について、本町では本年度より特定品目（電池類）に追加し、月1回収集しておりますが、分別は十分になされていますでしょうか。また、町民からはどのような声が上がっていますか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 本年度からは、町内4地区において月1回、第1から第4までの毎週水曜日を収集日として透明な個別の袋に入れて出してもらっており、収集運搬の委託業者からは、多少の電池類との混在はあるものの比較的分別はされているとの報告を受けております。また、町民からは、処分の方法、膨張して出しているが大丈夫か、猛暑だが出して大丈夫かなど、問合せがあっている状況でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ただいま比較的分別されてると答弁いただきましたが、この製品については比較的の分別では足りないと思います。現に、先ほどの環境美化センターの火災事故は、本町が特定品目として分別を開始した4月、その翌月の5月に発生しており、分別が不十分だったために発生してると考えるべきなんですけど、この点はいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 議員おっしゃるとおり、分別が足りずに、1個、1回だけでも分別ができずに、それが発火事故につながる可能性は十分ありますので、今後も周知のほうを徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほど、ヒアリングされた委託業者ですね、その業者の方はごみの収集運搬時に、本製品と言いますね、本製品が他のごみと混ざってないかというのはチェックはできていたんですかね。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 現在、出してもらう際には、埋立ごみの日、毎週水曜日ですけれども、その日に、黄色い袋とは別に白い透明な袋でリチウムイオン電池のみを入れて出させていただくようにしておりますので、収集運搬の業者のほうからは、しっかり分別をされて出されているというのは確認されているような状況でございます。また、比較的という発言の中には、可燃ごみの中に混ざってしまうという可能性は否定できませんので、そこら辺は今後も周知をして徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 前提を共有したいんですけれども、本町としましても、収集に当たって全く問題がないって考えられてるわけでは当然ないわけですよ。はい。

じゃ、次の質問というか、同じ質問ですが、町民の声なんですけれども、本町の担当課は環境生活課だと思います。本製品の収集に関する問合せはどれぐらいの頻度であってますか、週に何回とか月に何回とか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 週初め、月曜日が一番多い日になりますけれども、多いときには午前中だけでも十数件の問合せがあつてるような状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今のお話ですと、月で考えると何十件、場合によっては100件ぐらいと考えるもおかしくないわけですよ。そうした声については、町民からの電話の質問等なんですけど、基本的に不安の中から来てるお問合せが多いという理解でよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 7月中旬以降は、全国的にもニュースが流れた以降、これ以降は、膨張しているが大丈夫かとか、あとは暑い日に、猛暑日に出しても本当に大丈夫かといった不安の声があるのは感じております。それ以前につきましては、分別の仕方が、4月からでするので、出し方がちょっと分からないというような声で、不安視するよりもは、ごみの出し方についてを聞きたいというような感じで受け取っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 不安の声もあられるということですが、そうしたことを踏まえて、月1回の回収日を増やしてほしいとか、役場に持っていったいいですかとか、そういうお声はなかったですか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 増やしてほしいとか役場のほうでの拠点回収とかという意見は、今のところはあっておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） (2)の質問に移ります。本製品がごみ収集、焼却等の過程で発火する事故が多いということは、先ほど御説明しましたとおり、これ全国的に相次いでますが、本町は何か広報以外に対策などは行っていますか。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 本年4月からの分別収集に向け、広報きくよう3月号とホームページにて4月から周知を行った際に発火事故防止についても併せて周知を行っておりますが、そのほかの対策については現在行っておりません。この件につきましては、広域的に取り組むことがより効果的と考えております。そのため、まずはその他の対策として菊池広域連合に対し要望を行うなど、しっかりと取り組んでまいります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） これは、本町のホームページに掲載されております本製品の分別収集に関する抜粋です。菊池広域連合としてっておっしゃいましたが、当然、連合は2市2町、本町も形成自治体であるわけで、今回の先ほどの美化センターの原因のごみが、本町の住民の方が捨てたことがきっかけという可能性も、4分の1とは言わないですけど、ある程度あるわけです。今回の事故が起きて、先ほど不安の声がっておっしゃいましたが、改めて本町としてもホームページか何かの方法で、実際事故が起きてますのでさらに注意してくださいなどと、広報などは追加でされていますか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 今現在の対策のほう、周知のほうは行っておりませんが

も、議員言われるように、ホームページ等でもしっかりと周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ごみ収集については、事務的なことが恐らく本町、実際の収集実務については連合が担当されると思うんですけども、少なくとも本町においても本製品の分別が十分でないことの認識は持たれてると思うんですけども、広報以外に対策を現時点で行っていないのは何か理由があるんですか。例えば、予算の問題とか、マンパワーの問題とか、連合との事務分掌の問題とか、何かしら理由があるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） そこまで深い理由とかというのはございませんけれども、昨年度は発火事故が管内ではゼロ件で、今年の5月に1件があつて、その後7月に2件、令和7年度におきましては今現在3件だったと報告受けておりますので、7月以前においてはそこまで危惧してないというようなのが正直なところでございますので、7月以降の発火事故があつた以降は何らかの周知のほうをしていかなきゃならないというところで、対策のほうは考えてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今年に入って増えたということですけど、今年猛暑ですので、スライドの右にございますモバイル扇風機とか多くの皆さんが買って、これ結構安いので、今年夏使ったからもう捨てるとかということ捨てられてるとか、そういう原因がもしかしたらあるのかもしれないんですけども、(3)の質問に移りまして、現在、国も法改正を行い、翌年度より事業者の本製品の回収を義務づけますが、本町としても回収頻度や回収先を増やすなど回収を強化するべきではないかと考えますが、いかがですか。

なお、ただいま義務づけると申し上げましたが、現時点ではあくまで報道ベースでの情報であり、来年4月1日の改正法の施行後、順次、事業者に対して本製品の回収に関する案内を行う見込みと現時点ではされているようです。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（吉本雅和さん） 近年、リチウムイオン電池を使用した製品の増加に伴い、これらの製品が廃棄される際に適切に処理されずに一般ごみに混入することで、火災事故のリスクが高まっております。そのため、令和8年4月に国が資源有効利用促進法の改正を予定しており、改正後は、リチウムイオン電池を内蔵したモバイルバッテリー、携帯電話、加熱式たばこ機器の3品目について、使用済み製品の回収が製造メーカーなどに義務づけられる見込みとなっております。また、リチウムイオン電池の回収日及び回収頻度につきましては、本町を含む菊池地域2市2町及び菊池広域連合による協議によって設定されておりますが、本町としまし

ては、発火事故を未然に回避するためにも、菊池広域連合関係市町村環境担当会議において、回収頻度や回収先が増やせるかなど問題提起を行っているところです。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 結局は、皆さんが本製品をきちんと分別して捨てていただければ、問題というか、事故は生じないわけですよ。ただ、現状は分別が十分にできておりません。その理由については、私としては端的に2つ原因があるのではないかと考えております。

1つ目は、分別することを知らなかったというケースです。この点については、今年4月から収集方法が変更されたので、知らない町民の方がいてもやむを得ない部分もあると思います。これに対しては今後も、先ほど答弁いただきましたけど、より広報のほうを強化していただくことで改善も見込まれると考えます。

一方で、問題なのは、知ってたけど分別せずに捨てたというケースです。これは捨てる方のモラルに大きな問題があると思うんですけども、例えばその理由については、本製品だけ分別するのは面倒くさいとか、収集日が月に1回しかないの、捨てるタイミングがなかったから一緒に混ぜて捨てたとか、だからといって、現状電器屋さんで回収してるところもあるみたいですけど、電器屋さんに行くのは面倒くさいとか、小型で小さい製品なので、燃えるごみとかほかの不燃ごみと一緒に混ぜても問題ないだろうと安易に過信してしまうとか、様々な理由が考えられます。

私としては、上は改善できるとしても、後者のケースに対処しなければ問題の抜本的な解決は図られないと思うんです。この点については、どうしても広報のみでは対処が難しいと思うんですけども、改めて本町としては後者のケースに関してどのような対策があると考えますか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） 知ってて捨てたという、分けずに捨てた。これは、捨てるタイミング、捨てる場所が限られているので、回数もですけども、そういった分で面倒くさいという部分も多々あるかと思えます。そうすると、拠点回収先を収集ごみステーションから役場とか出先機関とかそういったものに拡充していくというのも一つの手になるかと思うんですけども、そこに関しましては広域連合と足並みをそろえたところで議論しながら今後の方針を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょうど提言したい内容と同じ回答が来たのでよかったです。実際にモラルの問題が一番なんですけれども、悪いこと、正直、こういうのは悪いことです。悪いことされる方には本来、罰則を適用すれば、それ防止できるんですけど、ごみなんて名前、今、不燃物に名前書いてますかね。なかなか誰が捨てたかって特定するのは難しいと思うんですよ。なので、罰則というよりも、あめとむちでいうと、むちよりもあめですね。そういう面倒

くさい方に、先ほどおっしゃった面倒くさい人に寄り添うというわけじゃないですけど、そうした人に対して何かこちら側としてできる措置を取ることが必要なのではないかと考えます。その上で、私からの提言が2つあります。

1点目は、前者の問題にも関わってくるんですけども、各ごみ置場への看板、ポスターなどの設置です。例えば、東京都の環境局においては、自治体に対し、本製品の分別に関するポスターを作成し、ホームページで自由にダウンロードできるようにして、住民の注意喚起を促しております。本町においても、こうした目立つポスターや看板を作って、各ごみ収集所に設置していただくことは可能でしょうか。また、記載する文言については、本町は非常に外国籍の方が増えておりますので、日本語だけでなく多言語の記載を併記していただいたほうがいかと考えます。これちなみに、私が最近はやりのChatGPTで作ったポスターというか、こんな感じで作ったらどうかという一つの案なんですけれども、この点について、せっかくなんで町長、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 町長。

○町長（吉本孝寿さん） すばらしい質問していただいてありがとうございます。ごみの分別というところであると、リチウムイオン電池に限らず、幅広いところでしっかりと町の啓発というのは必要なのかなというふうに思います。鬼塚議員が作られたこのポスターもすばらしいと思いますし、こういったところを町各所に掲示するのも一つの案なのかなというふうに思います。ぜひとも、すばらしい質問をまた連合の場で一般質問としてしていただければいいなと思ひまして、共有できることが一番なのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私、連合議員もさせていただいて、町長も連合長ですので、これは連合のほうでも、ただ連合のほうはやっぱ実務で、本町でも事務的な、広報含めできることがありまして、こちらは広報のほうです。先ほど町長が、分別できてないのはこの品目だけではないっておっしゃいましたけど、確かにそうです。ほかのごみも分別できてないんですけども、大きな問題が生じるのはこの製品、このごみですので、ほかのごみ以上に、ペットボトルを燃えるごみに二、三本入れるのとは訳が違うんですよね。なので、ここの部分の強化はしっかりしていただきたいなというふうに思っております。

2点目の提言なんですけれども、さっき御答弁いただきましたけど、回収先を増やすということで、役場などにおける回収ボックスの設置です。神戸市や北九州市など多くの自治体においては、役所やその他の公的施設の中に本製品の回収ボックスを設置し、施設の利用時間中にそこを訪れた利用者がいつでも本製品を廃棄できるようにしております。こうすると、すぐに本製品を回収したいというニーズもあらわれるようですので、住民サービスの向上にも資すると思います。例えば、本町では、役場もそうなんですけれども、総合体育館とかキャロピアとか、公民館は難しいかもしれないですけど、大きな施設にこういうボックスを一つでも設置し

ていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（阪本和彦さん） そのこのほうの対応も考えていかなければならないと思うんですけれども、あと報告を受けてる中では、環境省のほうからは耐火性がある容器に入れるという部分からすれば事足りるのではないかと思うんですけれども、中には若干の空気も入っておりますので、缶に入れた状態でも発火する、爆発するおそれは否めないのかなと考えてるところではございますので、そこら辺は実施されてる自治体のほうにも聞きながら、情報を集めながら対応のほうを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 確かに、発火しやすい状態になった本製品もございますので、缶を置くとしても、ただ置くだけじゃなくて管理者が目につくところに置いていただいて、もし何かあったときもすぐに消火活動できるような体制は十分に取っていただくべきだと思っております。

さらに、私としては、本町内のコンビニエンスストア、グーグルマップで確認しましたところ、町内に約二十数か所あるそうです。そちらのほうにも協力依頼かけて、コンビニに回収ボックスを設置いただきたいと思うんです。アイコスとか、私たばこ吸わないですけど、モバイルバッテリーとかありますので、買い換えるときに、ついでにそこにボックスがあれば捨てられますよね。そこになれば、下手するとコンビニの中の普通のごみにぱっと捨てられる可能性もあるわけですし。もちろん、この点については予算の問題とか、そのコンビニの回収を誰がするのかという問題もありますので、難しい部分も当然あると思います。

ただ、やはり本件については、ごみ処理の施設などで一旦大きな火災が起きてしまえば、復旧に非常に多額の予算がかかります。例えば、今年の7月の半ばに埼玉県の戸田市のごみ処理施設で起きた火災事故、これも、確定はしてないんですけれども、本製品が原因で火災事故が起きたというふうに管理者は報告しているんですけれども、その施設の復旧費と復旧するまでのほかの施設にごみ処理を委託する費用の総額で約41億円の予算がかかるというふうな見通しを発表しております。当然、こういう費用がかかるとすると、その財源というのは最終的に皆さんの税金になります。先日、西本議員も一般質問で話されましたけれども、病気の予防にお金かけたほうが、そうした対策しないまま病気が起きたよりも予防に係る費用のほうが安く済むと。まさに、そういう考えに私も同意しております。

ですので、本町におかれましては、火災事故が現状非常に多発してる所を重く受け止めていただいて、できる限り早期の対策を、4月1日から法改正されるんですけど、できればその前に何か本町だけでも、連合と協議していただいてもいいですけど、一つでもアクションをしていただきますよう強く提言いたしまして、次の質問に移ります。

2番、職員の就労環境についてです。(1)から(4)までございますが、全ての質問の趣旨は、

職員の皆様の就労環境の改善が趣旨でございます。

時間がありますが、(1)の質問に入りますが、フレックスタイム制の導入について、令和6年9月議会では、その必要性についてはお認めいただきながら、県外自治体の事例について情報収集に努めるとのことでしたが、これまでの調査検討状況はどうなっておりますか。

ちょっとおさらいというか、こちらに私が昨年質問いたしましたフレックスタイム制の図を示しております。フレックスタイム制って、簡単に言うと、通常の勤務時間以外の時間により多く働くことで、例えばこの例でいうと、月曜、火曜、木曜、金曜に、7時間45分勤務にプラス2時間加えて9時間45分勤務を週4日すると1日分浮くので、水曜が丸々休みになると。完全週休3日制を実施できるというような説明でございます。この検討状況はどうなっておりますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） フレックスタイム制の導入につきましては、昨年9月議会の鬼塚議員の一般質問に対する答弁で、まずは県外自治体の事例について情報の収集に努めていきたいと回答させていただいています。その後、総務課内でも情報共有を行い、令和6年4月1日現在、全国では99団体、全体の5.5%がフレックスタイム制を導入していることを確認しております。県内では、山鹿市が昨年の9月から週休3日制の試験運用を行っています。熊本市でも今年の4月から試験運用を開始しており、先日の新聞報道によりますと、10月から本格導入を予定されてるといことです。

町では、導入状況について情報収集を行ってきたところですが、昨年の11月から、通常の勤務時間よりも1時間早い7時30分からと1時間遅い9時30分から出勤できる時差出勤を試行的に開始しております。その後、職員に対して時差出勤とワーク・ライフ・バランスに関するアンケート調査を行いました。フレックスタイム制の導入を望む声が多かったことから、フレックスタイム制を導入するまでには至っておりません。一方、時差出勤に関しましては30分単位で取得できるよう一定数の要望があったことから、本年4月1日からは取得時間を、これまでの1時間単位であったものを30分単位に変更し、現在運用を行っているところでありますので、町としましては当面の間、この運用を継続してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ただいま職員の皆さんからあまりニーズが多かったというような答弁だったんですけど、私としてはそうなのかってちょっとびっくりしております。私が役場の職員だったら、3日休みたいから、先に働くだけ働いて休みいっぱい取りたいなと思うんですけども。

アンケートを実施されたということですが、アンケートって具体的にどのようなアンケートなんですかね。例えば、直球で、フレックスタイム制、こういう制度があるんですけど、導入に反対ですか、賛成ですか、どちらでもいいですかとか、そういう質問とかされたん

でしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（平 征一郎さん） アンケートにつきましては、今年の1月からアンケート調査をやっておりまして、具体的につきましては、時差出勤を取り組んでる方と取り組まなかった方、両方の意見がっております。フレックスタイムの導入を希望するアンケートというよりも、時差出勤にどういったメリットを感じたのか、デメリットを感じたのか、そういったアンケート調査の内容となっております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今の回答ですと、先ほどのフレックスタイム制を導入する声はなかったという回答はちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、それいかがですか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（平 征一郎さん） すいません、説明が不十分ですね。ストレートにフレックスタイムを導入する、しないの質問項目というのは、アンケートの中にはありませんでした。ただ、その他の項目として、時差出勤にメリットを感じるとか感じないとか、主にそういったアンケートを取って、その中でフレックタイムを望む声があったというようなことでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私としてはやっぱり、望む声はなかったというのはちょっと違うんじゃないかなと思います。時差出勤というのは、こちらでいうと勤務時間があって、それを前倒しにするか後ろ倒しにするかということで、フレックスタイム制というのは、端的に言うと、ほかのところの時間をぱっと入れて1日休めるとか、かなり制度として、労働時間の柔軟化を図るという意味では趣旨は同じですけど、制度としては違うと思うんですね。

ヒアリング、先ほど山鹿市、熊本市の事例を答弁いただきましたけど、実際に試験運用されてる自治体の担当者とかにメリット、デメリットとか、そういう直接的なヒアリングはなされたんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（平 征一郎さん） 熊本市のほうにはやっておりませんが、山鹿市の担当の方にお聞きしましたところ、山鹿市では職員数が422名いらっしゃいます。時間の明示はしていませんけれども、コアタイムというのをつくっておられまして、山鹿市の場合一番早い時間が7時からの出勤があるそうです。一番遅いのが11時ですね。山鹿市のほうに聞くと、職員の4分の1ぐらいがこの活用をしておられるということでした。ただ、週休3日を選択した人については今のところ把握ができてないというような御回答をいただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 4分の1も利用されてるということで、かなり制度として使われてるの

ではないかと思えます。確かに、1日休むというのは、町民の皆さんのことでもありますので、しづらい部分はあると思うんですけども。

1つ資料を示します。こちらは、厚生労働省が昨年、全国の一般企業、回答があったのは約4,000社なんですけれども、4,000社を対象に各企業における労働条件の調査を行った結果になります。抜粋でございます。フレックスタイム制度については、労働時間の先ほど申しましたとおり柔軟化を図るという意味で、変形労働時間制に含まれております。

この図を見ると、フレックスタイム制の導入率は一番右上にございます7.2%、平均すると7%ぐらいなんですけど、企業規模が大きくなるほどに導入率が高く、やっぱりいろんな職員さんいらっしゃるの、ニーズが高いから導入率が高いと思うんですけども、こちらでオレンジで横囲みしております職員数300人から990人の企業規模では、19.6%が本制度を導入しております。本町の職員数についても、昨年の一般質問において令和6年に565名と答弁がありましたので、この枠に含まれるのではないかなと考えます。恐らく、その他の市町村においても、先ほど山鹿市も400名っておっしゃいましたから、大体300から990人の枠に含まれると思うんですけども、そうすると、先ほど答弁いただきました全国で5.5%導入というのに比べて一般の企業は19.6%導入してるわけで、民間のほうが導入率3倍ぐらい高いわけですよ。

言わずもがななんですけど、現状、少子化社会で、新卒社員の売手市場というか、採用に非常に企業も御苦労されております。恐らく、本町におかれてもそうではないかなと思うんですけども、そうした中では、一般企業、民間企業に負けないように、同じ給料であったとしたら、私が社員だったら、いろんな働き方があったほうが、の会社に行くと思うんですよ。なので、先ほど職員の方のアンケートの結果をお示しいただいたんですけど、今後職員になられるであろう方を引きつけるためには、うちはこういうフレックスタイム制にも取り組んでますよ、場合によっては週休3日取れますよぐらいアピールしたほうが、そういうニーズも少なからずあると思えますので、より採用によっても有効ではないかなと思うんですけども、この点について町長、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 民間と行政とというところで、その差はあるのかなというふうには思いますが、鬼塚議員がおっしゃることも非常に分かります。私も民間でも自分で仕事してましたけども。ただ、先ほどの数字もそうですけど、うちもそうですけど、行政には一般の職員と、そしてまた会計年度さんいらっしゃるということで、数字が全てではないというふうには思っています。私も入庁歴若い職員に聞きましたけども、熊本市のように週休3日のことをどう思うのかと聞きましたけど、2時間長くするのじゃなくて、自分たちは張りをつけて今の体系でぎゅっと仕事したいんだという職員がほとんどでしたので、そういったことを考えると、ただ鬼塚議員がおっしゃるように今後はいろんなことを考えていく選択肢はあろうかと思えますけども、今の職員に関しましては、先ほど部長も答弁しましたように、アンケート

を取りながら、そしてまた私もそうですけども、職員からしっかりと話を聞きながら、熊本市の動向を見ながら、そういったところをしっかりと踏まえながら、鬼塚議員がおっしゃるような提案に向けては考えていく必要があるというふうには思いますけども、冒頭申しましたように、自治体、公務員ということがありますので、なかなか厳しいのかなというふうには思いますけども、菊陽町らしい、そしてまた菊陽町を受けていただけるような、日本一のまちづくりということ掲げている菊陽町ですので、そういったところもしっかりと考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私としては今の答弁、前向きな答弁と解釈しておりますので、引き続き、試験導入されている自治体について定期的に、当然デメリット等もあると思いますので、直接的にヒアリングなされて、今後の本町の導入に当たってしっかり検討を深めていただければと思います。

(2)と(3)、これ同じ、残業、時間外労働に関する質問ですので、併せて質問いたしますので、併せて回答をお願いします。

まず、(2)で、職員（管理職とそれ以外の職員）の残業について、直近3か年における月平均の残業時間はどの程度でしょうか。次に、(3)で、(2)の残業時間について、各所属（部や課）によって格差はありますか。あるとして、格差を是正する対策は行っておりますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員の直近3か年の月平均の残業時間につきましては、管理職につきましては時間外の申請そのものがないので、それ以外の職員と単純比較ができませんので、それぞれ17時15分以降、役場に在庁している時間の1人当たりの平均時間でお答えさせていただきます。令和4年度は、管理職が31.9時間、それ以外の職員が42.2時間、令和5年度は管理職が32.1時間、それ以外の職員が39.2時間、令和6年度が管理職が33.4時間、それ以外の職員が39.9時間となっています。

続けて、3つ目の質問になりますけども、職員の時間外勤務の状況につきましては、選挙やイベント開催など一時的なものもあれば、災害など突発的なものもありますので、各年度や各所属によって時間数にばらつきがあります。そのため、町では、退職者補充を含め、次年度に適正な職員数を配置していくために、毎年、管理職を対象に、翌年度の事業内容や今後の計画、職員数などの聞き取り調査を実施し、適正な部及び課の定員管理に努めています。またあわせて、毎月、職員の時間外勤務の状況や休みの取得状況の把握を行っており、特定の職員だけが過度の負担にならないよう、課内で係内の業務の平準化に取り組むよう各所属長にお願いしているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まず、(1)の答弁についてですけど、今の答弁ですと、令和4年から令和6年にかけて、年ごとに若干の変動はあられると思うんですけど、管理職が月に平均約30時間、それ以外の職員が月に約40時間ぐらいということによろしいんですかね。はい。私も、すいません、管理職そもそも残業という概念あるのかなと思うんですけど、残業代がないというわけで、通常の労働時間より長いという意味で残業という概念は別に間違っていないと思いますので。今の30時間と40時間、管理職以外の職員の方が管理職の職員よりも月平均で約10時間、残業時間が多いということですけど、これは何か理由がありますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 特段の理由はないかと思えます。職員については、大体平均してこのぐらいの時間外が生じているというのが現状でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 特定の職員の方が過度な負担にならないように課でフォローするというふうに答弁いただきましたけど、例えば課で忙しい、全体としてあるわけですよ。そうした忙しい課がある場合に、課を超えて別の課の職員の方がフォローしに行くとか、そういう体制というのはできているんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 現状の通常的な業務、自立的な業務につきましては応援体制というのはなかなか組めてませんけども、その他のイベントだったり部を横断するような業務等が発生する場合は、他の課に応援をお願いする制度がございますので、それを活用しながら行っているところであります。課ごとに時間外数のほうにばらつきがございますけども、そこは先ほど答弁したように、職員数はそれで足りてるのか、聞きながらやっておりますので、そういったところで職員数に負担がならないような取組は行っております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 課ごとのばらつきなんですけど、一番忙しい課と普通に残業なく働ける課で、どれぐらいの残業時間、月でいうと隔たりがあるんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（平 征一郎さん） 月ごとには管理してないんですけども、年度でいきますと、令和5年度から6年度の差を見ても、総務部と教育委員会の時間数が増えているというのは現状としてございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 1個前の答弁ですと、そういう格差があるとして、翌年度等に適正に人員が配置できるような協議はなされてるということ、それはよろしいと思うんですけど、いきなり起きた場合に他の課に行くというのはまだ難しいという、イベント以外はなかなか難しいって話だったと思うんですけども、すいません、次の資料のほうを示させていただきます。

こちら、総務省が公表しております令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果の抜粋です。地方公共団体のうち、市区町村における年間の残業時間が出ております。これ当然見えませんので、拡大します。ちょっとぼやけて失礼しますが、全国の市町村の年の平均の残業時間は135.4時間となっており、これを月に換算すれば11.3時間、約11時間ですね、月に11時間残業してるというところなんです。一方で、本町の月の平均残業時間は、先ほどの管理職の方が30時間、それ以外の職員が40時間ですので、間取っていいわけじゃないですけど、概数でやると35時間だと。月平均11時間と35時間というのは非常に隔たりがありまして、公務員の方の残業の上限というのは、たしか原則45時間が月上限になっていると思います。ですので、平均35時間、管理職以外の方の職員の平均が月40時間なら、月によっては45時間すれすれとかというときもあるんじゃないかなと思うんですけども。

そのまま話を続けると、先ほどの答弁で、令和4年から6年にかけては残業時間の推移はそれほどなかったということなんですけれども、私が昨年的一般質問で取り上げました本町でつくっております特定事業主行動計画によると、平成26年度の本町の月平均の残業時間は約15時間でした。それが令和元年度には約18時間でした。そこから令和6年で、5年たつと月平均が35時間ということで、五、六年間で残業時間が倍増してるんですよ。この点について、本町としては何か問題意識というのは持たれているんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 町としても、職員の時間外の勤務数が全国の平均と比べて多いというのは認識しております。今、議員のほうからありました特定事業主行動計画、こちらのほうに比べても今現在のほうがかなり多くなっています。町として、業務のほうも増えてきているということもありますけども、そこに対しては議員さんたちの御理解もあって職員定数を増やしていただいたりするなりで、今、職員数のほうは増やしていております。300の今定数に対して285の職員がおりますので、そういったところで必要などころにはカバーしていったところがございます。

あと、時間外のところにつきましては、できる限り、町の制度の中で部内での応援の制度もございますし、部をまたぐ応援制度もありますので、今お話があったようなところもしっかり考えながら平準化をしていきたいと。業務の中身については、今現在多いということは認識してるので、できるだけそこに、職員の勤務時間外が減るような方策をまずは考えていくべきところが一番重点を置いてるかと思います。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 五、六年前から月の残業時間が倍増してる原因については、本町はT S M Cとかも来ておりまして、いろんな事業等もやっておりますので、その分の事務負担が多いためであるかなと思います。ただ、この特定事業主計画を見ますと、これ令和3年度に策定されてるんですけども、令和7年度の数値目標について、昨年の有休の件は、今年、10日だけど7日達成するというところで、既に7日達成されてたのですばらしいと思うんですけど、殊

この残業に関しては、数値目標、月10時間以下にするって目標を設定してるんですね。先ほど、令和6年までの残業時間を公表いただきましたけど、恐らくその数値からすると、令和7年がいきなり10時間以下になるというのは無理で、半分ぐらいの時点で既にもう達成が不可能というのが確定してるんじゃないかなと思うんですけども。

もちろん、職員の皆様が町のために日々頑張っていただいておりますことは私も一町民として非常に感謝してるんですけども、残業時間というのはやっぱり、適正な労働時間を超えると職員の肉体的、精神的な負担も伴うので、残業しないようにするために時間設定してるわけであって、超過の多過ぎる残業というのは私としては看過できないところです。先ほど、総務部長のほうにも答弁いただきましたけど、この点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 職員のことを思っただき、ありがとうございます。私も選挙の公約で72の具体策ということを出しました。その中で、給食の無償化、アーバン施設もろもろ、職員はそれに向かっているところでも頑張っているのもかなり影響もしてるのかなというふうには思っているところでもございます。ただ、働き方というのは、鬼塚議員がおっしゃるようにライフ・ワーク・バランスもありますけども、今、休みをしっかりと楽しむというところも必要になってくるというふうに思いますので、町としましても、当然、議員の皆様方もここ数年は非常にお忙しくなられてるということもございますので、町の職員も一生懸命やってるがゆえに少しだけ時間が延びてきてますけども、それはそれで町としてもしっかりと、鬼塚議員がおっしゃったようなことを捉えながら、そしてまたこれ以上残業時間が延びないように努めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 当然、町のほうも分かれてると思いますので、引き続き削減に向けていろんな対策を取られていただきますようお願いいたします。

最後に、(4)の質問ですが、職員の皆さんが公務として参加される懇親会について、飲食等の費用が発生する場合に本町は費用負担をされていますか。また、負担してる場合に、その基準はどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員が公務として参加する際の懇親会等の費用につきましては、菊陽町交際費及び食糧費の事務取扱基準を定めた訓令に基づいて運用を行っています。令和5年度末までは、会食が必要な場合は4,000円以内での会食が基本とされており、2,000円の公費負担と2,000円の自己負担が求められておりましたが、昨今の物価高騰により、会食に関わる費用が維持できなくなってきましたので、そのため町では、令和6年4月1日から本人の自己負担を2,000円とし、公費の負担額の上限を5,000円に引き上げ、現在運用を行ってるところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ただいま2,000円は自分で負担ということでしたけど、その2,000円の負担の根拠というのは何ですか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 職員が参加しなければいけない会食について全額負担はできないかということだと思いますけども、公務の会合であっても、現在のところ、職員が飲食する部分については、業務中、業務外を問わず食事を取ることになりますので、応分の負担を求めるところで、現在は2,000円の自己負担を求めているところになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まさに私が質問したかったところなんですけど、端的には、その会合出なくても、自分で食べるものは食べるだろうから、そのかかるだろう費用分ぐらい負担してということだと思うんですけど、そうすると、確かに物価高騰してるんですけど、2,000円でちょっと高いような気がするんですよ。私も食べる時、なるべく夜とかはスーパーで半額のシール貼ってるのとかを探して食べたりしてますけど、1食1,000円とかでも全然食べれるわけで、もうちょっと自己負担を減らすべきだというような話にはならなかったんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 先ほど申しあげました令和6年の見直しのときにはその話はなく、応分の負担は必要だということで改正するときの協議の中で決めましたので、今現在、運用の中では2,000円の応分の負担が適当ということで町のほうでは考えているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 応分が2,000円が妥当かどうかというのをここで話すと長くなりますので。私としては高いかなと思いますし、言うのははばかれるんですけど、夜の会合とあって、職員の皆様も家庭とかありますので、行きたくないときもあると思うんですよ。会合して、帰りたいとか。そうした中で、本来帰るべき時間に、わざわざと言うとこれも言葉が、語弊がありますが、遅くまで参加されてるんで、その頑張りに対して、極論、全部補助してあげるとか、場合によっては1,000円とか500円にしてあげるとか、私としてはその基準をできる限り緩めて、頑張ってる職員の方に報いていただきたいなと思うんですけども、この点も町長、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 鬼塚議員の御提案というのは、何回でも言いますが、ありがたいことだなというふうに思います。ただ、それが当たり前になってくるとどうなのかなというふうにありますので、一つは、しっかりと仕事をするという上では、部長が言ったように応分の負

担というのは必要になってくるのかなというふうに思います。ただ、2,000円の根拠というのが、鬼塚議員がおっしゃるように、突き詰めていくとどれぐらいなのかなというふうには思いますが、今現状としては、改定をした、それで走らせていただいて、その後いろんなことが問題が出てくれば、思い切ってまた考え直すときが来るのかなというふうに思いますので、今はこの現状でいかせていただきたいというふうに思っているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私としてはもっと削減、できれば0を提言いたしますので、引き続き検討のほういただければと思います。

ちょっと話が変わりまして、懇親会の参加の基準というのは、訓令に基づきますと、ある程度縛りはかけてるみたいなんですけれども、どういった会合の懇親会には費用負担が発生するとかというふうな決まりはあるんですかね。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 参加のほうを要請されて、必要である場合は、本来、町長または三役のほうに御案内、また部長のほうにも御案内があったりしますので、そこで判断して、出席が必要なものを取捨選択しながら、全て参加できるわけではございませんので、参加できるところを分担しながら参加しております。先ほどの金額なんですけれども、令和5年度までは、仮に7,000円の食事だった場合に町からは2,000円で手出しが5,000円だったところを、6年度に、自己負担は2,000円でそれ以上、7,000円の場合、5,000円が町から出る。ただ、8,000円になった場合は自己負担が3,000円になって町が5,000円ということになってしまいますので、今、金額が7,000円以上という会食のほうは町のほうでも我々が出席する分にはございませんので、今現在としてはその上限を置いています。今後、また物価が上がれば、その辺は見直しさせていただきますけれども、それと併せて職員の自己負担についてのところはいろいろ考えをしていかなければならないかなと思っています。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 引き続き協議のほうと、あと基準についても縛りはあると思うんですけれども、飲みニケーションと言うと語弊がありますけれども、いろんな会議以降の懇親で町民との信頼関係というのも醸成できると思いますので、その費用負担が発生、町からの補助が発生する枠を、これについてもできる限り広げていただいたほうが私としてはいいと思っております。

時間になってしまいました。本当であれば、選挙の質問好きなんで、選挙の質問もしたかったんですけど、今回ちょっと投票率が上がったので、また次回以降させていただこうと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚洋議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

岩下和高議員。

○14番（岩下和高議員） 皆さんおはようございます。

現在、日本はGDP、国内総生産でドイツに抜かれ、世界で第4位になってしまいました。ドイツの人口は約8,300万人、日本は約1億2,000万ですが、今回為替の影響もあるかと思えます。先ほども、鬼塚議員の質問にもありましたように、日本は働き方、雇用体系などを根本から見直す時期が来てるのではないかと思います。

それでは、本日は3項目質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、野球場誘致についての質問をいたします。

県は、昨年7月、老朽化する藤崎台県営野球場をはじめとするスポーツ施設の方向性を検討するため、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議を設置しました。その会議では、10名の有識者で構成され、藤崎台県営球場、熊本武道館、熊本県立総合体育館、熊本県民総合運動公園陸上競技場、4つのスポーツ施設整備の必要性、整備の優先順位づけなどを検討するため、各施設の現状や課題の共有、関係者へのヒアリングを通じた施設整備のニーズ把握を行うなど、5回にわたる議論を重ね、今年1日に提言書がまとめられました。新聞報道によると、藤崎台県営球場においては1960年に竣工し、築65年が経過しており、施設、設備の老朽化が進んでいるなど再整備が必要であり、なおかつ現地再整備に係る関係法令との調整のハードルが高いことなどから、移転再整備が適当であるとのことでした。

野球場誘致については、これまで本町の議会においても町として積極的に誘致すべきではないかの質問が数多くなされ、令和6年9月議会において、坂本議員の質問に対して副町長から、野球場の誘致を実現するためには、単に県に要望するのではなく、町も強い意志と覚悟が必要であり、町による一定の負担により県の負担の最小化に努めるとともに、民間を巻き込んだ提案とするなど魅力ある提案をしていただきたいと答弁されております。野球場建設には数百億円の費用がかかる中、確かに、単に県に造ってくれでは前に進まないと思っております。私も、単に県に要望するのではなく、町も強い意志と覚悟が必要という考え方には大いに理解するものであります。

そこで、(1)の質問ですが、町はこれまで野球場誘致実現に向け、どのような活動を行って

きたのか、副町長にお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 先日、馬場議員の質問で答弁しましたとおり、県営野球場の整備に関しては公民連携によるスポーツ施設の整備に関する検討会議において議論がなされ、先ほど御紹介ありましたように、9月1日に提言書が取りまとめられ、木村知事に提出されたところでございます。

町としましては、第2回の検討会議において町の構想を提案しております。画面を御覧ください。赤字で書いているとおり、野球場の誘致を実現するためには、単に県に要望するのではなく、町も強い意志と覚悟が必要であり、町による一定の負担により県の負担の最小化に努めるとともに、民間団体を巻き込んだ提案など魅力ある提案をしていくと、先ほど岩下議員からも紹介がありましたように、令和6年9月町議会の坂本議員の質問に答弁した町の前向きな考え方を示しているところでございます。

ここでは、野球場誘致をより現実的なものとするため、PFIの一つであるSPCのスキームを提案しております。赤枠点線で示しておりますが、町が整備費用や運営管理費を一部負担することや、民間からの資金を調達するために町が企業版ふるさと納税の受皿となることで、県の負担の最小化を図ることなどの提案をしております。

最後になりますが、青字と赤字で書いてるとおり、県総合運動公園周辺や駅を中心とした市街地整備などの町の強みを生かしたエリアを候補地とすることで、誰もが菊陽町に野球場を持つてきたいと思えるような、菊陽町だからこそできる魅力ある提案をしていきたいと、意気込みを各委員に訴えたところでございます。

このほか、民間の活力も巻き込む必要があるため、野球場に関心のある民間企業に対し、町の思いや提案を説明するとともに、県の担当部局や県議会のスポーツ議員連盟に対しても提案するなど、ありとあらゆる機会を通じて積極的に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、次の(2)の質問に行きますけど、公民連携による、今の答弁にありましたように、スポーツ施設整備に関する検討会議や県経済界等において積極的に誘致活動をしてきたことには理解をします。それを受けて県や検討会議の反応はいかがだったのかを御質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 検討会議においては、本町の提案や県立総合体育館への民間企業の参入意欲などを受け、やる気のある団体があるのに、県の進め方だと構想が間延びしてしまうのではないかなど、委員から前向きな発言が多く見られたところでございます。その結果、県有スポーツ施設の方向性について、当初、県は木村知事の任期中の4年間をめどに整理することとされていましたが、それが2年に短縮され、最終的には検討会議が設置され、約1年後の9

月1日に提言があり、それを受け、今後速やかに方向性が示されるものと思われます。

検討会議における提言書では、藤崎台県営野球場は老朽化により、場所を移転し、再整備することが必要とされており、屋内練習場の設置により野球以外でも活用できるようにすることで、民間事業者との連携や収益性の向上、地域への様々な波及効果が期待できること。菊陽町のような野球場誘致に意欲ある市町村と共同での整備により、県負担の軽減が期待できることが示されています。また、附帯意見として、移転先は駅近、町なかといった公共交通機関等での交通利便性の高い場所が望ましいとされ、さらには優先順位1位の熊本県立総合体育館の現地再整備から間を置かずに取り組むことが望ましいとも示されています。提言書には具体的な移転先の明記まではありませんでしたが、これまでの町の提案に対し、一定の評価がなされたものと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、(3)の質問に行きます。町は、県民総合運動公園周辺と新駅を中心とした市街地整備周辺に強みがあるとのことですが、現段階でどちらを優先的に考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 検討会議での提案においては、先ほど説明しましたように、具体的に2つの候補地として県総合運動公園周辺での整備や駅を中心とした市街地整備に合わせた整備を提案し、誰もが菊陽町に野球場を持てきたいと思えるような、菊陽町だからこそできる魅力ある提案を行ってきたところでございます。この2つの候補地の一つである県総合運動公園周辺は、野球場とその周辺にある運動公園の施設を活用することにより、宮崎県のサンマリンスタージアムのようなプロ野球チームのキャンプ誘致が可能なエリアになります。もう一つの候補地である駅を中心とした市街地周辺は、公民連携によるスポーツ施設の整備に関する検討会議での提言において移転先に望ましい場所として期待されている駅近、町なかにふさわしい、福岡県のPayPayドームのような野球場とまちづくりが一体となったにぎわいを創出できるエリアになります。

ただし、この件につきましては、先日の馬場議員の質問にも答弁いたしましたが、最終的な候補地の選定は県の判断によるものであるため、町としては、これらの2つの候補地、言い換えれば町の強みを前面に押し出すことにより、まずは県営野球場の移転先として菊陽町が選ばれることを最優先に、引き続き積極的な誘致活動を努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 決定するのはあくまでも県であり、まずは県内で菊陽町が選ばれることが重要であるということです。そのため、どちらを優先するのではなく、引き続き本町の強みである県民総合運動公園周辺と新駅を中心とした市街地整備周辺の2か所を強く押し、菊陽

への野球場誘致が実現することを最優先に取り組んでいくというような考えでよろしいですかね。はい。そこは理解しました。

町には、実現に向け、引き続き県や民間団体などに対して精力的に働きかけをしていただき、私たち議員も協力すべきときはしっかりと応援しようと思っております。最後になりますが、新球場建設を政策提言に掲げておられます吉本町長に、野球場誘致に向けた強い決意をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 野球場に関しましては、岩下議員もおっしゃっていただきましたように私の政策提言にも掲げておりますが、野球はする側と見る側の双方にとって非常に夢のあるスポーツだと考えているところでございます。子どもたちをはじめとした全ての町民のため、そしてまた地域の発展のためであるのはもちろんのことではございますが、ひいては熊本県の子どもたちの夢の実現やJ A S M進出効果の県全体への波及のためにも、野球場の誘致はぜひとも実現をしたいと考えているところでございます。今後は、野球場の建設が県、町双方にとって最善の手法となるよう、有識者や民間事業者の協力も得ながら、菊陽町への野球場建設が実現できるよう全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、またよろしくお願いいたします。

次に行きます。2のJ A S M進出効果の町民への施策反映についてを質問いたします。

J A S M進出効果の町民施策の反映について、今回は新たに第7期菊陽町総合計画が策定されましたが、冒頭、吉本町長は、世界的半導体製造企業であるT S M Cが本町への進出を表明して以降、町を取り巻く環境は大きく変化しています。この企業進出に伴う諸問題に迅速かつ的確に対応しながら、これを好機と捉え、町のさらなる発展や企業進出効果の最大化に向けた取組も着実に進めていかなければなりませんとおっしゃっております。T S M Cが令和3年11月に菊陽町へ進出を表明し、令和6年2月に第2工場の建設も表明されるなど、ここ数年で本町は脚光を浴びる町となりました。一方で、セミコンパーク周辺を中心とした通勤時間帯の交通渋滞や地下水への影響が懸念されるなどの課題も発生しております。しかし、渋滞対策については過去に例を見ないスピードで道路整備が現在進んでおり、引き続き町執行部には様々な課題の解消に向けて尽力いただきたいと思いますと思っております。

それでは、本題に入ります。(1)の、T S M Cの菊陽町への進出により先ほどのような課題も生じることになりましたが、そのプラス効果も見えてまいりました。菊陽町は、普通交付税を受けずに財政運営ができる不交付団体となり、不交付団体は全国で85の自治体、内訳は東京都と84の市町村で、県内では菊陽町が唯一、平成20年度の大津町以来のことでもあります。そこで、総合計画に掲げられている企業進出効果の最大限に向けた取組としてのJ A S Mの進出効果の町民への反映についてを質問します。

菊陽町では、これまでも吉本町長の政策により、給食費や副食費の無償化、小・中学校体育館への空調設備整備計画など、将来の本町を担う子どもたちや子育て世代への施策の充実は図られていると感じているところではありますが、一方、高齢者からは、私たちにはT SMCが来ても恩恵をあまり感じらんねといった声もよくお聞きいたします。菊陽町に長く住まわれている高齢者に対する支援をどのように考えてるのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 第7期総合計画では、世界的半導体企業の進出による税収増の効果を、子育て支援だけではなく、高齢者支援にも反映させるとしたところでもあります。この企業進出による税収増の効果を高齢者支援にも反映させるため、政策調整会議の場において現在新たな2つの事業を検討しています。

1つ目は、町独自の介護人材の確保策の実施です。具体的には、介護人材の確保に関わる他の自治体の先行事例であります千葉県流山市の介護職員等処遇改善事業を参考に、取組内容の検討を進めているところです。

2つ目は、要介護認定者などの経済的負担を軽減する取組です。本町では、他の自治体よりも手厚い家族介護用品購入費助成事業の拡大に今年度から取り組んでおりますが、この事業とは別に新たな事業を検討しています。具体的には、経済負担の軽減に関わる他の自治体の先行事例であります埼玉県和光市の介護保険住宅改修助成事業を参考に、取組内容の検討を進めているところでもあります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 今、答弁の中で、新たに2つの事業を検討中ということですが、1つ目の、町独自の介護人材確保の実施であり、千葉県の流山市の介護職員処遇改善を参考にするというような取組を検討されてるということですが、それはちょっと中が分かるような、どんなような取組をされてるのか、分かってこまめでいいので、お願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 本町で行っています介護人材の確保策は、まさに千葉県流山市の独自施策と同等のものになります。具体的には、町内の介護サービス事業所に勤務する介護福祉士や介護支援専門員の資格を持つ常勤職員を対象に、給与に上乗せで月額9,000円を助成するものです。また、矢野議員の一般質問の際にも答弁をしましたが、町内の介護サービス事業所では現在、介護人材の確保等を目的とした団体の立ち上げ準備が自主的に進められております。町としましては、町での独自施策を介護人材の確保に確実に結びつけていくため、今後はこの団体との意見交換を行い、介護人材の確保に最も有効な施策の立案に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 分かりました。それでは、2つ目の介護保険住宅改修助成事業という答弁がありましたけど、こちらのほうはどのような内容なのか、お願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 2つ目の和光市の介護保険住宅改修助成事業についても、これも同等のもので考えておるんですけども、具体的には、住宅改修事業そのものは今の介護保険制度の中で実施されておりますが、上限額が20万円というふうになっております。今、独自で考えておるのは、それにプラス20万円を足しまして上限を40万円とするものになります。中身については、介護保険サービスの住宅改修費事業の対象となる工事はもちろんですが、それとは別に、介護保険制度では対象にならない住宅改修事業も独自に取り入れまして、対象とするという中身で考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 介護人材の確保は最優先課題であり、施設の存続には必要不可欠でもあります。安定的な運営が菊陽町に住む高齢者の皆様の安心につながると考えております。ぜひ実現できるように検討していただきたいと思っております。

それでは、次の(2)に行きます。先ほどの質問とも関連をいたしますが、私としてはTSMCの進出効果を全ての住民が実感できるような施策を展開してほしいと考えております。そこで、子どもたちに対する支援、高齢者に対する支援に加え、働き盛り世代への支援も必要であると考えております。

働き盛り世代は、自ら仕事をする傍ら、育児や、場合によっては親の介護を行うなど、各家庭にとって核となる重要な世代でもあります。菊陽町にとっても同様に、大変重要な世代です。そう考えると、このような働き盛り世代の方々の健康維持、健康増進といった支援も必要になってきます。熊本市では、大腸がん患者の減少や受診率向上を目的に、条件を満たす50歳代の全大腸内視鏡検査を無償にするといった事業が始められました。本町でも、第7期菊陽町総合計画の前期基本計画において、健康づくりの施策の中で、特定健康検診、がん検診受診向上のための取組の推進が掲げられております。これらのことを踏まえ、働き盛り世代に対する支援として検診の助成を提案をいたしますが、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 菊陽町では、メタボリックシンドロームに着目した特定健診や、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん検診などの各種がん検診を実施しています。それらの検診の対象は、子宮頸がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は30歳以上の女性、特定健診とその他のがん検診については40歳以上となっています。自己負担額については、検診費用の3割程度を御負担いただいております。

なお、令和4年度における死因別死亡割合は、熊本県全体のデータとなりますが、1位がが

んで22.7%、2位が心疾患で15.4%、3位が老衰で11.0%となっていることから、がん対策への強化が必要となります。参考までに、本町での各種がん検診の受診率を申し上げます。直近となる令和4年度の70歳未満のがん検診受診率は、胃がん検診が12.9%、肺がん検診が12.4%、大腸がん検診が12.1%、子宮頸がん検診が25.7%、乳がん検診が30.3%となっており、がん対策の強化のためにはさらなる受診率の向上が必要となってまいります。

また、働き盛り世代は、岩下議員からもありましたように、仕事だけではなく、家庭や地域社会においても重要な役割を担うことが多く、心身ともに健康であることが求められる年代であることから、町としましてはこの世代への健康支援は非常に重要であると認識しております。これらのことから、第7期菊陽町総合計画の前期基本計画では健康づくりの指標に検診受診率向上を目標に掲げ、その取組の推進のために、現在、町の政策調整会議の場において、議員から御提案のありました働き盛り世代を対象とした検診への助成を念頭に支援策の検討を進めてるところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 検診への助成を念頭に支援策の検討を進めていくということですが、がん検診受診率向上の取組の推進で今回助成を検討されてる中で、胃カメラ、大腸内視鏡検査を町内のクリニックを指定して受診できれば、受診率の向上にもつながり、早期発見、早期治療になると考えますが、町はどのように考えますか。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 町では、胃がん検診、大腸がん検診の実施については、集団検診以外では国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険被保険者を対象としました人間ドック助成事業を実施しております。人間ドックでは、胃内視鏡検査または全大腸内視鏡検査を含む健診コースもあり、各コースの健診費用に対し、町が2万5,000円の補助を行い、契約している8か所の健診センターの中から選んで受診することができます。お尋ねのありました個別医療機関における胃内視鏡検査または全大腸内視鏡検査への助成については、現在のところ実施しておりませんが、実施医療機関の確保や実施方法についての検討が必要となりますので、近隣自治体の実施状況などを今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） せっかく助成を検討されるのであれば、使い勝手のよい検診のやり方をぜひとも検討していただきたいと思います。

今回、JASMEの進出の効果をどのように町民へ反映させるかということを質問させていただきましたが、最後に吉本町長に、JASME進出効果の町民への還元に向けた決意を改めてお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） J A S Mの本町への進出が決まって以降、私は常々、この進出効果を全ての町民の皆様方に還元したいと、実感していただきたいと考えているところでございます。進出効果の具体的な施策への反映につきましては、副町長へ指示をいたしまして、政策調整会議の場におきまして今後の事業展開を検討させているところでございます。内容につきましては、ただいま担当部長から答弁がありましたとおり、子どもや子育て世代のみならず、高齢者、そしてまた働き盛り世代など全ての世代にその恩恵を実感してもらい、誰もが住んでよかったと認めていただけるよう、私が先頭に立って、岩下議員がおっしゃる J A S M進出効果の最大化にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、よろしく願いいたします。

次に、3の質問に参ります。町内の県道、国道についてですけど、県道の管理者は都道府県であり、道路の維持、修繕を行うが、町の役割はどのようなものかお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 道路管理者につきましては、道路法に基づき、県道は県、町道は町が管理者となり、道路の維持、修繕、安全確保などの業務を行うことと規定されております。県道の維持管理に関する町の主な役割は、道路施設の破損や穴ぼこなどの道路の不具合、道路区域の草刈りなど地域住民の皆様からの要望を県へ伝えるなど、県道維持管理の補助的な役割を果たしています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 今回、この質問をした背景は、県道辛川鹿本線の交差点内の横断歩道が波を打って段差ができる事象がありました。住民の方が菊池振興局に連絡をされ、担当者が現地を見に来られましたが、ここまでは問題はないんですけど、それから何度か連絡をされましたが、順番があるからと、なかなか改善されるのが遅くなったと。連絡されてから、今年の6月に改修は終わったんですけど、その間、約9か月の間放置をされていたというような事象があります。私もこの道はほぼ毎日使う道で、御指摘を受けるまで行動できなかったことに対してはとても反省しております。また、この横断歩道で新成区の高齢者の方が段差でつまづかれ転倒、入院もされております。

この事例を勘案しますと、町民の安全のためにも町が先行して工事ができないか、これ(2)番をお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 道路管理者以外の者が行う工事につきましては、道路法に基づき、道路管理者から工事の設計及び計画について承認を受けた上で工事や道路の維持を行うことができますが、先ほど答弁しましたとおり、道路の維持、修繕についてはそれぞれの道路管

理者が行うことが原則であり、町が先行して修繕などの工事を行うことはできません。しかしながら、緊急を要する穴ぼこの補修や落下物の回収など、道路の構造に影響を与えない道路維持など軽微なものにつきましては、道路管理者の承認を受けることなく、道路管理者以外の者が維持管理することができますので、町の道路パトロールにおいても、これらの不具合が県道で発見されたときは対応することとしております。今後も、道路利用者の安全確保のため、県と連携しながら適切な道路管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 答弁の内容は、できないということです。今後、今部長からの答弁もございましたけど、町ができる対策として、現時点で今言われた内容のことしかできないということですかね。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 先ほども申しておりますが、道路パトロールとか、パトロールさんのほうで毎日行っておりますので、そういう中で不具合箇所が見受けられたときには、早速、早めに県のほうには連絡して対応のほうをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） 今回は、この件に関しまして住民の方は、町に通報するのではなく、県のほうに直接通報されてるんですよね。それによって町の把握も遅れ、結局、修理するのが遅くなったという現実ですので、この周知、町民の方、住民の方に、県道であれ国道であれ、町に対して周知できるような体制を取っていただきたいと思いますが、その対策として何かありましたらお答えをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 一般の方の通報につきましては、今LINEのアプリを使った通報システム等がございますので、そちらで町民の方からも不具合があったら御連絡いただくような体制を取ってるところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） LINEアプリを使われず直接県のほうに通報されてるわけですので、高齢者の方はLINEアプリを使うとかなかなか難しいかと思っておりますので、その周知の仕方ですね、をもうちょっと考えていただいて対応していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 町のほうへの通報につきましては、日々、電話であったり窓口に来

庁されて御報告を受けたりしております。その周知の方法につきましては、きくよう広報等を利用しながら広く周知をかけていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 岩下議員。

○14番（岩下和高議員） それでは、しっかりと周知のほう、徹底のほうよろしく願います。

町道においては現在しっかり管理ができており、大変評価できると思っております。これからも変わらぬ管理業務をお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 岩下和高議員の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時45分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田悟議員。

○11番（布田 悟議員） 議席番号は11番です。布田悟です。

8月10日の大雨による菊陽町の被害、この議会の中でも一般質問に答弁された中で、その被害状況が出ておりました。市街化区域内の主に内水面に関する被害というのが13件、それから原水新町地区の北側にあります井手、用水路の氾濫による被害が何件かあったようですね。それ以外にも、私のこれは菊陽町の曲手地区に居住する友人から昨日聞いた話です。たまたま話題になりまして、昨日聞いた話で、うちは、その友人の自宅ですね、落雷があったということで、テレビが3台使いもんにならんごとやられた。それから、冷蔵庫、洗濯機、その他電子機器がやられたということで、修理が利くものもあったけど、テレビなどは廃棄処分ということで、菊陽地区は落雷の被害がかなりあったんじゃないかと思っておりますので、これも行政のほう把握してるかどうか分かりませんが、確認をしていただければと思います。

今日は、まだ暑い日が続いております。今日も先ほど昼間ちょっと出ましたけれど、外気温は恐らく40度を超してたと思います。今また上がってるかと思えますけれど。そういった夏場の暑い中を通学してる子どもたちの健康管理の問題、それからもう一点は、菊陽町における市街化調整区域における行政サービスを受ける手段、そういった機関がないということで、その辺のところを含めた質問をしたいと思います。

質問は質問席でさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） まず、先ほどちょっと触れましたけど、小学生の通学の安全と体力保持についてということで、これは菊陽北小学校と菊陽南小学校の児童に関連ある問題になりますけれど、両校における児童の通学距離は非常に長く、交通安全の問題と、また通学距離が長いということで授業に臨む児童の心身の疲れ、それが懸念されていると思います。そういった観点から、以下5点質問させていただきます。

まず第1ですけど、この問題に対処するためにどのように町としては対処されているのか、お答えお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 小学生の通学距離につきましては、おおむね4キロメートル以内とされています。この2校では現在、通学距離が4キロメートルを超えていないため、特に通学距離が長いとの認識はございません。また、学校からは、通学距離が長いことにより授業に臨む児童の心身の疲れが出ているとの報告はあっておりません。

そして、通学路につきましては、近年の交通量が増加したことによる通学路の環境が著しく変化しており、通学路の安全対策は大きな課題となっています。このため、児童がより安全に通学できるよう、各学校で毎年実施しています通学路等合同点検において、通学路に指定されている歩道や道路等の改善を進めるため、関係機関と連携し、対応しているところでございます。その中で、菊陽南小学校区では一部の通学路で車の離合が難しく、児童が通行するには危険な箇所があり、通学路の改良や拡幅が困難なため、町の巡回バスを利用する対応を行っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今、答弁の中で、通学距離ですね、おおむね4キロ以内ということで。令和6年3月定例議会の中で、菊陽北小学校の校区の編成について検討したらいかかということで、教育委員会のほうも素早く動かれまして、これが3キロ以内というふうに改正されております。3キロ以内になりますけれど、そこは菊陽西小学校のほうに3キロから4キロの範囲内における児童たちは通学する、そのほうが距離は短いわけでありまして。しかしながら、菊陽北小学校でも菊陽西小学校でもどちらに通学してもいいということでありまして。14名ほどが今、西小学校へ通学されている答弁がされております。

3キロ以内に4キロから1キロ短くなったということでありまして、3キロといっても、これを小学生の、特に低学年の児童が歩いて通学するには1時間ほどはかかるだろうと思っております。私も菊陽北小学校の出身なんですけれど、私が通っていた頃は、私の家は菊陽北小学校から、何メートルですかね、500メートルもないところで、一番近いところにおりましたので、下堀川のほうから歩いてくる同級生とか下級生が私に声かけて、布田さん、もう行くよというようなところにおりましたけれど、一番遠くにおる4キロ先あたりから歩いてくる子どもたちは、それでも大変だったと思いますけれど、その当時は今ほど猛暑が続くとかとい

うこともなかったと思いますので、学校側とか大人たちの言い分は、体が強くなる、歩くことで鍛われて強くなるということで済まされてた時代でありました。

しかしながら、現在はそういったことを言ってる時代でもないし、気候状態も現在のような猛暑が続くということで、子どもたちにとっては、特に梅雨明けの6月、7月、8月、9月までですね、7月終わりから8月は夏休みに入りますけれど、いわゆる夏と言われる期間においては歩いて通うというのは心身的にも疲れるだろうし、学校に着いたら授業を受けるどころじゃないということです。ぜひそこところは、今、答弁は一刀両断に考えてないというふうなことだったんですけど、この辺のところ、行政としては、子どもの健康状態、それから授業に臨む、そのときも健康状態ですけど、非常に大事だと思いますけど、重ねて申しますけど、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 子どもたちが1時間かけて登下校しているという状況について行政としていかなものかというような御意見であったかと思いますが、子どもたちの成長を見る限り、歩いて登下校するというのも重要ではなからうかと思えます。当然、議員がおっしゃるとおり、子どもたちの健康状態もしっかり見ながらというところが、さらにそこはあると思いますので、今後も、御心配されてる、後で答弁いたしますけれども、熱中症対策であったりとか、そういった対応を学校と教育委員会、しっかり保護者と連携しながら進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 両校区の保護者の皆様から、地域の皆様からでも結構ですけど、今申し上げました問題点について何か要望等は出ておりますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 昨年度になりますけれども、菊陽北小学校区の保護者からスクールバスの運行を検討してもらえないかとの要望を2件いただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私も保護者の一人からそういった、特に夏場の子どもたちの健康状態を考えての、徒歩での通学は体力的にもですね、気力も着いた頃には衰えると。勉強できるような状態ではないということで、ぜひ行政のほうでバスなどの手配をしていただけないだろうかという要望がありましたので、これ出したわけですけど、要望は2件いただいているということです。

続けて、議長、参ります。

○議長（福島知雄議員） はい。

○11番（布田 悟議員） 菊陽町におきまして、最初、南小校区のことも触れられましたけど、

スクールバス等での通学、これは実施されているのか、改めて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 本町では、スクールバスでの通学は実施しておりません。菊陽南小学校の一部の地域では、車両の交通量が多い上に通学路の道幅が狭く、車同士の離合が困難である区間がございます。この区間は、通学路が狭く、道幅を拡張することもできない状況であるため、車の離合が困難な場所を児童が通学することはとても危険であることから、スクールバスではありませんが、町の巡回バスを利用して通学を実施しています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私はスクールバス等ということで、答弁あっておりますけど、巡回バスが菊陽南小校区においては利用されてるということですね。でありますならば、菊陽北小学校においても、うまい具合に巡回バスが機能できるかどうかは分かりませんが、巡回バスの利用、それから場合によってはタクシーですね。そうは多くないと思いますけど、この点いかがでしょうか。巡回バスもしくはタクシー等の利用はできないか。

議長。いいですか、答弁。私の質問が分かりにくかったのかと。

○議長（福島知雄議員） じゃ、布田議員、もう一度。

○11番（布田 悟議員） 巡回バスは、今、菊陽南小学校ではそれを利用してやってるということですので、私はスクールバスではどうかと言いましたけど、何でもいいんですけどね、巡回バスでも。菊陽北小学校への通学について巡回バスの利用ということはできないのかということですよ。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 4番目の答弁と重なるところもあるかもしれませんが、お答えをいたします。

菊陽北小学校区の通学路についてですけれども、議員御承知のとおり、道路の改良や交差点の改良、拡幅等も進められておまして、通学路の安全対策が進んでいる状況もございますので、南小学校と違って、南小の場合は交通量が多くて離合するにも大変、子どもたちが通るにも大変危険なところがあるというところで考えますと、北小学校への巡回バスの利用であったりタクシーですか、そのあたりの利用については委員会のほうとしては現在考えておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今の答弁は私の質問の4番のところの答弁ということで、北小学校においては通学路の安全対策が進んでいると。ということは、道路の改良や拡幅が進められていると。であるから、スクールバス等ですね、巡回バスもそうですが、スクールバス等の配備は必要ないという答弁だったと思いますけど、私は安全対策と、道路の幅とか道路の改良状況で

すね、安全対策と通学距離の問題は別問題だと思います。であるから、北小学校においては確かに道路の改良、拡幅等の整備は今急ピッチで進んでおりますけれど、それとは関係なく、3キロ、4キロを歩いてくる児童たちのためにぜひ、期間限定ということでもいいわけですから、考えられないでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 5番目の質問ということでお答えしてよろしいでしょうか。

先ほどお答えしましたとおり、スクールバスの配備につきましては考えてはおりません。しかしながら、夏場の7月から9月の期間における児童の登下校における熱中症対策は重要と捉えております。学校では、熱中症対策の重要性を指導しながら保護者と連携し、水筒を持参する、帽子の着用、冷却タオルを利用するなどの取組を行っています。これらの熱中症対策を登下校でも確実に取り組むよう指導してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 熱中症対策は、我々が子どもの頃はされませんでした、自己責任ということですね。熱中症という言葉もなかったし、強かったんですね、我々も子どもながら。しかし、熱中症対策はやってるということだけど、熱中症対策とまた別に、この距離歩いて、夏場は汗びっしょりで学校に到着して教室に入り、別にシャワーかかるわけではなく、タオルで体拭いて、額の汗拭いて、それから授業に臨むわけですが、スクールバス等で冷房の効いた車の中で移動して、冷房の効いた教室に入って授業を受けると、子どもたちの授業に対する理解度も進むし、先生たちも授業の運営がしやすいと。私はそのように思うんですけど、その点を考えると、今年はまだ8月下旬から2学期が始まっておりますけど、来年ですね。来年は今年以上に猛暑が考えられると思います。その点を考えて、来年の夏場は子どもたちが涼しい冷房の効いた車で学校まで、これは南小学校も一緒ですよ。南小学校は巡回バスで回ってますから、その条件はクリアしてるわけですけど、北小学校におきましては、そのような冷房の効いた車で学校まで登校して、冷房の効いた教室で勉強態勢に入るということを期待しますが、その辺いかがでしょうか。来年の夏場。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 答弁の繰り返しになるかと思いますが、まず今現段階でということで、スクールバスもしくは巡回バスを利用しての登下校については考えておりません。しかしながら、議員が御心配されますとおり、暑さ対策についてはしっかりやっぱり、先ほど答弁したとおり、やっていかなければならないというふうに思っておりますので、繰り返しになりますけれども、しっかり関係者と連携して対策のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） しつこいようですが、来年の7月、夏休みに入る前の暑い期間です

ね、夏が始まります。その頃から、夏場は子どもたちが町行政が用意した冷房の効いた車で菊陽北小学校まで通学してることをイメージしましたので、よく教育委員会がやっていただけたなということ思いながら、要望ですけど、この質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 2番の問題ですね。コンビニエンスストアの開設状況についてということですが、コンビニエンスストアは、これは都市計画法の問題とかいろいろ関係する法律がありまして、行政のほうでコンビニエンスストアの開設を進めるとか業者を呼んでくるとか、そういうことはできないわけでありまして、現在は、特に菊陽町役場ですね、庁舎、それから出張所あたりに行かなくても各種証明書、住民票とか戸籍謄本とか印鑑証明書とか、税務課関係は固定資産の評価証明書などが取れるようなシステムになりつつあります。もう菊陽町はそういった取組をしております。ただし、マイナンバーカードを作らなくてはこれは利用できませんけれど、行かなくてもできる、書かなくてもできる、そういった行政からのサービスですけど、その一環としても私は、コンビニエンスストアがまだ十分に整備されていない地域については早急にこの整備がされるということを期待するわけでありまして。

これは、行政事務の一環がコンビニエンスストアでその機能を果たしてるということで、必要なわけでありまして。行政の一機関としても必要なわけでありまして。そういった中で、どういうふうに行政が、行政サービスの一環としてコンビニエンスストアを利用できるような整備をするということは、民間からの出店を待つ以前に何か取組はできないものか。これ私、通告はこれでよかったんですかね。それですね。それを含めまして、コンビニエンスストアの開設状況を把握しているかということですね。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） まず、菊陽北小学校区の市街化調整区域内でございますが、セミコンテクノパークの南西、町道南方大人足線と県道大津植木線との交差点、北東角に1店舗、国道57号菊陽バイパス沿い、中尾歩道橋の東側に1店舗、光団地の北側、県道熊本菊陽線沿い、原水柳南橋の西側に1店舗、合計3つのコンビニエンスストアが開設されております。次に、菊陽南小学校の校区内でございますが、道明の国道443号と町道曲手道明線との交差点、北西角に1店舗、コンビニエンスストアが開設されております。

コンビニエンスストアなどの商業店舗は民間事業者により開設されるもので、収益を得るための様々な条件などを考慮し、場所を選定されるものと考えられ、4店舗とも交通量の多い国道または県道に面した場所に立地しています。南小学校の校区内には1店舗しかありませんが、圃場整備を行った優良農地が広がっていることや、集落内開発指定区域内の幹線道路である県道瀬田熊本線の幅員が狭いことなどから、開発可能な土地の選定が難しいことも立地が少ない要因の一つではないかと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番(布田 悟議員) 今、答弁にありましたような立地状況であるから、菊陽南小学校等の区域はですね、だからコンビニエンスストアの出店が少ないということでしょうけど、先ほど申しました行政サービスの一環としてコンビニエンスストアが利用できるということ、そこを主眼に置いて、コンビニエンスストアが出店できるような条件緩和ですね。これはやっぱり、国、県、法律の問題があるから町としては何も取組はできませんかね。

○議長(福島知雄議員) 都市計画課長。

○都市計画課長(山本省吾さん) 今、議員がおっしゃられたとおり、市街化調整区域内でコンビニを建てるということにつきましては都市計画法のほうで規定が定められておりまして、現在、コンビニが建てられる要件としまして、都市計画法34条の各号あるうちのうち3つ方法があるかと考えられます。そのうち一つが、第1号に規定されます日常生活のための必要な物品の販売を営む店舗、こちらのほうの法上の条件が、申請地を中心とした半径250メートルの範囲内に40戸以上の住宅があることというのが条件になっております。また、もう一点としまして、34条の9号で道路の円滑な通行を確保するための休憩所、ドライブインでございます。この要件としましては、国道、主要地方道、4車線以上の県道または町道、また自動車類の交通量が1日当たり1万台以上の道路、こういった道路に面していることが条件という形になっております。最後に、もう一点が、集落内開発の指定区域内で日用品の販売を主たる目的とする店舗ということで、こちらの条件としましては集落内の開発区域内に入っているということが条件になります。

こちらは、あくまでコンビニエンスストアを営むことができる店舗を調整区域内に立地できる条件という形になります。この中に行政サービスを入れ込むという条件を町のほうで入れるということは、ちょっと法律上は、上乘せするような条件を町が加えるということとはできないというふうには考えておりません。

以上でございます。

○議長(福島知雄議員) 布田議員。

○11番(布田 悟議員) 菊陽南小学校区においては、今言われた4つの条件の中の一つの集落地内開発を行うには開発可能な土地選定が難しいということで、菊陽南小学校区域にはコンビニがないと。ただし、道明ですかね、あそこの国道沿いには1軒あるということですね。

これも県道になるんですかね、通称供合線、それと、これも県道ですかね、通称国体道路、この間に今、町のほうもしっかりとした肝煎りで県のほうに、いわゆるバイパスですね、供合線のバイパスを計画されておりますけれど、バイパスが整備されたらコンビニエンスストアが沿線沿いに条件としてできるか、これはどうですかね。

○議長(福島知雄議員) 都市計画課長。

○都市計画課長(山本省吾さん) 今、議員がおっしゃられましたとおり、3月に都市計画マスタープランのほうの見直しを行いまして、その中の南小学校区の中での将来構想ということで、南部地区の新設道路の整備を位置づけております。また、道路の北側につきましては市街地ゾ

ーンとしての土地利用というの載せております。また加えまして、現在国道443号線のほうも県のほうで整備を進めておられますが、そのような整備が整えば、当然、民間のほうでのコンビニエンスの出店の可能性というのは広がるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） なぜしつこく言うかということ、コンビニ、コンビニと言うかと。コンビニに行政サービスを今から頼らざるを得ないという、いわゆるDX時代に入ってきておりますし、菊陽南小校区において開発がされ、住宅ができ、そして当然そこには若い人たちが入ってきて、子どももそこで教育ができるようになるということで、そのためには買物もできるような施設もないと、そこには人は入ってこないということです。開発ありきということで、開発もなかなか法律的には困難な状況にある地域が南小校区ということでもあります。新しく先ほど言いましたような供合線のバイパスも整備に向かって着々と計画が進んでおりますので、そういったところをしっかりと見詰めながら、私も含めてですけど、この計画が着実に、前回の質問で私もこの辺取り上げましたけども、5年とか何年とか言わずに早急にこの道路の開発整備を進めていただきたいということを言いましたので、その関連ということで、頭の中に入れておいていただければというふうに思います。

私の通告した質問は以上です。最後に、以上ですけれど、とにかく子どもたちの通学の安全、それから健康な状態で授業に臨めると。それから、菊陽南小学校地域におきましては子どもの通学の安全等は図られているけれど、開発がなかなか進んでおらない現状がありますので、そこに開発も進み、若い人たちが定住し、子どもたちも増えるような、そういった環境をもたらすためにはコンビニエンスストアの整備も必要じゃないかということを申し上げました。私の質問は以上でありますけれど、菊陽北小学校は今児童が増えておりますけど、菊陽南小学校が昔から、増えては少しましたけど、まだ100人行ってないようなところですので、今から期待される地域でありますので、その開発がうまく進むよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時33分

再開 午後1時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政議員。

○15番（上田茂政議員） こんにちは。一番最後ということで、大分気をもんでおりましたが、やっと自分の番に来ました。今日、内閣総理大臣が辞職されまして、政治家は一寸先は闇とい

うことで、いつ何が起きるか分かりません。私たちもそういうことで、議員は政治家ですので、私も心を引き締めてしっかりと答えたり、無駄なことを言わないように頑張りたいと思っております。議席番号は15番の上田茂政でございます。

昨日、福島議長とちょっとお話ししたんですけども、今日はピンクでいこかなと思って言ったところが、茂ちゃん、ピンクでいこかねって、お互いピンクになりました。いろいろお話ですけども、これは言っても言わんでもいいんですけども、しっかりと自席のほうで頑張りますので、3点ほど今回出しております。どうか執行部につきましてはいい答弁ができますことをよろしく願いをいたしまして、あとは自席で頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 今回は3点ほどですけども、財政について、それから国道443の整備について、都市計画マスタープランについてでございますが、まず1点目ですけども、質問事項、財政についてでございます。財源の超過分の使途についてお伺いします。

7月の財政課により、本町が不交付団体となる旨の報告がありました。税込増加により財政力が強まったことは大変喜ばしく、ありがたいことです。本町としても初の事例であり、今後の財政運営には不確定要素も多くあります。そこで、示された財源超過についてですが、これは歳出需要に対して歳入が上回ったという指標であります。実際の超過分財源を示す金額ではないと理解しておりますが、私の質問の仕方が少し不十分であります。要点としては、今回の税込増により新規事業や投資を不足なく実施できるほどの財源が確保できたものか、それとも通常の財政執行を支える程度の財源なのかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 質問の通告に従って答弁をさせていただきます。申し訳ございません。

これまでの御説明や答弁のとおり、本町は地方交付税の不交付団体となります。これは、普通交付税の算定において基準財政収入額が基準財政需要額を上回り、財政力指数が1.0を超えることを意味いたします。ここで申し上げます基準財政収入額や基準財政需要額は、実際の予算額や決算額における金額ではなく、あくまでも国が定めた全国共通の算定ルールに基づき、標準的な収入や支出を仮定して計算するものとなります。例えば、基準財政収入額は、各自治体が標準的な税率で税金を徴収した場合にどの程度の収入を得られるかを、国の定めた計算式で、あくまでも収入の見込みを示す指標として数字で算出した上で、そのうちおおむね75%を行政サービスに充てられる財源として見込んで計算するものです。一方、基準財政需要額は、人口や面積、道路延長、児童数や高齢者数などを基に、標準的な行政サービスを提供するために必要とされる経費を算出したものであり、こちらも国の計算式に基づく数字となります。

実際に、7月28日の不交付税決定が公開された際に議員の皆様にお示しした資料でも、基準財政収入額は99.1億円、基準財政需要額は82.2億円ですが、令和7年度の当初予算の歳入歳出

予算は206.1億円であり、大きく異なることとなります。これらは本町に限らず全国の自治体でも同様で、独自の施策や税収の違いがありますので、国の計算式による標準的な数値と実際の予算規模との間には差があるのが一般的な状況です。そのため、実際の予算は普通交付税の計算式で算出する数字と異なり、財源超過という状況ではありませんが、不交付団体になるということの要因として税収の増加があることは事実です。

町としましては、庁内における政策調整会議の場で、この税収の増加を含めた将来の財源見通しを立てながら、新たな菊陽町の発展に必要なまちづくりの事業、住民の皆さんに住んでよかったと実感いただける施策、施設の計画的な改修など、適切な事業年度の設定、後年度の財源確保のための必要な基金の構築などについての議論を十分行い、計画性を持って自立した自治体としての責任を自覚し、持続可能で安定した行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 計画性を持ってとのことですが、今後も様々な財源を伴う事業の計画でございます。国からの補助もあるのはあると思いますが、さほどの財源に余裕があるとは考えないほうがよくて、これまでどおりの住民サービスを重視し、健全な運営が必要という考えということだと思います。財政力指数につきましては、示された数字は、この数字が間違えたときは訂正してお願いしたいんですけども、1.216です。これまでは1を切るぐらいでしたから、0.3ほどアップした数値です。この数値がどのくらいかよく分かりませんが、とにかく財政力指数は高いほうが財政運営における裁量が広く、独自施策に取り組みやすい。税収の自由度が高いために、地域特性に応じた投資、教育、福祉、都市整備を行いやすいなどのメリットがあります。今後も不交付団体として安定した財政運営をするためにはどのくらいが理想と考えているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今、議員のおっしゃったとおり、単年度の財政力指数は1.21程度になってまいります。先ほど総務部長がお答えしましたように、議員もおっしゃったように、財政力指数が高いほど財源に余裕があるということになってまいります。一般的には、1ちょうどぐらいだと普通交付税が来た場合とあまり変わらない状況ですので、財源的にはぎりぎりの状態が続くということになってまいります。その数字が上がれば上がるほど財源的には余裕が出てきて、財政的に余裕があるということは事実かなと思っておりますが、どの程度がいいかという、おっしゃるとおり、高ければ高いほどいいという数字にはなってくるかなと思ってます。

先ほど申し上げた事業につきましては、今、財政力が高まったとはいえど、やはり財源というものは非常に重視しております。ですので、一つ一つの事業においてこういった形で財源を確保していくかということを見ながら事業を組み立てておりますので、そういったところでは

計画性を持ってしっかりやってみてまいりたいと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） これまでも熊本では大津町、苓北町など不交付団体になりましたが、いずれも一民間企業の影響が大きく、経済状況など、数年にわたっていましたが、終わっています。本町において世界的企業の立地により多くの税収をいただいております。多くの皆さんが菊陽町に住んでいただいているおかげでもあります。今後は、同一業種、同一企業に依存でなく、リスクヘッジ、要するに危険回避ですね、のためにも様々な業種の企業に投資してもらおうよう取り組んでもらいたいと思います。

続いて、(2)の質問に移ります。不透明な国際的課題もある中で、今後も安定した各種税収が見込まれてると考えているかについてですが、7月4日、アメリカのウォールストリートジャーナルが、TSMC第2工場の建設開始時期を当初計画より遅らせ、アメリカの事業を優先するという報道がありました。それに対し、TSMC本社も計画の変更はないという声明を出し、木村知事も同様の見解を示しており、現時点では一安心したという受け止めであります。しかしながら、アメリカの状況、または台湾と中国の関係など、国際政治、国際経済状況によって大きく影響を及ぼす可能性も否定できません。そこで、こうした国際情勢を踏まえた上で、今後の税収の安定性について町としてはどのように認識し、どのようなリスク対策を考えるかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） 議員御指摘のとおり、不透明な国際情勢や景気の急激な変化など、先行きを見通すことが難しい要因があります。そのため、具体的な期間を明言することはできませんが、当面は一定の税収を確保できると想定しており、不交付団体の状況がしばらくは続くものと考えております。一方、経済状況の急激な環境変化により、税収の減少も含めて財政面では様々なことに備える必要がありますので、先ほど答弁しましたとおり、自立した自治体として責任ある行政運営を基本として、あらゆる事態に対応できるよう備えてまいります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 私がこの問題について出したのは、台湾と中国の問題、これが政府の関係で、2028年度から2030まで、その間に台湾を封鎖するという中国の話が出ております。そこで、熊本県でも今、健軍に弾道ミサイルを配置したということで、こういうことは起きないほうがいいんですけども、今の情勢ですから何が起こるかわかりませんので、そういったことでこれを出したんですけども。ま、そういうことばかり思っていたら先は進めませんので、しかし抑止力は持っておかんとですね。するときにする、止めるときは止める。そこ一步を前に進むか後ろに下がるか、やっぱ抑止力をしっかりと保っていただいていたほうがいいかなと。これは私の個人的な考えで、皆様方にどう思われるかわかりませんが。

ということで、当面、不交付団体として運営は可能とすることができますが、税収は民間企

業の経営状況や景気の影響を大きく受けるため、今後も財政のリスクを考慮した運営が必要だと考えております。そこで、お尋ねしますが、仮に税収が減少した、基準財政収入額が基準財政需要額を下回った。本町は翌年度に交付団体へ復帰し、普通交付税の交付対象となるのでしょうか。制度上の判断時期や仕組みについて分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今、御質問いただいたのは、普通交付税が、需要額が収入額を上回った場合、昨年度までの状況に戻った場合という御質問かなと思いますが、単年度ごとに普通交付税の算定というのは行ってまいりますので、議員がおっしゃったとおり、単年度で需要額が収入額を上回れば、また我々も交付団体になるということになるかと思っております。繰り返しになりますが、総務部長も申し上げましたとおり、当面の税収等を見ますと、不交付団体の状況が当面続くというふうを考えておりますが、急激な税収の減少という可能性も十分ありますので、そういったパターンも財政課としましては考えながら、庁内でしっかり議論しまして準備をしていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） NHKの取材記事によれば、コロナ禍において、不交付団体となっていた自治体が税収減に直面した際に、コロナは最近はやっておりますので何が起こるか分かりませんが、税収減に直面した際に、事前の財政調整、基金の積立てなど様々な対策を講じて対応されていたということです。いずれにしましても、住民サービスに影響が出ないよう、先ほどの御答弁にもありましたとおり、どのような事態でも柔軟に対応できるよう計画的かつ安定的な政治運営をお願いしたいと思います。

それでは、(3)の質問に移ります。不交付団体の課題、デメリットをどう考えているかについてですが、いろいろとお尋ねしましたが、課題やデメリットもあるのではないかと思います。想定される今後の課題、またデメリットなどがあるかをお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（村上健司さん） これまで答弁させていただいたとおり、デメリットといたしましては、地方交付税が交付されないことにより一定の財源を失うことが挙げられます。しかしながら、これはあくまで税収をはじめとする自主財源の増加によるものであり、歳入不足を招くような、そのような状況ではなく、不交付団体となることが町の財政運営に与える影響は少ないことから、あえて申し上げるならばデメリットとは言えますが、解決しなければならない課題とは位置づけてはおりません。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） こんな答弁でよいかないか分かりませんが、行政の方々、私の一般質

問に対していつもヒアリングはされておるとお思いますよね。地方交付税が交付されないことで一定の財源を失うということではありますが、今の答えでは、極端に言うなら、言い方は悪いんですけども、ざっとした答えでええかなって。失礼なお話ですけども、私の考えとしてはそう思うんですけども。

なぜ私がそういうことを言うかということ、常に行政はヒアリングしておるとお思うんですけど、一般質問対策じゃなくてもいろんな会合、1年間にほとんどヒアリング、何らかの形でもヒアリングあるとお思うんですけども、やはりヒアリングするときは大事に、言い方が悪いんですけども、今の答弁はあまりにも簡単というか、私はそう感じましたので、ざっくりした答弁ですが、私なりに考えますと、例えばこれまでの交付税措置で借金をして行った補助事業、臨時財政対策債の負担などがありますが、また新型コロナ時期の臨時交付金も財政力の高さ、要するに高いということで交付額も少ないとお思います。と記憶がありますが、不交付団体になることでこれからどうなっていくか。神奈川県や静岡県などの多くの不交付団体から国に対しまして、不交付団体における財源充実にする要望と。これ財政が強いからコロナのときも少なく来るとおということで、要望を出されたとおということで、恐らくうちも何らかのこうい、今コロナもはやっておりますし、いろんなことで財政が厳しくなる場合、うちはお金持ちだから国からのお金は少し減らしてくるとおするような、不交付団体における財源充実にする要望などを出されたとおことであります。

新型コロナのときに交付された臨時交付金が、交付額は自治体ごとに上限が定められ、暫定基準、要するに財政力ですね、が含まれているため、不交付団体は相対的に交付額が低く抑えられるとお聞いております。今後もパンデミックや想定していない事態など財政不足になることも考えられますので、その際の国からの交付影響はないでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 今、議員がおっしゃっていただいたとお、コロナ禍における交付金においては、交付、不交付ということではなくて、財政力が高いところは交付金が低くなったとおところがあったことは事実でございます。そういった意味では、人口とか商業の施設の方が多いにもかかわらず、他市町村と比べて交付の額は少なかったとおところは本町でも起こっておったとおふうに思っております。

先ほど総務部長が答弁させていただいたデメリットについては、あくまで単年度、今年度を見た上でお答えさせていただいた前提になってまいります。今現時点では、例えば国の整備交付金などにおいては、財政力が高いから補助率が下がるとか、そういったことはございません。ただ、今後、突発的な、おっしゃったようなパンデミックの特別な交付金においては、財政力の弱いところに手厚くという考えが基本的には国にございますので、そういった場合は当然下がってくるというのは制度上出てくると思っております。ただ、その場合は、今のデメリットというよりも、そのときどういった対処をするかとおところが必要となってくるかなと

いうふうに思っております。

いろいろ臨財債の問題とか、交付団体と不交付団体の差というのはところどころ出てくることはございます。おっしゃっていただいたとおり、神奈川県等では不交付団体が多うございませので、そういった要望を多くなされているということは我々のほうも勉強させていただいております。私どもとしまして、今後、不交付団体になったという前提を踏まえて、制度上の先ほどおっしゃっていただいたような交付金が下がるとか、そういったことがありましたら、しっかりその辺は県を通じまして国のほうに要望していくことで対処していきたいというふうに考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 菊陽町なんかは前から、後藤町長時代から交付金が、先ほど私が言ったように、お金持ちのところにはなかなかお金が回ってこない。例えば、コロナならコロナのときでも、町自体はきついんだけど国からの交付金は少ないというようなことをよく聞いておりましたので、その辺のところをよく言われますんですが、お金持ちは5日すれば貧乏になるて、これはNHKのあれであったんですけども。国はそこまで、私の財産なんかもあるんですけども、財産を売ります。また税金がかかります。税金が足らんから、また財産売ります。ずっといって、最後はのうなってしまうというような仕組みが国の仕組みでありますのでですね。

そういったところで、横ずれしましたが、次に交付税措置で借入れを行って実施した補助事業の負担、臨時財政対策債の扱いについてですが、まず補助事業に関しては後年度に交付税措置が行われないという理解でよろしいでしょうか。また、臨時財政対策債は普通交付税が不足する際に自治体が一時的に借入れを行い、後年度に交付税で償還分を補填するという仕組みですが、元利償還金相当額は基準財政需要額に算入されています。そうであれば、現在の本町のように基準財政収入額が需要額を上回る不交付団体の場合、これまで発行した臨時財政対策債の償還負担は交付税による補填が受けられず、町の実質的な負担となる理解でよろしいでしょうか。制度の仕組みと今後の対応について説明を求めます。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 最初に結論から申し上げますと、議員がおっしゃったとおり、臨財債の分につきましては単年度で見えておりますので交付税の対象にならない、国から補填されないという仕組みになってまいります。制度上は、おっしゃっていただいたとおり、過去の事業において本来交付税が措置されるべきだったところがされないのて、国の財源不足の穴埋めのために市町村が起債を起こして、その補填をする。そして、その分については将来交付税措置として国のほうから交付されるというような、簡単に申し上げますと、そういう仕組みになってまいります。

何度も申し上げましたように、普通交付税においては単年度ごと見ていくものでありまし

て、おっしゃっていただいたとおり、需要額の中に償還額というのが含まれることになっております。全体、償還額も含めて需要額を見て、それ以上に収入があるという形になってまいりますので、結果としては、本来国から交付されるものが交付されていないという状況というのは事実なのかなと思っております。我々としても、制度上、そこはどうかというところを考えておりまして、そういったところにつきましては引き続き、先ほど申し上げたとおり、国等への要望とか行ってまいりたいというふうに思っておりますが、今現時点においては、そういう制度だという理解の下で財政運営をしていかなければならないというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 不交付団体になった上に、こういう問題もあるというふうなですね。

うちは、不交付団体にならなくても大体1に近いところまで財政があるんですから、不交付団体になった時点でいろんなことも想定して考えにやいかんもんだけですね。

そこで、負の遺産を残さないというか、そういうところが大事じゃなかろうかということで、様々な課題はありますが、財政力が強いということは自治体としての裁量が広がり、独自の事業展開が可能になるという点で非常にありがたいことだと考えております。こうしたメリットを最大限に生かし、町民の皆様へ還元していくことが重要と思います。特に、渋滞問題をはじめとする生活課題については町が率先して解決に取り組むことで、多くの負担を強いられている皆様にも納得していただけるんじゃないかと思っております。まずは、町民への投資として不満や課題解決に財源を重点的に活用していただくよう要望します。私が先ほど言ったように、負の遺産を残さない、それを大事にしていきたいと思っております。

それでは、議長、よかですか。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 次の質問の2の国道443整備について2点ほどお伺いします。

国道443の整備は、地域の交通環境の改善に直結する重要な事業です。特に、現道においては交通車両による振動が生活環境に影響を及ぼしています。地元の上村橋の幅員が不足しており、車両の擦れ違いが困難であると、住民の生活が密接に関わる課題でも長年存在しています。そこで、(1)の質問ですが、現在の事業整備の進捗状況と今後の事業のスケジュールについて、町としてはどのように把握しているかお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 本事業は、平成27年度に道路概略設計に着手され、令和4年度に下町交差点の菊池方面から熊本市方面へ向かう右折レーンの延伸工事に着手し、令和6年2月に竣工し、供用開始しています。その後、令和6年度に白川右岸側の上中代地区において用地買収を完了し、道路工事に着手されています。モニターを御覧ください。今年度は、赤色文字で示しています白川をまたぎ新設する橋梁の工事に着手するとともに、白川左岸側の馬場楠地区、曲手地区の用地買収を進められます。また、今年度は、工事の内容について説明会を開

催すると伺っております。令和8年度以降につきましては、道路工事と橋梁工事の推進を図る計画とされています。

国道443号については、大津町から八代郡氷川町までの1市7町で構成する国道443号整備促進期成会の会長を吉本町長が担っており、本期成会においてさらなる事業の促進を図るため、今後も要望活動を行ってまいります。町としましても、説明会に同席するとともに、用地取得及び工事の進捗などの情報共有を図りながら、県と連携して事業のほうに取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 整備の状況については分かりました。ただ一方で、現道の振動や上村橋の狭さによる課題は長年地域住民が抱えてきた問題です。整備によって、これから課題が改善されることを強く期待しております。町としても、県と一体となって事業推進に努めていただきたいと思っております。あわせて、住民の説明会の開催、情報提供もお願いし、地域住民が安心して事業を見守る環境づくりを進めていただきたいと思っております。

(2)に入りたいと思っております。国道443が整備されることにより、優良農地である白水台地と集落が分断される。農耕車両の通行を町はどのように考えているかでございますが、国道443の整備により白水地区交通環境が大きく改善されると期待される一方で、整備対象となる白水台地は約340ヘクタールの優良農地でもあります。これまで集落から農耕車両で容易にアクセスできていたものが、道路によって分断されることで営農活動に支障が生じる懸念があります。6月の議会で町長は、守るべき農地はしっかりと守るという答弁もありましたが、白水台地の営農環境を守るためには農耕車両の通行確保が不可欠であり、農業者の実態に即した対応が求められます。

そこで、443の整備後において白水台地の農耕車両のアクセスはどのようになっているか。また、農道の接続専用道路、アンダーパス、横断道などの整備は検討しているか。以上2点について、農業者の営農環境を守るという観点から具体的に対応をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 馬場楠地区から曲手地区までの白水台地への農耕車両の通行につきましては、現在、6か所の町道、農道で国道443号を横断して通行されています。モニターを御覧ください。国道443号は4車線で計画され、中央分離帯も整備されることから、整備後は青色で示しております交差点が2か所に集約されることとなります。白水台地へ通行する農耕車両への対応につきましては、本線に並行して緑色で示しております副道が整備されますので、既存の町道、農道から副道を通り、集約された交差点で横断することとなります。また、馬場楠地区では国道443号をまたぐ橋梁も整備されることから、これらの整備により白水台地への農耕車両の通行につきましては安全が確保されます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 白水台地は町の農業基盤を支える重要な地域でありますので、道路整備によって営農環境を損なわない、農業者が安心して営農できるよう、今後とも対応をお願いしたいと思います。これは国、県がすることですけれども、守るべき農地は守ると。そしてまた、菊陽町においては世界的、日本一のまちづくりを掲げておられますので、町長におきましても小牧副町長におきましてもしっかりとその辺のところを県に要望、早いほうに要望していただきたいと、こう思っております。

それでは、3番目の、議長、そのままいいですね。

○議長（福島知雄議員） どうぞ。

○15番（上田茂政議員） 3の都市計画マスタープランに位置づけられた構想の進捗状況について2つほどお伺いしますが、6月の議会で取り上げました久保田台地の開発構想及び南方大人足線延伸道路について、都市計画マスタープランに新たに位置づけられた町東部地区の将来を左右する重要な事業です。前回の答弁では、すぐに事業化できるものではなく、中期的な取組になると説明がありましたが、地域住民の期待も高まっておる中、6月以降、何らかの進展があったのか、改めて確認をさせていただきます。

初めに、(1)久保田台地の開発構想及び南方大人足線延伸道路の整備について現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 6月議会での一般質問にて答弁しましたとおり、久保田台地の開発構想につきましては、まず開発の軸となる南方大人足線延伸道路の整備に着手する計画です。現在、開発を見据えた最適なルートや道路構造の検討を行う概略設計を行っており、令和9年度の都市計画決定、令和10年度の事業認可を目指し、業務を進めているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、令和10年度の事業認可後に道路東側地域について農地との調整を行い、流通ゾーンとしての整備を進め、市街化区域への編入も視野に検討を進めている道路西側については、県が行う区域区分見直しの手続に合わせる必要があるため、早くても令和12年度以降の計画となります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 部長にお尋ねするんですけども、概略設計ということをよく使われておりますが、私、土方しとらんけん分からんですけどもんね。だから、概略設計という意味ですね。皆さんも議会の議員の方々も分かっておられる方もおられますが、私がちょっと分かりませんので、概略設計の説明、それから都市計画の決定、その辺のところの説明を荒牧部長に求めたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） まず、概略設計につきましては、地形図、地質資料、現地の踏

査ですね、現地を見た結果の中で、そういう中での設計条件等に基づいて、工事の目的物だったり道路の構造だったり勾配だったりというのを比較案、また最適案を作成するというような設計業務になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 何か今んとはちょっとぴんとこんだったばってんですね。ざっとした設計ということですか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 図上で一番最適な案を決めるというのが概略設計になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 概略設計図を使うと、私たちが先に全然進みよらんというふうな感覚ば受くつとですよ。ですから、それは一つの方法として、ざっとしたことを大まかなところでまず考えると。その次からまた1段階踏んでいくということですが、できるだけ早く、順番は間違えられんけん、それとのことをしっかりと早めに行けるようお願いしたい。町長、よかですか。

それでは、(2)の南部地区の道路の整備について現在の進捗状況ですけれども、都市計画マスタープランに新たに位置づけられた南部地区新設道路について、久保田台地の開発の構想と並び、町の均衡ある発展を図る上で欠かせない重要な事業であることは認識しています。特に、南部地区におかれましては、これまでインフラ整備の面で後れを取っていた地域でもあります。交通利便性向上や地域活性化に向けた基盤整備が求められています。そこで、南部地区新設道路の整備について現在の進捗状況をお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（荒牧栄治さん） 6月議会での馬場議員からの一般質問にて答弁しましたとおり、南部地区新設道路につきましては昨年11月から概略設計に着手しており、最適なルートを選定や道路構造の検討を進めているところです。また、県道瀬田熊本線においては、本町の南部地区の生活道路や菊陽南小学校の通学路として地域住民と密着している重要な路線であることから、本年2月に吉本町長と福島議長の連名で、中村県議同席の下、熊本県に対して歩行者の安全や円滑な通行の確保について改善の要望活動を行い、課題解決に向けて県と町で連携していくことで意見を交わし、現在は課題解決に向けて県と勉強会を行っているところです。南部地区新設道路が整備された後には、道路から北側の区域において、都市計画マスタープランに示したとおり、市街地ゾーンとして住居系の地区計画などにより土地利用の誘導を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 南部地区の新設道路についても着実に準備が進められていることを確認しました。地域住民の皆様からも、交通アクセスの改善や生活環境の向上に対する期待の声が寄せられております。町としても丁寧な説明と情報提供が求められる段階にあると感じています。今後、地権者の地域の声をしっかりと反映しながら円滑な事業推進をお願いしたいと思っております。引き続き、進捗状況について情報の提供をできるだけ早めをお願いしたいと思っております。

どのことにつきましても地権者の方々が先走りといえますか、どうしても走り過ぎて、私達も、どぎゃんなとととやとか、対応がなかなか難しいんですよ。ですから、議会も一緒になってなるべく早くできるようにしてますという言葉ぐらいだけしか、私どもが何年度にできますよと言っても、通常、決めた年度にはなかなか進まないということを繰り返し地区の皆さん方に説明していたんですけども、先般、私が6月議会でちょっと不答弁の話もあったかなと思っておりますが、久保田台地につきましてもかなりもう土地が売れているんですよ。ですから、買った人には、町がするときには御協力をお願いしますというような感覚で私は言ってるんですけども、買う人は買っても構わんけんですね。その後に御協力をいただければ何ら問題ありませんよというふうな感じでおるんですけどもね。できれば、こういうことを、町長もカードはしっかりと持ってですね。カードの切り過ぎはいかんですよ。カードはしっかりと持って、そして、先ほど決断するときには決断、その決断が持続可能な限りせなん、何とか町のため、住民のために抑止力をためながらしっかりと頑張っていたいただきたいと。行政の方々は全員そういう気持ちでおっていただきたいと。特に、小牧副町長につきましてはそういうところは大事にしとってください。お願いします。

これで私の一般質問を終わりたいと思っておりますが、控室で私の話が出たんですよ。ユーチューブでは上田さんがつが圧倒的多かて。私はユーチューブなんか見たこつもにやあて知りもせんだったつが、何でユーチューブでは上田さんがつが一番見る人の多かてな。そりゃ選挙のためにはなったかなて。これはちょっと言い方が悪いんですけどもね。選挙のことはあと置いて、これは取消しにしましても。ユーチューブ、何で私がつか知れん今日はそういうことを聞いたもんですから、ここにネタはいっぱい持ってきたんですけども、ネタ外れするけん、また議長から何か言われんどかと思っておりますね。そういうことでございますので、今後とも議員活動で一生懸命努力いたしますので、皆さんどうぞよろしく申し上げます。

終わります。

○議長（福島知雄議員） 上田茂政議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時35分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和7年9月10日（水）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和7年9月11日（木）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月17日（水）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (5 日 目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月17日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第46号 菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第47号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第48号 菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第51号 令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第52号 令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第53号 令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第54号 令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第55号 令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第56号 工事請負契約の締結について(菊陽町営中代団地改修工事(2工区))
- 日程第12 議案第57号 財産の取得について(菊陽町防災行政無線(同報系)戸別受信機購入)
- 日程第13 議案第58号 指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第59号 町道路線の認定について
- 日程第15 報告第11号 令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第16 報告第12号 有限会社さんふれあの経営状況について
- 日程第17 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

- |      |            |      |              |
|------|------------|------|--------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員   |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員   |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員   |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員   |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員   |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員   |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員   |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久 美 子 議員 |

17番 坂本秀則 議員

18番 福島知雄 議員

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠 さん

書記 牟田修人 さん

書記 豊住祐太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉本孝寿 さん

副町長 小牧裕明 さん

教育長 二殿一身 さん

総務部長 村上健司 さん

住民生活部長 吉本雅和 さん

健康福祉部長 梅原浩司 さん

産業振興部長 山川和徳 さん

都市整備部長 荒牧栄治 さん

総務課政策監 井田章博 さん

総務課長 平征一郎 さん

危機管理防災課長 阪本幸昭 さん

財政課長 今村太郎 さん

健康・保険課長 岩下美穂 さん

介護保険課長 和田征 さん

農政課長兼  
農業委員会事務局長 澤田一臣 さん

建設課長 出田稔 さん

下水道課長 坂田悟 さん

総務課総務法制係長 高山智裕 さん

教育部長 矢野博則 さん

スポーツ振興課長 野村瑞樹 さん

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前9時59分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第46号 菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、議案第46号菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第46号菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

地方公共団体情報システムの標準化によって搭載される住登外者宛名番号管理機能を利用する事務については、マイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があり、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

個人番号は、利用できる事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律で定められたものに限定されていますが、各地方公共団体の条例において個人番号を利用する独自の事務を定めることができます。

本案は、本町の住民基本台帳に登録されていない者、いわゆる住登外者を特定するための番号を付番し、管理するための機能である住登外者宛名番号管理機能が標準化される地方公共団体情報システムに実装されることにより、各地方公共団体の条例にその機能を利用する事務について定める必要があり、改正するものであります。

これによりまして、住登外者の特定個人情報も情報連携が可能となり、社会保障、税、災害対策に関する事務などにおいて業務の効率化を図ることができます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

5枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表の1ページをお開きください。

左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

本条例では、町の機関が個人番号を利用できる事務について、別表第1から別表第3に定めています。そのため、本改正案では、それぞれの表に住登外者宛名番号管理機能を利用する事務を追加するものでございます。

最後に、議案の4枚目にお戻りいただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第47号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

○議長（福島知雄議員） 日程第2、議案第47号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） それでは、議案第47号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例と菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の2つの条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について、主なものを御説明いたします。

6枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表の1ページを御覧ください。

左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正条例、第1条職員の育児休業等に関する条例に関する新旧対照表になります。

職員の育児休業等に関する条例第1条は、法律の改正に伴い、引用する条文の改正を行うものです。

次に、第19条は、部分休業をすることができない職員について定めるものであり、同条第1項第2号の改正は、部分休業の制度拡充に伴って文言の整理を行うものです。

2ページをお開きください。

第20条第1項は、従来の1日につき、2時間の範囲内で勤務しないこととする部分休業を第1号部分休業と言い換えるものです。

3ページをお開きください。

第20条の2から第20条の5までは新たに条を追加するものであり、第20条の2は第2号部分休業の承認について規定するものです。1日2時間までとする第1号部分休業とは別に、第2号部分休業は1年の範囲内において、条例で定める時間を超えない範囲内で部分休業を取得することができることを定めております。

第20条の3は、育児休業法で定める1年の範囲を定めるものです。

第20条の4は、第2号部分休業について、育児休業法の人事院規則で定める時間を基準として、正職員及び非常勤職員いずれも10日の範囲内で取得することができることを定めております。

4ページをお開きください。

第20条の5は、部分休業の申出をした職員が、部分休業の内容を変更する場合の特別の事情について、育児休業法第19条第3項の規定により定めるものです。

第22条は、部分休業の承認の取消し事由について定めるものでございます。

6ページをお開きください。

改正条例、第2条菊陽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関する新旧対照表になります。

第17条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員に対し、支援制度等の周知や、制度の申告、請求または申出に係る意向を確認することが義務づけられたため、新たに条を追加するものでございます。

議案の最初にお戻りいただき、3枚めくっていただきまして、改正文附則を御覧ください。

この条例は令和7年10月1日から施行するとしています。また、第2項及び第3項は、経過措置を定めています。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第48号 菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第3、議案第48号菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第48号菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

菊陽町特別職報酬等審議会の答申を受け、菊陽町特別職の報酬及び手当等を改定したく、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。

4枚目以降の参考資料の新旧対照表1ページを御覧ください。

第4条は、現行の第1項ただし書で定めております期末手当の割合を、第2項において規定するものであり、第1号で町長等の期末手当の支給率を、第2号で期末手当の加算割合を定めております。

次に、別表第1は、町長等の給料月額について定めたものであり、町長の給料月額74万7,000円を83万円に、副町長の給料月額を59万3,000円を63万8,000円に、教育長の給料月額54万2,000円を58万3,000円に改めるものです。

議案の最初にお戻りいただき、1枚めくっていただきまして、改正文附則を御覧ください。

この条例は令和7年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は令和8年4月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第49号 菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議案第49号菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（平 征一郎さん） 議案第49号菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

菊陽町特別職報酬等審議会の答申を受け、菊陽町議会議員の報酬及び期末手当等を改定したく、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の主な内容について御説明いたします。

1枚めくりまして、条例案を御覧ください。

第1条は、議員の報酬月額を定めるものであり、議長の報酬を36万3,000円に、副議長の報酬を32万9,000円に、常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の報酬を31万7,000円に、議員の報酬を31万円に定めるものでございます。

次に、第2条は、新たな議員への議員報酬の支給等について定めるものであり、第1項では、新たに議員になった者及び議員の職を離れた者の報酬の計算について定めるものです。

次に、第3条は、異動のあった議員への議員報酬の支給等について定めるものであり、新たに職に就いたときと、職を離れたときの報酬の計算について定めるものです。

次に、第4条では、会議に出席したとき、または公務のために旅行したときの費用弁償について定めるものです。

次のページをお開きください。

第5条は、期末手当について定めるもので、第1項で、期末手当の基準日を、第3項で期末手当の基礎額を定めています。

また、第4項は、議員の期末手当の支給割合を菊陽町長と同様の割合とするものです。

最後に、附則を御覧ください。

この条例は令和7年10月1日から施行するとしております。

そのため、報酬等は令和7年10月分からの改正となりますが、期末手当につきましては、菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例を引用していますので、議案第48号で御説明しましたように、町長等の期末手当支給率は令和8年4月1日から施行され、議員の期末手当についても令和8年4月より改正されることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、議長。座ったままでよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○16番（小林久美子議員） 議案第49号菊陽町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について、反対討論を行います。

議員報酬については、菊陽町特別職報酬審議会で検討していただき、県内の市並みの水準で町長のほうに答申をされています。

また、若い人や女性が立候補しやすく、議員活動を行うために必要な報酬額ということは理解できます。

しかし、町民の暮らしはこの間の物価高でますます厳しく、皆さんも御存じのように賃金も上がらない状況です。この状況の中で、今回の引上げが本当に住民の理解が得られるのでしょうか。私は、なかなかこの厳しい生活実態の中で理解というところでは厳しいのではないかと思います、今回の議員報酬の引上げに反対するものです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 議案第49号の対象となる当事者として、同議案に対する見解と立場を

述べます。同時に、本案件に対する責任も明確にしておきたいと存じます。

議案第49号に対して、賛成の立場で討論いたします。

まず、町村議員の地位や報酬について歴史的経過に簡単に触れます。

地方議員の身分は、兼業を許された職務専念の義務がない非常勤の特別職公務員とされているのみで、極めて曖昧であります。

その報酬を見ると、昭和22年地方自治法現行法ですが、第203条で普通地方公共団体の議員に対し報酬を支給しなければならないと規定されましたが、支給額については客観的基準が存在しておりません。

期末手当については、議員報酬が生活給ではないことから、その支給に疑問が呈されることさえありますが、単に国会議員との釣合いという曖昧な視点から、条例で定めるなら支給することができるかと規定されているにすぎません。

現在、菊陽町の一般議員の報酬月額が24万9,000円です。町長報酬の3分の1という極めて曖昧な基準で設定されました。しかも、平成9年12月の改定で現在の額が定められて以降、社会的諸事情の変化にもかかわらず、一度の改定も行われず今日に至っております。28年間にわたる改定なしは尋常ではありません。

この間、我が国の経済が縮み志向で縮小するにつれて、年に4回の議会に対する報酬としては24万9,000円の月額報酬は法外だ、日当でよいではないかとの議論さえ巻き起こりました。これは二元代表制の中で地方議会が果たす行財政のチェック機能、立案機能を含めた最高意思決定機関としての役割に対する無理解が根本にあるためと考えられます。当然議会と議員の活動への無理解も存在しております。

現在、その活動は以下のとおりです。

本会議、常任委員会、議会運営委員会、各種特別委員会、広報委員会、全員協議会、議員連絡会、各種の協議及び調整活動、住民との意見交換会、各種研修会、議員派遣や報告書の作成、陳情請願等への対応、議案書の精読と調査、質疑・討論の準備、一般質問のための情報収集及び通告書の作成とその実施及び議会だよりの原稿作成、議員個人の広報発行と配布活動、町の公的行事への出席など、議員の活動は多彩かつ多岐にわたっております。まさに、出勤非常勤、在宅常勤とも言うべき勤務の実態であります。

一方、これらの活動や日常生活を支えるに足る各種手当、家族手当、住宅手当、通勤手当は支給されておられません。社会保障制度、年金、社会保険制度も適用外です。無論退職金もありません。町村議員の可処分所得は極めて低い状態にあります。

少し長くなりますがもう少し我慢ください。

一方、地方自治体の守備範囲は拡大し、住民の議員に対する要望も多様化しています。

また、行政の分化、専門化により議会審議も専門化し、その所要時間も増加しております。

現に、菊陽町は県下31町村中、人口は1番目、決算額は2番目、であり200億円を優に超えております。市と比較すれば、県内14市に菊陽町を加えた15団体中、人口は10番目、決算額は

13番目であります。菊陽町は既に市の水準にあることは明白であります。

議会における一般質問も、令和2年度には年間で延べ26人であったものが令和6年度には延べ48人と2倍近くに増加しており、本町が取り組むべき課題が飛躍的に増加していることを如実に示しております。

さて、このような中でさきに述べたように町村議員の職業としての魅力は低下し、若い世代が議員を目指さなくなっております。

議会には様々の年代の議員が存在すべきですが、若い世代が少なくいたずらに高齢化した議会では、住民のあらゆる年代にわたる広範な要望に対処することは難しくなります。若い人材も議会を目指し、その活動を活性化するためには、議員の待遇が適正に整えられ、将来的には生活給的視点も考慮されていく必要があると考えます。

この機に望んで、町長は常設の特別職報酬等審議会を立ち上げました。そして、審議会には慎重審議の上、本日提案の執行部特別職報酬の原状復帰及び議員報酬の引上げを答申されました。双方ともに英断であると考えます。長年にわたる膠着状態が打破されました。TSMCと企業群の進出を受けたまちづくりに新たなエネルギーを供給する道を開かれたことに満腔の敬意を表します。

我々議員は、この英断に応え、町長が提唱する日本一のまちづくりを目指して奮闘いたします。二代表制の何たるかに思いを到し、審議会が御指摘のとおり、我々の活動についても日々点検を怠らず、質量ともに改善し、見える化を図っていくことを心に刻みます。このことが議会及び議員活動に対する住民の皆さんの御理解も深めるものと確信いたします。

あわせて、本件が可決されれば、一地方のことではありますが、縮小を続けてきた日本経済の復活に向けて多少とも刺激となり、経済発展のムードづくりを押しする一助となると確信するものであります。

もって、賛成討論といたします。各議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第50号 令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第5、議案第50号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、データといたしましては11番になります。

議案第50号令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明させていただきます。

当初予算及び6月補正予算の策定後の状況の変化、及び上半期の事務執行状況を踏まえまして、各種情勢の変化に対応するとともに、必要な事務事業を確実に進めるため、内容を調製の上、補正予算の議案を上程いたしました。

今回の補正予算の概要といたしましては、歳入に関しては、課税作業の完了による税額の確定、令和6年度決算による繰越金の確定、併せて国及び県交付金の採択を受けられたもの、歳出に関しては、国及び県からの社会福祉、子育て支援などに対する過年度分の補助金確定による返還金、新たに取組むべき事業、状況の変化に伴い対応が必要となった事業、施設の修繕が必要となった緊急性の高いものなどをそれぞれ計上しております。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じてお答えさせていただきます。

それでは、議案第50号に続いて、データでは、2枚目となりますが、令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）を御覧ください。

ここからはA4横の資料となり、申し上げるページはこの補正予算から1ページとしており、こちらからのページ番号で御説明をさせていただきます。

それではまず、1ページとなります。

令和7年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から12億8,220万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を222億6,970万5,000円と定めました。

第2条では繰越明許費を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正をそれぞれ定めております。

次の2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、この内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で御説明いたします。

続いて、第7ページとなります。

こちらから第2表の繰越明許費は、年度内の完了が見込めない1件の事業について、次の8ページの第3表の債務負担行為補正は、適正な業務期間を確保するため1件の事業について、次の9ページの第4表の地方債補正では、事業費の変更等に伴い、5件の事業について、それぞれ計上しております。

こちらは、歳出予算と関係する箇所、一部御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算の内容について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

ここから、2の歳入になります。

まず、款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、町民税の収入見込みが増加となり、3億142万8,000円増額しています。

その下の款の1町税、項の2固定資産税、目の1固定資産税は、固定資産税の収入見込みが増加となり、5億9,677万6,000円増額しています。

今申し上げました町民税と固定資産税については、当初予算の時点では、財政運営の安定性を重視しまして、慎重な見込みでそれぞれの税収を計上しておりました。その後、昨年からの景気動向などの影響により、実際の課税状況が当初の想定を上回る見込みとなったことから、今回の補正予算で増額をしております。

続いて、15ページとなります。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税は、一般質問でも答弁いたしました。7月29日の普通交付税の決定に伴い、国が定める地方交付税の算定式において特別交付税も交付されない見込みとなったことから、2億937万5,000円、減額しております。

続いて、16ページとなります。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分8の物価高騰対策事業費補助金、次の17ページの款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の節区分の10物価高騰対策事業費補助金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援に必要な事業を実施するための交付金となり、後ほど御説明する歳出予算の財源として、それぞれ国補助金が2,396万9,000円、県補助金が943万円増額しています。

続いて、18ページとなります。

款の21繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は4億9,000万円、減額しています。これは、令和6年度の繰越金の確定、先ほど申し上げました町税の増により、財源調整のための基金繰入金が不要となったことから、当初予算計上額から全額を減額しております。

続いて、19ページとなります。

款の22繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和6年度の決算内容により繰越額も確定したことから、7億5,494万9,000円増額しています。当初予算と加えまして、令和6年度から令和7年度への繰越金は、9億494万9,000円となります。

同じ19ページから20ページの款の24の町債については、先ほどの第4表の地方債補正において計上しており、項の5農林水産業債が3,630万円の減額、項の7土木債が9,840万円の増額、項の8消防債が460万円の増額、項の9教育債が1億1,740万円の増額で、必要な整備事業の財源としてそれぞれ計上しております。

続いて、21ページから3の歳出となります。

こちら金額が大きいものを中心に御説明させていただきます。

まず、24ページの款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財産調整基金等費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和7年度への繰越金の2分の1以上を積み立てる必要があるため、4億5,500万円増額しています。

その下の目の10地域政策費、節区分の12委託料は、原水駅と三里木駅間の新駅整備において、国交付金の採択を受けるために必要な駅設置による効果予測の調査を行うもので、1,250万円計上しています。

続いて、29ページとなります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、項の2児童福祉費、続いて款の4衛生費、項の1保健衛生費、それと先になります。款の10教育費、項の4幼稚園費などにおいて、節区分の22償還金で、前年度国庫補助金、前年度県補助金などの返還金を計上しておりますが、こちらは令和6年度、令和5年度における各種社会福祉関係の事業や子育て施設への給付金などの実施内容が確定したことによる返還金として計上しています。

なお、歳入においても同様で、民生費、衛生費などにおいて、前年度確定分として国庫負担金等を歳入として計上しております。

続いて、ページが飛びまして38ページとなります。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の8土地改良費、節区分の18負担金、補助及び交付金は、白水地区における県事業であるかんがい用水管更新の工事事業費が減額になったことに合わせて、町の負担金を4,266万5,000円、減額しています。

続いて、40ページとなります。

款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の工場等立地促進補助金は、これまで積極的に進めてきた企業誘致に伴う企業の用地取得及び設備投資等に対する補助金額が確定したことにより、1億8,784万3,000円増額しております。

続いて、41ページとなります。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、通学路交通安全プログラム対策工事や道路拡幅、側溝整備など早期に工事を実施するために6,450万円増額しております。

また、その下の節区分16公有財産購入費、節区分21補償、補填及び賠償金では、道路改良事業における町道の用地取得及び支障物件の補償として、それぞれ公有財産購入費を4,068万4,000円、補償費を3,000万円、増額しております。

続いて、42ページとなります。

款の8土木費、項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の17備品購入費では、現在整備を進めているくまモンアーバンスポーツパーク、多目的グラウンド、そのほか杉並木公園などの管理のために必要となる備品取得のため、5,365万4,000円計上しています。こちらは、来年4月から予定している指定管理者導入前に整備しておくべき備品が確定したことから、今回

の補正予算で計上しております。

続いて、その下の目の7物価高騰対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金では、物価高騰対策事業において、国の交付金を財源としまして下水道基本使用料を2か月分減免するための下水道特別会計への負担金を2,950万円計上しております。

なお、そのほか、物価高騰対策事業として、款の10教育費、項の1教育総務費で、物価高騰に対応するための学校給食費の1食当たり単価10円の引上げで991万6,000円、款の2総務費、項の1総務管理費で、LPガス使用世帯に対する補助として1,886万円などを国、県の交付金を財源として計上しております。

続いて、49ページになります。

款の10教育費、項の5社会教育費、目の10図書館運営費、節区分14工事請負費は、図書館の空調設備の改修で1億3,310万円計上しております。こちらは、空調の改修には来年6月頃までの工事期間が必要となることから、さきに説明いたしました第2表の繰越明許費において繰越事業として設定しております。

続いて、50ページとなります。

款の10教育費、項の6保健体育費、目の3スポーツ振興費、節区分の12委託料は、先ほど公園管理費の備品購入費でも御説明いたしました、杉並木公園一帯の指定管理を行うための準備費用及びくまモンアーバンスポーツパークの開園前の普及啓発事業のイベント実施などで1,241万6,000円計上しています。なお、こちらは、別途議案第58号で指定管理者の指定についてで議案を上程しており、その指定期間での予算執行を確保するため、先ほど御説明しました第3表の債務負担行為の補正において、令和8年度から令和10年度までの期間に必要な経費として、限度額を7億1,462万円設定しております。

最後に、51ページとなります。

一番下の枠の款の14予備費は、歳入歳出予算調整のため、904万4,000円を増額しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すみません、議長、座ったままでお願いします。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○16番（小林久美子議員） ページ20ページの図書館施設整備事業の教育債、町債があるんですけども、これは先ほど説明があった空調との関係とかなんでしょうか。それが1つ質問です。

それから、ページ40ページの工場等立地促進補助金で1億8,784万3,000円計上されていますが、この内容についてお尋ねをします。

それから最後、ページ50ページなんですけど、アーバン施設のイベント委託料なんですけど、この1,241万6,000円の内容について、すいません、3点についてお願いします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、質問のほうにお答えをいたします。

まず、最初にいただきましたページ20ページの図書館の起債につきましては、議員御質問のとおり、図書館の空調整備に関する起債ということになってきますので、空調設備の改修の財源というところで計上させていただいております。

それと、40ページの企業に対する補助金に関しましては、誘致企業者4社に対する補助金となってまいります。こちらは土地取得に対する補助金、それと固定資産税に対する補助金ということになっておりますので、納めていただいた固定資産税の対象となる部分の4分の1に対すということになってまいります。

それと、最後の50ページのアーバンスポーツ施設のイベント事業の費用につきましては、先ほども申し上げましたが、4月から始まる指定管理に引き継ぐための準備行為としまして予算を一部上げておりますのと、繰り返しとなりますが、アーバンスポーツの開園前の普及イベント等を行うための委託費として合計1,241万6,000円を計上させていただいているところです。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） ページ40ページの今説明をいただきました工場等立地促進補助金、これ固定資産の例えばJASMの第1工場25%の減税だったと思いますけれども、これはここに当てはまるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（今村太郎さん） 補助金に関しましては、個別の事業者様の内容についてはお答えすることはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、町内4社に対する補助金となっております。その中には、半導体の製造をされている事業者様も含まれているというところで補助金のほうを支出させていただく予定となっております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑がありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 42ページのアーバンスポーツパークの備品で4,400万円、今備品がやっとなしと決定したということで補正組まれてますが、大きなものとか概要が分かれば説明をお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） それでは、大きなものを御説明させていただきます。

アーバンスポーツパークは管理棟を今現在建設しておりますけれども、管理棟の事務室の中の各種什器類、その他アーバンスポーツパークにおきましては、スケートボードあたりのレン

タル等も考えておりますので、そちらのレンタルのボード、ヘルメット、プロテクター等も含まれております。そのようなものが大きなものとなります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第51号 令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議案第51号令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） では、データとしては12番になります。

議案第51号令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、議案第51号に続きまして、データでは2枚目となりますが、令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）を御覧ください。

ここからは一般会計と同様にA4横の資料となり、ページ番号を資料の右下、もしくは右上に記載しております。

それでは、1ページです。

令和7年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から1万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を40万9,000円と定めております。

それでは、内容の説明として8ページとなります。

まず、2の歳入で、款の3繰越金で、令和6年度からの繰越金を1万3,000円計上してあります。

続いて、9 ページで3 の歳出となります。

款の4 予備費で予算調整のため、歳入と同額の1 万3,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 議案第52号 令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議案第52号令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第52号令和7年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、予算書の1 ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に7,390万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億2,101万6,000円と定めるものです。

8 ページを御覧ください。

2 の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を1,300万円減額し、計を0円としています。

款の11繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和6年度からの繰越金8,073万4,000円を

増額し、計を1億1,073万4,000円としています。

款の12諸収入、項の4雑入、目の12雑入は、前年度療養給付費の確定による差額分の返還金として617万1,000円を増額し、計を957万1,000円としています。

9ページを御覧ください。

3の歳出について主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の2連合会負担金は、事務処理標準システムランニング費用の増額分として113万9,000円を増額し、計を2,434万3,000円としています。

款の10予備費、項の1予備費、目の1予備費は、今後急な医療給付費の増加に対応するため7,272万円を増額し、計を1億103万4,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違え、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第53号 令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、議案第53号令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 議案第53号令和7年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、予算書の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に812万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,826万円と定めるものです。

8ページを御覧ください。

2の歳入について主なものを御説明いたします。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、前年度繰越金の確定額に合わせ260万円を増額し、計を2,060万円としています。

款の7国庫支出金、項の1国庫補助金、目の1民生費国庫補助金は、子ども・子育て支援金に関するシステム改修費用に対する補助金として550万円を増額し、計を550万円としています。

9ページを御覧ください。

3の歳出について主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の2徴収費、目の1徴収費は、子ども・子育て支援金に関するシステム改修業務委託料として550万円を増額し、計を815万円としています。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金額の確定を基に260万円を増額し、計を6億2,261万8,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第54号 令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第54号令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第54号令和7年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出の予算の総額に5,343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,451万4,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明いたします。

款の10繰越金は、令和6年度の決算額が確定することによる剰余金を繰越金として5,253万9,000円増額し、5,753万9,000円としております。

9ページをお開きください。

歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の22償還金、利子及び割引料は、令和6年度の交付金事業などの実績額が確定したことにより、国、県などに対し交付金などの返還金が生じたことから補正額1,912万5,000円を計上しています。

10ページをお開きください。

款の5基金積立金、項の1基金積立金、目の1介護給付費準備基金積立金、節の24積立金は、繰越金の一部を基金に積み立てるため、補正額2,000万円を計上しております。

款の9予備費は調整のため、補正額1,379万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません、座ったままで質問させていただきます。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○16番（小林久美子議員） ページ9ページの認知症の地域支援推進員とあるんですけど、これは、すいません、私は、前からあったのかもしれないんですが、この内容と、人数は1人なのかもしれないんですけど、その辺の内容を教えてくださいよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 認知症地域推進員につきましては、認知症に関する相談対応や地域での支援ネットワークづくりを推進する活動を行います認知症支援の専門的な人材ということになります。人数につきましては、現在1名配置をしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。  
これから採決を行います。  
議案第54号について、賛成、反対のボタンを押してください。  
〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れ、押し間違いございませんか。  
〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。  
賛成多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第55号 令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第55号令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。  
下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（坂田 悟さん） 議案第55号令和7年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページ目をお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、第1款事業収益を396万3,000円増額し、18億3,641万6,000円とし、下段の第1款下水道事業費用は356万3,000円増額し、16億4,294万1,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、下段の第1款資本的支出を253万6,000円増額し、9億3,625万7,000円としております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,410万8,000円につきましては、補填する財源の内容を上段に記載しております。

続いて、第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費を287万6,000円増額し、5,304万4,000円としております。

続いて、4ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出につきまして、第1款事業収益、第1項の営業収益、目の1下水道使用料につきましては、物価高騰対策事業として下水道使用料の基本料金の2か月分の減免を行うことにより、下水道使用料が当初の予算に比べ2,890万円減少すると見込まれることから、12億1,093万4,000円とするものです。

目の2他会計負担金につきましては、下水道使用料の基本使用料の減免により減収が見込まれる分と、システム改修費を一般会計から負担金として受け入れることから、3,000万円増額し、1億6,809万3,000円とするものです。

次に、5ページをお開きください。

第1款事業費用、第1項営業費用、目の5総係費につきましては、下水道使用料の基本料金を減免するに当たりまして大津菊陽水道企業団のシステムの改修負担金が発生しますので、110万円増額し、9,369万円とするものです。

次に、第2項営業外費用、目の1支払い利息につきましては、令和6年度に借入予定であった企業債の借入れが完了したことにより利息の額が確定したことから130万8,000円増額し、1億209万8,000円とするものです。

次に、7ページをお開きください。

資本的支出の第1項建設改良費、目の1施設費につきましては、人事異動に伴う職員給与費の増で、253万6,000円増額し、4億4,863万円とするものです。

次の8ページからは補正後の令和7年度予定キャッシュフロー計算書などの予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第56号 工事請負契約の締結について（菊陽町営中代団地改修工事（2工区））

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第56号工事請負契約の締結について（菊陽町営中代団地改修工事（2工区））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） 議案第56号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽町営中代団地改修工事（2工区）の請負契約の締結について、議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町営中代団地改修工事（2工区）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、1億1,363万円。なお、本工事の財源は、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金でございます。4、契約の相手方、熊本県熊本市中央区保田窪1丁目3番20号、株式会社山口工務店代表取締役山口隆博でございます。

次に、中代団地改修事業の概要について御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

今回、整備する中代団地は、昭和53年度から昭和61年度までに建設されており、1棟2戸の簡易平家構造で28棟56戸が建設されています。

現在の管理状況は、56戸のうち36戸が入居中で20戸を政策空き家としております。中代団地改修事業では、入居者の皆様のアンケート調査や説明会での検討を踏まえて、令和6年度から改修工事を実施しており、これまで3棟の改修を完了しております。

なお、全体計画は、20棟40戸を改修し8棟16戸を解体する計画としております。

次に、今回の工事概要について御説明いたします。

今年度の工事対象箇所につきましては、赤色で示しています3棟6戸を改修いたします。

まず、屋根材をセメント瓦からガルバリウム鋼板へふき替えを行い、そのほか外壁塗り替え、内装改修工事でクロス更新、和室から洋室への変更、電気設備の更新で電灯灯具、給湯器、機械設備の更新で浴室、トイレ、台所、洗面台の更新、外構工事で樹木撤去、砂利の敷設

を行います。

次に、詳細な改修内容について御説明いたします。

参考資料の2ページをお願いいたします。

こちらの参考資料は、1棟2戸の長屋の半分を表示した平面図でございます。図面左側に主な工事項目を番号表示し、改修平面図に引き出し線により表示をしています。

改修内容の主なものについて説明いたします。

まず、番号①の1点給湯から3点給湯に改修を行います。改修前は浴室のみの給湯でございましたけども、改修後は浴室、キッチン、洗面への給湯が可能となります。次に、番号③のバランス釜からユニットバスへ改修します。次に、番号⑥の屋根材をセメント瓦からガルバリウム鋼板へ、1棟当たり186平方メートルふき替えを行います。次に、番号⑦の外壁の塗り替えを1棟当たり172平方メートル行います。次に、番号⑩の設備の更新です。改修内容は、電線の配線工事一式、照明器具を8台LEDタイプに交換します。また、洋式便器も更新いたします。次に、番号⑫の流し台、コンロ台、レンジフード、吊戸棚、水切り棚を更新いたします。次に、番号⑬の和室を洋室に変更し、キッチンダイニング、ホールのフローリングの張り替えを33平方メートル行います。

工期につきましては、令和8年2月28日までとしております。

以上で建設課からの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者についての説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽町営中代団地改修工事（2工区）の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページの指名入札業者一覧をお願いいたします。

本件につきましては、中代団地の改修工事となり、業種は建築一式となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が1億1,550万円、税込みの落札価格が1億1,363万円で、落札率が98.38%となっております。

指名業者につきましては、工事内容と設計金額から、7月17日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または営業所を有する業者で、熊本県の建築一式における格付ランクA2以上を有する6社を指名いたしました。

指名競争入札は、8月12日に執行しまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社山口工務店を落札者と決定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第56号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第57号 財産の取得について（菊陽町防災行政無線（同報系）戸別受信機購入）

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議案第57号財産の取得について（菊陽町防災行政無線（同報系）戸別受信機購入）を議題とします。

危機管理防災課長、説明を求めます。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 議案第57号財産の取得について御説明いたします。

菊陽町防災行政無線（同報系）戸別受信機購入に係る財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは、契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽町防災行政無線（同報系）戸別受信機購入。2、財産の種類、物品。3、品名及び数量、戸別受信機750台。4、契約の方法、指名競争入札。5、契約金額、3,382万5,000円。なお、財源は平成28年熊本地震復興基金でございます。6、契約の相手方、熊本県菊池市泗水町吉富3215番地91、電子技術応用株式会社代表取締役立山勇正でございます。

次に、購入物品について御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

今回、購入する戸別受信機は、町の防災行政無線から放送される災害時の避難情報や町からのお知らせ等を確実に伝達するためのものであり、災害時に特に配慮が必要な75歳以上の高齢者のみで居住されている世帯のうち、希望のあった世帯へ貸与するものでございます。仕様につきましては、令和6年度に更新した親局に対応したNEC製のQPSK電波方式を採用しており、従来の16QAM方式と比較して本体が小型化されております。

また、この戸別受信機の貸与につきましては、次年度以降も継続して実施する予定としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、菊陽町防災行政無線（同報系）戸別受信機購入の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページの指名入札業者一覧をお開きください。

本物品購入につきましては、菊陽町防災行政無線戸別受信機を高齢者世帯にお配りするための備品購入となり、業種は放送、通信用機器の物品となります。件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が3,423万7,500円、税込みの落札価格が3,382万5,000円で、落札率が98.80%となっております。

指名業者につきましては、物品の内容と設計金額から、7月17日の指名審査会の審議を経まして、今回の通信用機器の物品業務に希望や実績のある8社を指名させていただきました。指名競争入札は、8月12日に執行いたしまして、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の電子技術応用株式会社を落札者と決定しております。

なお、指名した業者の8社のうち、6社が指定した戸別受信機の調達が困難、戸別受信機を防災無線の親局に登録するための設定作業員の不足等の理由で辞退されております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） これは今年から新規事業ということでされてるやつで、75歳以上の単身世帯で希望する方が対象ということで、今回その方々にとということで、できれば対象世帯数と申込みの世帯。今回単金でいくと約4万円という、今までとあんまり値段は変わらないのかなというふうに思いますが、今までの価格とどのぐらい違うか、分かればその2点教えてください。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） まず、対象の世帯についてですけれども、今回、通知文のほうを発送させていただいた世帯のほうは2,454世帯ございます。また、その中で申請のほうをいただいている世帯のほうは682件ございました。今回購入する分といたしまして750台ですので、残りの分としては予備として町のほうで一時的に保管のほうをする形を取りたいと思っております。

また、金額についてですけれども、直近で購入している以前のものにつきましては、令和2

年度に130台ほど購入しております。金額としては、そのときは税抜きで4万1,500円というこ  
とで、金額的にはさほど差がなかったんですけれども、従来のものが平成2年以降、一度値上  
がりして5万円を超えるような金額になっておったということで確認のほうしております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第57号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第58号 指定管理者の指定について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、議案第58号指定管理者の指定についてを議題とします。

スポーツ振興課長、説明を求めます。

○スポーツ振興課長（野村瑞樹さん） 議案第58号指定管理者の指定について御説明申し上げま  
す。

提案理由は、令和8年度からの菊陽杉並木公園の運営及び管理を指定管理者に行わせるた  
め、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の内容を御説明します。

1、施設の名称、菊陽杉並木公園。

本日お配りしました参考資料、菊陽杉並木公園全体区域図を御覧ください。図面上側が北と  
なり、赤枠内の区域が指定管理者の管理する範囲となります。範囲は、杉並木公園の管理棟を  
含むふれあい広場、スポーツ広場、総合体育館、テニスコート、現在整備を行っておりますアーバ  
ンスポーツパーク及び多目的グラウンドとなります。

議案にお戻りください。

2、指定管理者とする団体、熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2598番地、菊陽杉並木プロジェ  
クト代表者NPO法人クラブきくよう理事長森康則。

3、指定の期間、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間であります。

指定管理者の選定におきましては、令和7年8月18日に外部委員を含む菊陽杉並木公園指定管理候補者選定委員会を開催しまして、応募のあった2企業体によりますプロポーザルを実施し、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第4条の規定により審査を行い、最も適当と認める企業体を指定管理者の候補者として選定いたしました。

企業体の構成企業は、NPO法人クラブきくよう、株式会社電通九州、合同会社ルナソレの3社でございます。

なお、指定管理料につきましては、議案第50号の補正予算において債務負担行為の設定をしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第58号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第59号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員） 日程第14、議案第59号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第59号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の位置図(1)を御覧ください。

赤色の線で示しました番号①の路線は、新山40号線であります。新山公民館の北側に位置し、赤丸で示した町道新山2号線を起点として新山2丁目地区地区計画区域で民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は112メートル、幅員は6.0メートルの路線でございます。

次に、位置図(2)を御覧ください。

赤色の線で示しました番号②の路線は、前田4号線であります。東部町民センターの西側に位置し、赤丸で示した町道水尻中代線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路であります。延長は83メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第59号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 報告第11号 令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（福島知雄議員） 日程第15、報告第11号令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（今村太郎さん） それでは、データでは21番目の、報告第11号令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して御報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして、健全化判断比率の報告書を御覧ください。こちらはA4縦の様式となります。報告書には実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、こちらは地方公共団体の財政状況を把握し、財政の健全度をはかるための健全化判断比率とされているものです。

上段の数値が実際の本町の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準となり、実際の比率が早期健全化基準を下回っていれば健全であるということになります。早期健全化基準とは、国が財政健全化法で定めている基準となりまして、この数字より悪くなりますと地方自治体の財政が悪化しているということになり、いわゆる警告ライン的な数字となっております。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では9億526万2,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になっております。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額となり、決算では19億7,091万4,000円の黒字となったため、こちらも赤字比率として数値に表すことができないという結果になっております。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に充当した一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準25%に対し、8.2%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率となり、早期健全化基準350%に対し、52.7%という結果になっております。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全性が確保されているということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。資金不足比率は、公営企業会計である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関して、資金が不足しているならばどの程度であるものなのかを示すものとなります。

下水道事業会計は、公営企業の資金不足額より公営企業の事業規模である料金収入などの規模が大きいため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になり、経営状況は安定しているということになります。

また、工業団地造成事業特別会計は、特別会計条例はありますが、現在は予定していた事業が全て完了しておりますので、予算及び収入、支出を計上していないことから資金不足比率として数値に表すことができないという結果になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号令和6年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第12号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（福島知雄議員） 日程第16、報告第12号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（澤田一臣さん） 報告第12号有限会社さんふれあの経営状況について御説明します。

有限会社さんふれあは町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度決算に関する書類及び令和7年度予算に関して報告するものがあります。

表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。令和6年度の決算報告書になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部になっております。

左側、資産の部を御覧ください。一番上の流動資産の計8,010万900円に中段の固定資産の計145万406円を加えた一番下の資産の部計が8,155万1,306円となっております。右側の負債の部の中段の負債の部計は4,076万7,965円となっております。一番下から2段目の、純資産の部計が4,078万3,341円で、一番下の負債、純資産の部計が8,155万1,306円となっております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。

上から売上高の合計2億3,171万4,904円に中段の売上原価合計3,698万9,894円を差し引いた売上総利益が1億9,472万5,010円になり、そこから販売費及び一般管理費の1億8,441万9,813円を引いた営業利益が1,030万5,197円となります。さらに営業利益から営業外収益を加え、営業外費用や特別損失を差し引いた一番下の当期利益が530万4,374円となりました。

なお、特別損失の寄附金500万円は町への寄附になります。

次に、4ページの販売費、一般管理費内訳書を御覧ください。

主な項目を説明します。上から2段目の給与手当については、40人分の給与として5,556万4,312円支出しています。次に、中段の水道光熱費は、総合交流ターミナル施設全体の光熱水費として2,654万3,884円支出しています。次に、下から5段目の衛生管理費は、温泉施設の清掃委託費などで3,536万1,136円支出しています。次に、下から4段目の燃料費は、温泉の燃料費で2,716万1,903円支出しています。

次に、7ページを御覧ください。5月19日に監査が実施され、5月26日の株主総会において有限会社さんふれあから報告されたものであります。

次に、参考資料表紙の次のページをお開きください。

令和7年度収支予算計画になります。参考として令和6年度予算とその実績及び予算比較として令和6年度予算と令和7年度予算の比較を記載しております。

主な項目を説明させていただきます。

令和7年度の総売上高計は、2億4,253万9,000円で1,561万円の増を見込んでおります。総売上高計から売上原価を引いた売上総利益は2億495万8,000円で、1,737万5,000円増を見込んでおります。人件費合計は7,183万5,000円で560万8,000円の増、一般管理費合計は1億2,641万4,000円で605万円の増、人件費合計と一般管理費合計を合わせたものが販売費及び一般管理費になりますが、1億9,824万9,000円で1,166万3,000円の増となり、売上総利益から販売費及び一般管理費を引いた営業利益が670万9,000円で571万2,000円の増を見込んでおります。

令和7年度は売上げの増は続くものと見込んでおりますが、最低賃金の上昇などによる人件費の増、物価高騰による費用の増などによりまして、令和6年度実績から比較すると営業利益が減少した見込みとなっております。

経営を取り巻く環境につきましては、今後も厳しい状況が続くものと見込まれておりますが、令和7年度実績におきましては、令和6年度実績を上回るように、有限会社さんふれあの状況を伺いながら必要な協議や支援等を行っていきたいと考えているところでございます。

以上で有限会社さんふれあの経営状況の説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（福島知雄議員） 日程第17、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（村上健司さん） 同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命について御説明いたします。

現菊陽町教育委員会委員の市原久美子様の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに菊陽町教育委員会委員に奥村健博様を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

奥村健博様の住所、生年月日は記載のとおりであります。学歴、職歴については、お配りし

ております関連資料のとおりでございます。奥村様は温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任でありますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます、本年10月1日から令和11年9月30日までとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第4号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

秘密会 午前11時48分

（地方自治法第115条の規定による）

~~~~~ ○ ~~~~~

[秘密会]

~~~~~ ○ ~~~~~  
秘密会終了 午前11時55分  
~~~~~ ○ ~~~~~

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~  
散会 午前11時55分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和7年9月18日（木）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和7年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和7年9月18日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第8号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 発議第9号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |      |              |
|------|------------|------|--------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員   |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員   |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員   |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員   |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員   |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員   |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員   |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久 美 子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん  
書 記 牟 田 修 人 さん  
書 記 豊 住 祐 太 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|         |            |           |            |
|---------|------------|-----------|------------|
| 町 長     | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長     | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長   | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長   | 村 上 健 司 さん |
| 住民生活部長  | 吉 本 雅 和 さん | 健康福祉部長    | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長  | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長    | 荒 牧 栄 治 さん |
| 総 務 課 長 | 平 征 一 郎 さん | 財 政 課 長   | 今 村 太 郎 さん |
| 健康・保険課長 | 岩 下 美 穂 さん | 介護保険課長    | 和 田 征 さん   |
| 下水道課長   | 坂 田 悟 さん   | 総務課総務法制係長 | 高 山 智 裕 さん |

教育部長 矢野博則さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（福島知雄議員） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、経済産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務住民生活常任委員会の順とします。

まず初めに、経済産業建設常任委員長廣瀬英二議員。

○経済産業建設常任委員長（廣瀬英二議員） 皆さん、おはようございます。

経済産業建設常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

経済産業建設常任委員会に付託された案件は、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、経済産業建設常任委員会に属する事項、認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業決算の認定の2件でございます。

9月10日に議案審議、11日に中代団地、菊陽空港線、アーバンスポーツパーク施設を現地調査しました。

議案については、各課から詳細な説明を受けて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

まず、農政課です。

新町井手整備の柳南団地北側と南方井手の水路の改修工事の具体的な場所と森林環境譲与税の算定と用途についての質問がありました。柳南団地の北側に隣接している水路で、団地から上流側の200メートルを整備すると。南方井手の水路改修は、愛歯の東側を施工中であり、引き続き上流側の整備を進める計画であると。

それから、森林環境譲与税については、国勢調査や農林省センサスの数値を基に算出されていると。それから、国や県の農業機械等の補助事業は、農業法人や大規模農家しか採択を受けられない状況である。法人でなくても頑張っている農家があると。個人農家を対象とした町単独の補助事業はできないのかに対して、国や県の補助事業については、個人で採択されることは難しい状況である。町単独事業においては、個人農家であっても補助採択となっておる。今後は、各団体や農業者の意見を聞き、内容や補助率等の見直し等を含めた検討を行ってきたいと。

次に、農業委員会です。

書類作成委託料の33万円は告発状の作成ということであるが、どのような内容だったのか。農業振興地域からの除外申出に伴い、地権者からの同意書が提出されたが、地権者からの申出によりその同意書が偽造された疑いがあると分かったため、告発をしたものであるということでした。

それから、遊休農地の判断はどのようにしているのかに対し、毎年実施している農地パトロールやふだんの活動の中で農業委員、推進委員の意見を頂戴しながら判断をしているということでした。

次に、商工振興課です。

商店街活性化補助金について、詳細説明を求めると。これに対して、夢街光の森会及び三里木商工繁栄会の2団体に交付しており、夢街光の森会は、光の森公園にて秋祭りを開催、50万円を交付していると。三里木商工繁栄会は、三里木駅前広場にてさんま祭りを開催、43万円を交付したと。令和5年度はコロナ明けで増額したが、令和6年度はコロナ前の金額に戻したということでした。

次に、建設課です。

中代団地改修の一戸当たりの改修費及び今後の改修計画、に対し、全体工事費が3棟6戸を約1億1,200万円で改修しており、1戸当たりは約1,860万円となっていると。令和6年で3棟完了、令和7年度は3棟を改修し、令和7年度末で改修計画20棟のうち6棟が完成予定であると。

それから、菊陽空港線の進捗状況については、堀川から県道新山原水線の間は、道路築造工事は完了しており、残工事は側溝工事や舗装工事、植栽工事であると。堀川から長塚団地までの間は、ボックスカルバートの工事に着手しており、残工事は側溝工事や舗装工事、植栽工事などになると。

それから次に、都市計画課です。

ブロック塀等除却費補助金は、通学路に面する危険なブロック塀を対象としているのかに対し、基本的には通学路に面した危険性のあるブロック塀を対象としており、要件を満たすかは現地確認を行っている。また、通学路に面するか否かについては、その都度教育委員会に確認をしている。

それから、新駅整備負担金には、JR豊肥線の複線化に関する費用も含まれているのかに対し、新駅の整備について、駅舎及び駅前広場は町の施行及び所有、軌道やホームなどの鉄道施設はJRの施行及び所有となり、本負担金はJRが施行する鉄道施設の設計に要する費用に対して支出をしたものであると。複線化については、県をはじめ関係機関との協議も必要であり、実施の要否も含め検討に時間を要する。本負担金に新駅の同時進入施設の整備に要する費用は含んでいるが、複線化に関する費用は含んでいない。

次に、下水道課です。

今後も大規模な開発が見込まれ、10年後には相当な排出量になると思うが、既存管の容量や

老朽化の調査は行っているのかに対し、埼玉県八潮市の陥没事故を受け、老朽化しやすい箇所を重点的に目視やマンホール蓋を開けて安全性を確認している。また、今後も人口増加に伴い排水量が増加するため、既存管の容量を調査し、計画的に増強工事を行う必要があるということでした。

それから最後に、施設整備課です。

菊陽杉並木公園拡張整備における土地取得の平米当たりの価格は幾らになるのかと。これにつきまして、平米当たり1万1,000円ということでした。

以上が審査の経過です。

なお、付託された2件について採決を行った結果、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、経済産業建設常任委員会に属する事項は賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業会計の決算認定について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

経済産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。

○議長（福島知雄議員） 経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については各委員会に関連してしますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号令和6年度菊陽町下水道事業会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長矢野厚子議員。

○文教厚生常任委員長（矢野厚子議員） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付託事項は、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項、認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和6年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件であります。

9月10日、11日の2日間にわたり、認定第1号、認定第3号、認定第4号、認定第5号について、各担当部課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審議しました。

なお、11日の午後から武蔵ヶ丘小学校の改築された給食調理室の視察を行い、担当の栄養士さんから食材の8割は県産品を使って調理しているという説明を受けながら温かい給食の試食を行いました。その後、改築された社会福祉協議会に移動し、新しくなった浴室や舞台などの施設の説明を受け、ちょうど子どもの健診に利用されている昼間の様子を見学しました。新しい広場は明るくなり、利用者にも好評とのことでした。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものだけを報告します。

まず、学務課の地方スポーツ振興補助金の対象者について、外部指導員がいる部活動が対象になるとの説明を受けました。また、外部コーチと部活動指導員の違いについての説明も受けました。

教育支援体制整備事業費補助金や帰国外国人児童・生徒など教育の推進事業費の事業内容や対象生徒数の説明も受けました。細かいことは資料に書いてあります。

スクールロイヤーの委託料に対し、令和6年度は41件の実績の報告がありました。また、職員からは気軽に弁護士への相談ができる場ができ、好評とのことでありました。相談内容が重要事案である場合は、別途予算措置をして対処しているとのことでありました。

生涯学習課からは、南部町民センターとふれあいの森研修センターの使用利用の実績の差について、軽運動施設のある南部町民センターのほうがボールなどを使った運動など多様なスポーツができるため、利用者が多いとの説明がありました。

スポーツ振興課からは、総合体育館の使用料収入が多い理由は、土日に県大会や九州大会など規模の大きな大会が多く、使用料が町外料金で3倍になる大会もあるため、今後も続く見込みであるとのことでした。

また、全国大会出場激励金は、スポーツだけではなく文化部門も対象であり、申請式となっている。その方法は町のホームページで周知しているとの説明がありました。

こども家庭相談課からは、巡回支援保育士報酬に対して、その保育士の業務内容の説明がありました。また、巡回支援専門員派遣委託料、育児支援家庭訪問事業委託料の業務内容と関わる人員の数についての説明も受けました。

福祉課の民生児童協議会補助金に関連して、現在の民生児童委員の不在地区などの説明も受けました。

聴覚障がい補聴器制度は、補装具費では対象にならない難聴児が助成対象となっており、1割が自己負担で、耐用年数や成長で合わなくなった場合も再度助成を利用して更新できるとの説明がありました。

健康・保険課の産婦人科オンライン・小児科オンライン委託料について、月に30から60件の利用があり、令和6年度の相談件数は延べ514件あったと報告がありました。

また、健康ポイント関連委託料に関連して、健康ポイント事業の会員は令和6年度末には3,009人であり、平成29年度に当初目標とした3,000人を超えたとの報告を受けました。

以上が審査の主な経過報告です。

なお、付託されました4件につきまして採決を行いました結果、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、文教厚生常任委員会に属する事項は、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第5号令和6年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁させていただきます。

○議長（福島知雄議員） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論を行います。

認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号令和6年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違え、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和6年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

1人、棄権ですか。ボタン。棄権も出てないですけど。賛成ですか。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和6年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和6年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第5号は認定とすることに決定しました。

次に、総務住民生活常任委員長大久保輝議員。

○総務常任委員長（大久保 輝議員） おはようございます。

総務住民生活常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

総務住民生活常任委員会に付託されました付議事項は、認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務住民生活常任委員会に属する事項、認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択についての請願、以上3件であります。

9月10日、11日の2日間にわたり、認定第1号、認定第2号について、各担当部課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査しました。

また、請願第1号につきまして、紹介議員及び請願者より説明いただき、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

審査の経過につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

まず、住民生活部、光の森町民センター。

体育館・地域センター運営委託料について、受託者であるクラブきくようの職員が3人くらい受付にいるが、その人たちが運營業務を行っているのか。ロビーに2名、健康増進室に1名の計3名で子育て支援センターを除いた予約管理を行っております。

次に、町民課です。

セミセルフレジのランニングコストが毎年約40万円かかるとのことだが、導入の価値はあるのか。手数料の徴収漏れがなくなったことと、これまで金種計算等の集計作業を手作業で行っていたものが自動に切り替わり作業の効率化が図れた。また、効率化により窓口終業後における時間外勤務の時間が短縮されておりますので、効果は大きいと考えているということでした。

次に、税務課です。

徴収率、滞納者の推移、徴収委託と効果はという質問に対して、徴収率は前年度比1.18%増加しており、委託の効果は出ていると。徴収率は上昇してよくなっており、滞納者数については減少してきている。一方で、滞納額がある程度残っているところを見ると、高額滞納者が増えてきていると考えているということでありました。

次に、環境生活課です。

リチウムイオン電池の回収についての記載はあるのか。また、外国人には外国人向けのパンフレットを配っているのか。現在の冊子にはリチウムイオン電池の回収についての記載はありませんので、次回の改定版に記載をする予定です。また、外国語版の冊子については、現時点では作成はできておりませんということでした。

野良猫によるひっかき傷や、ふんに関することなどの相談を受けるが、町として対策はできないのか。犬であれば、狂犬病予防法により対応できることもあるが、猫に関しては法律に定めがなく捕獲することもできないので、地区で対応していただくことになるという答弁でありました。

次に、総務部、会計課です。

税金の納付方法、口座振替、金融機関での納付書払い、コンビニでの納付書払いとして金額と件数は比例しているか。それぞれ単価が異なるので、一概に比例しているわけではないということでありました。

次に、人権教育・啓発課です。

三里木町民センター使用料に関連して、三里木町民センターにはテニスコート2面があるが、総合体育館施設内にテニスコートができてからの使用頻度はどう変わったか。また、年間どれぐらいの利用件数があるのか。総合体育館敷地内にテニスコートができてからも使用頻度にあまり変化はありません。利用件数は1,464件ですということです。

団体活動助成金を交付するに当たって、法的根拠あるのか。近隣市町の団体活動補助金の交付状況はどうなっているのか。活動報告はどのようにしているのか。部落差別の解消の推進に関する法律の中で地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるものとするあり、この法律は理念法ではありますが、この法律をよりどころとしている。近隣市町の交付状況は、熊本県、菊池市、合志市、大津町も補助金を交付している。活動報告は、実績報告という形で、領収証、出納簿、通帳等を提出いただき、確認を行っているということでありました。

次に、財政課です。

自動車借り上げ料の公用車の借り上げについて、維持管理面で業務改善されたところはあるか。施設改修費の説明でLED工事が含まれていたが、全体的なLED化について今後の見通しは。車検、点検は毎年あり、事務量もありました。その分に割かれる時間もなくなりましたので、そこは改善されたと思います。車検等の場合、4項目くらい支払い項目がありましたの

で、そこが軽減されたかなと思う。目的の一つとして、庁用車の稼働状況を見るというのがあ  
るが、稼働が少なければもっと削減できるという視点もあるので、長い目で見ればコスト削減  
にもつながると考えている。LED化については、新庁舎整備の動きもあるので未定である  
が、財政課としてはなるべく早くしたいと考えているということでありました。

次に、総合政策課です。

台湾アウトバウンド支援事業補助金について、昨年度の振り返りと今年度の経過はどうか。  
昨年度の利用者は234人で、成果はあったと考えている。今年度は現時点で101名の申請があ  
り、昨年度は旅行シーズンである冬に申請が多かったため、今年もこれから申請件数が伸びる  
と見込んでいるということでありました。

企業版ふるさと納税コンサルティング委託料とは何か。菊陽町を紹介する冊子を作成し、企  
業との仲介を依頼している。あらかじめ定めた率で寄附額に応じて支払いを行ってというとい  
うことでした。

次に、危機管理防災課です。

防災行政無線の保守点検の内容は何か。契約の方式は何か。金額が高い気がするがどうか。  
また、点検は3回も必要なのか。契約は随意契約になる。点検内容は、機器に不具合がない  
か、受信、発信状態に問題がないか、機能を阻害する要因がないかの確認を行っている。点検  
回数は、いざというときに確実に使用できることが重要なため、不具合が生じていないか確認  
する目的で年3回行う必要があると考えているということでした。

次に、選挙管理委員会。

立会人は決まったメンバーが多いイメージがあるが、公募などにより、誰でも立会人になれ  
る制度はあるのか。期日前投票立会人については公募している。当日の投票立会人について  
は、区長にお願いしており、公募はしていない。開票立会人については公募等はしていない  
が、各政党が代表の立会人を届出している。基本誰でもなれるが、開票立会人だけは町の選挙  
人名簿に登録されている必要があるということでした。

次に、総務課です。

文書配布事務委託料の業者は毎年変わるのか。3年契約としている。

3年契約終了後も同じ業者との契約となることはあるのか。プロポーザル方式により業者を  
選定しているので、同じ業者になることもあるということでした。

AI活用やDX推進が進む中で、AIチャットボットなどで住民が迅速に情報を得られるよ  
うなシステムについて協議はしているか。総合政策課と連携して次期ホームページの在り方を  
検討していくということでありました。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました3件につきまして採決を行いました結果、認定第1号令和6年度菊陽  
町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、総務住民生活常任委員会に属する事項は、賛  
成多数により認定すべきものと決しました。

認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択についての請願につきましては、賛成少数により不採択となりました。

以上で総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席にて答弁をさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 総務住民生活常任委員長の報告終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、座ったままでよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） 令和6年度一般会計の反対討論を行います。

令和6年度の施策では、武蔵ヶ丘北小学校校舎給食室新築事業をはじめとした学校教育施設整備の環境整備が行われており、また子ども医療費助成事業にも2億7,794万1,000円の支出が行われているなど対応を評価します。

反対の理由は、今まで議会でも質問でも述べてきましたけれども、杉並木公園アーバンスポーツ施設の整備や多目的グラウンドの整備に係る発注費用の支出が、令和6年度8億9,263万円に上っています。多目的グラウンドの整備には反対ではありませんが、優良農地を潰してのアーバン施設の建設には反対です。

町はJASの進出で雇用など経済効果もありますが、交通渋滞の深刻化、地下水の枯渇、汚染への住民の不安、地価の高騰における各種の問題など対応が必要です。開発により農地も大幅に縮小しています。また、この間の議会でも、物価高騰が続いているため生活困窮世帯への支援を求めてきましたが、私の提案に対して町独自の支援は行われていません。

企業の進出による税収増をもっと町民に還元するべきだと述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、

賛成の立場で討論をいたします。

我々議会に求められているものは、令和6年度における町執行部の業務執行状況及びそれに伴う会計処理の妥当性の審査と認定であります。

町長の施策は、今から述べる4本の柱立てに支えられております。

人が豊かに育つまち、2つ目に安全・安心で住みやすいまち、3番目に産業が成長し続けるまち、4番目にみんなで楽しく協働してつくるまち。時間の関係で詳しく述べることは避けませんが、この4本の柱は我が町の代々のまちづくりの基本理念を正しく受け継ぎ発展させた土台の上に立っていると考えます。町政の執行状況にはその姿を見ることができます。

菊陽町監査委員による会計監査は、本町の財政運営が極めて堅調であることを示しております。財政力指数は例年1に近く、財政力の強さを示しております。

事業が組める余裕、すなわち財政の弾力性を示す比率も財政運営に一定の余裕があることを示しております。例えば経常収支比率、令和4年度までは80%台で推移しておりましたが、類似団体の平均的水準約90%以上を回復しております。94.5%になっております。

次に、公債費負担比率ですが、砕けた言い方をすれば収入に占める借金の比率ですけれども、令和4年度には15.8%だった指数が令和5年度には12.4%となり、令和6年度はさらに10.7%へと低下しております。財政硬直化の要注意ポイントとなる指数15%以下になっています。

標準財政規模は年々増加しており、これまで90億円台で推移していたものが、令和6年度にはついに100億円を超えております。

次に、特に令和6年度以降の決算は、TSMCの本町への進出がもたらしつつある変化に対して町が効果的に対応できているかの評価も伴います。

情勢の基本的変化を感知して第6期総合計画を中断し、英断をもって取りかかった第7期総合計画は完成をしております。

国や県と連携し、交通関係のインフラ整備が進んでいます。原水駅の整備と原水工業団地への通勤バス増便とその乗降場整備も進んでおります。原水駅付近から西側の豊肥線沿線地域の新土地区画整理、住環境整備やにぎわいの創出あるいは知の分野も含んだ新たなまちづくりの構想が進んでおります。新駅の設置計画も進んでます。町民総合運動公園、アーバンスポーツ施設の設置事業が進んでいます。新たな時代の発信基地たる新庁舎建設の検討も開始されております。

次に、地下水の質量保全事業や計画が取り組まれています。水田湛水事業が実施されています。白河中流域と水稲作付推進協議会の取組が始まっています。森林の育成や保全、緑地保全も検討されております。浸透ます、雨庭よる啓発など、雨水浸透策が推進されております。企業、事業所、家庭など節水努力も呼びかけられております。竜門ダム未利用水の活用計画も進んでおります。

次に、浄水排水施設の改善事業と新設計画が図られております。

以上、TSMC効果の最大化とマイナス要因の最小化を図るための町の諸施策は、昨年から

今年に引き続き適切になされつつあると判断いたします。

以上、私たちの仕事は、菊陽町のみならず県下全域を潤し、大きくは我が国や世界の経済に関わる大切な事業の一環を担う、その土台をつくることであります。町執行部は、日本一のまちづくりという町長の大きな夢を政策調整会議などのリアリズムとリーダーシップの下で支え、着実に進めていると考えます。本決算は、それを反映していると判断をいたしました。もって、令和6年度菊陽町一般会計決算への賛成討論といたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号令和6年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長の報告は認定とするものです。各委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定とすることに決定しました。

次に、認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和6年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定とすることに決定しました。

次に、請願第1号日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書採択についての請願について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長の報告は不採択でありましたので、採択についての賛成者からの討論が先になります。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 請願1号の賛成討論を行います。

この請願は、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書を議会から提出してほしいという内容のものです。この意見書が委員会で不採択になったことは、私は大変遺憾です。

今年は、戦後、被爆80年。戦争か平和かの重大な岐路に立っています。戦後の出発点は、戦争の惨害から将来の世代を救うとうたった国連憲章と侵略戦争と植民地支配の反省から不戦を誓った日本国憲法です。

今、94か国の署名、73か国の批准に広がっている核兵器禁止条約と日本原水爆被害者団体協議会、被団協のノーベル平和賞受賞は、核抑止論が破綻し核廃絶しかないと、全世界にさらなる行動を呼びかけています。ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルのパレスチナ自治区ガザへの無差別大規模攻撃が続き核兵器の使用の威嚇が繰り返される中、軍事同盟や核抑止の政策が強められ、核戦争の危機がかつてなく高まっています。核兵器をめぐる情勢が緊迫している今こそ、核兵器禁止条約の規範力を強め、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

以上が請願の趣旨であり、核兵器禁止条約に参加・調印・批准を求める意見書の提出に各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准することを求める意見書採択についての請願について、先ほど委員長報告をさせていただきましたが、一議員として反対の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

まず初めに申し上げますのは、この請願第1号の内容にあります核兵器禁止条約の理念その

ものに反対するものではなく、日本政府や世界へ核兵器廃絶への努力を求めていかなければならないと考えてはおります。

しかしながら、核兵器禁止条約は理念先行であり、現実の安全保障環境を踏まえておりません。隣国北朝鮮は核ミサイル開発を繰り返しており、度々日本近郊にミサイルなどが発射されている状況にあります。その他の国においても、今もございましたが、軍備を増強し国際秩序を揺るがす動きを見せている国が存在しています。こうした中で、米国の核抑止力を否定し核の傘から離脱すれば、日本の安全保障政策は根底から揺らぎ、国民の命と暮らしを危険にさらすこととなります。

令和2年12月定例会においても、核兵器禁止条約の批准を求める意見書案が発議されましたが、賛成少数で否決されております。当時と比べても今日の安全保障環境はむしろ一層厳しさを増しており、その判断は正しかったというふうに私は考えております。

日本政府は、外務省のホームページにおいて核廃絶の目標を共有しつつも、現実の脅威に適切に対処しながら現実的かつ実効的な核軍縮を進めるといったことを明確に記してあります。

理想を掲げることは大切ですが、理想だけでは国民を守ることはできません。現実を踏まえた安全保障と核軍縮の両立こそ、日本の責務であるというふうに考えます。

以上の理由から、度々申し上げますがこの理念には共感いたしますが、請願第1号は不採択とするべきであると考えて、反対討論といたします。議員各位の御賛同をよろしく願います。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論ありませんか。

廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、核廃絶の批准について反対の立場で討論をします。

核兵器禁止条約の理念には共感をいたします。誰もが核兵器のない世界平和を願っております。ただ現実論として、安全保障の現実や核兵器保有国米、露、中、英、仏を参加の必要性を考えると、核保有国、非核兵器国の橋渡し役として現実的な核軍縮を進める日本の立場は、私自身の考え方と全く一緒でございます。

また、日本は米国の核の傘によって安全保障を維持されています。北朝鮮の核開発、中国の軍事拡大などを背景に核抑止の枠組みが必要であると考えております。

世界平和のために、目標はただ一つ核廃絶でございます。それにたどり着くプロセスとすれば、核軍縮であると私は考えます。

そういう意味から、日本政府が核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを求める意見書の提出には反対討論といたします。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書採択についての請願について、この請願に対する委員長報告は不採択です。請願第1号について意見書採択に賛成する方は賛成のボタンを、不採択の方は反対のボタンを押してください。間違えないよう注意して押してください。

この意見書案に賛成の方は賛成のボタンを。

はい。不採択に賛成の方は反対のボタンを押してください。分かりますか。間違えないように。

意見書、請願に賛成する方は、賛成、反対の方は反対。いいですね。それでは、ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 発議第8号 菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、発議第8号菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

この議案は、西本議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本議員、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春議員） 皆さん、おはようございます。

菊陽町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、議会に関わる手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、各種手続のオンライン化等に対応するため、菊陽町議会会議規則の一部を改正するもので、最後のページのところに附則として公布の日から施行することとしております。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質疑は自席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 発議第9号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第3、発議第9号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、西本議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本議員、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春議員） それでは、発議第9号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由としましては、議会に関わる手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、委員会をオンラインによる方法を活用して開会することができるように要件を追加すること等菊陽町議会議員条例の一部を改正するためでございます。

なお、最後のところに2分の2ページに附則としてこの条例は公布の日から施行するものとしております。

各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

質疑は自席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第9号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更にあたっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続の審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のあったとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の

継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について**

○議長（福島知雄議員） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部を終了しました。

これで令和7年第3回菊陽町定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時1分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 藤 本 昭 文

菊陽町議会議員 馬 場 功 世

菊陽町議会会議録  
令和7年第3回9月定例会

令和7年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919